

福岡県シ連第223号

平成25年12月24日

一般社団法人新宮町シルバー人材センター
理事長 伊藤 猛 宏 様

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会
会 長 鹿 野 至

平成25年度第4回理事会の開催について

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件について、下記により開催いたしますので、ご多用中誠に恐縮に存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成26年1月21日(火) 13:30～
- 2 場 所 福岡県中小企業振興センター4階 403会議室
福岡市博多区吉塚本町9番15号
連絡先電話(092)623-5656
- 3 議 事
第1号議案 平成25年度収支補正予算
- 4 協議事項
後日、理事会次第でお知らせします
- 5 報告事項
会長及び常務理事職務状況報告
全シ協事務局長会議報告
- 6 その他

※ 当日は、印章をご持参ください。

次回
2014/3/25(木)

1

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

平成25年度第4回理事会 次第

日 時 平成26年1月21日(火) 13時30分～

場 所 福岡県中小企業振興センタービル 4階
403会議室

1 会長挨拶

2 定足数報告

3 議長選出

4 議 事

第1号議案 平成25年度収支補正予算について

✓

5 協議事項

平成25年度目標設定について

✓

6 報告事項

(1) 会長及び常務理事職務執行状況報告

(2) 全シ協第3回都道府県シルバー連合事務局長会議報告

7 その他

事 務 連 絡

平成26年1月10日

(連合会理事)

一般社団法人新宮町シルバー人材センター

理事長 伊 藤 猛 宏 様

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

会 長 鹿 野 至

平成25年度第4回理事会資料について

厳寒の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営について格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記理事会については、平成26年1月21日（火）福岡県中小企業振興センター 403会議室において開催することとしてご案内いたしております。

つきましては、理事会資料を別添のとおり配付いたしますので、当日ご持参していただきますようお願いいたします。

平成25年度目標設定について

1. 全シ協より連合会事務局長宛文書

25全シ協発第96号 平成25年8月5日付

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会事務局長 末竹正男

厚生労働省職業安定局関係事業に係る平成25年度の目標設定について

(平成25年8月12日県内全センターへメール送信済み)

2. 県内シルバー人材センター事業実績一覧 (平成24年度4月～12月まで)

全県合計数 (A4判表)

A 受注件数	128,136件
B 契約金額	7,893,844千円
C 就業延人員	1,777,042人

4.4 FM B/c

3. 県内シルバー人材センター事業実績一覧 (平成25年度4月～12月まで)

全県合計数 (A3判表)

受注件数	126,812件	
前年比	▲1,324件	約1.0%減
契約金額	7,714,189千円	
前年比	▲179,655千円	約2.2%減
就業延人員	1,804,707人	
前年比	△27,665人	約1.5%増

4. 目標達成センター数 (出張所含む44センターの内)

会員数	10センター
受注件数	20 //
契約金額	18 //
就業実人員	18 //
就業延人員	32 //

25 全シ協発第 96 号

平成 25 年 8 月 5 日

都道府県シルバー人材センター連合

事務局 長 殿

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

事務局長 末竹 正男

厚生労働省職業安定局関係事業に係る平成 25 年度の目標設定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、厚生労働省職業安定局で所管する労働政策審議会職業安定分科会においては、例年、施策目標を設定しているところです。

今般、シルバー人材センター事業についても、平成 25 年度より下記 1 の指標を国の目標として設定することとなった旨、厚生労働省から通達（別添）がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）及びシルバー人材センター（以下「センター」という。）におかれましては、さらに、積極的な就業開拓に取り組み、本目標を達成していただきますよう、お願いいたします。

なお、シルバー連合におかれましては、定期的に都道府県内の実績を確認するなどして、万が一、本目標を下回りそうなセンターがあった場合は、該当センターと連携のうえ、方策を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 職業安定分科会にて検証すべき平成 25 年度の年度目標

シルバー人材センターにおける契約受注件数 前年度契約件数以上

2 その他

年度終了後、上記 1 の取組状況については、当協会に取りまとめている統計年報により確認いたします。

5

県内シルバー人材センター事業実績一覧(平成24年度4月～12月)

平成24年4月～12月

番号	センター名	会員数			受注件数			契約金額			就業実人員	就業証人員
		男性	女性	合計	公共件数	民間件数	合計	公共金額	民間金額	合計		
1	(公社)久留米市	1,078	494	1,569	872	9,262	10,134	209,037,963	310,703,986	519,741,949	1,163	124,327
2	(公社)大野城市	301	130	431	63	1,418	1,481	40,185,619	64,586,164	104,771,783	270	28,486
3	(公社)福岡市	2,505	1,266	3,771	105	6,889	6,994	415,109,836	432,942,929	848,052,765	2,068	191,458
4	(公社)福岡市(南)	2,229	1,171	3,400	56	6,308	6,364	314,802,281	383,170,395	697,972,676	1,876	179,588
6	(公社)春日市	315	119	434	156	1,992	2,148	49,706,309	88,376,262	138,082,571	356	31,144
7	(公社)大牟田市	483	131	614	181	7,783	7,964	77,152,846	136,053,923	213,206,769	481	65,895
8	(公社)飯塚市	481	287	766	1,388	2,898	4,286	113,681,033	150,162,385	263,843,418	515	56,284
9	(公社)太宰府市	236	89	322	183	4,760	4,943	32,681,785	89,834,306	122,516,091	249	33,937
10	(公社)筑紫野市	547	169	715	194	2,503	2,697	108,975,056	59,242,316	168,217,372	502	44,949
11	(公社)古賀市	302	128	430	201	1,760	1,961	48,323,590	69,224,232	117,547,822	289	23,626
12	(公社)宮若・小竹	185	95	279	546	1,409	1,955	64,295,789	50,645,307	114,941,096	217	20,139
13	(公社)田川地区	529	221	750	817	1,414	2,231	83,725,576	83,538,108	167,263,684	318	24,907
14	(公社)大川市	246	140	386	102	2,186	2,288	63,698,990	50,954,102	114,653,092	262	22,126
15	(公社)北九州市	897	379	1,274	107	4,939	5,046	154,892,839	213,816,346	368,709,185	857	76,508
16	(公社)北九州市(西部)	951	382	1,333	115	4,589	4,704	135,948,009	240,391,990	376,339,999	864	81,155
16	(公社)糸島市	675	552	1,227	211	3,758	3,969	154,986,392	211,685,889	366,672,281	807	77,948
17	(公社)八女広域	533	207	740	248	4,717	4,965	98,301,171	182,733,141	281,034,312	553	52,382
18	(公社)宗像市	484	146	627	867	4,010	4,877	112,466,155	96,773,958	209,240,113	460	45,318
19	(公社)福津市	379	122	495	119	3,247	3,366	75,720,274	100,787,869	176,508,143	362	44,483
20	(公社)朝倉市	373	170	543	340	3,041	3,381	60,354,310	131,135,205	191,489,515	393	33,580
21	(公社)直方市	216	143	359	39	1,771	1,810	55,815,231	94,604,836	150,420,067	270	26,597
22	(公社)小郡大刀洗広域	269	150	416	385	3,309	3,694	34,036,775	107,228,047	141,264,822	361	36,306
23	(公社)柳川市	388	230	618	151	3,892	4,043	99,380,763	106,228,021	205,608,784	456	51,031
24	(公社)筑後市	310	102	412	90	3,986	4,076	52,336,549	134,422,969	186,759,518	299	35,724
25	(公社)嘉麻・桂川広域	335	167	502	773	1,173	1,946	118,752,841	34,025,859	152,778,700	279	27,645
26	(公社)岡垣町	234	108	342	238	2,198	2,436	48,779,711	81,150,698	129,930,409	289	29,169
27	(社)那珂川町	307	154	461	46	841	887	29,639,884	68,693,690	98,333,574	295	24,016
28	(公社)中間市	243	86	329	53	1,717	1,770	38,199,732	33,934,570	72,134,302	231	18,742
29	(公社)遠賀町	150	59	208	90	1,518	1,608	42,658,261	34,371,879	77,030,140	172	17,515
30	(公社)豊前・上毛	313	112	425	284	3,465	3,749	42,790,855	112,550,269	155,341,124	303	29,254
31	(公社)みやま市	190	81	271	245	2,337	2,582	42,601,244	61,492,391	104,093,635	218	27,021
32	(公社)行橋市	197	76	273	91	2,092	2,183	9,115,815	81,986,073	91,101,888	174	13,599
33	(公社)粕屋町	143	98	240	156	912	1,068	33,096,290	32,738,161	65,834,451	215	22,288
34	(公社)筑前町	224	110	332	223	1,815	2,038	65,745,019	44,245,855	109,990,874	260	26,897
35	(公社)大木町	144	45	185	28	1,085	1,113	18,104,423	44,549,979	62,654,402	148	13,805
36	(公社)築上町	138	54	192	111	1,151	1,262	14,968,967	41,070,946	56,039,913	134	9,734
37	(公社)苅田町	178	56	234	209	759	968	38,672,213	39,733,782	78,405,995	170	13,788
38	(公社)うきは市	196	98	292	158	1,405	1,563	27,182,222	57,233,898	84,416,120	191	15,516
39	(公社)志免町	248	163	411	37	666	703	53,087,533	27,698,277	80,785,810	316	27,121
40	(公社)みやこ町	134	56	190	100	914	1,014	21,876,423	24,449,749	46,326,172	138	10,092
41	(一社)新宮町	155	98	253	12	417	429	2,874,353	66,281,077	69,155,430	136	13,771
42	(一社)篠栗町	174	81	255	87	510	597	49,370,160	22,047,236	71,417,396	186	16,156
43	(一社)須恵町	100	63	163	28	436	464	22,019,662	10,626,113	32,645,775	126	8,242
44	(一社)久山町	50	18	68	75	304	379	3,083,818	7,487,140	10,570,958	46	4,773
県内合計		18,765	8,806	27,571	10,580	117,556	128,136	3,378,234,567	4,515,610,328	7,893,844,895	18,275	1,777,042

※ 会員数、就業実人員は、期間内最大値

平成25年度 収支補正予算書内訳表（損益計算ベース） 内部管理資料

(単位：円)

科目	公益目的事業会計						法人会計	内部取引消去	合計
	シルバー人材センター事業	労働者派遣事業	シニアワークプログラム地域事業	福岡県高齢者子育て支援推進事業	福岡県高齢者子育て支援推進事業（緊急雇用対策）	共通			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
受取会費	10,038,000	0	0	0	0	0	10,038,000	6,892,000	16,730,000
正会員受取会費	4,392,000	0	0	0	0	0	4,392,000	2,928,000	7,320,000
特別会員受取会費	6,000	0	0	0	0	0	6,000	4,000	10,000
賛助会員受取会費	5,640,000	0	0	0	0	0	5,640,000	3,780,000	9,400,000
労働者派遣事業収益	0	162,128,000	0	0	0	0	162,128,000	1,000,000	163,128,000
労働者派遣事業収益	0	162,128,000	0	0	0	0	162,128,000	1,000,000	163,128,000
受取補助金	24,500,000	0	0	0	0	0	24,500,000	0	24,500,000
受取国庫補助金	8,900,000	0	0	0	0	0	8,900,000	0	8,900,000
受取県庫補助金	15,600,000	0	0	0	0	0	15,600,000	0	15,600,000
受取事業受託収益	0	0	99,353,000	13,050,000	3,087,000	0	115,490,000	0	115,490,000
シニアワークプログラム受託収益	0	0	99,353,000	0	0	0	99,353,000	0	99,353,000
福岡県高齢者子育て支援推進事業受託収益	0	0	0	13,050,000	3,087,000	0	16,137,000	0	16,137,000
受取支援事業収益	1,275,000	0	0	0	0	0	1,275,000	0	1,275,000
受取全シ協支援事業収益	1,275,000	0	0	0	0	0	1,275,000	0	1,275,000
受取寄附金	100,000	0	0	0	0	0	100,000	0	100,000
受取寄附金	100,000	0	0	0	0	0	100,000	0	100,000
雑収益	43,000	3,000	0	0	0	0	46,000	201,000	247,000
受取利息	3,000	3,000	0	0	0	0	6,000	1,000	7,000
雑収益	40,000	0	0	0	0	0	40,000	200,000	240,000
経常収益計	35,956,000	162,131,000	99,353,000	13,050,000	3,087,000	0	318,577,000	7,893,000	321,470,000
(2) 経常費用									
事業費	38,934,000	162,131,000	99,353,000	13,050,000	3,087,000	0	318,555,000		318,555,000
ブロック研修等活動事業助成金	895,000	0	0	0	0	0	895,000		895,000
給料手当	18,726,000	5,504,000	15,722,000	5,665,000	1,990,000	0	47,607,000		47,607,000
派遣会員賃金	0	134,101,000	0	0	0	0	134,101,000		134,101,000
法定福利費	2,636,000	1,363,000	2,756,000	978,000	363,000	0	8,096,000		8,096,000
退職給付費用	864,000	0	0	0	0	0	864,000		864,000
福利厚生費	84,000	14,000	38,000	15,000	7,000	0	158,000		158,000
旅費交通費	878,000	108,000	2,989,000	358,000	53,000	0	4,386,000		4,386,000
通信運搬費	552,000	416,000	1,804,000	310,000	42,000	0	3,124,000		3,124,000
消耗品費	762,000	300,000	1,624,000	107,000	39,000	0	2,832,000		2,832,000
印刷製本費	3,806,000	133,000	2,568,000	443,000	441,000	0	7,391,000		7,391,000
会議費	154,000	0	0	0	0	0	154,000		154,000
光熱水料費	170,000	23,000	242,000	25,000	0	0	460,000		460,000
賃借料	4,021,000	1,227,000	17,802,000	1,742,000	34,000	0	24,826,000		24,826,000
保険料	70,000	0	363,000	268,000	0	0	701,000		701,000
諸謝金	2,353,000	0	35,807,000	1,684,000	0	0	39,844,000		39,844,000
租税公課	300,000	7,048,000	1,393,000	321,000	115,000	0	9,177,000		9,177,000
広報費	0	0	3,150,000	0	0	0	3,150,000		3,150,000
委託費	2,358,000	11,056,000	4,633,000	639,000	0	0	18,686,000		18,686,000
修繕費	0	480,000	0	0	0	0	480,000		480,000
教材費	93,000	0	4,235,000	480,000	0	0	4,808,000		4,808,000
講習企画購入費	0	0	472,000	0	0	0	472,000		472,000
S P 技能講習共同費	0	0	3,660,000	0	0	0	3,660,000		3,660,000
支払手数料	154,000	358,000	95,000	15,000	3,000	0	625,000		625,000
雑費	60,000	0	0	0	0	0	60,000		60,000
管理費							6,893,000		6,893,000
給料手当							2,599,000		2,599,000
法定福利費							408,000		408,000
福利厚生費							6,000		6,000
会議費							108,000		108,000
役員報酬							1,160,000		1,160,000
役員費用弁償							217,000		217,000
旅費交通費							200,000		200,000
通信運搬費							150,000		150,000
消耗品費							100,000		100,000
印刷製本費							200,000		200,000
光熱水料費							25,000		25,000
賃借料							1,000,000		1,000,000
諸謝金							53,000		53,000
租税公課							26,000		26,000
支払負担金							255,000		255,000
委託費							195,000		195,000
支払手数料							50,000		50,000
保険料							51,000		51,000
雑費							90,000		90,000
経常費用計	38,934,000	162,131,000	99,353,000	13,050,000	3,087,000	0	318,555,000	6,893,000	323,448,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△2,978,000	0	0	0	0	0	△2,978,000	1,000,000	△1,978,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△2,978,000	0	0	0	0	0	△2,978,000	1,000,000	△1,978,000
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△2,978,000	0	0	0	0	0	△2,978,000	1,000,000	△1,978,000
一般正味財産期首残高	11,999,600	4,553,462	0	0	0	0	16,553,062	2,860,417	19,213,479
一般正味財産期末残高	9,021,600	4,553,462	0	0	0	0	13,575,062	3,660,417	17,235,479
II 正味財産期末残高	9,021,600	4,553,462	0	0	0	0	13,575,062	3,660,417	17,235,479

7 \$

公益社団法人 福岡県シルバー人材センター連合会

平成25年度 第4回理事会資料

(平成26年1月21日)

【議 事】

第1号議案 平成25年度収支補正予算

……P1～14

【協議事項】

平成25年度目標設定について

資料No.1

(当日配付)

【報告事項】

(1) 会長及び常務理事職務執行状況報告

資料No.2

(2) 全シ協第3回都道府県シルバー連合事務局長会議報告

資料No.3

(当日配付)

第1号議案

平成25年度収支補正予算

上記について、別紙のとおり提出する。

平成26年1月21日

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会会長 鹿野 至

理 由

本案は、労働者派遣事業の契約更新、新規契約に係る収益の増額及び派遣労働会員賃金・消費税・派遣手数料等費用の増額並びに労働派遣事業に必要な事業運転資金の確保のため、公益目的事業会計及び法人会計の予算の補正を行うものです。

平成25年度収支補正予算を作成したので、連合会定款第32条第6号の規定に基づき、理事会の承認を求めるものです。

収 支 補 正 予 算 書 (損益計算ベース)

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
一 資産増減の部			
(一) 資産の部			
1. 現金			
現金当座	16,730,000	0	16,730,000
現金預金	7,320,000	0	7,320,000
現金受取会費	10,000	0	10,000
現金受取会費	9,400,000	0	9,400,000
2. 事業収益	156,832,000	6,296,000	163,128,000
事業収益	156,832,000	6,296,000	163,128,000
補助金	24,500,000	0	24,500,000
補助金	8,900,000	0	8,900,000
補助金	15,600,000	0	15,600,000
委託収益	115,490,000	0	115,490,000
一 クプログラム受託収益	99,353,000	0	99,353,000
二 高齢者子育て支援推進事業受託収益	16,137,000	0	16,137,000
事業収益	1,275,000	0	1,275,000
協賛事業収益	1,275,000	0	1,275,000
雑収益	100,000	0	100,000
雑収益	100,000	0	100,000
雑収益	247,000	0	247,000
雑収益	7,000	0	7,000
雑収益	240,000	0	240,000
雑収益	315,174,000	6,296,000	321,470,000
(二) 負債の部			
1. 繰上金	310,559,000	5,996,000	316,555,000
研修等活動事業助成金	895,000	0	895,000
繰上金	47,607,000	0	47,607,000
繰上金	128,790,000	5,311,000	134,101,000
繰上金	8,079,000	17,000	8,096,000
繰上金	864,000	0	864,000
繰上金	158,000	0	158,000
繰上金	4,386,000	0	4,386,000
繰上金	3,124,000	0	3,124,000
繰上金	2,832,000	0	2,832,000
繰上金	7,379,000	12,000	7,391,000
繰上金	154,000	0	154,000
繰上金	460,000	0	460,000
繰上金	24,826,000	0	24,826,000
繰上金	701,000	0	701,000
繰上金	39,844,000	0	39,844,000
繰上金	8,911,000	266,000	9,177,000

科目	予算額	補正予算額	予算現額
広報費	3,150,000	0	3,150,000
委託費	18,294,000	390,000	18,684,000
修繕費	480,000	0	480,000
教材費	4,808,000	0	4,808,000
講習企画購入費	472,000	0	472,000
S P 技能講習共同費	3,660,000	0	3,660,000
支払手数料	625,000	0	625,000
雑費	60,000	0	60,000
管理費	6,893,000	0	6,893,000
給料手当	2,599,000	0	2,599,000
法定福利費	408,000	0	408,000
福利厚生費	6,000	0	6,000
会議費	108,000	0	108,000
役員報酬	1,160,000	0	1,160,000
役員費用弁償	217,000	0	217,000
旅費交通費	200,000	0	200,000
通信運搬費	150,000	0	150,000
消耗品費	100,000	0	100,000
印刷製本費	200,000	0	200,000
光熱水料費	25,000	0	25,000
賃借料	1,000,000	0	1,000,000
諸謝金	53,000	0	53,000
租税公課	26,000	0	26,000
支払負担金	255,000	0	255,000
委託費	195,000	0	195,000
支払手数料	50,000	0	50,000
保険料	51,000	0	51,000
雑費	90,000	0	90,000
経常費用計	317,452,000	5,996,000	323,448,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△2,278,000	300,000	△1,978,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△2,278,000	300,000	△1,978,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△2,278,000	300,000	△1,978,000
一般正味財産期首残高	19,213,479	0	19,213,479
一般正味財産期末残高	16,935,479	300,000	17,235,479
Ⅱ 正味財産期末残高	16,935,479	300,000	17,235,479

収支補正予算書内訳表 (損益計算ベース)

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	高齢者の雇用・就業機会確保及び提供、社会参加推進事業			
増減の部				
収入				
収入	10,038,000	6,692,000	0	16,730,000
入会費	4,392,000	2,928,000	0	7,320,000
入会費	6,000	4,000	0	10,000
入会費	5,640,000	3,760,000	0	9,400,000
収益	162,128,000	1,000,000	0	163,128,000
事業収益	162,128,000	1,000,000	0	163,128,000
収入	24,500,000	0	0	24,500,000
助成金	8,900,000	0	0	8,900,000
収入	15,600,000	0	0	15,600,000
収益	115,490,000	0	0	115,490,000
プログラム受託収益	99,353,000	0	0	99,353,000
高齢者子育て支援推進事業受託収益	16,137,000	0	0	16,137,000
収益	1,275,000	0	0	1,275,000
支援事業収益	1,275,000	0	0	1,275,000
収入	100,000	0	0	100,000
収入	100,000	0	0	100,000
収入	46,000	201,000	0	247,000
収入	6,000	1,000	0	7,000
収入	40,000	200,000	0	240,000
収入	313,577,000	7,893,000	0	321,470,000
支出				
支出	316,555,000		0	316,555,000
事務等活動事業助成金	895,000		0	895,000
支出	47,607,000		0	47,607,000
支出	134,101,000		0	134,101,000
支出	8,096,000		0	8,096,000
支出	864,000		0	864,000
支出	158,000		0	158,000
支出	4,386,000		0	4,386,000
支出	3,124,000		0	3,124,000
支出	2,832,000		0	2,832,000
支出	7,391,000		0	7,391,000
支出	154,000		0	154,000
支出	460,000		0	460,000
支出	24,826,000		0	24,826,000
支出	701,000		0	701,000
支出	39,844,000		0	39,844,000
支出	9,177,000		0	9,177,000
支出	3,150,000		0	3,150,000
支出	18,684,000		0	18,684,000
支出	480,000		0	480,000
支出	4,808,000		0	4,808,000
支出	472,000		0	472,000
支出	3,660,000		0	3,660,000
支出	625,000		0	625,000
支出	60,000		0	60,000

科目	公益目的事業会計 高齢者の雇用・就業機会確保及 び提供、社会参加推進事業	法人会計	内部取引消去	合計
管理費		6,893,000	0	6,893,000
給料手当		2,599,000	0	2,599,000
法定福利費		408,000	0	408,000
福利厚生費		6,000	0	6,000
会議費		108,000	0	108,000
役員報酬		1,160,000	0	1,160,000
役員費用弁償		217,000	0	217,000
旅費交通費		200,000	0	200,000
通信運搬費		150,000	0	150,000
消耗品費		100,000	0	100,000
印刷製本費		200,000	0	200,000
光熱水料費		25,000	0	25,000
賃借料		1,000,000	0	1,000,000
諸謝金		53,000	0	53,000
租税公課		26,000	0	26,000
支払負担金		255,000	0	255,000
委託費		195,000	0	195,000
支払手数料		50,000	0	50,000
保険料		51,000	0	51,000
雑費		90,000	0	90,000
経常費用計	316,555,000	6,893,000	0	323,448,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△2,978,000	1,000,000	0	△1,978,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△2,978,000	1,000,000	0	△1,978,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△2,978,000	1,000,000	0	△1,978,000
一般正味財産期首残高	16,553,062	2,660,417	0	19,213,479
一般正味財産期末残高	13,575,062	3,660,417	0	17,235,479
Ⅱ 正味財産期末残高	13,575,062	3,660,417	0	17,235,479

④ 計算書に係る注記

① 繰上償還及び設備投資に関する見込み

繰上償還事項なし

② 補助金に関する見込

(単位：円)

高年齢者就業機会確保事業費等補助金	金 額	貸借対照表科目
拠出点：国庫補助金	372,560,000	(流動負債) 預り補助金
拠出点：交付金（高年齢者就業機会確保事業費等補助金）	372,560,000	
拠出点：運営費	259,610,000	
拠出点：機能強化推進事業費	78,490,000	
拠出点：企画提案方式による事業費	34,460,000	

③ 借入金限度額

借入金限度額は5,000,000円とする。

④ リース負担額 6,442,170円

① 電話機器類(主装置・13台)の5年間のリース契約により、平成26年度 74,340円 累計 74,340円の債務を負担する。

② 複写機(リコー1台)の5年間のリース契約により、平成26年度 63,945円 累計 63,945円の債務を負担する。

③ 複合システムの1年間のリース契約により、平成26年度 54,600円 累計 54,600円の債務を負担する。

④ 複合システムセキュリティ機器の5年間のリース契約により、平成26年度 5,040円 累計 5,040円の債務を負担する。

⑤ 印刷機(RIS01台)の5年間のリース契約により、平成26年度 132,300円 累計 132,300円の債務を負担する。

⑥ 公益法人会計システム及びOA機器(NECパソコン10台)の4年間のリース契約により、平成26年度 200,970円 累計 200,970円の債務を負担する。

⑦ プリンター(リコー3台)の3年間のリース契約により、平成26年度 160,545円 累計 160,545円の債務を負担する。

⑧ OA機器(Panasonicモバイルパソコン2台)の4年間のリース契約により、平成26年度 210,420円 平成27年度 170,140円 累計 280,560円の債務を負担する。

⑨ 車両(トヨタアクア1台)の5年間のリース契約により、平成26年度～平成27年度 各事業年度毎に575,820円 平成28年度 431,865円 累計 1,583,505円の債務を負担する。

⑩ OA機器(NECパソコン5台)の4年間のリース契約により、平成26年度～平成27年度 各事業年度毎に372,960円 平成28年度 62,160円 累計 808,080円の債務を負担する。

⑪ OA機器(NECパソコン5台)の4年間のリース契約により、平成26年度～平成28年度 各事業年度毎に278,460円 平成29年度 835,380円の債務を負担する。

⑫ OA機器(サーバー等システム2台)の5年間のリース契約により、平成26年度～平成29年度 各事業年度毎に162,960円 平成30年度 162,960円 累計 2,118,480円の債務を負担する。

⑬ 電話機(1台)の3年間のリース契約により、平成26年度 99,540円 平成27年度 24,885円 累計 124,425円の債務を負担する。

平成25年度 収支補正予算書内訳表 (損益計算ベース) 内部管理資料

【会計区分】公益目的事業会計／【事業区分】シルバー人材センター事業／就業機会確保事業
(単位：円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	10,038,000	0	10,038,000
正会員受取会費	4,392,000	0	4,392,000
特別会員受取会費	6,000	0	6,000
賛助会員受取会費	5,640,000	0	5,640,000
受取補助金	24,500,000	0	24,500,000
受取国庫補助金	8,900,000	0	8,900,000
受取県補助金	15,600,000	0	15,600,000
受取支援事業収益	1,275,000	0	1,275,000
受取全シ協支援事業収益	1,275,000	0	1,275,000
受取寄附金	100,000	0	100,000
受取寄附金	100,000	0	100,000
雑収益	43,000	0	43,000
受取利息	3,000	0	3,000
雑収益	40,000	0	40,000
経常収益計	35,956,000	0	35,956,000
(2) 経常費用			
事業費	38,934,000	0	38,934,000
ブロック研修等活動事業助成金	895,000	0	895,000
給料手当	18,726,000	0	18,726,000
法定福利費	2,636,000	0	2,636,000
退職給付費用	864,000	0	864,000
福利厚生費	84,000	0	84,000
旅費交通費	878,000	0	878,000
通信運搬費	552,000	0	552,000
消耗品費	762,000	0	762,000
印刷製本費	3,806,000	0	3,806,000
会議費	154,000	0	154,000
光熱水料費	170,000	0	170,000
賃借料	4,021,000	0	4,021,000
保険料	70,000	0	70,000
諸謝金	2,353,000	0	2,353,000
租税公課	300,000	0	300,000
委託費	2,356,000	0	2,356,000
教材費	93,000	0	93,000
支払手数料	154,000	0	154,000
雑費	60,000	0	60,000
経常費用計	38,934,000	0	38,934,000

科目	予算額	補正予算額	予算現額
主損益等調整前当期経常増減額	△2,978,000	0	△2,978,000
・財産評価損益等	0	0	0
・資産評価損益等	0	0	0
・有価証券評価損益等	0	0	0
・損益等計	0	0	0
経常増減額	△2,978,000	0	△2,978,000
・増減の部			
・収益			
・収益計	0	0	0
・費用			
・費用計	0	0	0
・外増減額	0	0	0
・改正味財産増減額	△2,978,000	0	△2,978,000
・味財産期首残高	11,999,600	0	11,999,600
・味財産期末残高	9,021,600	0	9,021,600
・期末残高	9,021,600	0	9,021,600

平成25年度 収支予算書内訳表（損益計算ベース） 内部管理資料

【会計区分】公益目的事業会計／【事業区分】シルバー人材センター事業／労働者派遣事業
(単位：円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
労働者派遣事業収益	156,132,000	5,996,000	162,128,000
労働者派遣事業収益	156,132,000	5,996,000	162,128,000
雑収益	3,000	0	3,000
受取利息	3,000	0	3,000
経常収益計	156,135,000	5,996,000	162,131,000
(2) 経常費用			
事業費	156,135,000	5,996,000	162,131,000
給料手当	5,504,000	0	5,504,000
派遣会員賃金	128,790,000	5,311,000	134,101,000
法定福利費	1,346,000	17,000	1,363,000
福利厚生費	14,000	0	14,000
旅費交通費	108,000	0	108,000
通信運搬費	416,000	0	416,000
消耗品費	300,000	0	300,000
印刷製本費	121,000	12,000	133,000
光熱水料費	23,000	0	23,000
賃借料	1,227,000	0	1,227,000
租税公課	6,782,000	266,000	7,048,000
委託費	10,666,000	390,000	11,056,000
修繕費	480,000	0	480,000
支払手数料	358,000	0	358,000
経常費用計	156,135,000	5,996,000	162,131,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	4,553,462	0	4,553,462
一般正味財産期末残高	4,553,462	0	4,553,462
II 正味財産期末残高	4,553,462	0	4,553,462

平成25年度 収支予算書内訳表 (損益計算ベース) 内部管理資料

【区分】公益目的事業会計／【事業区分】シニアワークプログラム地域事業

(単位：円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
期末財産増減の部			
増減の部			
受託収益	99,353,000	0	99,353,000
シニアワークプログラム受託収益	99,353,000	0	99,353,000
費用	99,353,000	0	99,353,000
費用	99,353,000	0	99,353,000
人件費	15,722,000	0	15,722,000
福利費	2,756,000	0	2,756,000
研修費	38,000	0	38,000
出張費	2,989,000	0	2,989,000
旅費	1,804,000	0	1,804,000
通信費	1,624,000	0	1,624,000
雑費	2,568,000	0	2,568,000
光熱料費	242,000	0	242,000
水道料	17,802,000	0	17,802,000
雑費	363,000	0	363,000
委託料	35,807,000	0	35,807,000
賃借料	1,393,000	0	1,393,000
リース料	3,150,000	0	3,150,000
賃借料	4,633,000	0	4,633,000
賃借料	4,235,000	0	4,235,000
賃借料購入費	472,000	0	472,000
研修講習共同費	3,660,000	0	3,660,000
雑費	95,000	0	95,000
費用	99,353,000	0	99,353,000
繰越調整前当期経常増減額	0	0	0
繰越評価損益等	0	0	0
繰越評価損益等	0	0	0
繰越証券評価損益等	0	0	0
繰越合計	0	0	0
増減額	0	0	0
減の部			
減			
合計	0	0	0
費用			
合計	0	0	0
増減額	0	0	0
期末正味財産増減額	0	0	0
期末財産期首残高	0	0	0
期末財産期末残高	0	0	0
期末期末残高	0	0	0

平成25年度 収支予算書内訳表 (損益計算ベース) 内部管理資料

【会計区分】公益目的事業会計／【事業区分】福岡県高齢者子育て支援推進事業

(単位：円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取事業受託収益	13,050,000	0	13,050,000
福岡県高齢者子育て支援推進事業	13,050,000	0	13,050,000
経常収益計	13,050,000	0	13,050,000
(2) 経常費用			
事業費	13,050,000	0	13,050,000
給料手当	5,665,000	0	5,665,000
法定福利費	978,000	0	978,000
福利厚生費	15,000	0	15,000
旅費交通費	358,000	0	358,000
通信運搬費	310,000	0	310,000
什器備品費	0	0	0
消耗品費	107,000	0	107,000
印刷製本費	443,000	0	443,000
光熱水料費	25,000	0	25,000
賃借料	1,742,000	0	1,742,000
保険料	268,000	0	268,000
諸謝金	1,684,000	0	1,684,000
租税公課	321,000	0	321,000
委託費	639,000	0	639,000
教材費	480,000	0	480,000
支払手数料	15,000	0	15,000
経常費用計	13,050,000	0	13,050,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 正味財産期末残高	0	0	0

平成25年度 収支予算書内訳表 (損益計算ベース) 内部管理資料

雇用対策>

【区分】公益目的事業会計／【事業区分】福岡県高齢者子育て支援推進事業

(単位:円)			
科目	予算額	補正予算額	予算現額
財産増減の部			
増の部			
受託収益	3,087,000	0	3,087,000
高齢者子育て支援推進事業	3,087,000	0	3,087,000
減の部			
費用	3,087,000	0	3,087,000
人件費	1,990,000	0	1,990,000
材料費	363,000	0	363,000
光熱費	7,000	0	7,000
通信費	53,000	0	53,000
旅費	42,000	0	42,000
雑費	39,000	0	39,000
基本費	441,000	0	441,000
委託費	34,000	0	34,000
雑費	115,000	0	115,000
手数料	3,000	0	3,000
	3,087,000	0	3,087,000
繰越調整前当期経常増減額	0	0	0
繰越評価損益等	0	0	0
繰越評価損益等	0	0	0
繰越証券評価損益等	0	0	0
繰越等計	0	0	0
繰越増減額	0	0	0
減の部			
繰越			
繰越	0	0	0
繰越			
繰越	0	0	0
繰越増減額	0	0	0
繰越正味財産増減額	0	0	0

21

平成25年度 収支予算書内訳表 (損益計算ベース) 内部管理資料

【会計区分】法人会計

(単位:円)

科目	予算額	補正予算額	予算現額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	6,692,000	0	6,692,000
正会員受取会費	2,928,000	0	2,928,000
特別会員受取会費	4,000	0	4,000
賛助会員受取会費	3,760,000	0	3,760,000
労働者派遣事業収益	700,000	300,000	1,000,000
労働者派遣事業収益	700,000	300,000	1,000,000
雑収益	201,000	0	201,000
受取利息	1,000	0	1,000
雑収益	200,000	0	200,000
経常収益計	7,593,000	300,000	7,893,000
(2) 経常費用			
管理費	6,893,000	0	6,893,000
給料手当	2,599,000	0	2,599,000
法定福利費	408,000	0	408,000
福利厚生費	6,000	0	6,000
会議費	108,000	0	108,000
役員報酬	1,160,000	0	1,160,000
役員費用弁償	217,000	0	217,000
旅費交通費	200,000	0	200,000
通信運搬費	150,000	0	150,000
消耗品費	100,000	0	100,000
印刷製本費	200,000	0	200,000
光熱水料費	25,000	0	25,000
賃借料	1,000,000	0	1,000,000
諸謝金	53,000	0	53,000
租税公課	26,000	0	26,000
支払負担金	255,000	0	255,000
委託費	195,000	0	195,000
支払手数料	50,000	0	50,000
保険料	51,000	0	51,000
雑費	90,000	0	90,000
経常費用計	6,893,000	0	6,893,000
評価損益等調整前当期経常増減額	700,000	300,000	1,000,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	700,000	300,000	1,000,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	700,000	300,000	1,000,000
一般正味財産期首残高	2,660,417	0	2,660,417
一般正味財産期末残高	3,360,417	300,000	3,660,417
II 正味財産期末残高	3,360,417	300,000	3,660,417

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

平成25年度代表理事職務執行状況第2期報告書

1. 平成25年8月

8月度連合会事業運営幹部会議、業務関連事項打合せ、会計状況チェック

8月1日(木) 連合会会議室

理事会提案事項打合せ、第2回定例理事会、

8月8日(木) 連合会会議室

県中小企業振興センタービル

業務関連事項打合せ

8月21日(木) 連合会会議室

2. 9月

9月度事業運営幹部会議、業務関連事項打合せ 9月5日(木) 連合会会議室
全シ協理事会出席 副会長(代表理事) 業務関連事項打合せ

9月12日(木) 全シ協会会議室

連合会業務事項打合せ及び会計状況チェック

9月20日(金) 連合会会議室

連合会理事長・副理事長研修会 9月26日(木) 中小企業振興センタービル

3. 10月

10月度事業運営幹部会議

10月3日(木) 連合会会議室

連合会業務関連事項及び全シ協集合指導研修会打合せ

10月10日(木) 連合会会議室

小川福岡県知事、海老井副知事、家守労働局長表敬訪問

10月17日(木) 福岡県庁知事室、副知事室、労働局長室

全シ協理事長及び事務局長交流研修会出席

10月17日(木)～18日(金) ホテルニュー長崎

シルバーフェスティバル2013出席 10月19日(土)～20日(日)

RKBラジオまつりと共催 RKB社屋周辺

第3回定例理事会の開催

10月22日(火) 県中小企業振興センター

連合会業務関連事項打合せ

10月24日(木) 連合会会議室

4. 11月

11月度連合会事業運営幹部会議、会計状況チェック、全シ協理事会打合せ

11月1日(金) 連合会会議室

全シ協 第2回理事会

11月8日(金) 県中小企業振興センター

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会
事業実施状況報告（平成25年4月1日～12月31日）

第Ⅲ 実 施 事 業

1 普及啓発活動

（1）広報活動

新聞・ラジオ・テレビ等マスコミを活用しての会員活動の紹介や事業内容の提供を行いシルバー事業の周知に努める。

① 機関誌「シルバー連合ふくおか」の発行

平成25年12月27日発行（28,000部）

② 全国シルバー人材センター事業普及啓発促進月間を活用し広報活動を実施する。

◇ 連合会長・センター理事長連名による支援要請の作成・配付

◇ シルバーフェスティバル2013を開催（10月）県民へ事業を広報

平成25年10月19日（土）～20日（日）開催

（実施内容）RKBラジオまつりと共催、参加センターの協力により

シルバー事業の普及啓発、会員作品等展示・販売、SP事業講習案

内・高齢者雇用・就業相談、子育てマイスターの広報等を行った。

（来場者数 90,000人）

③ インターネットを活用、全シ協、連合会、各センターのホームページを活用し、仕事や会員の募集及びセンターの活動状況と研修・講習等の情報を幅広く一般へ広報する。

◇ センターのホームページの開設を推進する。

◇ 公益社団法人として寄附金・募金を促進する。また、ホームページを活用し、趣旨や目的等について広く一般へ広報する

連合会ホームページを修正、項目の追加（一部完了、一部修正中）

④ 福岡県高齢者子育て支援推進事業の普及啓発活動を推進する。

◇ 福岡県「70歳現役応援センター」と連携し、シルバー事業及び福岡県高齢者子育て支援推進事業（以下「県子育て支援事業」という。）を幅広い層へ広報、就職及び就業の場の開拓

・市町村子育て関連担当課、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ
公民館等訪問

◇ 子育てマイスター認定研修、開催案内等のチラシの作成、配布

第1回チラシ 500枚作成（福岡地域を中心に配布）

第2回～4回 チラシ 5,000枚作成 県内配布

第5回～8回 チラシ 7,000枚作成 県内配布

◇ 子育てマイスターに関し関係機関を訪問、周知徹底を図る。

・全訪問件数 667件（事業協力依頼、活動開拓）

・ふくおか子育てマイスター通信を1,000部作成

子育てマイスターの研修や活動の様子等を掲載、各関係機関に配布

社会参加活動の推進

- ① 公共施設及び公園や河川敷等の地域環境の保護に関し清掃ボランティア活動の推進を図る。
- ② 地域の子育てグループと連携し、会員の知恵と経験を生かした子育て支援活動を推進する。
- ③ 低学年児童の交通等の安全確保を目的に、地域で学童見守り等を支援する。
- ④ 各自治体及び地域高齢者団体等が行うセミナーや講習・研修会などを活用し高齢者の生きがいの充実に図り、地域が行う社会参加活動を支援する。

地域交流活動

- 市町村、社会福祉協議会、ファミリーサポートセンター、保育所、NPO等連携・協力のもと県内全地域へ活動の輪を広げる

市町村300件、社会福祉協議会105件、その他団体262件への訪問活動で受講者募集及び情報収集・事業協力等依頼活動の実施

- 県の商工会、団体中央会・同友会等及び福岡商工会議所と連携を深めセミナー等への参加をとおして、経済産業界との交流を図り、就業の場を拡大する。

独自事業

センター事業の活性化と会員の豊富な経験知識を活かして、地域独自の事業の創出を支援する

- ① 実施センターへの助言・相談等の支援
- ② 全国のシルバー人材センターの独自事業について情報の収集・提供
全シ協提供の「まちをつくる、まちがいきる地域社会の担い手、シルバー人材センター事業」のパンフレットを全センターへ配布

安全・適正就業推進事業

- ① 安全就業の周知・徹底

「安全は全てに優先する」就業会員の安全意識の向上に努め、事故のない安全な就業の徹底を目指し、現場パトロール等を強化する。

- ① 安全・適正就業対策委員会の開催 (年間4回)

第1回 平成25年 4月23日(火) 県中小企業振興センター

第2回 平成25年 6月14日(金) 県中小企業振興センター

第3回 平成25年 10月16日(水) 県中小企業振興センター

- ※ 安全標語審査委員会の開催

平成25年 6月14日(金) 県中小企業振興センター

- ◇安全就業基本計画、の策定

第1回安全・適正就業対策委員会において承認

- ② 安全・適正就業パトロールの実施、改善指導 (年間10回)

- ◇安全・適正就業対策委員会による就業現場パトロールの実施

平成25年 7月25日(木) 福岡市SC

平成25年 8月 9日(金) 古賀市SC

平成25年 8月21日(水) 粕屋町SC
 平成25年 9月10日(火) 春日市SC
 平成25年 9月27日(金) 岡垣町SC
 平成25年12月 4日(水) 荏田町SC
 平成25年10月29日(火) 久留米市SC
 平成25年11月12日(火) うきは市SC
 平成25年11月29日(金) 飯塚市SC
 平成25年12月11日(水) 直方市SC

◇連合会職員(安全担当)による抜き打ち安全パトロール

平成25年11月28日(木) 小郡大刀洗広域SC
 平成25年11月29日(金) 飯塚市SC

③ 安全就業促進大会の開催 (年間1回)

平成25年 7月11日(木) 大博多ホール 358名

(2) 適正就業の徹底

① 安全・適正就業推進員研修会 (年間1回)

平成25年12月10日(火) 県中小企業振興センター
 42センター 68名

② 適正就業の相談、助言、指導 (年間を通して適時実施)

◇来訪及び個別訪問あるいは電話等による相談・助言、指導の実施

③ 県内各ブロックの研修・講習等の支援

◇各ブロックの要請に基づき、研修、講習会等を支援する。

3 職業紹介事業の実施

① 職業紹介事業の運営の強化のため、必要な会議や研修会の開催

業務担当者会議及び研修会の開催 (年間3回)

② 関係行政機関との情報の交換及び連絡会議等の設置

福岡労働局が主催する「シルバー人材センター事業推進会議」等を活用し、関係する行政機関の情報の収集及び交換を行う。

福岡高年齢者就労促進連絡会議の開催

第1回 平成25年 8月20日(火) 福岡合同庁舎新館

③ 全シ協が実施する職業紹介責任者講習の受講促進を行う。

九州地区(福岡市)で開催する職業紹介責任者講習への受講参加を促進する。 (年間1回)

全シ協主催職業紹介責任者講習会

平成25年11月7日(木) 県中小企業振興センター

④ 各センターへの必要な指導・相談

事業への理解と適正な運営について、高齢者の就業・就職などの相談会の開催を適時実施し、指導・相談等の強化を図る。

4 シルバー派遣事業の実施

(1) シルバー派遣事業の推進

① シルバー派遣事業に関する情報の収集及び提供

連合会主催の研修及び会議等において情報の提供を図る。

シルバー派遣事業実務担当者会議

平成25年 8月26日(月) 県中小企業振興センター
7センター 15名

- ② センターに対する必要な指導・相談及び研修会の開催
全シ協が実施する派遣元責任者講習の受講を促進する。(年間1回)
全シ協主催シルバー派遣事業派遣元責任者講習会
平成25年12月13日(金) 県中小企業振興センター
派遣事業説明会の開催
平成25年 7月30日(火) 豊前・上毛SC
センター主催研修会での派遣事業説明
平成25年 8月 2日(金) 志免町SC
- ③ 就業上の諸問題について、労働局の支援を得て、相談・指導等及び研修会を開催する。(年間2回)

【派遣会員事業実績】 4月1日から11月30日までの実績)

派遣労働会員数544人、就業延人員21,821人

契約金額104,506千円

派遣事業説明のための事業所の訪問

平成25年 4月 5日(金)	宗像市役所
平成25年 4月 9日(火)	70歳現役応援センター
平成25年 4月25日(木)	フィランソレイユ笹岡
平成25年 5月 8日(水)	リエイ株式会社
平成25年 6月19日(水)	ゆめタウン筑紫野
平成25年 7月30日(火)	株式会社カワムラ九州
"	岩崎建設株式会社
平成25年10月18日(金)	ゆめタウン筑紫野
平成25年11月25日(木)	愛メディカルサポート
平成25年12月25日(水)	スポーツクラブアイル豊前
"	豊前市役所

④ 雇用就業の促進

- ① 労働局・全シ協が主催する会議等での情報の収集、提供

◇ シニアワークプログラム検討推進委員会

平成25年 8月20日(火) 福岡合同庁舎新館

平成25年11月13日(水) 福岡合同庁舎新館

◇ シニアワークプログラム指導会議

平成25年 5月23日(木) 中央大学駿河台記念館

平成25年11月11日(月) 中央大学駿河台記念館

- ② 受託事業の講習会等を活用、企業及び各センターの協力のもと就職説明会を実施する。

SP事業の講習修了者(737名)に対して管理選考面接会の開催

12月末までに20回終了 96名が面接会参加 5名が採用された。

(詳細は、別紙による。)

- ③ 県子育て支援事業における、ふくおか子育てマイスター認定研修会を開催、研修終了者に対する雇用・就業活動を支援する。

平成25年度 第1回～第6回までの認定・登録者数 231名
ふくおか子育てマイスター全体認定・登録者数 509名

5 指導・相談事業

(1) 指導・相談業務の実施

事業運営上の諸課題と適正な経理処理等について適切な指導・助言等を実施する。

- ① 事業の進捗状況等についての情報収集・提供等行う。
② 福岡労働局・福岡県と連合会及び専門家（公認会計士・弁護士）と業務提携し、センター事業の経理・業務等について実態調査、指導を行う。

・公認会計士等個別訪問 7回

（相談内容）会計処理全般、財務状態の現地検査等

平成25年10月30日（水）	大野城市SC	センター会議室
平成25年11月6日（水）	篠栗町SC	センター会議室
平成25年11月14日（木）	古賀市SC	センター会議室
平成25年11月26日（火）	福岡市SC	センター会議室
平成25年12月3日（火）	須恵町SC	センター会議室
平成25年12月12日（木）	岡垣町SC	センター会議室
平成25年12月18日（水）	中間市SC	センター会議室

・弁護士相談 2回

（相談内容）年次有給休暇、退職の取扱い、クレーム対応等

- ③ 連合会によるセンターの経理・会計処理等及び業務について指導、助言を行う。

平成25年5月14日（木）	福岡市SC	連合会会議室
平成25年7月19日（金）	那珂川町SC	センター会議室
平成25年7月30日（火）	那珂川町SC	連合会会議室
平成25年8月6日（火）	那珂川町SC	連合会会議室
平成25年10月23日（水）	新宮町SC	センター会議室
平成25年10月25日（金）	久山町SC	センター会議室
平成25年11月22日（金）	柳川市SC	センター会議室
平成25年11月29日（金）	大木町SC	センター会議室
平成25年12月13日（金）	久留米市SC	センター会議室

- ④ 公認会計士・連合会合同の経理・会計処理等についての相談・助言、指導等を行う。（随時）

⑤ 一般社団法人特別講座（相談会）の開催

篠栗町SC・新宮町SC・須恵町SC

平成25年5月1日（水）	連合会会議室
平成25年6月26日（水）	連合会会議室
平成25年7月10日（水）	連合会会議室

新宮町SC・須恵町SC

平成25年 7月25日(木) 連合会会議室

篠栗町SC

平成25年 8月 7日(水) 連合会会議室

- ⑥ 全シ協指導員及び福岡労働局、福岡県によるシルバー事業に関する個別指導及び特別指導の実施 (年間12SC)

全シ協定期指導集合指導(全センターを対象)の実施

平成25年10月17日(金) 県中小企業振興センター

42センター 111名

- ⑦ 事業の適正な運営についての相談・助言を行う。

連合会第1回全体事務局長会議の開催

平成25年 6月 7日(金) 県中小企業振興センター

② 就業相談及び入会説明会への支援

- ① センター会員及び地域高齢者を対象に、随時、来訪や電話等による就業、就職及び社会参加活動等について相談・助言を行う。

福岡市 平成25年 4月 1日(月) 相談窓口設置

北九州市 平成25年 5月10日(金) 相談窓口設置

- ② 福岡県70歳現役応援センター内に「センター相談窓口」及び「ふくおか子育てマイスター」コーナーを設置、子育てマイスター活動支援員を配置、来訪者及び電話での相談等に対応、マイスター認定研修会の案内、受講申込み説明、受付等行う。

訪問相談件数 35件 電話相談件数 1,048件

・各地域(ブロック)への情報の提供及び相談・指導

県内各ブロック協議会へ研修活動経費を支援、シルバー事業の適正な運営の推進を図るため連合会職員を派遣、相談・助言及び指導等の実施

◇ 県内4ブロック協議会の研修活動等に対する支援

福岡ブロック役職員研修会 (年間2回)

北九州ブロック役職員研修会 (年間2回)

- ① 京築地区SC総務・経理実務研修会

平成25年 6月25日(火) 行橋市は一とプラザとはや 12名

筑豊ブロック役職員研修会 (年間1回)

筑後ブロック役職員研修会 (年間1回)

- ① 筑後ブロック職員研修会(会計・経理)

平成25年 7月26日(金) 小郡大刀洗広域SC会議室 15名

◇ シルバー事業拡張のための協議会

・福岡ブロック筑紫地区

県新雇用開発課、連合会、福岡ブロック筑紫地区各SC事務局長・業務担当職員出席

平成25年12月16日(月) 春日市SC研修室 13名

・北九州ブロック

県新雇用開発課、連合会、北九州ブロック各SC事務局長・業務担当職員出席

- 平成25年12月17日(火) 午前中 北九州市SC研修室 20名
 ・福岡ブロック宗像・粕屋地区
 県新雇用開発課、連合会、宗像・粕屋地区各SC事務局長・業務担当職員出席
- 平成25年12月17日(火) 午後 粕屋町SC研修室 18名
 ・筑後ブロック
 県新雇用開発課、連合会、筑後ブロック各SC事務局長・業務担当職員出席
- 平成25年12月19日(木) 久留米市SC研修室 23名
 ・筑豊ブロック
 県新雇用開発課、県シ連合会、筑豊ブロック各SC事務局長・業務担当職員出席
- 平成25年12月26日(木) 飯塚市SC研修室 13名

6 広域需給調整委員会の設置

グローバル化に伴う受注の推進を図るため、広域需給調整委員会を設置し広域受注の促進を図る。

- ① 広域需給調整委員会の設置
- ② 広域需給調整委員会の開催

第1回 平成25年11月27日(水) 県中小企業振興センター

7 未設置町村のシルバー人材センター設置の推進

県内未設置6町村に対するシルバー事業活動の促進のため、各町村を訪問、センター設置について協議する。

◇センター設置について、県内センターの活動状況の提供

水巻町町長の交替があり、改めてシルバー人材センター設置について町長へ要請している。町担当者(福祉課)吉田担当課長との面談を求めている。

◇全国のセンターの活動情報を収集、提供

2014/1/22 面談予定

8 研修・講習等事業

(1) 技能講習等事業

SP事業の企画競争入札へ参加、高齢者の雇用・就業のための講習会を計画、地域の一般高齢者及びセンター会員を対象にハローワークや地方自治体及びマスコミ等をとおして広報し、幅広く受講者を募集、就職のための高齢者の技術・技能の向上を目的とした技能講習及び介護講習を実施する。

- ① SP事業の企画競争入札へ参加

平成25年3月シニアワークプログラム地域事業の入札参加、落札

平成25年4月1日付委託契約

- ② SP事業担当職員研修会の開催 (年間2回)

- ③ 一般の高齢者及びセンター会員を対象に、雇用及び就業のための技術

- ・技能の向上を目指し講習会を開催（年間60回）

平成25年12月末までに 50講習が終了

- ④ 企画書作成についての相談・助言、指導を行う

2) 研修・講習事業

ア センター役職員や実務担当職員を対象に、適正なシルバー事業の実施について情報を提供し、運営上の課題等を検証し職員及び会員の知識と技能の向上を目指して、研修・講習会を実施する。

- ① 役職員研修会の開催（年間1回）
平成25年 6月17日（月） 博多都ホテル 95名
- ② 県内センター理事長研修会（年間1回）
平成25年 9月26日（木） 県中小企業振興センター
42センター 76名
- ③ 県内センター監事研修会（年間1回）
準備中：平成26年 2月 5日（水） 県中小企業振興センター
- ④ 県内センター会計、経理担当職員研修会（年間1回）
準備中：平成26年 2月14日（金） 県中小企業振興センター
- ⑤ 県内センター業務担当職員研修会（年間2回）

イ 福祉・家事援助サービス、子育て支援事業は、福岡県「70歳現役応援センター」と連携し、地域ニーズにマッチした地域活性化に寄与する取組みの推進を図る。

- 1) 福祉・家事援助サービス、子育てマイスター認定研修等の実施
・高齢者の子育て支援に関し「70歳現役社会応援センター」内に相談支援コーナーを設置する。

月・水・金10:00～16:00

70歳現役応援センター内に相談窓口を設置

- ・ふくおか子育てマイスター認定研修会の開催（年間8回）
福岡市会場 平成25年 5月23日（木）～ 6月20日（木）
ももちパレス 50名
水巻町会場 平成25年 6月28日（金）～ 7月31日（水）
中央公民館他 47名
古賀市会場 平成25年 9月3日（火）～ 10月4日（金）
リーパスプラザ 40名
飯塚市会場 平成25年 10月8日（火）～10月29日（火）
イイヅカコミュニティセンター 32名
北九州市会場 平成25年 11月1日（金）～11月28日（木）
ウェルとばた 24名
春日市会場 平成25年 12月4日（水）～12月26日（木）
クローバープラザ 64名

- ・フォローアップ研修会の開催（年間5回）
補助業務コース、自主活動コースを各会場2日間ずつ開催した。
福岡市会場① 平成25年8月21日（水）、22日（木）

	吉塚合同庁舎	32名
久留米市会場	平成25年9月4日(水)、6日(金)	
	サンライフ久留米	29名
行橋市会場	平成25年9月11日(水)、13日(金)	
	コスモイト行橋	11名
春日市会場	平成25年9月18日(水)、20日(金)	
	クローバープラザ	27名
福岡市会場②	平成25年9月25日(水)、27日(金)	
	ももちパレス	38名

- ・福岡子育てマイスター登録、活動実績調査の実施
昨年度認定者281名に対し電話にて活動状況調査を実施
- ・マイスター認定者の活動場所の開拓、地域ニーズ等の調査の実施
各市町村担当課や子育て支援関連施設・団体、保育所等を訪問
- ② 担当職員会議の開催 (年3回)
グループ別に開催、事業の実態調査や推進方法の検討等を行う。
事業の現状報告、これからの事業の流れや今年度事業についての説明、意見交換などを3グループに分けて実施した。
平成25年 7月17日(水) 県中小企業振興センター
12センター 16名参加
平成25年 7月18日(木) 県中小企業振興センター
13センター 14名参加
平成25年 7月24日(水) 県中小企業振興センター
14センター 20名参加
- ③ 担当職員研修会の開催 (年1回)
子育て・福祉・家事援助サービス担当職員研修会
平成25年11月26日(火) 県中小企業振興センター
28センター 37名参加
- ④ 会員交流事業の実施 (年6回)
地域別で事業従事会員を対象とした会員交流会の実施
- ⑤ 異世代交流事業の実施 (年2回)
地域の親子と会員との交流事業の実施
- ⑥ 事業別職員情報交換会の実施 (年4回)
テーマ別に希望するセンターが参加し情報交換を行った
会場：県中小企業振興センター
ワンコイン 平成25年9月19日(木) 13センター 15名
介護予防 平成25年10月10日(木) 14センター 16名
子育て支援 平成25年10月23日(水) 21センター 26名
企画提案 平成25年11月6日(水) 15センター 18名
- ⑦ 会員研修会の開催 (年1回)
会員対象子育て・福祉・家事援助サービス研修会
準備中：平成26年 2月18日(火) レソラNTT夢天神
- ⑧ センター訪問による指導・相談・研修事業の実施

◇ 会員に向けた子育て支援に関する講師活動

平成25年 4月25日(木) 福岡市SC

平成25年 6月 6日(木)・11日(火) 筑紫野市SC

平成25年10月25日(金) 那珂川町SC

平成25年11月22日(金) 糸島・筑紫地区研修会

◇ 安全・適正就業に関する講師活動

平成25年 7月12日(金) 筑紫野市SC

平成25年10月31日(木) 久山町SC

調査研究事業

1) 高齢者の雇用・就業等情報の収集・分析及び提供

◇ 福岡労働局職業安定部職業対策課やハローワーク及び県主管課等と連携し、求人情報を調査収集し分析、関係機関及び団体、一般の高齢者等及びセンター会員へ提供する。

2) 業務年報の作成及び月次統計の集計・分析、結果の情報提供

平成24年度版業務年報 300冊作成・関連機関へ配布

◇ シルバー事業の総括及び県内の人口構造及び高齢者の状況や会員の状況・受注の件数・事業実績等について調査、集計し業務年報を作成、各自治体及び関係機関・団体等へ配布、また、ホームページを活用、調査研究資料として一般へ幅広く広報する。

事業の月次統計の集計 4月・5月・6月度、配布

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会事業推進計画の策定

3) 連合会シルバー事業推進検討委員会の設置

シルバー事業推進検討委員会要綱の策定

◇ 連合会シルバー事業推進計画(平成25年度)における、シルバー事業の制度及び合理的、効率的な運営の在り方等について全シ協等と連携し検討する。

4) シルバー事業推進検討委員会の開催

第1回 平成25年 9月 9日(月) 県中小企業振興センター

第2回 平成25年11月15日(金) 県中小企業振興センター

第3回 平成25年12月16日(月) 県中小企業振興センター

5) ふくおか子育てマイスターの活動調査を実施、結果を分析、評価、事業効果の検証

◇ ふくおか子育てマイスター認定者に対するアンケート調査の実施

◇ ふくおか子育てマイスターに対する活動状況調査の実施

平成25年度 技能講習実績表(12月末現在)

管理番号	講習名	実施地域	講習期間	募集 定員	受講申 込者数	受講 者数	受講修 了者数	定員充足率	備考
40002	警備・受付管理	北九州市	6/10~19	20	12	11	11	55	①
40003	警備・受付管理	久留米市	7/3~12	20	12	11	11	55	②
40001	警備・受付管理	福岡市	9/9~19	20	12	8	6	40	③
計				60	36	30	28		
40004	マンション管理員	福岡市	6/3~6/14	20	57	26	25	130	①
40005	マンション管理員	福岡市	7/1~7/10	20	26	24	18	120	②
40009	マンション管理員	北九州市	7/23~8/1	20	15	15	15	75	③
40006	マンション管理員	福岡市	9/17~27	20	26	22	22	110	④
40007	マンション管理員	福岡市	10/1~10/10	15	25	17	17	113	⑤
40010	マンション管理員	北九州市	11/6~11/19	15	18	18	18	120	⑥
40008	マンション管理員	福岡市	12/2~12/11	15	58	29	29	193	⑦
計				125	225	151	144		
40011	ビジネスパソコン実務	福岡市	5/28~6/6	20	27	20	18	100	①
40015	ビジネスパソコン実務	北九州市	6/11~6/20	20	16	15	13	75	②
40012	ビジネスパソコン実務	福岡市	6/26~7/15	20	29	24	24	120	③
40020	ビジネスパソコン実務	久留米市	7/10~7/22	20	16	15	14	75	④
40021	ビジネスパソコン実務	久留米市	9/25~10/4	20	12	9	9	45	⑤
40019	ビジネスパソコン実務	柳川市	9/26~10/7	20	8	8	8	40	⑥
40022	ビジネスパソコン実務	飯塚市	10/3~10/18	15	13	13	13	86	⑦
40016	ビジネスパソコン実務	北九州市	10/24~11/5	15	25	22	18	146	⑧
40018	ビジネスパソコン実務	行橋市	11/20~11/29	15	23	20	19	133	⑨
40013	ビジネスパソコン実務	福岡市	11/25~12/4	15	43	24	24	160	⑩
40017	ビジネスパソコン実務	北九州市	12/6~12/17	15	27	20	20	133	⑪
計				195	239	190	180		
40023	パソコン講師補助	福岡市	7/1~7/11	20	19	16	14	80	①
計				20	19	16	14		
40024	販売事務	福岡市	8/26~9/4	20	16	15	13	75	①
計				20	16	15	13		
40025	フォークリフト	福岡市	5/21~5/30	20	25	23	20	115	①
40027	フォークリフト	福岡市	6/19~6/27	20	19	19	15	95	②
40030	フォークリフト	北九州市	7/19~7/29	20	8	8	6	40	③
40026	フォークリフト	宗像市	9/10~9/20	20	16	15	15	75	④
40032	フォークリフト	久留米	10/9~10/21	15	22	21	19	140	⑤
40028	フォークリフト	福岡市	11/15~11/25	15	13	13	13	86	⑥
40031	フォークリフト	北九州市	12/5~12/13	15	9	8	8	53	⑦
計				125	112	107	96		
40039	樹木・緑地管理	久留米	6/12~6/27	20	9	8	7	40	①
40038	樹木・緑地管理	北九州市	7/4~7/19	20	7	7	5	35	②
40033	樹木・緑地管理	篠栗町	8/20~9/4	20	18	16	16	80	③
40035	樹木・緑地管理	筑紫野市	9/17~10/3	20	13	13	13	65	④
40037	樹木・緑地管理	福岡市	10/16~10/31	15	17	17	12	113	⑤
40036	樹木・緑地管理	筑紫野市	11/26~12/11	15	13	11	11	73.3	⑥
計				110	77	72	64		
40040	パソコン会計事務	福岡市	7/26~8/6	20	15	15	14	75	①
40042	パソコン会計事務	久留米市	11/19~11/28	15	12	12	12	80	②
計				35	27	27	26		
40043	社会保険入門	福岡市	7/25~8/5	20	7	6	6	30	①
40045	社会保険入門	北九州市	11/19~11/28	15	12	12	12	80	②
計				35	19	18	18		
40048	刈払機・チェーンソー取扱	春日市	5/27~6/6	20	20	17	15	85	①
計				20	20	17	15		
40050	玉掛け・移動式クレーン	福岡市	7/8~7/17	20	7	6	6	30	①
40052	玉掛け・移動式クレーン	大牟田	8/20~8/29	20	7	6	6	30	②
40053	玉掛け・移動式クレーン	久留米市	9/30~10/8	20	7	7	4	35	③
計				60	21	19	16		

平成25年度 技能講習実績表

講習名	実施地域	講習期間	募集 定員	受講申 込者数	受講 者数	受講修 了者数	定員充足率	備考
ターニング業務	北九州市	6/17～6/26	20	3	3	3	15	①
ターニング業務	久留米市	9/2～9/12	20	22	17	17	85	②
計			40	25	20	20		
CAD	福岡市	9/20～10/2	20	11	10	9	50	①
CAD	久留米市	12/3～12/12	15	16	11	11	73	②
計			35	27	21	20		
職員初任者研修	北九州市	9/13～11/13	15	10	10	9	66	①
職員初任者研修	福岡市	10/7～12/20	20	26	24	24	120	②
職員初任者研修	飯塚市	11/11～26.1/7	15	6	6	6	40	③継続中
計			50	42	40	39		
合 計			930	905	743	693		

- ・講習回数 51講習(継続中 1講習)
- ・受講者数 905名
- ・募集定員数 930名
- ・受講者数 743名
- ・受講者数に占める受講者数の割合＝79.8%

平成25年度第3回
都道府県シルバー連合事務局長会議

平成26年1月16日（木）

於：江東区産業会館

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

平成25年度第3回都道府県シルバー連合事務局長会議

平成26年1月16日(木)

13:00～16:30

於：江東区産業会館

次 第

1 開会 13:00

2 挨拶 金内専務理事

3 厚生労働省説明(意見交換・質疑応答含む)

<<休憩>>

4 説明事項
事務局長説明 末竹事務局長

業務部説明 大山業務部長

5 質疑応答

6 閉会 16:30

企画管理部関係説明事項

1 総務

(1) 平成 26 年～全シ協主催会議等開催計画（予定）について・・・・・・資料 P 7

(2) シルバー人材センター連合の就業規則等整備状況結果一覧について・資料 P 8

(3) 各団体における役職員の適切な公募について（情報提供及び周知）・資料 P 10

2 企画情報

(1) シルバー人材センターホームページ開設状況について・・・・・・資料 P 11

(2) 全シ協頒布物一覧表について・・・・・・・・・・資料 P12

3 研修・支援

(1) 地域ニーズ対応事業等について・・・・・・・・・・資料 P13

(2) 事故発生状況等について・・・・・・・・・・資料 P17

(3) 平成 25 年度全シ協主催研修等実績について・・・・・・・・・・資料 P24

業務部関係説明事項

1 指導事業

(1) 平成 25 年度指導事業について

① 全シ協による主な連合改善指導・・・・・・・・・・資料 P 27

② 連合本部の活動拠点への指導実施状況・・・・・・・・・・資料 P 28

(2) 平成 26 年度連合本部定期指導予定・・・・・・・・・・資料 P 29

(3) シルバー派遣事業について

シルバー派遣届出状況一覧・・・・・・・・・・資料 P 30

(4) 会計事故について

① 横領・不正経理等事件一覧・・・・・・・・・・資料 P 36

② 不正経理・不正受給事件防止のための対策・・・・・・・・・・資料 P 41

(5) 連合本部より全シ協に報告していただく事項について・・・・・・資料 P42

① 訴訟事例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 P43

② 労働局による指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 P45

③ 民業圧迫事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 P46

(6) 全シ協への質問・相談・苦情について

平成 25 年度質問・相談・苦情一覧表・・・・・・・・・・資料 P50

2 シニアワークプログラム事業について

平成 25 年度 実地指導援助結果・・・・・・・・・・資料 P97

3 その他

(1) 行政裁判

(2) 役員賠償保険

平成26年～ 全シ協主催会議等開催計画（予定）

2014/1/16現在

年度	会 議 名	開 催 日	場 所	備 考
25	① 第3回都道府県連合事務局長会議	平成26年1月16日（木） 午後1時～4時30分	江東区産業会館	
	② 第4回理事会・部会	平成26年2月6日（木） 午後1時～4時30分	江東区産業会館	
	③ 都道府県連合会長会議	平成26年2月20日（木） 午後1時30分～4時	中野サンプラザ （プロッサム11F）	
	④ 第5回理事会	平成26年3月20日（木） 午後1時～4時	協会会議室	
26	⑤ 監事監査	平成26年5月20日（火） 午前11時～午後2時	協会会議室	
	⑥ 第1回理事会	平成26年5月23日（金） 午後1時～午後4時	協会会議室	
	⑦ 第1回都道府県連合会事務局長会議	平成26年5月30日（金） 午後1時～午後4時50分	江東区産業会館	
	⑧ 第2回理事会	平成26年6月26日（木） 午前11時45分～午後0時45分	中野サンプラザ	
	⑨ 定時総会	平成26年6月26日（木） 午後1時～4時30分	中野サンプラザホール	（交流会会場15階 フォレストルーム）

（参考）平成27年度定時総会 平成27年6月23～25日（火～木）中野サンプラザ予定

◎ 平成26年度新任事務局長研修等

- ① 新任事務局長研修（第1回）
平成26年 9月 3日（水）10:30～ 4日（木）16:00
連合会館（御茶ノ水駅）
- ② 新任事務局長研修（第2回）
平成26年10月14日（火）10:30～15日（水）16:00
連合会館（御茶ノ水駅）
- ③ 新任理事長（会長）研修
平成26年11月 4日（火）13:00～ 5日（水）16:00
連合会館（御茶ノ水駅）

43

都道府県	団体数	導入済みの雇用確保措置			未改正	
		定年の65歳以上への引上げ	65歳以上までの継続雇用制度の導入	定年の定め廃止	雇用確保措置未導入	対象者を設定する基準未改正
北海道	43	6	25	1	11	0
青森	20	2	11	2	5	0
岩手	28	3	8	9	8	0
宮城	30	0	15	0	15	0
秋田	23	4	6	1	12	0
山形	26	3	19	0	4	0
福島	44	3	10	3	28	0
茨城	43	0	16	2	25	0
栃木	26	0	12	0	13	1
群馬	32	1	17	0	14	0
埼玉	62	5	35	1	20	1
千葉	47	11	26	4	6	0
東京	61	0	61	0	0	0
神奈川	40	4	19	1	13	3
新潟	23	1	20	0	2	0
富山	16	0	8	5	3	0
石川	19	3	7	1	8	0
福井	16	0	9	1	6	0
山梨	10	0	4	2	4	0
長野	22	0	21	0	1	0
岐阜	41	8	9	22	2	0
静岡	38	15	19	2	2	0
愛知	58	3	39	1	14	1
三重	26	8	18	0	0	0
滋賀	20	11	7	2	0	0
京都	23	8	5	0	10	0
大阪	43	5	38	0	0	0
兵庫	40	10	22	0	3	5
奈良	29	6	9	2	10	2
和歌山	19	4	6	9	0	0
鳥取	16	4	5	4	3	0
島根	12	1	9	0	2	0
岡山	22	4	11	3	4	0
広島	23	2	15	3	2	1
山口	15	0	15	0	0	0
徳島	25	4	8	1	12	0
香川	16	1	9	0	6	0
愛媛	18	4	9	4	1	0
高知	21	4	12	5	0	0
福岡	45	9	36	0	0	0
佐賀	21	0	11	2	8	0
長崎	18	8	8	1	1	0
熊本	40	4	10	0	25	1
大分	15	1	6	8	0	0
宮崎	21	6	10	1	4	0
鹿児島	35	4	23	3	5	0
沖縄	17	0	17	0	0	0
合計	1,348	180	735	106	312	15

職員就業規則対照条文 (例)

区分	改正後	現行 (運営の手引「下巻」 p.29)
定年の65歳以上への引上げ	(退職) 第〇条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、退職とする。 (1) 死亡した場合 (2) (65歳以上の年齢) に達し、かつ、その日の属する年度の末日が到来したとき。 (3) 本人から退職の申出があり、所定の手続きを完了した場合 (4) 休職期間が満了してもその理由が消滅しない場合 (5) 雇用期間があつて、その期間が満了したとき	
65歳以上までの継続雇用制度の導入	(退職) 第〇条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、退職とする。 (1) 死亡した場合 (2) (60歳以上65歳未満の年齢) に達し、かつ、その日の属する年度の末日が到来したとき。 (3) 本人から退職の申出があり、所定の手続きを完了した場合 (4) 休職期間が満了してもその理由が消滅しない場合 (5) 雇用期間があつて、その期間が満了したとき (定年退職後の再雇用) 第〇条の2 前条第2号の規定により退職した職員が、引き続き雇用されることを希望するときは、原則として再雇用する。 2 前項に規定する再雇用の期間は、4月1日から当該年度の末日までとし、(65歳以上の年齢) に達する日の属する年度の末日まで更新する。	(退職) 第〇条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、退職とする。 (1) 死亡した場合 (2) 定年に達したとき (3) 本人から退職の申出があり、所定の手続きを完了した場合 (4) 休職期間が満了してもその理由が消滅しない場合 (5) 雇用期間があつて、その期間が満了したとき
定年の定め廃止	(退職) 第〇条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、退職とする。 (1) 死亡した場合 (2) 休職期間が満了してもその理由が消滅しない場合 (3) 本人から退職の申出があり、所定の手続きを完了した場合 (4) 雇用期間があつて、その期間が満了したとき	

注) 職員就業規則を作成していない場合は、例えば「職員の退職事由に関する件」を作成し、上記「改正後」欄のいずれかを規定すること。



事 務 連 絡
平成26年1月14日

公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会
専務理事 金内 善健 殿

厚生労働省職業安定局
高齢・障害者雇用対策部
高齢者雇用事業室長補佐

各団体における役職員の適切な公募について（情報提供及び周知）

この度、各団体における役職員を公募するにあたり、下記に御留意いただきたい旨注意喚起されましたので、お知らせいたします。

併せて、各都道府県シルバー人材センター連合へも周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 原則として求人は公開とすること（非公開求人として公共職業安定所へ申し込みをしないこと）。
- 2 十分な募集期間（最低でも二週間程度）を設けて公共職業安定所に対して求人条件に合致する求職者の積極的な検索や職業紹介を要請するなど、応募者が一人にならないよう努めること。

（参考）当該通知は、国家公務員OBを公共職業安定所の非公開求人で採用することを防止するもの。

シルバー人材センターホームページ開設状況

平成26年1月9日現在

都道府県	団体数 (連合本部、 センター)	開設 団体数	開設率(%)	都道府県	団体数 (連合本部、 センター)	開設 団体数	開設率(%)	年月日	団体数 (連合本部、 センター)	開設 団体数	開設率(%)
北海道	43	35	81.4	滋賀県	20	18	90.0	H26.1	1,349	898	66.6
青森県	20	7	35.0	京都府	23	19	82.6	H25.5	1,348	866	64.2
岩手県	28	9	32.1	大阪府	43	38	88.4	H24.5	1,344	807	60.0
宮城県	30	25	83.3	兵庫県	40	39	97.5	H24.1	1,341	780	58.2
秋田県	23	8	34.8	奈良県	29	13	44.8	H23.3	1,345	739	54.9
山形県	26	8	30.8	和歌山県	19	9	47.4	H22.3	1,379	690	50.0
福島県	44	12	27.3	鳥取県	16	6	37.5	H21.1	1,379	616	44.7
茨城県	43	21	48.8	島根県	12	5	41.7	H20.12	1,379	614	44.5
栃木県	27	21	77.8	岡山県	22	12	54.5	H19.1	1,391	410	29.5
群馬県	32	15	46.9	広島県	23	16	69.6	H18.3	1,653	342	20.7
埼玉県	62	60	96.8	山口県	15	14	93.3				
千葉県	47	45	95.7	徳島県	25	4	16.0				
東京都	61	61	100.0	香川県	16	7	43.8				
神奈川県	40	40	100.0	愛媛県	18	7	38.9				
山梨県	10	7	70.0	高知県	21	6	28.6				
新潟県	23	22	95.7	福岡県	45	38	84.4				
富山県	16	15	93.8	佐賀県	21	7	33.3				
石川県	19	18	94.7	長崎県	18	8	44.4				
福井県	16	16	100.0	熊本県	40	10	25.0				
長野県	22	22	100.0	大分県	15	14	93.3				
岐阜県	41	18	43.9	宮崎県	21	11	52.4				
静岡県	38	24	63.2	鹿児島県	35	18	51.4				
愛知県	58	45	77.6	沖縄県	17	10	58.8				
三重県	26	15	57.7	合計	1,349	898	66.6				

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
頒 布 物 一 覧 表

(平成26年1月現在)

商 品 名	内 容	頒 布 価 格
シルバー人材センター事業運営の手引	シルバー事業の理念及び公益社団法人移行後の組織運営等を解説するとともに、シルバー事業を適正に運営するための基本的ノウハウをまとめた役職員必携の手引書	4,000円(税込・送料実費) A4判
派遣元責任者必携 シルバー人材センター連合が行う一般労働者派遣事業 (2013年版)	シルバー派遣事業の実務書	2,500円(税込・送料別) A4判
職業紹介責任者必携 シルバー人材センター連合が行う有料職業紹介事業	職業紹介事業の実務書	2,500円(税込・送料別) A4判
福祉・家事援助サービスの手引(改訂版)	トラブル事例とその対応について具体的な事例で解説すると共に、就業会員の養成のための研修プログラムの内容などで構成した手引書	1,500円(税込・送料実費) A4判
技能職教材「植木の手入れ」	樹木の性格や剪定の仕方などを分かりやすくまとめた初歩的な手引書	1,260円(税込・送料込) A4判
技能職教材「換と障子」	基礎的知識と実技の作業手順・要点・注意事項などを分かりやすくまとめた手引書	1,155円(税込・送料実費) A4判
技能職教材「塗装の仕方」	基礎的知識と実技の作業手順・要点・注意事項などを分かりやすくまとめた手引書	1,260円(税込・送料実費) A4判
子育て支援ハンドブック	安全への心くばりとコミュニケーションのとり方を紹介	800円(税込・送料実費) A5判
子育て支援ハンドブック 2	あやす・遊ぶ。子どもと楽しむコミュニケーションのとり方を紹介	800円(税込・送料実費) A5判
ビデオ 「子どもたちが健やかに育つお手伝い」	全国の様々な子育て支援のいきいきとした活動を紹介(30分)	3,000円(税込・送料込)
働くよろこび 会員のマナー	会員の基本的なマナーから就業上のルールまでをイラストをまじえて解説	800円(税込・送料込) A5判
シルバー世代の健康管理	身体機能の低下や生活習慣病の予防と慢性病との上手なつきあい方、就業中・就業途上に万が一けがをした場合等の応急処置の仕方などを紹介	300円(税込・送料込) A5判 30部以上の販売
事故に学ぶ 交通安全のポイント ～元氣にかがやくために～	(名なし版)	130円(20部以上の販売) (税込・送料込) B5判
	(名入れ版)	会員の事故事例に基づく交通安全対策の小冊子 130円(20部以上の販売) ※名入れ代、20～499部は15,750円、 500部以上は無料 (税込・送料込) B5判
会員必携安全就業ハンドブック	(全国版)	130円(税込・送料実費) 変形B7判 40部以上、10部単位の販売
	(名入れ版)	安全就業の心得をはじめ、仕事別の安全対策などを分かりやすく解説したポケット版の会員必携ハンドブック 150円(税込・送料実費) 変形B7判 200部以上、10部単位の販売
安全就業参考図書「重篤事故事例集」	過去5年間の重篤事故を取りまとめ、事故の実情を知ることにより、安全対策の重要性を再認識するための事例集	180円(税込・送料実費) A4判
安全就業のためのチェックポイント	会員が安全に就業するための要点をまとめたイラスト小冊子	200円(税込・送料込) A4判 30部以上、10部単位の販売
2014年版会員手帳	(全国版) 会員の心得、シルバー人材センター団体傷害保険のあらましや配分金収入等に対する所得税の取り扱いなどを掲載しています。 また、体験等記録欄にヒヤリ・ハット体験等を記録することで、安全に対する反省と意識向上が期待でき、また、ボランティア活動、サークル活動、技能講習受講等も記録できる。	290円(税込) 送料は、1～9部は実費 10部以上は送料無料 ※ 500部以上の場合 10,000円割引 ※ 1,000部以上の場合 20,000円割引

★代金は請求書記載の口座にお振り込みください。振込手数料はご負担ください。

★シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合本部は、全シ協会員専用ページの「頒布物の購入申込み」メニューをご利用ください。

★個人で購入されたい方は、FAX、ハガキ、電子メールに、商品名・冊数・お名前・郵便番号・住所・電話番号を明記し、送付してください。

お申し込み・お問い合わせ先：公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 企画情報課

〒135-0016 東京都江東区東陽3-23-22 ANビル3F TEL:03-5665-8013 FAX:03-5665-8021 E-mail: zsk@s.jc.ne.jp

平成 26 年度地域ニーズ対応事業の概要

1 事業概要

シルバー人材センターが地域のニーズに応じた新規事業を企画し、シルバー人材センター事業として継続可能と判断される事業について、その立ち上げを支援する。

(1) 地方公共団体が設定した分野の事業とし、分野制限はなし。

地方公共団体が当該事業の分野が地域に必要であることを認めていることで足る。

地方公共団体が策定しているプランにおいて、記載があればなお可。

立ち上げる事業そのものの記載は不要。

(2) 会員の就業機会拡大が図られるもの。

(3) 国庫補助終了後に円滑に継続できるもの（収入が確保できるもの）。

2 目標設定・事業評価

(1) 目標設定

① 就業延人員、事業収入の 2 つのみ。

② 就業延人員については、2 年目に 350 人日以上目標を設定すること。
ただし、島しょ部等であって、350 人日以上目標設定が困難な場合は、企画書の提出前に都道府県労働局に相談すること。

また、就業延人員は、配分金が支払われた会員のみとする。

【就業延人員目標に下限を設定した理由】

- ・ 会員の就業機会の拡大及び事業収入の確保が確実に図られる事業に限定。
- ・ 補助金の費用対効果を考慮する必要。
- ・ 3 年を待たず可能な限り早期の自立を図る観点から、2 年目の目標に下限を設定。

③ 事業収入を上げる仕組みが全くないものは不可。

・ 地方公共団体が発注者となり、地方公共団体独自財源から委託費が支払われる場合は、当該委託費は事業収入に含まれる。

(2) 事業評価（翌年度の補助金の継続申請可否）

① 12 月末時点の年度全体の就業延人員見込みが目標達成していれば、継続申請可。

② ただし、見込みでは達成できていても、年度実績で達成していない場合は、たとえ内示されていたとしても交付決定しない。

③ 年度全体の実績については、翌年度の交付申請までに把握予定。

- ④ なお、早期の自立を図る観点から、既に自立しているとみなされる事業については、継続申請の必要性について、①及び②とは別に判断する予定。

3 補助額・補助期間

現行の企画提案方式事業と同様。

1 年目 300 万円（事業費 200 万円＋事業設備費 100 万円）、2～3 年目事業費 200 万円を上限。

4 件数・分野の制限

1 年度において採択可能なのは、1 センター 3 事業まで。

事業内容が異なれば、分野は同一でも良い。

5 申請時期

4 月開始分（前年度の 1 月末を期限）、7 月開始分（4 月末を期限）の年 2 回。

6 申請手続

従来どおり、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会あて企画書を提出する。

都道府県別企画提案方式事業採択件数一覧表

	都道府県	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
1	北海道	4	3	11	1	2	5	26
2	青森県	2	0	3	1	0	1	7
3	岩手県	3	6	3	0	6	2	20
4	宮城県	1	2	0	2	0	0	5
5	秋田県	6	3	0	1	0	0	10
6	山形県	3	8	1	0	2	1	15
7	福島県	3	4	5	0	2	0	14
8	茨城県	3	8	1	0	5	0	17
9	栃木県	2	2	3	0	2	1	10
10	群馬県	4	0	2	0	0	0	6
11	埼玉県	0	5	5	2	2	1	15
12	千葉県	2	1	0	0	0	0	3
13	東京都	6	6	6	0	3	1	22
14	神奈川県	3	3	4	4	4	3	21
15	新潟県	5	10	10	1	2	5	33
16	富山県	1	8	3	0	2	1	15
17	石川県	4	5	3	0	2	2	16
18	福井県	13	11	4	1	12	2	43
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	2	3	2	1	1	1	10
21	岐阜県	7	11	2	0	3	3	26
22	静岡県	11	9	12	3	9	7	51
23	愛知県	5	7	3	0	0	2	17
24	三重県	3	7	1	1	1	1	14
25	滋賀県	24	4	2	0	21	4	55
26	京都府	2	2	13	1	5	10	33
27	大阪府	9	6	21	6	6	20	68
28	兵庫県	5	14	10	3	13	8	53
29	奈良県	6	0	1	0	1	1	9
30	和歌山県	1	1	2	0	0	1	5
31	鳥取県	4	0	0	0	2	0	6
32	島根県	3	0	1	1	2	1	8
33	岡山県	4	8	2	1	10	2	27
34	広島県	3	11	7	1	6	6	34
35	山口県	0	7	1	0	4	0	12
36	徳島県	1	1	0	0	0	3	5
37	香川県	1	8	1	0	4	0	14
38	愛媛県	7	1	1	1	5	3	18
39	高知県	0	1	1	0	1	1	4
40	福岡県	6	21	5	2	11	6	51
41	佐賀県	0	5	2	0	3	3	13
42	長崎県	1	1	1	0	1	1	5
43	熊本県	2	11	5	2	10	4	34
44	大分県	6	5	2	0	1	3	17
45	宮崎県	3	4	0	2	3	0	12
46	鹿児島県	1	18	8	1	14	12	54
47	沖縄県	7	5	1	0	2	0	15
	合計	189	256	171	39	185	128	968

企画提案方式事業採択別団体数一覧表(平成20年度～25年度)

1団体あたりの企画提案採択件数	団体数(注)	割合
採択なし	658 団体	61.0%
1件	179 団体	16.6%
2件	121 団体	11.2%
3件	57 団体	5.3%
4件	24 団体	2.2%
5件以上	40 団体	3.7%
合計	1079 団体	

(注)

(※1)国庫補助対象団体数。ただし、本支部の場合は、1市区町村1団体とする。

(※2)連合本部を含む

平成 25 年度 4 月～11 月分

1 重 篤 事 故

平成 25 年度 11 月 累 計	就業中・ 就業途上	件数	内 訳				平成 24 年度同月累計					
			事故の程度		性別		計	事故の 程度		性別		
			死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性	
	就業中	22 (7)	14 (4)	8 (3)	19 (6)	3 (1)	就業中	14	11	3	14	0
	就業途上	6 (1)	4 (0)	2 (1)	4 (1)	2 (0)	就業途上	11	8	3	8	3
	計	28 (8)	18 (4)	10 (4)	23 (7)	5 (1)	計	25	19	6	22	3

() 内は平成 25 年度 11 月報告分

2 1 ヶ月～6 ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

	仕事の内容		事故数 (件)		男性 (件)		女性 (件)		平均年齢(歳)	
			11 月	累計	11 月	累計	11 月	累計	11 月	累計
就 業 中	植木・樹木の剪定等		14(6)	54(52)	14(5)	54(50)	0(1)	0(2)	70	71
	除草作業		3(5)	25(21)	3(3)	21(16)	0(2)	4(5)	74	72
	屋内・屋外清掃作業		2(0)	17(17)	1(0)	9(7)	1(0)	8(10)	75	74
	その他		6(7)	49(42)	3(7)	38(30)	3(0)	11(12)	73	72
	計		25(18)	145(132)	21(15)	122(103)	4(3)	23(29)	72	72
就 業 途 上	交 通 手 段	徒歩	1(1)	11(8)	0(0)	5(3)	1(1)	6(5)	76	76
		自転車	1(3)	26(30)	1(2)	11(13)	0(1)	15(17)	67	74
		バイク	3(0)	11(11)	1(0)	6(5)	2(0)	5(6)	69	71
		自動車	0(2)	4(7)	0(0)	4(4)	0(2)	0(3)	—	75
		計	5(6)	52(56)	2(2)	26(25)	3(4)	26(31)	70	74
合 計			30(24)	197(188)	23(17)	148(128)	7(7)	49(60)	71	73

() は平成 24 年度同月の発生件数

平成25年度 4月～11月分重篤事故内容

①就業中

	性別	年齢	仕事内容	傷害	事故状況	安全帽	安全帯
1	男	78	就業中 樹木伐採 作業	死亡	桜の木を伐採したが、蔓が隣の木と伐採した 木に絡まっていたため掛り木となり倒れなかつ たので、追い切りをしたところ桜の木が倒れ、 蔓にまかれた隣の木の枝が折れ落下し、ヘル メットを直撃した。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	○	—
2	男	73	就業中 剪定作業	入院	10段の脚立の7段目に乗り剪定作業中、枝 に絡まっていた蔓を引っ張ったところ、突然切 れ高さ2mより後ろへ倒れながら後頭部より落 下した。	×	×
3	男	76	就業中 剪定作業	死亡	杉の木を剪定中にチェーンソーの操作を誤り 頭部左側を損傷した。その後、病院に搬送され たが死亡した。 目撃者がいないため、原因は特定できない。	×	×
4	女	79	就業中 交通事故	死亡	隣接する福祉施設境界のフェンス沿いを草 取り作業中、福祉施設に入ってきた自動車に 巻き込まれた。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	×	—
5	男	78	就業中 剪定作業	入院	脚立に登り剪定作業中、誤って脚立から転落 し、頭をアスファルトにうち意識がなくなり救急 車で搬送された。	×	×
6	男	79	就業中 剪定作業	入院	高さ3m位のアオキの木の剪定中、2m位の 所から足を踏み外して転落した。	○	×
7	男	75	就業中 清掃作業	死亡	広場中央にある噴水付近の路上で清掃作業 をしていたところ、ロータリーを走行してきたワ ンボックスカーにはねられた。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	—	—
8	女	72	就業中 樹木伐採 作業	入院	伐採した樹木を運び出す作業中、水路にか けてあった路板を渡ろうとして体勢を崩し、2m 下のコンクリート部分に転落した。転落した時 の様子は、本人も覚えておらず、他の会員も数 分気がつかなかった為不明。	○	—

	性別	年齢	仕事内容	傷害	事故状況	安全帽	安全帯
9	男	66	就業中 剪定作業	死亡	植木の剪定作業終了後、切り落とした枝葉を片付けていた際に、地面に傾斜がある場所で足を滑らせ転倒し、首や背中を打撲した。(他の会員は離れた場所で作業中のため事故を目撃しておらず、会員の救助の声を聞き、駆けつけた)。その後、病院に搬送されたが死亡した。	×	—
10	男	75	就業中 剪定作業	入院	庭の端で三角梯子を使用して植木の剪定作業をしていた際に、梯子を樹木に固定していなかった為、体制を崩して隣家の裏庭(コンクリート敷)に梯子とともに落下し、頸椎骨折と頭部強打による内出血により意識が混濁している状況であった。	×	×
11	男	67	就業中 その他	死亡	施設廻りの除草や落ち葉清掃をしていたものと思われる。現場に小さな焚火跡があり目を離れた際、隣接する山林に燃え移った火を消そうとして焼死したものと推定される。	—	—
12	男	80	就業中 除草作業	死亡	草刈作業中、足を滑らせ10m下の川に草刈り機とともに転落した。その後、病院に搬送されたが死亡した。	×	—
13	男	73	就業中 樹木伐採作業	死亡	梯子をかけて木に登り、雑木の枝払いをしていたが、更に上に登ろうとして安全ベルトを外したところ、足を滑らせ、約4.5mの高さから転落し、頭部を強打した。その後病院に搬送されたが死亡した。	×	○
14	男	81	就業中 剪定作業	死亡	約1mの高さの石垣の上で、トリマーを使用しての低木の刈り込み作業中に転落し、コンクリートの側溝で後頭部を打った。病院に搬送されたが、1ヶ月の入院後死亡した。	×	×
15	男	70	就業中 樹木伐採作業	死亡	長さ4mの段梯子を使用し、道路面から5m以下の松の木の伐採作業をしている際に落下し、路面に頭部を強く打ちつけた。その後、病院に搬送されたが死亡した。	×	×
16	男	78	就業中 清掃作業	入院	屋外清掃作業中もしくは移動中に、建物裏外廊下の地面に座り込んでいるところを発見された。本人と会話をしているうちに、次第に受け答えがしどろもどろになったため、救急車により病院に搬送された。本人の記憶がなく、また、目撃者もいなかったため、事故状況については不明である。	—	—

	性別	年齢	仕事内容	傷害	事故状況	安全帽	安全帯
17	男	80	就業中 除草作業	死亡	刈払機による除草作業後、集草作業に入る前あるいは集草作業中に、何らかの原因によりバランスを崩したため、堤防から3.7m下に転落したと推測される。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	×	—
18	男	75	就業中 剪定作業	死亡	松の剪定作業中に三脚三段目から転落し、松の付近にあった庭石に後頭部を打ちつけ頭蓋骨を骨折した。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	○	×
19	男	82	就業中 樹木伐採作業	死亡	境内で枯れた檜の木の新伐作業の最終段階で、切り株部分にバリを入れて樹木を倒す作業中、樹木が倒れないで横に平行移動して落ちた振動により、枯れていた上部が折れて落下し会員の胸部を強打、心破裂により死亡した。	○	○
20	男	70	就業中 剪定作業	入院	脚立を使用しイブキの木を剪定中、バランスを崩し約1.5mの高さから転落した。同行就業会員が異音に気づき近づくと道路上に仰向けに倒れていた。その後意識が回復し作業を行う。作業終了後、病院に行き帰宅したが自宅で倒れる。すぐに救急車で搬送されたが、意識不明の状態が続いている。	○	×
21	男	69	就業中 その他	入院	機械によるゴミの圧縮包装作業中、スイッチを入れたまま機械の中に立入り、包装する機械に首を挟まれ呼吸が出来なくなって意識不明の重体になる。	○	—
22	女	80	就業中 除草作業	死亡	学校の玄関前の植え込みの除草作業中に、車にひかれた。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	—	—
<就業中の事故> 死亡→14件、入院→8件 計22件							

平成25年度 4月～11月分重篤事故内容

②就業途上

	性別	年齢	仕事内容	傷害	事故状況	交通手段
1	女	78	就業途上 交通事故	死亡	自転車にて帰宅途中、直線道路を進行してきた自動車、対向から右折をした会員の自転車と側面衝突した。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	自転車
2	男	66	就業途上 その他	入院	徒歩で就業先へ向かう途中、凍結路面で滑って転倒し頭頂部を強打した。	徒歩
3	女	69	就業途上 交通事故	死亡	作業終了後の帰宅途中、信号機のある交差点を自転車で渡ろうと左側から進入したところ、対向車線から右折してきた車両にはねられた。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	自転車
4	男	71	就業途上 交通事故	死亡	自転車で帰宅途中、横断歩道を渡っていたところを右折してきた軽貨物車にはねられ、道路の縁石に頭などを強く打った。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	自転車
5	男	70	就業途上 交通事故	死亡	ミニバイクで帰宅途中、見通しのよい道(センターラインなし)で、前方から来た普通乗用車の運転席ドア付近に接触し、胸部をハンドル部分で強打、頭なども打って転倒した。 その後、病院に搬送されたが死亡した。	バイク
6	男	78	就業途上 交通事故	入院	自転車で帰宅途中、坂を10m～20m下った所で、ガードレールに激突し、転倒したと思われる。	自転車
<就業途上の事故>					死亡→4件、入院→2件	計6件
<平成25年度4月～11月分合計>					死亡→18件、入院→10件	計28件

重篤事故年度別推移表(5年間 平成20年度～24年度)

NO	都道府県	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		合計	重篤事故率 (※2)	会員数 平均	表彰 年度
		就業中	途上	就業中	途上	就業中	途上	就業中	途上	就業中	途上				
1	高知									1		1	0.0397	5,038	H21
2	沖縄			1						1		2	0.0717	5,582	H21
3	佐賀					2						2	0.0913	4,383	H21
4	山梨											0	0.0000	5,038	H22
5	石川											0	0.0000	10,285	H22
6	宮城							1				1	0.0172	11,647	H22
7	長野		1			3						4	0.0426	18,766	H22
8	島根											0	0.0000	4,708	H23
9	京都				1						1	2	0.0261	15,334	H23
10	富山											0	0.0000	9,144	H24
11	鳥取									1		1	0.0500	3,997	H24
12	愛媛							1	2			3	0.0643	9,332	H24
13	山形											0	0.0000	9,805	
14	山口							1				1	0.0164	12,179	
15	大阪	2	1				3	1	1	1	1	10	0.0358	55,912	
16	愛知	2	1	2	1					1		7	0.0382	36,615	
17	北海道	1		1				1		1		4	0.0397	20,127	
18	福島			1					1	1		3	0.0415	14,460	
19	神奈川		1	1	1	1	1	2		1		8	0.0448	35,679	
20	和歌山	1										1	0.0463	4,320	
21	岐阜			1	1			1		1		4	0.0471	16,987	
22	滋賀	1		1			1					3	0.0474	12,657	
23	茨城		2	1			1	1				5	0.0523	19,107	
24	千葉	2		1					2		2	7	0.0567	24,679	
25	広島	1		2	1			1				5	0.0598	16,725	
26	福井			1		1		1				3	0.0617	9,729	
27	兵庫	3		1	4	2	2	1		1		14	0.0627	44,657	
28	東京	1	3	2	3	5	4	4	1	3	3	29	0.0681	85,220	
29	新潟	1		1	4		1				1	8	0.0690	23,179	
30	青森	1	1				1					3	0.0741	8,101	
31	奈良				1	1			1		1	4	0.0840	9,528	
32	鹿児島	1	1				1	2				5	0.0864	11,580	
33	三重			1	1		1			2		5	0.0881	11,348	
34	長崎	2						1				3	0.0891	6,732	
35	埼玉	8	1	3	3	2			1	2	3	23	0.0910	50,568	
36	秋田	1			1				1		1	4	0.0931	8,593	
37	熊本		1			1	2			1		5	0.0955	10,470	
38	岩手				1	1			2			4	0.0986	8,115	
39	大分				2					1		3	0.1044	5,749	
40	静岡	2	1	2	3	2		1			1	12	0.1055	22,752	
41	栃木						2	1	1	1	1	6	0.1068	11,238	
42	福岡	3	2	2	1	2	2		1	2		15	0.1078	27,821	
43	群馬	1				2		1	1			5	0.1093	9,148	
44	岡山			1		3				1		5	0.1136	8,799	
45	香川	1		1		1					2	5	0.1149	8,700	
46	宮崎		1				1	1		1		4	0.1268	6,312	
47	徳島		1	1					1		1	4	0.1391	5,752	
	合計	35	18	28	29	29	23	22	15	26	18	243	0.0626	776,589	

(※1) H24年度会員数は、H20年度～H23年度の平均値により算出。

(※2) 重篤事故率＝(重篤事故件数/会員数合計)×1000

平成24年度損害賠償責任保険事故状況(1件あたり20万円以上の事故)

1 都道府県別件数

	都道府県名	件数
1	北海道	9
2	青森県	4
3	岩手県	0
4	宮城県	1
5	秋田県	1
6	山形県	2
7	福島県	5
8	茨城県	5
9	栃木県	7
10	群馬県	3
11	埼玉県	25
12	千葉県	8
13	東京都	15
14	神奈川県	13
15	山梨県	1
16	新潟県	3
17	富山県	10
18	石川県	1
19	福井県	1
20	長野県	4
21	岐阜県	5
22	静岡県	14
23	愛知県	16
24	三重県	8
25	滋賀県	3
26	京都府	7
27	大阪府	13
28	兵庫県	18
29	奈良県	6
30	和歌山県	7
31	鳥取県	2
32	島根県	1
33	岡山県	7
34	広島県	7
35	山口県	8
36	徳島県	3
37	香川県	5
38	愛媛県	4
39	高知県	6
40	福岡県	15
41	佐賀県	3
42	長崎県	2
43	熊本県	3
44	大分県	5
45	宮崎県	3
46	鹿児島県	3
47	沖縄県	0
	合計	292

2 性別件数

	性別	件数
1	男性	277
2	女性	15
	合計	292

3 保険金額別件数

保険金額	件数
・20万以上50万未満	211
・50万以上75万未満	33
・75万以上100万未満	17
・100万以上200万未満	22
・200万以上300万未満	4
・300万以上	5
合計	292

72.2% > 70%

最高 568万14

平均 358万514 × 2

39

平成25年度 全シ協主催研修等実施報告

研修等名称		内容	開催年月日	開催場所	
理事長・事務局長研修	第1回新任事務局長研修 ・連合本部事務局長 ・センター(会員数500人以上)	講義等	平成25年9月10日(火)～11日(水)	すみだ産業会館(東京)	83
	第2回新任事務局長研修 ・センター(会員数500人未満) ・新規国庫補助対象新任事務局長	講義等	平成25年10月7日(月)～8日(火)	すみだ産業会館(東京)	73
	新任理事長(会長)研修 (連合本部・センター)	講義等	平成25年10月28日(月)～29日(火)	すみだ産業会館(東京)	97
連合職員研修・業務会議	シルバー派遣実務担当者研修	講義等	平成25年8月6日(火)	中央大学駿河台記念館(東京)	66
	企画提案方式による事業実務担当者会議	講義等	平成25年9月2日(月)	中央大学駿河台記念館(東京)	162
	職業紹介担当者研修	講義等	平成25年9月3日(火)	中央大学駿河台記念館(東京)	76
	福祉・家事援助サービス担当者会議	講義等	平成25年11月12日(火)	中央大学駿河台記念館(東京)	88
	安全・適正就業指導員会議	講義等	平成25年11月25日(月)～26日(火)	中央大学駿河台記念館(東京)	51
	会計・経理実務担当者会議	講義等	平成25年12月17日(火)	連合会館(東京)	110
シニアワークプログラム指導会議		講義等	(第1回)平成25年5月23日(木)	中央大学駿河台記念館(東京)	85
			(第2回)平成25年11月11日(月)	中央大学駿河台記念館(東京)	91
		小計			982
派遣元責任者講習		講義等	平成25年6月28日(金)	エルパーク仙台(仙台)	77
			平成25年7月19日(金)	中央大学駿河台記念館(東京)	179
			平成25年10月18日(金)	ホテルアウィーナ大阪(大阪)	158
			平成25年12月13日(金)	福岡県中小企業振興センター(福岡)	92
		小計			506
職業紹介責任者講習会		講義等	平成25年9月26日(木)	ホテル白萩(仙台)	141
			平成25年11月7日(木)	福岡県中小企業振興センター(福岡)	141
			平成25年12月3日(火)	ホテルアウィーナ大阪(大阪)	335
			平成26年1月10日(金)	中央大学駿河台記念館(東京)	355
		小計			972
合 計					2,460

平成25年度ブロック協議会主催役職員研修会

講師派遣実績(日程順)

NO	開催団体名 (事務局)	研修会名	開催年月日	開催場所	研修内容	出席人数	派遣講師名
1	東海ブロック (愛知県連合)	経験交流大会及び研修会	H25.06.13(木) ～14(金)	ホテルたつき (愛知県蒲郡市)	「これからのシルバー人材センター事業について」	189人	末竹 事務局長
2	四国ブロック (徳島県連合)	役職員研修会	H25. 7. 5(金)	ホテルパールガーデン (高松市)	「これからのシルバー人材センター事業の現状連合」	100人	大山 業務部長
3	九州ブロック (福岡県連合)	九州ブロック総会	H25. 7. 4(木) ～5(金)	那覇市市町村自治会館 (那覇市)	「第二世代のシルバー事業へ」	170人	金内 専務理事
4	九州ブロック (福岡県連合)	業務担当者研修	H25. 8. 29(木) ～30(金)	KKRホテル熊本 (熊本市)	「シルバー人材センター事業の現状と課題」	181人	大山 業務部長
5	近畿ブロック (京都府連合)	役員・事務局職員研修会	H25. 9. 24(火)	ホテルアウェーナ大阪 (大阪市)	「シルバー人材センター事業の現状と課題」	162人	大山 業務部長
6	中国ブロック (島根県連合)	業務担当者研修	H25. 9. 26(木) ～27(金)	く にびきメッセ (松江市)	「発注者との契約にあたっての契約書・仕様書の作成について」	76人	石井 指導課長
7	九州ブロック (福岡県連合)	理事長・事務局長交流研修会	H25. 10. 17(木) ～18(金)	ホテルニュー長崎 (長崎市)	「シルバー人材センター事業の現状と課題」	183人	末竹 事務局長
8	北信越ブロック (新潟県連合)	役職員研修会・経験交流会	H25. 11. 21(木) ～22(金)	越後湯沢NASPA ニューオータニ (新潟県南魚沼市)	「第二世代のシルバー事業へ」	109人	金内 専務理事

(予定)

9	九州ブロック (福岡県連合)	会計・経理担当者研修会	H26. 1. 23(木) ～24(金)	パレスイン鹿児島 (鹿児島市)	「今後のシルバー人材センター事業についてー会計・財務の視点からー」	168人	高場 総務課長
---	-------------------	-------------	-------------------------	-----------------	-----------------------------------	------	---------

平成26年1月16日

平成25年度第3回
都道府県シルバー連合事務局長会議
説明資料

厚生労働省職業安定局
高齢者雇用事業室

62

生涯現役社会の実現に向けて（シルバー人材センターの活性化）

現状

- 団塊世代がすべて労働市場からの退出（平成26年度）。
- 60歳～64歳層は、雇用確保措置により継続雇用を担保。
- 65歳以上人口就業率2割程度の中、今後も65歳以上人口が激増。
- 社会保障費（医療・介護費）の増大。

課題

団塊世代すべてが平成26年度で65歳に到達
→地域に返ってくる→地域社会における受け皿が重要

- 社会とのつながりが持たず、活躍の場を失い地域から阻害されてしまう。
- 団塊世代の地域が行き場がない場合、益々社会保障費が増大。
- 少子化・核家族化による働き手の減少・地域社会の支え手不足。

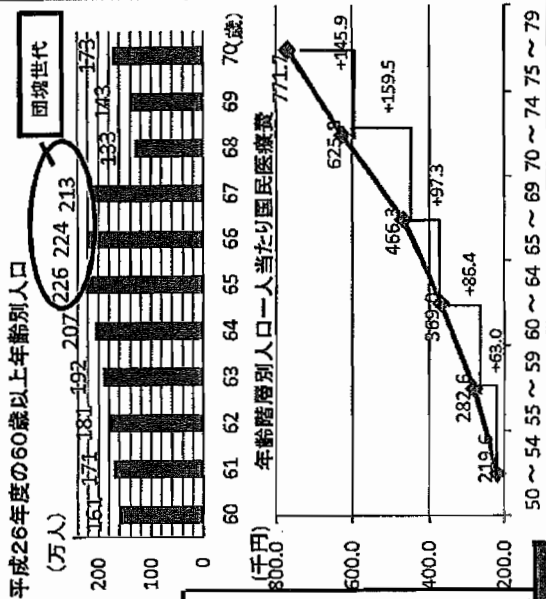
上記課題について、シルバー人材センターを底上げ・活用し、効率的解決を図る。

○ 近年のシルバー関係予算の減

少の中で就業機会減→会員減の悪循環が生じている。

＜シルバー事業の推移（参考）＞

	21'	22'	23'	24'	25'
予算(百万円)	13,594	11,410	9,110	9,141	8,955
会員数(万人)	79.2	78.7	76.3	74.4	—
就業延べ人員(万人日)	7,033	7,041	6,979	6,895	—
配分金(補助金)(億円)	2,707	2,697	2,657	2,602	—



就業機会拡大

- 団塊世代の受け皿として機能させるためにも、職域拡大。
- 女性の活躍推進のための育児・介護分野の職域・就業拡大(介護のような有資格者の多い分野の周辺分野の作業ニーズがあり、就業開拓の余地あり)。
- 地域の困り事(家事援助業務など)を就業機会につなげることで解決し、民需喚起。

就業機会拡大に伴う会員拡大

より多くの高齢者が
社会の支え手として
活躍できる好循環の
実現

会員拡大に伴う新たな就業機会の拡大

会員拡大

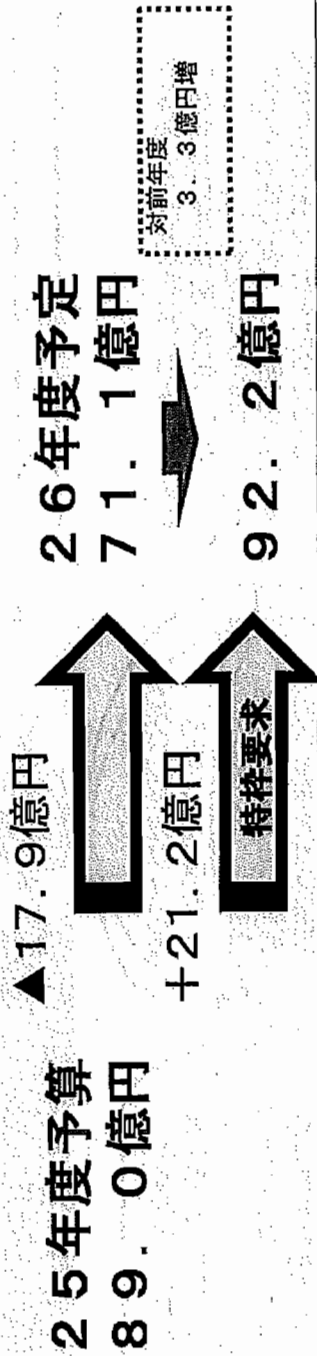
- 団塊世代660万人が元気なうちにシルバー会員として取り込み。
- 会員の能力分析を行い、現役時代の知識や能力を活用し、人的資源を有効活用。→活用しないのは、社会にとって損失。
- 女性会員の拡大(現在3割の女性会員を増やし、併せて女性向け職域・就業拡大)。

シルバー人材センターの活性化

- 少子高齢化により働き手が減少する中、地域社会の支え手が確保でき、地域の活性化につなげることが期待できる。
- シルバー就業を通じて、社会参加を促すことにより健康維持・介護予防を図り、元気な高齢者を増やし、健康寿命を延伸し、結果として、社会保障費(医療・介護費等)の削減も期待できる。

シルバー人材センター事業(連合)補助について

イメージ図



●運営費(71.8億円)

人件費

(51.6億円)

管理費

(20.2億円)

運営費
▲0.7億円

人件費
▲0.7億円

●運営費(71.1億円)

人件費

(50.9億円)

管理費

(20.2億円)

※平成25年度、26年度とも全シ協分が含まれていない。

●事業費(17.2億円)

機能強化推進事業(9.6億円)

企画提案事業(7.6億円)

▲17.2億円

●事業費(21.2億円)

生涯現役社会活躍応援事業

基盤拡大事業(14.8億円)

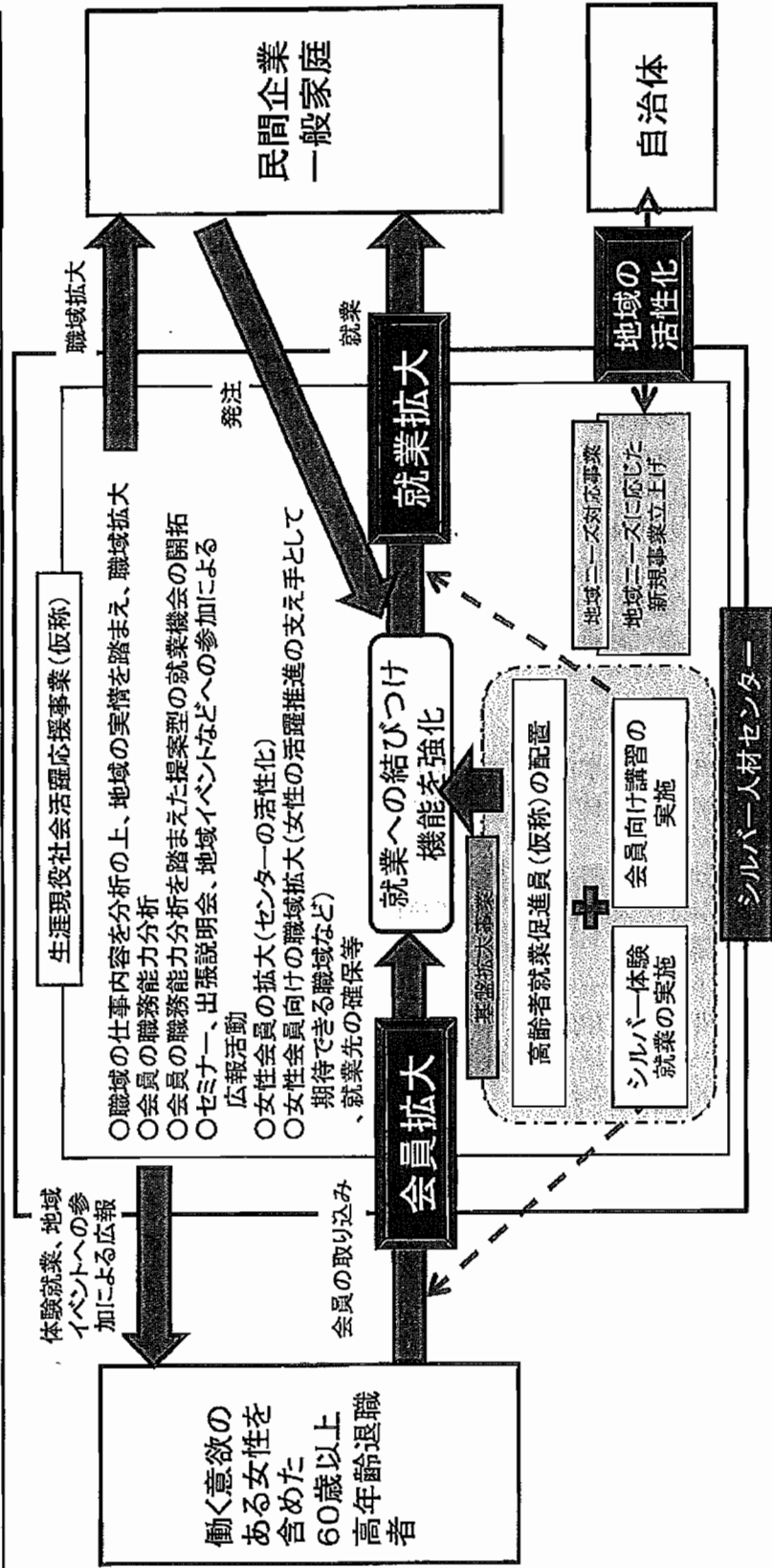
※ 会員拡大、就業拡大のための高齢者就業促進
員の配置、体験就業、会員向け講習の実施等

地域二一ズ対応事業(6.4億円)

※ 地域二一ズに応じた新規事業立ち上げ

〔 +21.2億円 〕

- 「働き手」としてのつなぎ止め
平成26年度に団塊世代約660万人(1947～1949年生まれ)すべてが65歳に到達(65歳人口がピーク)し、労働市場から退出するこ
とから、それらの者のニーズに応じた就業機会の確保・提供が急務。
- 「女性の活躍推進」の支え手としての役割も含む女性の活用
生涯現役社会の実現のため、女性を含めた60歳以上の高齢退職者が年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働ける就業環境を整
備する必要。
- 民間需要の喚起
地域の困りごとを就業機会につなげることで解決するなど、民需の喚起を図る。



生涯現役社会の実現に向けて、職域の拡大、就業機会の拡大等を推進することにより、女性を含めた60歳以上の高齢者の受け皿としてシルバー人材センターを活用(シルバー人材センターの活性化)

高年齢者就業機会確保等事業費 (シルバー人材センター事業の推進)

平成 26 年度予算額 9,375,498 (9,048,874) 千円

一般会計要求書 P.16、P.20、P.75

1 趣旨、目的

- (1) シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）は、定年退職後等において臨時・短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を把握・提供し、高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出・地域社会の活性化を図るものである。
- (2) 今後、急速に高齢化が進行する中で、就労をはじめとするシルバー事業への参加を通じて本人の自己実現や生きがいの達成・生活の質の向上を図ることにより、医療費をはじめとする社会コストの抑制にも寄与するものであり、シルバー事業は、今後ますます重要な施策となってくる。
- (3) このような状況の下、26年度に団塊の世代がすべて65歳を迎え、労働市場から退出することを踏まえ、魅力あるシルバー事業を展開していくことが課題となっている。このため、運営の効率化を徹底する一方で、就業機会の確保・会員拡大などを積極的に支援することにより、シルバー事業の活性化に結び付け、60歳以上の高年齢退職者の就業ニーズに応えていく必要がある。
- (4) また、本年6月14日付で閣議決定された日本再興戦略において、若者・女性・高齢者等の活躍の場を拡大する。これにより、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築する」との方針が打ち出されており、シルバー事業としてもその実現に向けた取組を進めていく必要がある。

2 事業の概要

〈シルバー人材センター事業に対する補助〉	9,281,628(8,954,873)千円
(1) 都道府県シルバー人材センター連合運営費	7,078,576(7,150,956)千円
(2) 事業費	2,116,579(1,717,421)千円
①生涯現役社会活躍応援事業（別添）	
(新しい日本のための優先課題推進枠)	2,116,579(0)千円
②企画提案事業	0(756,000)千円
③シルバー人材センター事業機能強化推進事業	0(961,421)千円
(3) 新規国庫補助対象団体分	28,200(28,200)千円
(4) 全国シルバー人材センター事業協会に対する補助	58,273(58,296)千円
〈シルバー人材センター事業に対する指導〉	93,870(94,001)千円
(1) 都道府県シルバー人材センター連合指導経費	91,206(91,384)千円
(2) 指導事務費	2,664(2,617)千円

3 交付先（補助金）

国 → 全国シルバー人材センター事業協会、都道府県シルバー人材センター連合

4 科目内訳（会計区分）

一般会計	9,375,498(9,048,874)千円
(組織) 厚生労働本省	
(項) 高齢者等雇用安定・促進費	
(事項) 高年齢者就業機会確保等事業費	9,373,145(9,046,562)千円 (裁量)
(目) 職員旅費	311(305)千円 (裁量)
(目) 高齢者等雇用環境整備委託費	91,206(91,384)千円 (裁量)
(目) 高年齢者就業機会確保事業費等補助金	9,281,628(8,954,873)千円 (裁量)
(組織) 都道府県労働局	
(項) 高齢者等雇用安定・促進費	
(事項) 高年齢者就業機会確保等事業費	
(目) 職員旅費	2,353(2,312)千円 (裁量)

生涯現役社会の実現に向けた生涯現役活躍応援事業（仮称）について
～シルバー人材センターの更なる活用～

平成 26 年度予定額 2,116,579 (0) 千円
一般会計

1 主旨・目的

人生 100 年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが必要である。

本年 6 月 14 日付で閣議決定された「日本再興戦略」において、「若者、女性、高齢者等の活躍の場を拡大する。これにより、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」を構築する」との方針が打ち出された。

また、本年 4 月 19 日に取りまとめられた自民党の雇用問題調査会報告書においては、「高齢者が、企業を退職した後も、年齢や意欲・体力等に応じて就業・社会参加を行い、これまでの豊富な知識や職業経験等を活かして社会で活躍できるような環境を整備する」ためにシルバー人材センターの更なる活用が示唆されている。

加えて、省内において外部有識者を参集し検討会を立ち上げ、検討した結果、本年 6 月 26 日付で公表された「生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会」の報告書において、「シルバー人材センターについては、高齢者のニーズの変化に対応した就業機会の提供が求められている。このため、運営体制の改善や運営に携わる者の意識改革を図り、自治体や他の関係機関とも連携・協働しながら、地域が求めるニーズにマッチし、かつ、高齢者の就労ニーズにマッチする新たな分野への就業開拓や、就業機会の創出を行っていく必要がある。」と指摘されている。

以上を踏まえ、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことのできる「生涯現役社会」の実現に向け、特に平成 26 年度において、団塊世代すべて（約 660 万人（※65 歳人口が平成 26 年度 226 万人となりピークを迎える）が 65 歳に到達し、労働市場から撤退することから、それらに対し、新たな就業機会を確保・提供し、社会を支える立場であり続ける高年齢者を増やしていくことが急務となっている。更に自身の能力や経験を活かして地域のために貢献したい、社会参加したいと願うが、機会に恵まれない者に対し、シルバー人材センターがその受け皿としての役割を果たせるよう、拠点の活性化を行うべく、就業機会の拡大、職域の拡大と相まって、日本再興戦略でも掲げられている女性の活躍推進の支え手としての女性会員の拡大（女性の活躍推進の支え手としての役割が期待できる職域を拡大）を含めた積極的な会員拡大を実施する。

2 事業概要

(1) 生涯現役活躍応援事業（仮称）

26 年度に労働市場からすべて退出する団塊世代（65 歳人口がピーク）を含む 60 歳以上の高齢者を中心に、意欲と能力に応じた臨時的・短期的・軽易な業務の就業機会を確保及び提供できるようにシルバー人材センターにおいて、以下の取り組みを行う。

- ① 職域の仕事内容を分析の上、地域の実情を踏まえ、職域拡大。
- ② 会員の職務能力分析。
- ③ 民間企業、家庭及び地方自治体に対し、会員の職務分析を踏まえた提案型の就業機会の開拓を行う。
- ④ セミナー、出張説明会、地域イベントなどへの参加による広報活動。
- ⑤ 26 年度に労働市場から退出する団塊世代の会員への取り込み、及び女性会員の拡大（現在 3 割程度となっている女性会員の拡大が喫緊の課題）。
- ⑥ 女性会員向けの職域拡大、就業機会の開拓。
以上の業務を行う拠点に高齢者就業促進員（仮称）を配置する。
更に、会員拡大、就業拡大のため、以下の取り組みを行う。
- ⑦ 会員拡大のための体験就業の実施。
- ⑧ 会員が対応できる職域を増やし、就業促進するための講習の実施。
- ⑨ 自治体ニーズに応じた共同事業の実施

3 交付先 国 → シルバー人材センター連合

4 科目内訳（会計区分）

一般会計

（組織）厚生労働本省

（項）高齢者等雇用安定・促進費

（事項）高年齢者就業機会確保等事業費

（目）高年齢者就業機会確保事業費等補助金

2,116,579 千円

67

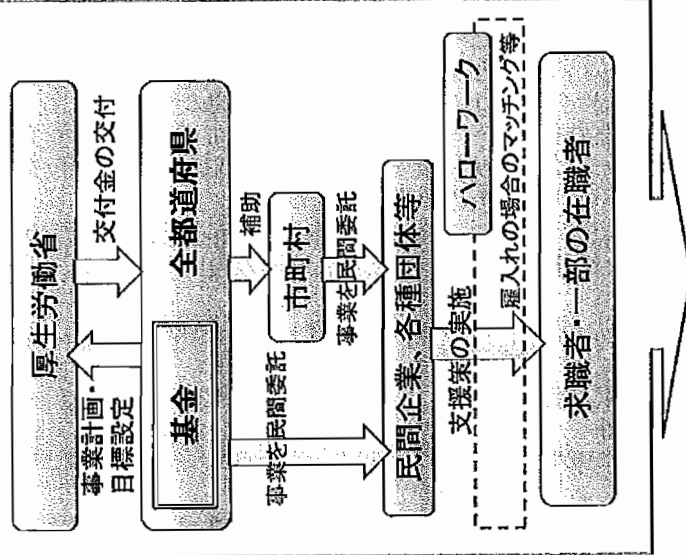
地域人づくり事業の概要

平成25年度補正予算案
1,020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始(平成25年度補正予算成立)から、平成26年度末まで。
(ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。)
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者(無業者)の就職に向けた支援

(例)

- 【雇入れを伴うもの】
- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れるための座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れるための介護補助事業等(支弁費用)入件費、研修費、企業実習受入経費
- 【雇入れを伴わないもの】
- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング等(支弁費用)説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

(例)

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング(若手社員向け)・雇用管理研修(管理者向け)／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等(支弁費用)研修費(講師謝金、アドバンス費用)等

※実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

①雇用拡大プロセス ～若者や女性を含めた雇用拡大に関するもの～

◇ 生涯現役に向けた取組を促進する事業

■ 高齢者地域就業促進事業（雇用型）

＜分野特化型＞

（概要）

シルバーパー人材センターにおいて、地域の求職者のうち、例えば、介護業務や保育業務などの事業ノウハウを有する者等を雇用し、事業所訪問等により、介護補助事業や保育サービス事業などの就業機会を確保し、地域の高齢者を就業に結びつける。

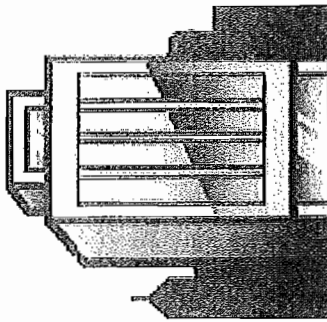
（効果）

高齢者の就業促進、子育てや介護の担い手不足等の地域の課題解決

（委託先のイメージ）

地域のシルバーパー人材センター

保育業務経験者、
介護施設就業経験者など



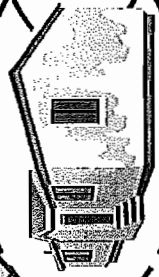
＜県 or 市＞

事業委託

事業実施計画
（目標含）の提出

雇用

業務内容（例示）
・就業開拓に従事
・地域の高齢者に対する
研修実施



＜シルバーパー人材センター＞

地域の高齢者に
就業機会を提供

＜子育て支援＞



＜介護支援＞



事業
目標
地域の高齢者を〇〇人就業

①雇用拡大プロセス ～若者や女性を含めた雇用拡大に関するもの～

◇生涯現役に向けた取組を促進する事業

■高齢者地域就業促進事業（雇用型）
＜就業開拓型＞

（概要）

シルバークリスタルセンターにおいて、地域の求職者を雇用し、事業所訪問等により、民間企業や一般家庭などの就業機会を確保し、地域の高齢者を就業に結びつける。

（効果）

高齢者の就業促進、地域の課題解決

（委託先のイメージ）

地域のシルバークリスタルセンター

求職者（営業業務経験者など）

業務内容（例示）
・就業開拓に従事

雇用

事業委託

＜県 or 市＞

＜シルバークリスタルセンター＞

事業実施計画
（目標値）の提報

就業機会の確保

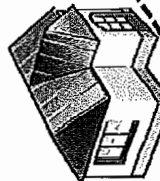
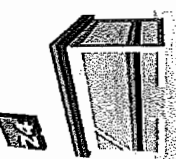
地域の高齢者に就業機会を提供

事業
目標

地域の高齢者を〇〇人就業

＜地域の民間企業＞

＜地域の一般家庭＞



(案)

＜平成26年度シルバー人材センター事業執行方針 別表（案）＞

別表

1 連合本部及び活動拠点の補助単価限度額

(1) 運営費及び基盤額大事業費（単位：千円）

格付	連合本部	A	B	C	新規
補助単価限度額 (総計)	9,080	8,880	7,280	5,780	5,780
うち運営費	7,280	7,080	5,480	3,980	3,980
うち基盤拡大事業費	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

※広域又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、補助単価限度額に加算倍率を乗じた額を限度額とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

※シルバー人材センター事業基盤拡大事業については、補助単価限度額(総計)を超えない中で運営費補助事業から振り替えることは問題ないこととする。

ただし、運営費に振り替えることは認めないものとする。

(案)

(2) 地域ニーズ対応事業 (単位: 千円)

事業運営費	事業設備費
2, 000	1, 000

※補助対象期間は事業の立ち上げ期間に限定し、最大3年度とする。

※初年度に限り1事業に係る限度額を3,000千円とし、2年目及び3年目については、事業運営費のみ2,000千円を限度額とする。

(3) 企画提案方式による事業 (経過措置分) (単位: 千円)

事業運営費
2, 000

(4) 運営費補助人件費限度額【シルバー人材センター連合全体の限度額】

各都道府県シルバー人材センター連合において、次の条件により算出した額を運営費補助人件費限度額とする。

《条件》

- ・各都道府県シルバー人材センター連合内の連合本部及び活動拠点の該当するランク別人件費算定額 (参考) の合計額。
- ・ランクについては、別表2の運営費格付けによるランクを適用する。

なお、広域による加算対象団体又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、

(案)

該当するランク別人件費算定額に加算倍率を乗じた額とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

《参考：ランク別人件費算定額》

【運営費補助人件費限度額】（単位：千円）

格付	連合本部	A	B	C	新規
人件費限度額	4, 572	6, 096	4, 572	3, 048	3, 048

(案)

別表 2

【補助単価限度額格付け】

就業延人日数 ※ 2 会員数 ※ 1					
	9,148 人日以上	7,264 人日以上	3,498 人日以上	500 人日以上	417 人日以上
1,199 人以上	A	A	A	B	C
952 人以上	A	A	A	B	C
458 人以上	A	A	B	B	C
150 人以上	B	B	B	B	C
100 人以上	C	C	C	C	C

※ 1 会員数は 22～24 年度の各年度末平均。

(例)

- ・ 会員数 22 年度末 200 人…①
 23 年度末 210 人…②
 24 年度末 230 人…③

(①+②+③) ÷ 3 年 = 213 人 (四捨五入)

なお、平成 25 年度から運営費国庫補助対象となった団体については、会員数は 26 年 1 月末日の実績。

※ 2 就業延人日数は 22～24 年度の各年度月平均の平均。いずれも運営費国庫補助対象となった年月以降の実績で計算。

(例)

- ・ 就業延人日数 22 年度 72,000 人日 ÷ 12 月 = 6,000 人日…④
 23 年度 75,000 人日 ÷ 12 月 = 6,250 人日…⑤

(案)

24 年度 80,000 人日÷12 月=6,667 人日…⑥ (四捨五入)

(④+⑤+⑥) ÷ 3 年=6,306 人日 (四捨五入)

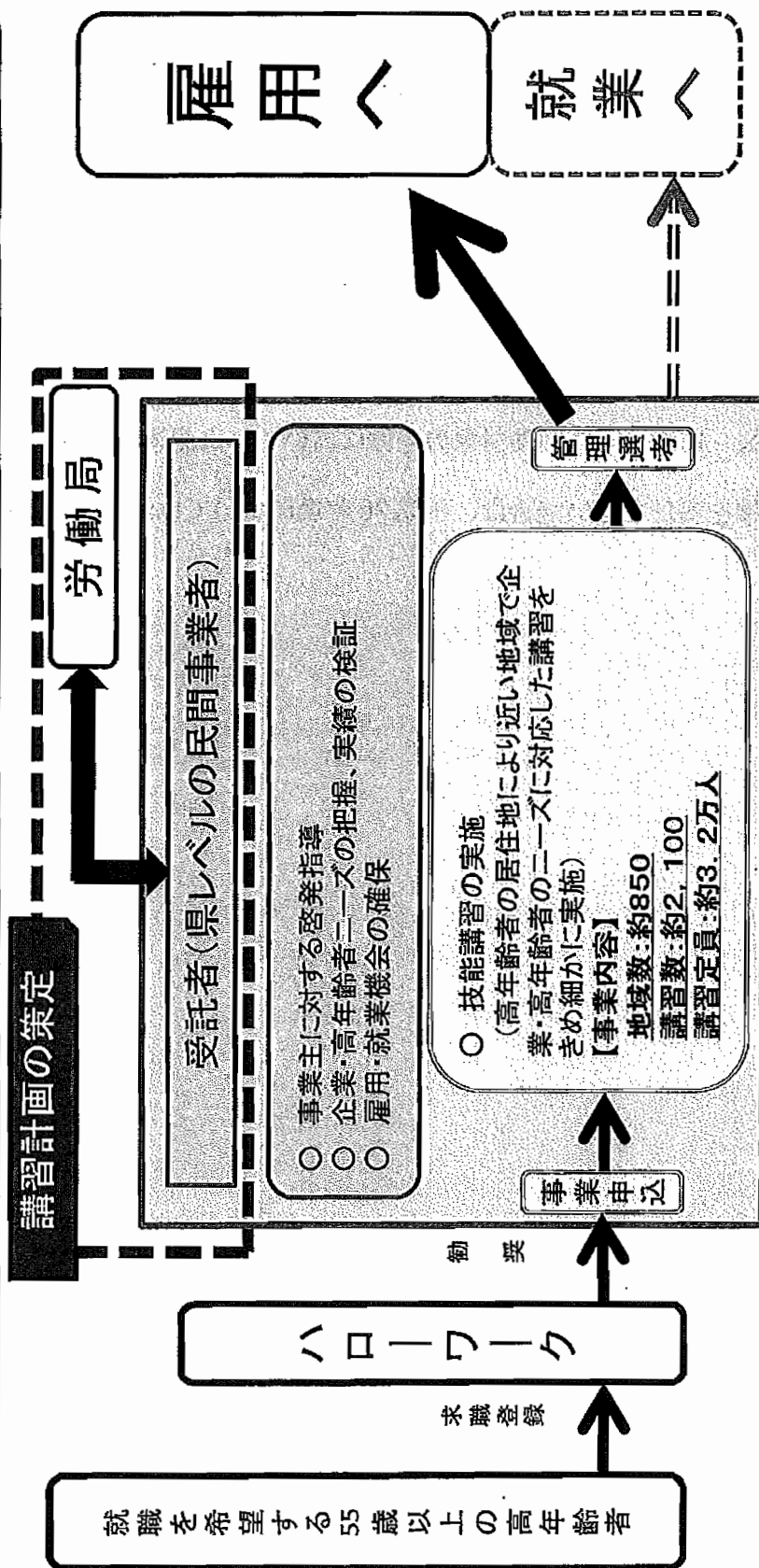
なお、平成 25 年度から運営費国庫補助対象となった団体については、平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月末日の月平均の実績で計算。

※ 運営費国庫補助対象の団体において、上記※により算出した値が国庫補助の対象基準を満たさない場合は、平成 26 年度については運営費国庫補助の対象外となる。

シニアワークプログラム事業

平成26年度予定額 36.7(34.3)億円

- 55歳以上の高齢者の雇用状況は改善傾向にあるものの依然として厳しい状況が続いており、より効果的な再就職支援が必要である。
- シニアワークプログラム事業では、高齢者の居住する身近な地域において、雇用を前提とした企業及び高齢者のニーズにあったよりきめ細かな技能講習及び技能講習修了後の講習ごとの面接会を一体的に実施している。
- 平成26年度は、より高齢者がより身近な地域で支援を受け、身近な地域での再就職を可能とするため、技能講習実施地域を拡大することにより、引き続き高齢者の身近な地域での再就職を促進していく。



シニアワークプログラム事業の推進

平成 26 年度予定額 3,670,947 (3,433,759) 千円

1. 趣旨・目的

急速に進展する少子高齢化に伴う労働力人口の減少が見込まれる中で、経済活力を維持していくためには、高齢者が可能な限り社会の支えてとして活躍できるよう年齢にかかわらず働ける「生涯現役社会」を実現する必要がある。

このような課題に対応するためには、高齢者が長年培った知識・経験を活かし、意欲と能力に応じた雇用・就業を提供することで、就業意欲の高い高齢者を円滑に就職に結び付けることが重要である。

このため、改善傾向にあるものの依然として厳しい雇用状況が続いている 55 歳以上の高齢者を対象に、事業主団体と公共職業安定機関との協力の下、地域の高齢者の雇用就業状況に精通した民間団体（以下「事業委託民間団体」という）に委託し、高齢者の居住する身近な地域において、雇用を前提とした企業及び高齢者のニーズにあったよりきめ細かな技能講習及び技能講習修了後の講習ごとの面接会を一体的に実施することにより効果的な再就職支援を行う。

平成 26 年度は、高齢者がより身近な地域で支援を受けられるよう技能講習実施地域を拡大することにより、引き続き高齢者の身近な地域での再就職を促進していくこととする。

2. 事業の概要

(1) 公共職業安定機関 6,471(29,014) 千円

都道府県労働局において「シニアワークプログラム事業実施計画」（技能講習を実施する地域毎の業種及び講習数等に係る年間の実施計画）を策定する。

① シニアワークプログラム検討推進委員会

② 実施計画の策定

③ 団体指導、連絡等

(2) 事業委託民間団体 3,621,585(3,361,393) 千円

「シニアワークプログラム事業実施計画」に基づき、次の事業を実施する。

（1 団体あたり 77,055 千円）

① 事業主団体に対する啓発活動

② 企業・高齢者の雇用・就業ニーズの把握

③ 技能講習等事業

【平成 26 年度の事業内容】

実施地域数：約 850 地域

講習数：約 2,100

講習定員：約 3.2 万人

④ 面接会の開催（公共職業安定所と連携して原則管理選考を実施）

⑤ 雇用・就業機会確保推進員の配置

(3) 上記(2)の実施に係る調査・分析を委託する民間団体 42,891(43,352) 千円

事業委託民間団体に関する調査・分析等

(4) 事業実施対象者

55 歳以上の雇用・就業を希望する高齢者

3. 科目内訳（会計区分）

労働保険特別会計 雇用勘定

（項）高齢者等雇用安定・促進費

（事項）高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費（能力開発事業）

3,670,947 (3,433,759) 千円

（目）諸謝金

1,147 (10,340) 千円

（目）職員旅費

1,727 (6,572) 千円

（目）委員等旅費

92 (4,694) 千円

（目）庁費

3,505 (7,408) 千円

（目）高齢者等雇用安定促進事業委託費

3,664,476 (3,404,745) 千円

4. 委託先

国（労働局）→民間団体

5. 根拠法令

雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号

過去3年度間のブロック別主要実績の推移

		ブ ロ ッ ク 別 実 績			H24実績のH22との比較	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	H24-H22	H24/H22
会 員 数 (人)	北海道	20,224	19,250	18,414	△ 1,810	0.911
	東 北	61,100	57,976	55,292	△ 5,808	0.905
	関 東	245,284	240,352	236,269	△ 9,015	0.963
	北信越	71,754	69,965	67,950	△ 3,804	0.947
	東 海	88,935	85,515	83,264	△ 5,671	0.936
	近 畿	144,080	140,251	138,319	△ 5,761	0.960
	中 国	46,695	44,547	42,132	△ 4,563	0.902
	四 国	29,297	28,115	27,002	△ 2,295	0.922
	九 州	79,537	77,456	75,327	△ 4,210	0.947
	合計	786,906	763,427	743,969	△ 42,937	0.945
就 業 延 人 員 (人日)	北海道	1,701,225	1,663,460	1,587,761	△ 113,464	0.933
	東 北	5,172,740	4,991,020	4,920,150	△ 252,590	0.951
	関 東	22,759,106	22,484,490	22,359,916	△ 399,190	0.982
	北信越	6,766,485	6,832,065	6,676,862	△ 89,623	0.987
	東 海	8,322,965	8,254,256	8,211,429	△ 111,536	0.987
	近 畿	12,374,977	12,378,444	12,364,529	△ 10,448	0.999
	中 国	3,950,062	3,905,978	3,814,781	△ 135,281	0.966
	四 国	2,502,595	2,500,323	2,423,763	△ 78,832	0.968
	九 州	6,856,394	6,775,743	6,593,778	△ 262,616	0.962
	合計	70,406,549	69,785,779	68,952,969	△ 1,453,580	0.979
受 注 件 数 (件)	北海道	137,223	137,535	135,106	△ 2,117	0.985
	東 北	321,432	315,965	317,773	△ 3,659	0.989
	関 東	805,485	816,524	841,843	36,358	1.045
	北信越	384,174	393,016	400,560	16,386	1.043
	東 海	418,360	419,504	428,728	10,368	1.025
	近 畿	420,828	430,720	434,907	14,079	1.033
	中 国	300,573	304,855	305,120	4,547	1.015
	四 国	175,235	179,142	180,671	5,436	1.031
	九 州	495,439	490,448	499,233	3,794	1.008
	合計	3,458,749	3,487,709	3,543,941	85,192	1.025
契 約 金 額 (千円)	北海道	7,202,933	6,985,988	6,581,337	△ 621,596	0.914
	東 北	22,195,294	21,924,702	21,666,371	△ 528,923	0.976
	関 東	97,951,799	96,419,770	95,570,219	△ 2,381,580	0.976
	北信越	30,252,345	30,372,750	29,293,260	△ 959,085	0.968
	東 海	35,291,273	34,858,037	34,534,031	△ 757,242	0.979
	近 畿	53,221,547	52,704,190	51,957,763	△ 1,263,784	0.976
	中 国	17,579,836	17,513,798	17,175,107	△ 404,729	0.977
	四 国	11,731,072	11,675,124	11,323,510	△ 407,562	0.965
	九 州	31,207,332	30,783,975	30,126,321	△ 1,081,011	0.965
	合計	306,633,429	303,238,335	298,227,920	△ 8,405,509	0.973

(注1) 会員数は、年度末の数値である。

(注2) 金額は、千円未満を四捨五入しているため、ブロックの合計額と全国の合計額が必ずしも一致しない。

平成26年度シルバー事業推進について
～「就業機会拡大」「会員拡大」を実現し続けるために～

以下の記述は、平成25年度補正予算案、平成26年度予算案の段階のものであり、今後の国会審議等により内容に変更が生じる場合があります。

1 はじめに

- ① 「就業機会拡大」「会員拡大」をいかに実現し続けるかは、全シ協あり方検報告書等も踏まえ、連合会・SCそれぞれのお立場で、議論を続け試行錯誤を続けておられることと存じます。
- ② 26年度においては、補助金は微増にとどまりましたが、地域人づくり事業も用意し、シルバー事業推進のボトルネック解消に資する取組が可能だと考えています。
- ③ 日頃から、会員さん(会員となり得る地域の高齢者含む)、発注者さん等、地域の期待に応えるために暖めておられる企画を、存分に実現していただきたい。
 - ・ 例えば、地域人づくり事業について「1年限りなので難しい」と捉えるか、「新たな分野に取り組むスタートアップ」と捉えて活用方法に知恵を絞るのか、シルバー事業の今後の動静に影響を与え、SC間の大きな差となりそうな気がしています。

2 シルバー人材センターの使命

- ① (既存)会員に対する就業機会拡大。
- ② 地域の高齢者に対する就業機会拡大。
- ③ 上記①も素晴らしい取組であり大事であるが、シルバー人材センター(以下「SC」という。)への期待は上記②も大きい。

3 シルバー事業の主要課題

(1) シルバー事業の地域における存在感は発揮できているか

- ① 団塊世代が65歳到達し、労働市場から退出過程にあるが、会員に取り込めているか。
- ② 60歳前半層を含め、女性を会員に取り込めているか。
- ③ 地域の高齢者が希望する十分な就業機会を提供できているか。

(2) 国の予算要求関連

- ① シルバー事業へ予算を積み増しすれば、高齢者への支援が充実すること(就業拡大、会員拡大等、実績が拡大すること)について、

説得性ある実績に乏しいのではないか、の声。残念ながら、ある。

4 26年度のシルバー事業の目標の整理

(1)財源別の整理

財源	就業延人	新規入会	備考
① 補助金・その他(地域人づくり事業以外)	A	C	
② 地域人づくり事業	B	D	
③ シルバー事業計	A+B	C+D	

注 その他とは、派遣事業等の自前財源。

(2)上記(1)の解説

- ① 管内の高齢者動向を踏まえ、上記(1)③の最大化を目指す具体的戦略・手法を、各SCにおいて検討・実行するもの。
 - ア 上記(1)①②を区分しているのは、地域人づくり事業において、既存事業との区分が求められているため(QA15。QA は 12/25 基金全国会議資料7を指す。以下、同じ。)
 - イ 「地域人づくり事業を実施しなければ実績は求められない」ということではなく、管内の 60 歳以上人口に見合った「新規入会増」「就業機会増」が期待される、の意。
- ② 財源の組み合わせは多様(基金を活用しないのも自由)であるが、過去皆様から伺ってきた、シルバー事業躍進のボトルネック(下記5参照)を解消するには、地域人づくり事業活用が有効と思慮。
- ③ 上記(1)C、Dの関係
 - ア 労働市場から退出しつつある団塊世代、女性を会員に取り込むため、「補助金」及び「地域人づくり事業」を活用し、「C+D」を大幅に伸ばしていただきたい。
 - イ Cは、「基盤拡大事業」「地域ニーズ対応事業」等の補助金を活用し、24年度新規入会者数(全国計)約11万人+αを目指す。
 - ウ 新たな分野での就業機会獲得、既存の就業機会ではSCに取り込めなかった層を獲得するため、地域人づくり事業を活用しDを追求。
 - ・ C+Dは11万人を大きく上回ることが期待される。
 - ・ 会員拡大するためには、就業機会拡大が必須。
 - ・ 新たな分野での取組を、上記イで目指すことも、当然可能。
 - ・ シルバー事業のボトルネック(下記5)を踏まえ、地域人づくり事業の活用が、ボトルネック解消に資すると思慮。

エ 地域人づくり事業の事業目標は、「失業者を継続的に就業させること」であり、SCが地域人づくり事業活用する場合の目標は自ずと「新規入会」となる。

- ・「継続的な就業」であり、一定以上の就業延人日の裏付けをもった新規入会である必要あり。（「一定以上」は調整中）
- ・地域人づくり事業で求められる最低限のクリアは必須であるが、委託期間終了後の継続的な就業機会を意識いただき企画お願いしたい。

5 シルバー事業躍進の主なボトルネックの一例

- ① 事業仕分けによる補助金削減により、プロパー職員が基本業務（特にルーチン業務）で手一杯となり、新規企画業務・就業開拓・会員育成に取り組めない。
- ② 自治体からの補助金獲得が困難（裏負担満額さえ困難な場合も）。
- ③ 介護分野等、需要があり（営業すれば受注が高い確率で見込める）、新規入会も見込める分野はわかっているが、当該分野に知見のある者を確保できないため、取り組めない。

6 地域人づくり事業について（12/25 全国会議資料の補足）

- 以下の記述は、12/25 全国会議資料一式を一読いただいている前提で、連合会・SCが活用する場合のポイントについて記載したものの。
- 検討に当たっては、以下のみを前提とすることなく、12/25 全国会議資料を必ず一読願います。特に QA。

（1）基本情報

- ① 連合会・SCが地域人づくり事業を活用する場合、「雇用拡大プロセス」であり、その成果は「委託費による直接雇用」と「支援効果による雇用拡大」。

ア 直接雇用は必須条件ではなく、「支援効果による就業のみ」の事業構築も可能。

イ 直接雇用する場合、雇用期間は1年以内（更新不可）。当該者の期間満了後の継続雇用は義務ではないが、受託者の自助努力による継続雇用が推奨されている。

ウ 直接雇用する失業者の人件費割合が1/2以上である必要はないが、自治体の判断で要件を課すことも可。QA35

エ 「成果一人あたりの事業費は〇〇万円」など委託費の上限が設定される（今後、各都道府県が設定）。

オ 「雇用拡大」には、失業状態から継続的な就業（シルバー人材センターを介した就業を含む）に繋がった場合も含む。QA32

- ② 地域人づくり事業の目的は「失業者に対して」「人材育成を行い」「雇用・就業を実現」すること。

ア 失業者には、既存会員は含まれない。定義は QA47。

イ 人材育成は、OJTと OFF-JTの両方が必須であり、「人材育成・就業支援計画」の策定が求められる。QA39

- ③ 委託先は、「民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等」とされ、シルバー人材センターが明示されている。

- ④ 補助金等を受けている事業について、同一対象範囲の事業は地域人づくり事業の対象とならない。補助金等を受けて実施している事業について事業を拡大し、当該新たな雇用の拡充部分を地域人づくり事業として事業化することは可能。QA15

- ⑤ 委託事業の対象とならない事業は、事業の実施自体が目的ととらえられるもの。QA57

・ 21 年度緊急雇用創出事業でSCが受託したような事業(委託費から直接配分金支弁)は、地域人づくり事業では実施不可。

- ⑥ 再委託が必要となる場合は、各都道府県の財務規則に従い契約締結。QA21

(2) シルバー事業における、地域人づくり事業活用の意図

- ① 団塊世代や女性への対応が期待されるなか、「就業機会拡大」「会員拡大」を実現させる絶好の機会。

- ② 委託期間は限定されているが、上記①のスタートアップとして「1年間」は充分な期間と考える。

- ③ 連合会・SCとしては、委託期間後の取組も計画した上で、その一環として地域人づくり事業を活用するもの。

- ④ 委託期間中だけの就業機会を目指すのではなく、委託期間後も継続する(シルバー事業を継続的に躍進させる)就業機会の獲得を狙っていただきたい。

・ 介護分野にのみこだわる趣旨ではないが、流通業等、継続的な発注が見込めるターゲットを定め、戦略的な企画・実行とすることを強く推奨。

・ 単発就業開拓も否定しないが、地域人づくり事業の主目的とすることなく、余力部分での対応を強く推奨。

- ⑤ 地域人づくり事業で開拓した就業機会を公開し、新規入会者を募り
会員拡大に繋げるというのが、オーソドックスな手法と考えます。

(3) 介護事業について

- ① 今後SCへの大きな発注需要が続くと思われる分野で、全国的に
取組が期待できるものとして、「介護事業」を選定し、モデル例として
12/25 全国会議資料に掲載。
- ② 受注職種としてイメージしているのはヘルパーではなく、民間介護
施設の資格職以外の仕事。
ア 資格職が資格職にしかできない仕事に専念できる環境を実現
する意向は、民間介護施設に確実にあります。
イ 具体的にどのような仕事があるのか、民間介護施設関係者の
意向等、とあるSCのご協力の下、後日、全シ協から詳細な情
報提供を行う予定ですので、検討の参考としてください。
- ③ 経験者の採用については、HWが大きな力となりますので、ぜひ労
働局高担当にご相談ください。
ア 家庭の事情によりフルタイム勤務ができないため、離職した者
等もいらっしゃるはずで、連合会・SCの求人条件を固め相談さ
れてみてください。
イ 地域人づくり事業の直接雇用者は、フルタイム勤務のみを想
定しているものではなく、委託期間終了後の継続雇用を行うた
めにも、連合会・SC側で工夫の余地は大きいと考えます。

(4) 質問について

- ① 地域人づくり事業について、全シ協へご質問を随時いただき感謝。
② 質問が少ないことに、ややとまどっていますが、事業室でも拝見さ
せていただきつつ、全シ協より随時回答を続けます。

7 連合会のみなさんへのお願い

(1) 広域受注体制の確立について

- ① 大企業から、「SCとコラボしたい」の声を聞くが、受注窓口がないこ
と(各SCに個別に依頼する必要がある地域がほとんどであること)
が、大きなボトルネックになっているように思われる。
・ 指揮命令が必要な仕事も多く、派遣事業に対応できない連合
会が存在することも、全国受注推進の大きなボトルネックでは。

(2) 地域人づくり事業の推進について

- ① 委託期間後も継続する「就業機会」「新規入会」のきっかけづくりと
して、逃してはならない機会であることをSCへ伝えていただきたい。

② ボトルネックを見つけることは大事。ボトルネックを解消する手段を見つけることは、更に大事。

- ・ ボトルネックを見つける段階でとどまっていたら、縮小均衡。
- ・ 団塊世代が労働市場から退出しつつある、ここ数年間がシルバー事業躍進の最後の機会かもしれない、という強い危機感を共有いただきたい。

③ 「なぜ所属するSCでは、地域人づくり事業に取り組んで新たな就業機会を創出していないの」と、後日、会員さんから指摘を受けることのないよう、事業内容含め地域人づくり事業企画に当たっては、理事会や第一線職員の意見が反映されたものであるか、各SCの状況を連合会が把握・助言いただきたい。

④ 「介護分野はよくわからないから」とのSCの声もありましたが、管内で介護関係業務に取り組むSCを、連合会の立場ではご存知でしょうから、連合会としての役割がありそうではないでしょうか。

8 皆さんへの問いかけ

① 団塊世代が65歳到達し、労働市場から退出しつつあり、管内の人数(又は推計値)を把握、会員として取り込むための取組をされていますが、

- ・ 例えばホワイトカラー退職者の経験を生かせる就業機会について、各SCにおける具体的な取組を教えてくださいませんか。

② 各SCの粗入会率、就業延人員等は、管内の高齢者の動向を踏まえた適切な水準か否か、議論されていますか。

③ 「会員拡大」「就業拡大」のための戦術、具体的な手法は何でしょう。

④ 補助金の削減以降、各SCの取組・実績に差が生まれつつあるように見受けられますが、「待ち」の姿勢になることなく、全職員が常に考え続けておられますか。

- ・ 既存職員はルーチンワークで余裕ないことがボトルネックだとすると、代替案を考え取り組んでおられますか。
- ・ 例えば、「週1回30分の考える時間を捻出」は、何度となく外部からも提言いただいています、実行は本当に困難ですか。

6 さいごに

シルバー補助金、及び地域人づくり事業を両輪として活用し、「就業機会拡大」「会員拡大」を実現し、シルバー業界のポテンシャルの高さを実証いただき、地域の期待に応えていかれることを強く期待します。

地域人づくり事業提案予定状況（平成26年1月9日現在）

（センター数）

	団体数 （適合 含む）	提案予 定団体 実数 （適合 含む）	実施率 （%）	提案数計	① 介護関係事業		② 保育関係事業		③ 就業開拓事業		④ その他		備考
					提案する予 定	提案しない予 定（調整中 含む）	提案する予 定	提案しない予 定（調整中 含む）	提案する予 定	提案しない予 定（調整中 含む）	提案する予 定	提案しない予 定（調整中 含む）	
北海道	38	6	15.8%	20	1	37	1	37	17	21	1	37	○
青森県	14	8	57.1%	13	2	11	1	12	7	6	3	10	○
岩手県	20	9	45.0%	12	2	18	1	19	6	14	3	17	○
宮城県	27	4	14.8%	5	0	27	0	27	4	23	1	22	
秋田県	13	8	61.5%	8	0	13	0	13	8	5	0	13	○
山形県	25	2	8.0%	2	0	25	0	25	2	23	0	25	
福島県	26	16	61.5%	17	1	25	0	26	16	10	0	26	○
茨城県	37	12	32.4%	12	0	37	0	37	10	27	2	35	○
栃木県	26	8	30.8%	12	2	24	1	25	7	19	2	24	
群馬県	17	3	17.6%	4	0	17	0	17	3	14	1	16	
埼玉県	59	11	18.6%	17	3	56	2	67	10	49	2	57	
千葉県	40	12	30.0%	18	3	37	1	39	12	28	2	38	○
東京都	61	0	0.0%	0	0	61	0	61	0	61	0	61	
神奈川県	32	14	43.8%	20	3	29	1	31	9	23	7	25	○
新潟県	23	10	43.5%	16	3	20	1	22	10	13	2	21	
富山県	15	10	66.7%	12	0	15	0	15	8	7	4	11	○
石川県	19	6	31.6%	8	0	19	0	19	6	13	2	17	
福井県	16	9	56.3%	19	2	14	2	14	9	7	6	10	○
山梨県	10	6	60.0%	9	1	9	0	10	5	5	3	7	○
長野県	22	1	4.5%	1	0	22	0	22	1	21	0	22	
岐阜県	24	9	37.5%	10	0	24	0	24	9	15	1	23	○
静岡県	34	6	17.6%	7	0	34	1	33	6	28	0	34	○
愛知県	56	15	26.8%	18	4	52	0	56	13	43	1	55	
三重県	19	16	84.2%	19	2	17	1	18	14	5	2	17	○
滋賀県	18	14	77.8%	18	3	15	1	17	11	7	3	15	
京都府	22	18	81.8%	25	5	17	2	20	11	11	7	15	
大阪府	39	13	33.3%	16	1	38	1	38	13	26	1	38	○
兵庫県	39	27	69.2%	46	12	28	9	31	24	16	1	39	○
奈良県	23	5	21.7%	6	1	22	2	21	3	20	0	23	○
和歌山県	14	2	14.3%	2	1	13	0	14	1	13	0	14	
鳥取県	13	2	15.4%	2	0	13	0	13	0	13	2	11	
島根県	10	5	50.0%	5	0	10	0	10	4	6	1	9	○
岡山県	18	6	33.3%	8	1	17	0	18	6	12	1	17	
広島県	22	22	100.0%	24	0	22	2	20	22	0	0	22	○
山口県	14	6	42.9%	9	3	11	2	12	4	10	0	14	
徳島県	13	12	92.3%	12	0	13	0	13	12	1	0	13	○
香川県	12	3	25.0%	3	1	11	0	12	2	10	0	12	○
愛媛県	10	6	60.0%	8	1	9	0	10	6	4	1	9	
高知県	14	5	35.7%	5	0	14	2	12	2	12	1	13	
福岡県	44	34	77.3%	47	8	36	7	37	30	14	2	42	○
佐賀県	11	2	18.2%	4	1	10	0	11	2	9	1	10	
長崎県	15	1	6.7%	3	1	14	1	14	1	14	0	15	○
熊本県	17	10	58.8%	11	1	16	0	17	10	7	0	17	
大分県	13	7	53.8%	7	0	13	0	13	6	7	1	12	
宮崎県	14	9	64.3%	10	1	13	0	14	8	6	1	13	○
鹿児島県	30	22	73.3%	25	4	26	0	30	19	11	2	28	○
沖縄県	14	12	85.7%	17	3	11	3	11	7	7	4	10	○
合計	1,112	444	39.9%	592	77	1,035	45	1,067	396	716	74	1,034	26
					6.9%		4.0%		35.6%		6.7%		

※団体数（適合含む）は、平成26年12月の国庫補助対象団体数である。

85

地域人づくり事業「提案しない予定」の主な理由(抜粋)

	⑤ ①～④のいずれも「提案しない予定」の場合は、提案が困難と考える理由を記入してください。
1	・介護事業は市内高齢者介護施設に於いても経験者不足で困窮している状況高齢者を中心とした募集での事業遂行は難しい ・介護施設での清掃の請負は実績が多いが、新たな介護支援については受注の目標をたてるのが困難。 ・雇用者数及び就業実数の目標設定と事業実績のクリアは難しい
2	・市自体が予算編成の過程で当SCへの事業委託費を計上するいとまがないと思われる。(ただし補正予算なら可能性はある。) ・介護施設での清掃の請負は実績が多いが、新たな介護支援については受注の目標をたてるのが困難。 ・保育業務経験者、介護施設就業経験者など適任者を捜すのが困難。 ・就業開拓については、シルバー補助事業中「生涯現役事業」で「就業開拓専門員」を採用する予定のほか、既存職員も動員して積極的に推進する予定。
3	※現在国の機能強化推進事業で採用した就業開拓推進員の方がかなり有能な方であり、成果も上げており、本町のような小さい町に同じような職種の方を採用する必要性がないと考えております。
4	①、②、③の雇用により就業機会の確保が可能であっても対応できる会員の確保や体制整備が不十分であるため、提案できる段階にない。④についても市と提案内容を協議したが、対応できる会員の確保や体制整備が不十分であるため、提案を断念。
5	①②関係は自治体を中心に各団体と協議しながら推進している。③④については、年間受注業務量が順調に推移しているため、これ以上拡大することは現状では難しいため。
6	①②については民間事業所が多数あり、競合は避けたい。また、シルバーで実施するには経験も会員も不足しており、提案できる能力が整っていない。 ③については既に別事業で取り組んでいるもので新たな提案は困難。
7	①②の関係事業については、当センターの会員の中には数人いるもののすでに就業中であり提案しない予定。 ③の事業についてはすでに機能強化推進員2名を配置し、事業を推進しており提案しない予定。 ④のその他の事業についても同様とする。
8	①②は地域的に需要がないため。③は現在の作業量でも会員不足になることがある。また、地域的に企業等は少なく、企業からの発注も減少傾向にあるため。
9	①介護 ②保育は取扱を行っていない。 ③就業開拓は、独自に事業推進に関する活動計画を25年度策定し、理事・担当委員会・会員及び職員が積極的に活動を始めたため当面方針通り進めたい。
10	①市内に2つの介護系巨大NPOが存在②認可外保育園等開拓済み③今までの就業開拓により現在会員不足④26年度は会員による会員拡大を柱とする
11	1年限りの補助金では、その後自前財源のみで継続させるのは困難であるため
12	23年度まで就業機会創出員を配置していたが新規開拓が見込めず成果が上がらなかった。現在は全会員による1会員1就業開拓運動を推進し、事業実績増となったため、今後もこの方策で取り組んでいくこととする。
13	26年度に今後持続可能な事業を討議し、27年度に提案したい
14	H24、25年度に緊急雇用創出事業を活用し、連合会が就業開拓員を雇用し、各拠点に配置して、各拠点における就業開拓を実施した経験から、開拓員の研修や開拓の手法等のノウハウを連合会が蓄積しているため、拠点における会員拡大及び就業開拓については、引き続き連合会主導で行う。
15	いずれも専門的な事業と考えられるので、会員等の確保の問題、また実施するのに関係機関との連携調整、更には事務所の職員等の関係もあり難しい。
16	介護・保育関係事業・有資格者の会員が少数である。就業開拓事業-関連事業が少ない。
17	介護・保育に関しては市、その他の団体がやっているため。就業開拓に関しては今以上にやっても見込みがないため。その他に関しては、短時間で提案できる事業が見つかりませんでした。
18	介護関連事業については、町社会福祉協議会と競合する可能性があるため事業提案が困難である。保育関連事業については、児童数の減少から現状の保育施設で対応可能であり、成果が見込めないため事業提案が困難である。就業開拓事業については、町内の事業所規模が小さく戸数も限られており、現事務局体制で十分対応可能なため事業提案が困難である。
19	行政、社協が地域福祉施策で、介護・子育て等進めているため
20	行政担当者の理解と予算を得るための時間と設計に要する時間的余裕がないため
21	行政の協力が得られないため
22	現在、市からは国より400万円以上の補助金交付を受けている中、実際には市としては持出しはないにしても、これ以上の要求をすると、その分補助金本体を削減されそうな予感がするため。(現在財政当局と担当部局で26年度補助金について、ヒアリング中でもある。)
23	現事務局員(パート職員)との処遇のバランスが取れない。
24	検討する期間が短すぎる。また、本来の事務局業務も多忙を極めているところに新規事業を受け入れるマンパワーがない。
25	雇用期間が短い。経験者を1年契約で雇い入れには難有り。
26	事業実施の必要性はあるが事業効果が求められるのであれば、提案し難い
27	事業を実施しても、実績の把握が難しいため計画を立てられない。
28	市町村との協議が未実施のため現在のところ未定
29	市との調整が整わなかった。
30	市の方針が未定のため
31	市は基盤整備等基本の部分の整備に奮闘している最中であり新たな事業に取り組めるだけの力がありません。どの事業も企業向けが多く就業延人員・新規入会会員数の増加につながるのが非常に難しいと思われます。今までの事業を振り返ると新たな事業に取り組むまえに市民の方々のシルバーへの認知度の向上が不可欠かと思えます。それに伴い現在市民委員会・地域包括センター等に働きかけ認知度の向上に努めると共に会員・就業の拡大に向けて検討しているところです。

	⑤ ①～④のいずれも「提案しない予定」の場合は、提案が困難と考える理由を記入してください。
32	生涯現役社会活躍応援事業(仮称)の補助金確保を要望しており、その中で就業開拓専門員の雇用を予定しているため更なる人員の雇用は困難である為。
33	生涯現役社会活躍応援事業の「就業機会拡大」及び「会員拡大」と重複することにより、本来の業務に混乱をきたすため。
34	申請期間が短く、市などの関係機関との協議も不十分でしっかりとした企画の立案が困難なため。
35	担当課と協議したが各課の来年度の事業方針がすでに決定しているため
36	地域人づくり事業に携わる職員の不足
37	地方自治体から職員人件費補助が大幅に削減されるなか要求が困難なため
38	中・長期的視点で事業を実施しないと十分な成果は見込めない。短期間の事業では、シルバー人材センター事業の成果と持続的な発展は困難であると思われるため。
39	長期に人を雇用できない。既存の職員で実施する。
40	町は予算を他の目的で使用する予定である
41	当エリアの介護及び保育に関しては需要が乏しく、既在の事業所で応需できている。就業開拓については、従来の就業機会開拓推進事業を考慮している。
42	当拠点事業規模において、新規職員を充てて該当事業を行う必要性に乏しい。(事業所数・雇用ニーズ・労働人口)このことから、行政の理解を得ることが困難であるため。介護関係・保育関係事業所には25年度現在で町内5事業所中4事業所で就業中である。
43	当センターは国の補助金削減以来、職員が1名減のままで業務を行っており、日々の業務に忙殺している状況です。H26年3月をもって職員1名が退職し、新規に職員を採用する予定であり、新規職員が一日も早く業務をこなせるよう準備を整えている段階であり、新規に事業を実施する余裕がなく、また、当該事業は国庫補助事業であり、適正なる事業を実施するにはそれなりの体制で進めることが必要となり、このようなことから今回は提案をいたしません。
44	当町の福祉態勢(包括支援センター、各福祉施設等)と、60歳以上の再雇用が充実しているため、現状では当センターでの対応は難しい。
45	県においては、12月27日が提出期限であったため、提案受付は終了。②保育関係事業は、財政課が査定中。③就業開拓事業も提出したが、「就業開拓は拠点の仕事」との認識であり、却下された。
46	来年度の事業を企画検討中で、今年度中では時間的余裕がない為
47	現状では自治体に対し、新たな基金の詳細が不明の中で、その基金を活用し、センターで1年間新規雇用の機会を設け、その人材を中心に、高齢者の就業機会の拡大を図ることの理解が得られにくい
48	国の補正予算の趣旨は理解できるが、当センターは、受注事業種類も少なくそれぞれの能力にあった、高齢者の生きがい、健康増進のための草刈、草取り、清掃が主で、現在のセンターをどうして維持していくのが大きな課題となっており、幅広い事業や、就業確保の営業を行う、人員の能力、人数をとて確保できる状況にはありません
49	市の各事業所管部署において、事業及び予算化について検討中であり、現在、当センターへの協議・打診なし
50	自治体では、現在新たな事業について余り積極的に取り組む状況が見られない、また当センターにおきましても現状では提案が困難な状況であります。
51	職員が少ないため、市への事業提案から、事業計画・予算計画・雇用関係等を実務的に対応できない。
52	都市部に比べ、人口減少等過疎化の進む地方部においては、専門業者への民衆圧迫等が懸念されることから新規開拓は難しいと考えられるため。
53	当センターは規模の小さい市であり、介護事業においては、社会福祉協議会や農協でヘルパーを養成して活動している為、シルバーが入る余地がない状況にあります。また、事務局体制も不十分で、現時点では、新しい事業に取り組む余裕がない状態です。
54	補助事業期間終了後の補償も出来ない事、適当な人材確保の保証もない事、現在も会員による就業機会創出員を配置し就業機会の継続と創出に努めている事から新規雇用者との棲み分けなど課題があるため。

シルバー人材センターにおける地域人づくり事業の活用に関する質問票(回答)

番号	全シ協回答日	① 質問事項	② 理由(背景)	③ 全シ協回答
1	H25.12.26	委細がないので不明ですが、例えば500万円(人件費250万円、事業費250万円)の職員の雇入れを1年最長とすると、残期間の事業はどうするのでしょうか？	雇用拡大の事業でありながら、雇用期間を限定しているのは理解できません。	基金事業の規定としての縛りが、最長1年・更新なしとなっているためです。自前財源での雇用継続は自由です。 なお、センターが地域人づくり事業で目指す雇用拡大は、職員の雇入れよりむしろ、開拓した継続的な就業機会を主要目標とすることを想定しています。
2	H25.12.26	雇入れにおいて、必ずしもハローワークによる公募でなくともよいでしょうか？		ハローワークへの求人申込みを推奨します。
3	H25.12.26	自治体要請は12月25日以降にすることと なっておりますが、報告が1月6日な為、市 担当者との協議が実質3日しかなく、十分な 協議、予算確保が出来ないのではないで しょうか？		1月6日までの報告は、全シ協が貸センターの提案予定の無 を把握するためのものであり、自治体との調整後であることは 求めています。地方自治体への要望は、連合本部と連携のう え、12月25日以降であれば、都道府県への情報収集及び要望 等を行っていただければ結構です。
4	H26.1.9	介護関係事業において、介護業務経験者 を雇用し、介護補助業務や福祉・家事援助 サービスの就業機会を確保するとともに、 事業充足されない地域での在宅介護 への対応を充実させることにより、高齢者 の就業機会を確保するため、介護職員初 任者研修を開催して訪問介護員を養成する ことは可能でしょうか？		地方自治体に提出する事業計画書等に、「介護職員初任者研 修を開催し訪問介護員を養成する」旨明記すれば可能ですが、 介護職員初任者研修は多額の費用がかかると聞いており、支 援効果1人当たりの経費は採算調査を左右するので、ご留意く ださい。 なお、「研修対象者は失業者であること(QA47)。通常、既存会員 は失業者には含まれません」、「支援効果1名当たりの費用対 効果、就業実人員及び就業延長人員の見込みは、審査の際の重 要な項目となること」には留意が必要です。
5	H26.1.9	就業開拓事業において、外交経験者を雇 用して、会員の拡大と就業機会の確保を図 るとともに、仕事のミスマッチを解消するた めに、技能講習会を開催することは可能で しょうか？		可能ですが、就業開拓事業の場合は、既存の受注の維持に 留まるのではなく、新規入会会員の増、継続的な受注の確保を 目的とした計画にすることに留意してください。 ただし、「研修対象者は失業者であること(QA47)。(通常、既 存会員は失業者には含まれません)」、「支援効果1名当たりの 費用対効果は、審査の際の重要な項目となること」、「その他に 就業実人員及び就業延長人員の見込みには留意が必要です」。
6	H26.1.9	就業開拓事業を行う場合、就業機会の確 保としての成果を求められると思うが、必ず しも多大な成果が得られるとは限らないが 問題はないのか？		問題ありません。基金事業は、「継続的な就業機会の拡大」と 「新規会員拡大」を目的として実施することが必要です。 多大な成果が得られるとは限らないことですが、ノウハウ のある方をハローワークに要望し、センターがしっかり職員教育 をして、地域及び会員のニーズに対応した開拓を行えば、開始 する前から蓄積することはしないではないでしょうか。 例えば、地域スーパードアーズ等、まとまった規模の就業延長 が見込める重点アタック先を定め、開拓するなどの手法が考え られます。単発の就業開拓も否定しませんが、あくまで重点ア タック先を開拓する際同時に取組むと良いのではないでし ょうか。

番号	全シ協回答日	① 質問事項	② 理由(背景)	③ 全シ協回答
7	H26.1.9	市として、高齢者の「ふれあいサロン」が施策として検討されています。地域における元気な高齢者のたまり場となるものです。が、そのサロンの運営業務を、シルバーで対応できないかと考えています。施策の業務内容にもよりますが、今回の「地域人づくり事業」に該当するものでしょうか。	行政の高齢者施策として「宅老所」がいっしょに開設されていますが、これらは介護保険の施設であり、一般の高齢者がその施設の利用さえままなりません。これらをもみても「健康な高齢者」への対応は行政施策になりにくい実態があります。しかし、社会的なつながりの乏しくなった高齢者に、「福祉」の概念ではない「地域づくり」の観点から居場所を確保し開放することは、高齢者の社会参加の役割を担うことにつながるものと感じます。	「地域人づくり事業」に係るQ&A(案)のQ57の「都道府県が直接行う事業」に該当する可能性があり、該当しないと考えます。情報提供(その2)の企画書例にあるような、「求職者1人の直接雇用」「〇人の就業創出」というような形に限り直す必要はありません。地域人づくり事業としてではなく、当該事業の市からの受注は、ぜひ働きかけたい結果となることを期待します。
8	H26.1.9	経験を積んだ職員を採用し、商工会議所、ハローワーク、年金相談会、各種技能講習会等各種機関の窓口や講習会等会場での会員拡大と就業開拓のオルグを実施する体制を検討していますが、これらについて今今回の「地域人づくり事業」に該当するのでしょうか。	高齢者の社会参加を促すシルバー人材センターの役割は、「生涯現役社会」の実現に向けた施策の重要な一環と考えています。地域における高齢者に生きがいづくりの啓発を促すため、シルバー組織の強化を図る手立ては、地域における高齢者の社会参加を促すことに直接つながると思われるものです。	左記事業の直接的な成果として新規入会・就業が発生(左記受注者が新規入会・就業)するのであれば、該当します。既存の受注の維持に留まるのではなく、新規入会会員の増、継続的な受注の確保を目的とした計画にすることに留意してください。
9	H26.1.9	市の予算計上が6月になるが、事業開始は4月1日でも良いのか。		市の判断に従っていただくことになります。

シルバー人材センターにおける地域人づくり事業の活用に係る質問票

番号	① 質問事項	② 理由(背景)	回答(案)
10	概要に「事業期間は、事業開始(平成25年度補正予算成立)から、平成26年度末まで、(ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。)」とありますが、但し書きの平成26年度までに開始したというところを詳しく説明いただきたい。	平成26年3月末までに開始すればという意味なのか、平成26年4月1日以降であっても平成26年度中に開始していればという意味なのかご教授願いたい。 また、原則、基金事業は、最長1年間で更新などのことでしたが、2年継続できる方法があるのかということも併せてご教授願いたい。	概要は「27年3月末までに開始すれば27年度末まで可能」という意味ですが、26年度当初から開始可能な提案を優先すると聞いており、27年3月まで都道府県予算が残っている可能性は低いかもしれませんが、また、初めから年度をまたがる提案を受理するのではなく、年度ごとに提案を受け付ける都道府県が多いのではと想像されます。 また、基金の委託費で直接雇用する場合、雇用期間は1年更新なしです。 なお、提案提出可能な団体はシルバーに限られませんので、早期に自治体へ相談・提案提出されることをお勧めします。
11	就業開拓事業で雇用した者を当該事業終了後にセンターで雇い入れることになるのか。	センター職員として雇い入れるだけの人員費負担が財政上厳しい為	義務ではありませんが、推奨されています。雇用した者の継続雇用が可能なら、「就業開拓」と「会員開拓」を行い、財源を確保していただくことが期待されます(26年度中の達成は困難としても、早期の受領)。 なお、基金での雇用はフルタイムである必要はなく、「家庭との両立のため介護現場での就業が困難となり求職中の者等」をハローワークへ相談・求人を出すことにより、センターと求職者双方の希望に添ったマッチングを実現することも可能と考えますので、労働局高担当へ相談されてみてはいかがでしょうか。
12	会員に、介護、保育に関する専門的知識を学ばせる具体的方法を教えて下さい。		ご心配について、解決する一手段として、企画例にあるように、介護施設関係者を雇入れ、高齢者にノウハウの伝授等を行いたいかがでしょうか？
13	雇用された就業開拓者が就業を開拓したとしても就業出来る会員が減少している環境では対応が出来なくなるとある。就業開拓をセーブしながらするのであれば特別に人件費をかけて実施する必要があるのか。	入会者の減少で会員の減少と高齢化となり、適性就業でのローテーション就業への対応もままならない状況が出てきている。規模の小さなセンターでは、未就業会員に対応しながら就業開拓をせざるを得ない状況にある。	地域人づくり事業は、新規入会者の増と継続的な受注を増やすことに狙いを置いています。 例えば、地域スーパーチェーン等、まとまった規模の就業延人が見込める重点アタック先を定め、開拓し、その分野の会員募集を行う(就業とセットにした会員募集を行う)ことをすれば、よいのではないのでしょうか？ また、500万は事業例であり、小規模センターにおいては、事業規模を小さくして実施することも当然可能です。 ※資センター内の60歳以上人口について、年齢層毎に実数把握・分析(センターに入会しない理由等)をされた上での質問と受け止め、上記回答しました。
14	12/25資料7QA47の「失業者」について 1 ① 事業対象とする「失業者」要件は、雇用拡大プログラム②の場合の「直接雇用」のみならず、「支援効果による失業者」にも適用される、との理解でよいのか。 2 上記①YESの場合、「労働の意思・能力」は、シルバー人材センターへの入会申込み、で確認したいがよいのか。		【1】について 「支援効果」による失業者にも適用されます。 【2】について 失業者であるということを書面で確認してください(口頭のみ、又は入会申込みをもって労働の意思・能力を有するという形だけでは対外的に弱い。別途書面か入会申込み書の一部に失業者であることの確認をとるようお願いしたい)。様式例は、全シ協から後日示す予定ですので、参考にしてください(自治体から指示がある場合は自治体指示を優先させていただきます)。
15	支援の過程で「失業者」に該当しない者へも支援することは可能か。	開拓した就業機会によっては、新規会員のみの対応で済む、SCの既存会員で実施する場合もあり得ると思われるので。	「失業者」に該当しない者への支援の具体的な内容として、基金事業で雇用した開拓推進員によって開拓した就業機会を既存会員に提供することは、左記理由の場合等、可能でます。ただし、基金実績にはカウントできませんので、積極的に行う内容ではないと考えます。 また、実績把握に係る様式については、後日、全シ協から提示の予定です。

番号	① 質問事項	② 理由(背景)	回答(案)
16	12/25資料7、QA43について ① QA43の②(日数等で割り戻し)の考え方は、雇用拡大プロセス類型②の「支援効果による就業率」にも適用されるか否か。 例えば、支援効果により「年間120日就業する者」が「3人(実人員)」いた場合、実績数字は、「3人」1人(120日×3人÷365日)のいずれでしょう。		実人員とします。ご質問では「3人」となります。また、同一の者が基金事業によって複数の業務に従事した場合、アウトカムは個々に計上せず、1人とします。(「参考」参照) なお、継続的な就業(QA32)は、年間何日以上か等については、現在検討中と聞いています。
17	地域人づくり事業を必ず実施する必要がありますか。	別の手段・財源により、「会員拡大」就業拡大」に取り組み予定であるため。	「会員拡大」就業拡大」に「就業拡大」に「就業拡大」の一つとして、推奨しているもの。おっしゃるとおり「会員拡大」就業拡大」が実現すべき目標であり、地域人づくり事業の実施は手段にすぎません。
18	平成21年度頃の緊急雇用創出事業との違いは何でしょうか。		平成21年度緊急雇用創出事業では、清掃業務等の具体的業務が実施されSCが受託しましたが、地域人づくり事業は、就業支援効果のある事業をSC等の民間事業者が自治体へ提案し、審査・採択されます。
19	⑦高齢者地域就業促進事業で事業効果(会員の就業実績)は必ずその事業年度に出なければならぬか。	事業として、就業開拓員を雇用し町内にある空家等を調査し、その所有者を把握して空家等の管理(家屋や庭等)を請負、会員の仕事を提供(就業開拓)をしようと考えている。しかし、調査や所有者(その所有者は町外にいる者が多い)との協議等に日数がかかり事業効果(会員の就業効果)が出るのは当年度は少なく次の年度が多いと考えられるため。	平成21年度緊急雇用創出事業では、委託費を配分金に充当する事業内容でしたが、地域人づくり事業では、委託費を配分金に充当することはありません。
20	目標設定基準の就業延べ人員目標350人日以上が実現困難な場合、補助金返納しななければならないのか。		(後日回答。以下同じ)
21	観光地である当市においてガイド案内をするガイド員を数回の講習会において養成を行うことは大変難しい状況で今回の地域人づくり事業において数名の外務広報員及び講師担当者等を採用し、年間の講習会を増やすことによりガイド員の増員を図り、延いては養成されたガイド員はシルバーの会員としてガイド案内の就業を行わせることを目的に事業を行うことは「地域人づくり事業」に該当するのでしょうか。	当市においては、観光地の関係で観光誘客事業の推進を行っておりますが、現在、市商工観光課を中心に観光ガイド充実化の検討を行っております。そこで、当市における観光案内のガイド要員は20名程度増加する観光客の案内に苦慮している状況であります。	

番号	① 質問事項	② 理由(背景)	回答(案)
22	県直接の雇用による遺跡発掘調査が農繁期と重なり、シルバー会員も参加し、シルバーの就業会員不足になっております。「地域人づくり事業」に該当するかは分かりませんが、県直接雇用を市の委託に切り替え、市とシルバーが協議し、農繁期を避け、「地域人づくり事業」としてシルバーが人材育成を行い、シルバーに委託することにより、作業員の増員またシルバーの就業拡大も図れます。	県又は市の行う遺跡発掘調査について、当市管内における発掘調査が盛んで県からの直接雇用、市からの委託に人材が不足し、苦慮しております。	
23	新規雇用が対象となっているが、ハローワークを通して、機能強化事業からの移行継続は可能か。		
24	地域人づくり事業と生涯現役社会応援事業の両方の事業を実施した場合の実績報告は按分する必要があるのか。		
25	26年度途中からの事業実施は可能か。	地方公共団体の予算計上の可能性のため	
26	地域人づくり事業を実施する場合、公益目的事業又は収益事業の内容の変更(新規事業を立ち上げる場合)として、公益変更認定申請をすることとなりますか。		
27	・緊急雇用創出事業のように直接雇用を地域づくり事業に取り入れられたい。 (拠点センターが直接雇、草刈・植木剪定等を行えるように。)	・緊急雇用事業でシルバー人材センターは、発注者の希望(季節的)に対応できた。	
28	市との契約が前提となると、市の理解が求められない。センターが契約し、センター主導で事業を進めることはできないのか。		
29	①介護関係事業に関して、家事援助サービス業務の拡大を主として、家庭一般の訪問を主体として就業開拓する趣旨での提案は認められるのでしょうか。	女性会員の活躍の場の拡大のため、一般家庭における家事援助サービス業務の就業拡大を推進したいため。	
30	資料7「地域人づくり事業」に係るQ&Aの「問32 雇用拡大にはどのようなものが含まれるのか。」における「シルバー人材センターを介した就業」の意味についてシルバー人材センターに関しては、雇用ではなく、会員に対する仕事の提供、就業について、「雇用拡大の成果」に見なすと理解してよいのか。		

番号	① 質問事項	② 理由(背景)	回答(案)
31	「高齢者地域就業促進事業」は、営業経験等豊富な人材を雇用し、その者が就業機会を開拓することにより、就業機会の拡大を目的とした事業で、雇用する者の人材育成を目的とするものではないと解される。 そこで、事業目的を「雇用」ではなく、「雇用拡大プロセスの事業として新たな雇用・就業の機会を生み出す事業を実施する」ために雇用した者の雇用期間は、27年度末(最長2年間の雇用)とすることは可能か。		
32	本県では、シルバー派遣の取組が續に続いたばかりであり、実施センターが少なく、その対応が急務となっている。 そこで、新規入会会員・就業会員の増、継続的な受注の確保・拡大を目指して、連合会に派遣の専任職員を配置し、営業力の強化・システムの変更(連合会主導型)を行い、連合会とシルバー人材センターが一体となって取り組む推進体制を構築することを検討している。この職員を基金対象職員とすることができるか。		
33	求人申込みはハローワークを推奨されることとは分かるが、登録会員の中に適任者がいる場合は、退会手続きをせずに雇用してもよいか。		
34	雇い入れ最長1年、更新なしですが、その後の事業継続はどの様に考えたらよいのですか	2年目以降事業継続する場合、人件費等を負担することは困難と思われます。	

No.	受付日	分野	質問内容	回答
			センターが発注者に有する請負代金請求権の消滅時効は、当該請求権は一般債権であると解するから、原則として、民法第167条を根拠として10年と考えて差し支えありませんか。 また、時効の進行を中断するには、当該発注者に請求書を送付し続けるなど、督促を怠らないようにすればよいのでしょうか。	請負代金請求権は、原則として、民法第173条第2項に規定される「自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権」に相当するものと考えられるから、2年間行使しないときは、時効により消滅します。(注) また、民法第147条第1項に規定する中断事由には「請求」とあるところ、これは「裁判上の請求」を意味するか、センターが請求書や督促状等を送る(請求書等)による督促は、いつ送付したかを明らかにするために配達証明付内容証明郵便で送付することをお勧めします。)ことは「催告」にすぎず時効の中断事由としては不十分であり、当該催告の時から6か月以内、更に裁判上の請求手続をしなければ、時効が完全に中断することはありません(民法第153条)。
37	25 6	10 契約関係		他方、前記以外の時効の中断事由として、同第147条第3項に規定する債務者(発注者)の「承認」があるところ、これは、文字どおり債務者である相手方に債務の存在を認めてもらうことというが、具体的にいつまでにその旨一筆書いてもらうというのではなく、債務の存在を認識し、表明してもらえば足りる。例えば、債務者から支払い滞りの申し入れがあったときや請負代金の一部でも弁済すれば、それは、元本(債務)の存在を認めている(承認)こととなり、時効は中断します。もっともこの場合の弁済は、発注者(債務者)本人あるいはその代理人がしなければならず、例えば、発注者の関係者であっても、利害関係を有さない第三者が支払ったときなどは、原則として、債務者本人が債務を承認していたことには当たらないこととなるので注意してください(民法第474条第2項)。
38	25 6	6 契約関係	西宮市シルバー人材センターでは、市から様々な広報紙の配布に関する仕事を依頼されています。その広報紙の種類は様々で、仕事を依頼してくる市の担当課も複数になっており、配布回数や単価も異なっています。 センターでは、地域班を活用して、この広報紙の配布に関する仕事に取り組んでいます。この作業のために賃借料を負担して作業所を借り、光熱水料を支払って維持しています。これら作業所に関する経費が年間400万円ぐらいかかりますが、これを事務費に上乗せして請求しています。 これについて、会費から事務費率が高くなっており、本来会費に配分されるべきものが事務費として収入されているのではないかと指摘を受けています。 会費からの指摘について、センターでの処理は適正で、不当に事務局が搾取しているのではないと説明したいと思っていますが、何か問題点はありますか。	市からの広報紙配布に関する業務を行うために借りている作業所に係る経費(賃借料や光熱水料等)は、この仕事を完成させるために用意している場所であり、仕事の完成に欠かせない経費として、材料費として請求すべきであると思われず。 市の徴収の担当課から、センターに発注があり、配布単価や部数等が異なるため、契約金額が異なるようすが、作業所維持に係る経費総額の前年度実績を今年度の契約金額に応じて按分し、契約の都度材料費として請求すべきであると思われず。 また、会費が広報紙配布の仕事をする時に、あらかじめセンターが発注者に対して請求する配布単価と異なる配布単価を決めて就業の提供をしていることですが、これは平成12年6月12日付け労働者発議第124-2号労働事務次官通達「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施について」の中身の別紙「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)実施要領」の中に、「高齢者に対して就業日数や収入額の保障を行ってはならない(別添参照)」とあり、これに反することになります。 広報紙配布の仕事は市の担当窓口によって、配布単価が異なっており、センターでは複数の広報紙配布の仕事の中で、配分金として支払う金額、必要経費、センターが得るべき事務費を調整しているようすが、これは上記通達の趣旨に反することになりますので、請け負った仕事の配分金単価をそのまま会費へ配分金として支払うように改めていただきたいようにお願いいたします。 なお、市に対して一律の単価でセンターへ発注してもらえないように交渉するののも一つの方法かもしれませんので、一度ご検討いただき、適正な契約事務に努めて下さい。

No	受付日	分野	質問内容	回答
42	25 8 12	契約関係	シルバー連合が恒常的に取引先との間に労働者派遣をする旨の基本契約を締結し、個々具体的に労働者派遣をする場合に個別に就業条件をその内容に含む個別契約を締結する場合、いずれの契約書にも印紙税の貼付を要しないとされる理由を説明してください。	印紙税法基本通達第2条によれば、課税文書とは、印紙税法別表第1の課税物件表の課税物件欄に掲げる文書により証されるべき事項が記載され、かつ、当事者の間にいて課税事項を証明する目的で作成された文書のうち、印紙税法第5条(非課税文書)の規定により印紙税を課さないこととされる文書以外の文書とされています。この課税物件表においては、委任契約書は規定されていないから、原則として委任契約書には印紙税が課税されません。 取引先との間に労働者派遣をする旨の基本契約書は、それが継続的取引の基本となる契約書であっても、当該契約の内容は請負でなく、委任(民564)であるとされているから、印紙税法別表第1の第7号文書に当たらず、印紙税の納付を要しません。 また、個々具体的に労働者派遣の役務の提供をする場合に個別に就業条件をその内容に含む契約書も、同様です。 (参考) 印紙税法基本通達第2条等 国税庁タックスアンサー「継続的取引の基本となる契約書」 No.7104 [平成25年4月1日現在法令等] 省略
43	25 8 14	契約関係	「事業運営の手引」の241頁の請負契約書の例においては、「11. 権利・義務の移転及び再請負の禁止」とあるところ、「センターは、発注者から請負又は委任契約により有償で引き受け、これを会員に請負又は委任の形式により提供します」(同手引188頁)とも示されています。 これは、仕事の受注契約においては、会員は直接の契約当事者とはならないことを意味すると考えられます。 そうすると、当該契約において、仮に再請負の禁止を約定すれば、センターは会員に仕事を付託(再請負)できなくなると考えられるから、請負契約書には、「再請負の禁止」の条項を削除することが妥当であると考えますが、どうでしょうか。	民法では、請負は、仕事の完成が目的(民5632)とされ、特に第三者に再請負をすることを禁止していないから、契約当事者間に特約の定めがないときは、請け負った仕事を、第三者をして完成させたとしても問題はありません。 他方、受任者は、委任した仕事を自ら遂行する義務を負います。 異なり、受任者は、委任した仕事を自ら遂行する義務を負います。 そして、民法の請負又は委任契約は、二者間契約を原則とするから、センターの会員は、注文者(委任者)に対する関係においては、第三者に相当すると考えられ、反対に、会員がセンターから請負・委任の形式により仕事を引き受ける場合の契約においては、注文者(委任者)が、第三者に当たると考えられます。(注) 以上をもつて、請負契約においては、注文者が、会員以外の第三者に再請負をさせることを特に望まないときには、センターは、その請負契約書に「再請負(センターの会員を除く。)の禁止」旨を明示して取り交わすことが適当であると考えます。 (注) シルバー事業においては、センターが請負人(受任者)となって引き受けた仕事であっても、実質的には、その付託を受けた会員が仕事を完成(遂行)することなくして義務を履行することはできないこと、また、会員は、センターの構成員(法人の社員)であって、センターの運営は会員の総意によって決定されることなどを踏まえれば、会員は、純然たる第三者とはいえず、もとより、センターの従業員あるいは履行補助者でもありません。
44	25 9 4	契約関係	ある発注者との間に恒常的に労働者派遣をする旨の基本契約を締結(以下「原基本契約書」という。)、その契約期間の更新の約定に基づき、期間が延長された場合において、当該延長された契約期間の満了日が、労働者派遣契約書における派遣法第40条の第3項で制限される期間(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)を超え、同一の派遣先につき新たに労働者派遣の役務提供を受けることが許される期間として厚生労働省の告示により定められている期間(いわゆるクーリング・期間)経過後に及ぶときにおいて、当該期間経過後に再び同一の業務につき労働者派遣をしようとするときは、契約当事者は、原基本契約書を引き続きその基本契約書として使用することは、法令に照らし問題はありませんか。	「恒常的に取引先との間で労働者派遣をする旨の基本契約書」は、発注者と受注者との取引に関する民事上の委任契約に過ぎないから、その基本契約書における契約内容が、派遣法令に抵触ないし違反するような事項が含まれない限り、その取締り規制の対象とはならないものと考えます。 ご質問の場合、原基本契約書をもって引き続き契約を取り交わすことは問題ないと考えられますが、派遣法令は頻繁に改正がされることを考慮し、その契約内容を点検、見直しをする機会として、新たに基本契約書を作成、取り交わすことをお勧めします。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
45	25 9	5 契約関係	派遣事業に關して、実施事業所の派遣元責任者たる事務所長がその権限において労働者派遣の役務の提供に係る受注契約(基本契約)において、当該発注者が既に著しい債務超過の状態にあって派遣料金の支払いが滞ることが容易に予想され、いたにもかわらず、過失により見越したため、派遣料金の回収が困難となったときは、連合本部は、当該実施事業所たるセンターに対し、民事上の損害賠償を請求することができると考えてよいですか。	ご質問の場合、連合本部は、連合本部と派遣の実施事業所が設置されるセンターとの協定書における協定内容に従って、回収不能となった派遣料(一般債権)につき応分の負担を請求することができると考えますが、協定に定めがないときは、民法の一般原則により、当該協定は委任契約であるから、委任者である連合本部は、受任者であるセンターの善管注意義務の懈怠により生じた損害賠償相当を請求することができると考えられます(民法第644条)。 連合本部は、派遣の実施事業所をセンターに設置する際に、当該センターが負担する業務等に関して協定(委任契約)を締結することになります。ご質問のような契約から生ずる種々の賠償の負担についても、協議の上、協定事項として定めておくといよいです。
46	25 10	1 契約関係	センターは、会員の仕事を付託する場合は、会員との間で当該仕事に關する契約を締結することになります。この場合、契約書は必要となるのでしょうか。	事業運営の手引(198頁)によれば、「就業に当たっては、センターと会員との間で当該就業に關する契約を締結することになります。それは必ずしも契約書を取り交わす必要はなく、センターは、会員に「配分金見直し基準」や契約書類の写しを示し、説明することが必要となります。また、就業に關する基本的な事項については「会員就業規約」により、個々の具体的な契約内容、すなわち仕事の内容、量、遂行方法、就業場所、履行期限、配分金額等については、センターは会員に詳細に説明することが大切です。」とされています。
47	25 10	10 契約関係	派遣元であるシルバークー連合が労働者派遣基本契約に基づき有する派遣料金の請求権は、それが当該派遣労働に關した会員に支払うべき賃金の原資を確保するためのものであるから、いわゆる労働債権として、その派遣先の有する総財産の上に先取特権が認められることになりませんか。	労働者派遣基本契約は、派遣元事業主である発注者との間に恒常的に労働者派遣をする旨の委任契約であることと解されており、これにより生じる金銭債権は、委任料金の請求権であるから、「給料その他の債務者と使用人との間の雇用関係」に基づいて生じた債権(民法第308条)ではありません。したがって、派遣先の有する総財産の上に先取特権は認められません。 なお、派遣労働者が、派遣元事業主であるシルバークー連合に有する賃金の請求権は、「給料その他の債務者と使用人との間の雇用関係」に基づいて生じた債権となります(民法第306条第3号、同第308条)。
48	25 10	11 契約関係	当センターは、従前の経緯から、一部の発注者についてはその請負代金を発注者の事務所に出向いて回収していますが、現金授受による事故の防止を図るため、指定の金融機関に振込入金の方法に変更する場合は、法律上、その振込手数料の負担は、センターが負うことになりませんか。	民法によれば、弁済の費用については、「別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする」(第485条)と規定され、原則として、債務者の負担とされています。振込手数料は、「弁済の費用」に当たります。 この民法上の一般原則を踏まえ、質問事例(別段の意思表示はないものとします。※)に照らすと、センターが、発注者の事務所に出向き請負代金を回収している場合において、以後、請負代金の支払方法を、金融機関への振込入金による方法に改めるときは、そのことにより金融機関への振込手数料が生じることになるから、同第485条ただし書きにいう「その他の行為によって弁済の費用を増加させたとき」に相当し、その増加額(振込手数料相当額)は、債権者(センター)の負担となります。 なお、債務の弁済の履行場所については、「その弁済すべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それそれしなければならぬ」(同第484条)と規定されています(特許債権の原則)。したがって、債権者が債務者の住所地に請負代金等を回収しに行くことは、法律上は債権者のサービスということになります。加えて、債務者が、弁済のために債権者の現在の住所地に行く際に要する交通費用等も、振込手数料と同様に、「弁済の費用」に当たるので、原則として、債務者(発注者)の負担となります。 ※ センターが、発注者に対し、請負代金の支払い方法を金融機関への振込入金に変更することにつき、その振込手数料の負担を発注者とする旨別段の意思表示をし、合意している場合は、発注者の負担となります。(参考)関係法令 商法第516条第1項(債務の履行場所)省略

No	受付日	分野	質問内容	回答
49	25 10	9 契約関係	有料の職業紹介事業を実施した場合において、センターの会員が、職業紹介により職業をあっせんされ、当該紹介先事業所で就業中に負傷したときは、センターが会員のために付保するシルバー人材センター傷害保険（以下「傷害保険」といいます。）による保険金は支払われますか。	ご質問のシルバー人材センター傷害保険に関し、東京海上日動火災保険株式会社に質問したところ、傷害保険の保険金の支払要件として「シルバー人材センター—保険特別約款」の第1条（保険金を支払う場合）の①において、「シルバー人材センター連合の会員となっている保険証券記載のシルバー人材センター等の団体が被保険者に対して提供した仕事の従事中（②以下省略）」の事故であり、普通保険約款により規定される一定の条件を満たす負傷等の事故に対して支払われる。」と規定されており、したがって、センターの正会員であり、かつ、センターから仕事の提供（この場合は、職業紹介事業による仕事のあっせん）を受けた仕事中心における傷害事故であればその仕事の提供の形態が職業紹介によるものであっても、原則として、保険金は支払われます。』とのことです。 なお、この回答は、上記保険会社の見解であり、個々のセンターが保険契約を締結する保険会社によっては異なる場合も考えられるので、留意してください。
50	25 11	14 契約関係	シルバー連合のような公益法人が行う労働者派遣であっても、人材派遣業であることにはかわりないから、派遣の役務の提供に関する派遣先事業者との取引については、商行為として商法の規定が適用されることになるかと考えますが、妥当ですか。	まず、商法第502条第5号によれば「作業又は労務の請負」を「営業」として「するとき」は、商行為とする旨規定しており、「作業又は労務の請負」には、人材派遣が含まれると解されます。よって、「営業として」人材派遣事業を行うのであれば、当該行為は商行為に当たるといえます。 次に「営業」としてというのは、營利の目的で反復継続して行うことをいい、「營利の目的」というのは、利益を待てる目的であることをいいますが、公益社団法人が「非営利法人である」という営利性とは関係がないというのが通説的な見解です。 このような見解に立てば、公益法人であっても、「営業」として「派遣事業を行う場合は、当該行為は商行為に当たると考えられます。 しかし、シルバー事業における派遣事業は営業として行うことを目的としない（事業運営の手引）こと、また、国税庁の印紙税に関する公益法人が行う営業の見解（国税庁印紙税質疑応答「営業の意義」）において、通説とは異なる解釈が示されていることから、妥当かどうか判断が難しいところです。
51	25 11	14 契約関係	派遣元事業者であるシルバー連合の実施事業所が発注者である事業者との間に労働者派遣をする旨の基本契約を締結し、発注者が派遣料金の支払いを滞滞した場合において、当事者間に遅延損害金について定めがないときは、商法第514条の規定により年6分の商事法定利率による遅延損害金を請求できると考えて問題ありませんか。	派遣元事業者であるシルバー連合は、派遣先事業者となる発注者と労働者派遣の基本契約の締結に当たっては、その派遣料金等の支払に係る遅延損害金を協議して定め、あらかじめ書面により取り交わすことが適切です。 公益法人であるシルバー連合が行う派遣事業における派遣先との基本契約において、派遣料金につき債務者となる派遣先がその支払を滞滞した場合は、その遅延損害金について、当該基本契約に定めなかったことから商法の商事法定利率（商法第514条）による遅延利息を付すことができるか、についてですが、派遣料金債権が商事債権に当たるとは次のように見解が分かれています。すなわち、「公益法人が株式会社等とすると人財派遣に係る基本契約は、契約当事者の一方が会社法の適用を受ける株式会社等（会社法第5条）であれば、その取引行為は「商行為」に当たるとする（通説）」から商事債権といえるという見解がある一方、国税庁の印紙税に関する「営業」の見解においては、「その（公益）法人が目的遂行のため必要な資金を得るための行為が商行為に該当する場合であっても、営業には該当しません。」と示されており、これは、公益法人が行う商行為は営業ではないから商事債権には当たらないと解釈できることから、その判断は難しくなります。 このようなことを踏まえ、派遣元であるシルバー連合は、商事債権と判断して商事法定利率や商事消滅時効（同第522条）による債権行使を一方的にする場合は、通常の債権として民法の規定する法定利率より債務者にとって不利となることから、争いが生じる可能性が懸念されます。 したがって、実務的にも、遅延損害等については、もとより基本契約において定めておくことが重要となってくるわけですが、適切な債権管理のための債権消滅時効の把握、管理については、商事消滅時効が適用されるという前提で管理することが妥当であるといえます。いずれにしても、法律の専門家に相談することをお勧めします。

№	受付日	分野	質問内容	回答
			1 平成25年11月8日付け25全シ協発第162号通知(消費税率引上げに伴うシルバー人材センター事業における対応について)(以下「消費税率通知」という。))に関して、別表の「消費税率引上げに伴う具体的な計算方法」の「1.現在の処理」の①の計算方法に基づき算出する場合において、配分金の税込み金額に105分の100を乗じて得た額に端数が生じるときは、その端数は切り上げて算出して差し支えありませんか。	1 端数が生じる場合において、その端数を切り捨てると、消費税抜きの額が、わずかに減少する場合もあることから、切り上げて算出するようにしてください。 2 「消費税率の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第6条第1項によれば、「公正取引委員会は、特定事業者について第3条の規定に違反する行為があることを認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。」と規定し、また、同条第2項において、「公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。」と規定しています。 公益法人は、それ以外の法人、団体よりも法令の遵守が強く求められることから、法令等に基づく公租公課の手続等については、適正に行うようにします。 (参考)「平成25年11月8日付け25全シ協発第162号通知」、「消費税率の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税率を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第3、4、5、6 省路
52	25 11 18	契約関係	消費税率通知によると、センターが消費税率引き上げに伴って請負代金等に引き上げたに相当する額を引上げないときは、「消費税率の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により公正取引委員会等の指導等の対象となる、と示されていますが、具体的に、行政庁から、どのような指導等あるいは制裁が課されますか。	物、修繕を目的とする双務契約において、物の修理業者であるセンターは、修理代金を被担保債権として、修理した物を目的物とする留置権(民法第295条)を主張することができ、また、同時履行の抗弁権(同第533条)に基づいて、修理代金が支払われるまで修理した物を相手方(注文者)に引き渡すことを拒絶することができ、また、センターは、自転車の修理を委託した注文者がその修理代金を支払うまで合法的に修理した自転車を注文者に引き渡さないことができます。
53	25 11 21	契約関係	自転車の修理を目的とする請負において、修理を請け負うセンターは、注文者が理由なく修理代金の支払いを拒むときであっても、自転車は注文者の所有にあるから、その引き渡しをしなければ違法となりますか。	「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務」については、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第59条に規定する危険又は有害な業務としてその使用者に課される「安全又は衛生に關する特別教育」の実施義務を負わない、と考えて問題ありませんか。
54	25 12 12	安全就業	センターは、「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務」を請け負う場合は、当該業務について、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第59条に規定する危険又は有害な業務としてその使用者に課される「安全又は衛生に關する特別教育」の実施義務を負わない、と考えて問題ありませんか。	「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務」については、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第59条に規定する危険又は有害な業務として、使用者は、当該業務に従事する労働者に対し、厚生労働省令で定める特別教育を行わなければならないこととされています(安衛法第59条)。他方、安衛法は、労働法で定める使用者(第9条)及び労働者(第10条)に対して適用されるものであり、センターのように雇用労働でない請負等の場合(派遣を除く。)は、原則として、適用されず、その規定する「特別教育」等の実施義務も課せられないこととなります。 そうすると、センターは、「高齢者である会員に対して、就業の機会を提供するに当たっては、社会通念上当該高齢者の健康(生命身体)の安全を確保する危険性が高いと認められる作業を内容とする仕事の提供を禁止し、もって当該高齢者の健康を保護するべき信義則上の保護義務(健康保護義務)を負っている(機械地蔵平成15年5月13日)」のであるから、法令で「危険又は有害な業務」とされる仕事を、受注し、高齢者である会員に提供することは、信義則上の保護義務を履行しているとはいえず、不当であるといえます。 (参考)関係通達 平成元年5月22日付け基発第247号等 省路
55	25 4 22	適正就業	請負契約の目的が自動車運転を伴う市立中学校の学生の送迎業務である場合において、目的遂行の用途のため、市から当該市立中学校に無償貸与された自動車を、センターが使用貸借するときは、昭和61年4月17日労働省告示第37号(以下「告示」という。))に基づき請負契約とは別個の契約締結を要するとの考えで差し支えありませんか。	当協会では、自動車運転業務をセンターで受注することは、告示で示される要件を全て満たした包括的自動車運転管理業務として請け負うことは困難であると予測できること、更に事故が生じた場合の損害賠償等責任が大きいことや人命損失等の危険性が高いと判断できること等の理由から、シルバー事業として、又は高齢者が就業する業務として不適当と判断しており、できる限り受注しないことを指導しています。 しかしながら、やむを得ず受注する際の契約形態は、事故が生じたときのセンターの責任負担が請負よりも低いと考えられる労働者派遣とすることが妥当です。 なお、仮に、告示の要件を満たした自動車運転管理業務を請負として受注するに当たっても、その目的遂行に要する資機材(この場合は自動車)が注文者の所有に属し、その借り受けを使用貸借契約とするときは、本契約とは別個の契約として締結して締結しても告示の規定に反しますから、このことを含めた契約の適法性等について、事前に都道府県労働局に問い合わせ、確認をするようにします。

No	受付日	分野	質問内容	回答
56	25 4 15	適正就業	病院に入院中の子供の付き添いを請負で受注可能か。発注者は頼。	一般的に病院は完全看護と思われ、付き添いとしてセンター会員が入ることについては、病院側が了承するかどうかということもありますが、万一の事故等の補償ということを踏まえ、受注は控えていただくことをお勧めします。 なお、頻度は不明ですが、頻度によってはご懸念の通り「民業圧迫」と解されるおそれもあるかと思われる。
57	25 4 24	適正就業	アルミサッシのビスやナット等の小さな部品を製品ごとに規定数ずつ数えて袋詰する作業で、偽装請負等の問題はないか。 注文者の工場内に会員専用の独立した作業室が2部屋あり、それぞれ4～8名程度の会員がローテーション就業している。各部屋には発注者の社員が1名常駐し、社員が部品棚から必要な部品を選んで会員へ渡す。会員は受け取った部品の種類と数を数えて袋詰めし、社員へ渡す。社員はそれを検品後出荷する。会員は袋詰めする部分のみの作業で、作業範囲は区分されている。 また、契約は、完成品1袋いくらかという料金設定が現実的に困難であり、委任契約が妥当か。派遣契約とするには注文主の理解が得にくい。	契約書や仕様書が不明ですが、次の点に確認が必要かと思われます。 「4～8名程度のローテーション就業」とありますが、発注者側の都合（商品の納期など）によって、発注者から人数の指定や作業スピード（何時までに袋詰めするようお願いされるなど）の依頼を受け、それによって作業順序の変更などが生じるなどの場合、また、「社員は部品棚から必要な部品を選んで会員へ渡す」という点については、その都度必要な部品を社員が決定しながら業務を行っていると考えられ、発注者からの指示があるものと解されますので、37号告示「業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行っている」と解されないことが必要です。 また、注文主から提供されている作業場所・光熱費等についての貸借関係は契約書に規定（してある）と思えますが、注文主とともに、部品の受取や完成品の昇降について伝票等による処理体制が確立されていないと自己の責任と負担で準備し調達する一中略一材料若しくは資材により業務を処理している」と解されないことになり なお、契約は完成品があることから請負契約が妥当と考えます。
58	25 5 1	適正就業	同一室内において発注者の社員から必要な部品を渡され、それを袋詰めする作業について、部品の種類が多く、類似したものも多いため、班長がとりまとめるには無理があること、また、一袋いくらかという料金設定が現実的に難しいことから委任契約とすることが適切だと考えるがどうか。	・委任契約でも37号告示の基準は満たす必要があること。（金社側が必要な人数を示すことには問題がある。） ・月毎（又は週毎）の覚書やマニュアルを利用することによって、リーダーからの指示が可能にならないか。 ・一袋いくらかという料金設定が難しいければ、一箱或いは一セットなどで設定できないか。 ・袋詰という作業の完成とそれを引き渡すことが目的と考えると、請負契約（又は派遣か職業紹介）が妥当と考えられる。 ・請負契約で労働力単価による料金設定は、単なる労務提供とみなされるおそれがある。 ・契約書等の内容如何にかかわらず、実態がどうかによって派遣されるため、管轄労働局への相談も検討されたい。
59	25 5 20	適正就業	当センターでは、このたび相談したYKKの業務が「準委任契約」でできないか」という点が最大のポイントであり、全シ協の「請負契約が妥当」との前の回答について、 ①「請負契約以外無理」なのか「請負契約が望ましいが準委任と考えることも不可能ではない」のか、早急に明確な回答をいただきたい。 ②「請負契約」に「準委任契約」が含まれるとすると、印紙税の要不要の考え方と矛盾するがどうか。 ③ 管轄労働局への相談は、事が公になる公算が高いので、最終手段として考えている。	① 全シ協としては、「袋詰め」という作業と「引き渡す」という作業から、事務などの委任とは違い「請負」との判断である。 新手指引きにおいても、「引き渡しを受けることを目的とするようなものは請負契約となる。」と記載されているとお りである。 ② 請負に準委任が含まれるという考え方は、派遣法上の告示の考え方であり、印紙税とは無関係である。 この考え方は、労働部会発の安西氏の著書にもあり、「派遣法上の請負は、他人の労務を利用する契約関係のうち、事業主としての独立性をもった労務管理を行い、作業上の指揮命令を自ら行い、事業主としての責任を労働者に対して負っているものを広く包含するという考えられる。」というものであり、たとえ準委任契約でも、告示の要件は満たす必要がある。 なお、職業安定法4条6項及び44条、同施行規則4条1項を参照されたい。センターばかりでなく注文主も請せられる「労働者供給事業」と判断されるおそれもないとはいえない。 ③ 労働局への相談内容が公になることは考えられない。 →センターでもう一度検討すること。

№	受付日	分野	質問内容	回答
60	25 6	4 適正就業	東京都内のあるセンターでは、選挙の投票に関する業務を請負員により受託していると聞きましたが、このような選挙関係の仕事は、センターが適正な請負業務として受託することは可能なのでしょうか。	当該業務の内容が、「期日前投票所における案内業務、事務補助」及び「開票時の計数機の単純確認作業」であり、いずれも、就業会員は、都選挙管理委員会の職員と同じ投票所等で働く(いわゆる混在就業)こととなるから、適正な請負・委任とすると、会員の就業遂行につき自主性が担保できるよう、また、指揮監督がな行はば遂行困難な業務は除かれることが、仕稼書において明確に設定され、かつ、就業会員には事前研修を行うなど適正就業の方策が図られていること、更に、管轄都道府県労働局から問題のない旨の回答も受けていること等を踏まえれば、センターが受託することに特に問題は無いと考えます。
61	25 6	4 適正就業	セルフガンリンススタンドにおいて、モニターにより火器使用やボリ容器への注入の有無を確認し、問題なければ給油できるようにボタンを押す業務及び電話取り次ぎと客がいない時の販売量の簡易清掃業務を受注できるか。 なお、警備業ではないことを警察に確認済み。	別添消防庁通達(H10.3.13消防第25号)第5の3により、給油を監視、制御するための設備(モニター等)の監視等を行うものは、甲種又は乙種の危険物取扱者であることが必要であること及び総数で行う場合の監視は、そのうち1名の危険物取扱者の指揮下で監視等を行うこととされており、受託はできないと考えます。また、ガソリン等危険物を取扱う業務であり、センターで受注する業務としてはふさわしくないと考えます。 なお、センター会員複数のうち1名が危険物取扱者であったとしても、通達では従業者とされており、従業者とは通常の雇用者(未確認ですが)と考えられ、いずれにしても受注は控えるべきと考えます。
62	25 12	12 適正就業	会員の請負就業における1日についての就業時間が、労基法第32条第2項に規定する法定労働時間(8時間)を超えることはゆるぎありますか。	適正な請負であれば、その会員の請負就業に関して、原則として、労働基準関係諸法令の適用を受けることはなく、よって労基法上の合法、違法の問題は生じません。 一方、高給法では、「センターは、定年退職者等の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供等をする」旨が規定(高給法41)され、これは、加齢により運動能力が相対的に低下する高齢者の就業上の安全を確保するため、就業日数や就業時間を制限している趣旨が含まれていると解します。
63	25 12	18 適正就業	1 センターが、請負業務の発注者に、就業会員の就業時間帯が記載された履歴簿に押印する方法によりその履歴簿を求めるとは、労働省告示第37号に抵触することになりますか。 2 センターが、請負業務に係る見積額を積算する場合において、その算出方法を、当該請負業務を遂行することとなる会員の配分金単価に、履歴完了に要する推定業務遂行時間相当を乗じる方法とすることは、労働省告示第37号に抵触することになりますか。	1 発注者の履歴簿は、37号告示に抵触するものではありません。また、会員の就業時間帯が記される履歴簿は就業報告書であり、履歴簿にはありません。 事業運営の早引によりは、履歴簿は、発注者が、請負の内容が全うされたことを確かめるため、「履歴簿」に押印する方法により行うこととされています。また、これと併せて、就業報告書に記載される個々の会員の就業時間帯(注)についても確かめようことが適当であるとの考え方に基つき、履歴簿と就業確認書は便宜的一体の書面に別の掲載欄を設けたものを例示しています(244頁)。 (注) 会員の就業時間帯は、請負者であるセンターと就業予定会員の請け負う仕事の内容により決定するものであり、発注者が、就業会員の業務遂行時間等を管理する目的で設定するものではありません。 2 原則的な請負代金の積算は、請負業務の内容に応じたあらかじめ定められた「仕事別見積基準」に基づき仕事量で算出することが適当ですが、運営の手引きによれば、このように仕事量的な把握が難しい仕事やむを得ない場合は、例外的に、1日あるいは1時間の単価による積算も許される場合があるとしています(229頁)。 もともと、37号告示に示される適正な請負とするためには、その積算方法のみならず他の基準もすべて満たしていることが前提となります。

No	受付日	分野	質問内容	回答
64	25 4 1	関係法令	シルバーク派遣において、派遣労働者が派遣先で、当該派遣先が十分かつ適切な指揮監督をしていた(指揮監督につき損害の原因たる過失はないと認められるとき)にもかかわらず、当該派遣労働者の過失により第三者の身体又は財物に損害を与え、又は派遣先の製品等を破壊させたときは、その損害賠償の負担は、当該派遣労働者が設置されているセンターが加入する総合賠償責任保険により、分担、担保できるものと考え、差し支えありませんか。	シルバーク派遣においては、実施事務所が設置されるセンターではなく、それを設置するシルバーク連合(本部)であるから、もとより使用者責任としての損害賠償を分担、担保する保険に加入し、当該リスクを軽減する対策を講じる必要があるのは、シルバーク連合(本部)となります。 これを踏まえ、派遣労働者に対する損害賠償責任が生じた際に、シルバーク連合(本部)が、新たに賠償責任保険に加入することなく、実施事務所が設置される個々のセンターが、既に加入する賠償責任保険により担保することができるとは、当該個々の保険会社に問い合わせて確認をする必要があり、また、この場合、派遣についても同様の賠償責任範囲とされている(特約が付されているなど)ときは、それにより対応できるところ、その保障の範囲外とされるときは、保障範囲に含まれる旨の特約を付すなどして保険契約を見直すことが考えられ、それも困難であるときは、上記のとおり、シルバーク連合(本部)が、賠償責任保険に加入することが必要になると考えられます。 なお、近時の労働判例では、労働者派遣において、派遣労働者が生じた物理的損害につき当該損害賠償請求権者である第三者が、民法第715条の使用人責任としての中間的賠償責任を追求できる相手方使用者とは、派遣先でなく、当該派遣労働者を被用者として雇用する派遣元であるとされ、当該事故の原因たる派遣労働者の過失につき派遣先が有する指揮監督等に帰責性が認められるときは、それに応じて、派遣元が賠償責任の割合が過失相殺されることになると判示(東京地裁平15・10・22)されているので、派遣元事業主(シルバーク連合(本部))は、当該賠償を担保できる保険に加入して備えることが適切であると考えます。
65	25 4 22	関係法令	派遣元責任者必携「シルバーク連合が行う一般労働者派遣事業2012年版」の101頁において示される「派遣元責任者となる者の要件の④」について「許可」について派遣元責任者の雇用管理能力に係る一定の基準」とは、具体的にどのような基準をいいますか。	(i) 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者 (ii) 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者 (iii) 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者 (iv) 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者 この場合において、「雇用管理の経験」とは、人事又は労務の担当者(事業主(法人の場合はその役員)、支店長、工場長その他事業所の長等労働基準法第41条第2号の「監督若しくは管理の地位にある者」を含む。)であったと評価できること、又は労働者派遣事業における派遣労働者若しくは急務等の労働者の担当者(法施行前のいわゆる業務処理請負業における派遣労働者の労働者の労働の担当者を含む。)であったことという。 (ii) 成年に達した後、職業安定行政又は労働基準行政に3年以上の経験を有する者 (iii) 成年に達した後、労働者供給事業の従事者として3年以上の経験を有する者 (iv) 成年に達した後、労働者供給事業の従事者として3年以上の経験を有する者 ご質問の定款変更にあたって、その記載文言を「職業紹介事業」として、従前の「無料の職業紹介事業」から改めることについては、職業紹介事業の業務運営要領(平成25年度厚生労働省職業安定局)によれば、その第5(申請、届出等の手続きの原則)の3の(4)において、届出の添付書面として定款等には、「申請時において『職業紹介事業』を行う旨の記載」とされており、これを踏まえ、当該協会が厚生労働省職業安定局雇用事業室に確認したところ、「職業紹介事業を行う」との記載で差し支えない旨の回答を受けています。したがって、貴県のシルバーク連合が、このように定款を変更した場合において、貴県に変更認定申請又は変更届出をした後に、都道府県労働局長に対して有する有料の職業紹介事業の届出が、受理されないというとはないと考えています。 また、全国一律の統一運用が行われないことについては、公益法人の認定に関する所管事務は、認定法等の規定に基づき、内閣府及び都道府県とされているところ、両者は法的に対等な立場にあるから、都道府県が行政庁として司る事務に關しての種々の判断についても、当該都道府県が行うものとされているからです。
66	25 4 23	関係法令	平成25年4月19日付け貴協会発出の事務連絡「有料職業紹介事業実施に係る定款の変更について」では、3の「平成25年度定時総会における定款変更の内容」において示される定款変更の案は、その変更部分につき「職業紹介事業」に改めるとして、この案は、「有料の職業紹介事業」としないのは、どのような理由によりますか。この場合、「有料の」に記載しなければ、当県のシルバーク連合が有料の職業紹介事業の届出をしても労働局で受理されないのではいかと懸念されますが、どうですか。 また、当県においても、このことについて、公益目的事業の変更の認定申請を要するとすべきか、あるいは届出とすべきかの判断に迷うところであり、このように全国一律の統一運用が求められると考えられる事案についても、各都道府県の判断とする理由は、どのようなことが考えられますか。	ご質問の定款変更にあたって、その記載文言を「職業紹介事業」として、従前の「無料の職業紹介事業」から改めることについては、職業紹介事業の業務運営要領(平成25年度厚生労働省職業安定局)によれば、その第5(申請、届出等の手続きの原則)の3の(4)において、届出の添付書面として定款等には、「申請時において『職業紹介事業』を行う旨の記載」とされており、これを踏まえ、当該協会が厚生労働省職業安定局雇用事業室に確認したところ、「職業紹介事業を行う」との記載で差し支えない旨の回答を受けています。したがって、貴県のシルバーク連合が、このように定款を変更した場合において、貴県に変更認定申請又は変更届出をした後に、都道府県労働局長に対して有する有料の職業紹介事業の届出が、受理されないというとはないと考えています。 また、全国一律の統一運用が行われないことについては、公益法人の認定に関する所管事務は、認定法等の規定に基づき、内閣府及び都道府県とされているところ、両者は法的に対等な立場にあるから、都道府県が行政庁として司る事務に關しての種々の判断についても、当該都道府県が行うものとされているからです。

No	受付日	分野	質問内容	回答
67	25 4	22 関係法令	1 法人でない社団であるセンターの代表者がセンターの名においてした取引上の債務は、そのセンターの構成員(会員)全員の負担となるから、第一次的にはセンターの財産がその責任財産となるが、構成員(会員)各人も補充的にその持分に応じた個人責任を負うこととなりますか。 2 では、一般社団法人であるセンターにおいて、法人法第86条によると、理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までと規定されるところ、定款でそれと異なる任期を定めることは許されますか。	1 ご質問の債務については、センターの総有財産のみがその責任財産となり、会員(構成員)各人は、センターの債権者に対し、直接に個人的債務ないし責任は追わないものと解します。 2 法定の任期を、定款又は社員総会の決議によって短縮することは可能ですが、伸長させることはできません。
68	25 5	7 関係法令	平成25年度にシルバークン連合が有料職業紹介事業を行う際に際し、高齢法等の規定に基づきその活動拠点を職業紹介事業の事務所として都道府県労働局長に届け出る場合、当該事務所の職業紹介責任者となる者の選任要件とされる職業紹介責任者の講習会の受講については、その者が平成24年度に全シ協が実施団体となって開催した「シルバークン連合が行う無料職業紹介責任者講習会」を受講していれば、受講の要件を満たすことになるかと考えてよいですか。	平成25年度において有料職業紹介事業の開始の届出に際して、当該シルバークン連合が、その職業紹介事業の事務所に於ける職業紹介責任者として選任する者の要件となる職業紹介責任者講習会の受講については、その者が、平成24年度に全シ協が行った無料職業紹介責任者講習会を受講しているときは、当該受講要件を満たすものと考えます。 なお、全シ協は、シルバークン連合が有料の職業紹介事業を行えることになったことに伴い、平成25年度の講習会から講習会内容を有料職業紹介事業に対応できるものに改めて実施する予定ですので、シルバークン連合は、受講されることをお勧めします。
69	25 7	10 関係法令	センター設置されている当県のある町(人口2万4千人弱)において、当該センターで事務局長として勤務していた者が、退職後、35歳以上の者を対象としたシルバークン事業と同一ような就業のあつせんを目的とする事業を起業しようとしているところ、当該センターとしては、職員であったものがシルバークン事業と同様の手法による事業を行うことは、できれば差し控えて欲しいと考えており、当連合に対処方法等の相談がありました。 当連合としては、高齢法等では、センター以外の団体が、シルバークン事業と同様の事業を行うことを禁止する旨の規定はないと理解していますが、その対応方法等につき全シ協の考え方を教えてください。 なお、当該団体が法人格を有するか否か等については、未確認です。	ご質問の件については、センターの元事務局員が起業しようとする事業内容が、35歳以上の者を対象とした就業のあつせん等(シルバークン人材センター事業に類似するもの)であるとされるところ、そのことは管轄都道府県労働局等の行政による指導・監督に服するものであるから、職業安定法等の関係法令に抵触する違法な事業であると推測されるときであっても、当協会や貴連合が指導はもとより注意等を行うという立場にはないと考えます。 また、その起業の内容がシルバークン事業に類似するものであるから、又は起業予定者が元センターの職員であるからという理由をもって、センターや連合が、起業予定者に対して、就業のあつせんを目的とする事業を行わないよう促すこと等については、法令等の根拠に基づく権限もなく一方的に圧力をかける行為と受け取られる可能性も考えられるので、十分に注意してください。 むしろ、センター(連合も)は、地域社会に貢献することを目的とする団体であるので、同じ地域にある当該起業予定者が起業した後は、地域発展のため、情報交換等により良い協力関係を築くための話し合いを申し入れてみてはいかがでしょうか。
70	25 7	12 関係法令	「労働者派遣基本契約書」における当事者名義の標示について、「派遣事業導入の手引」の契約書例(99頁)によると、派遣元事業主は、シルバークン連合(連合会本部とします。以下同じ。)の名称及びその会長等と併せて実施事業所名と所長(派遣元責任者)名等を記載しているところ、例えば、基本契約を締結した後に、派遣先事業主が同じ基本契約に関する業務について、追加的に、別の支店事業所等においても派遣の業務の提供を希望するときは、それが既にした基本契約に記載のある実施事業所の区域にない場所における派遣であるときは、新たに、実施事業所名義を交えるため、基本契約書を作成し直さなければ、法違反となりますか。	「労働者派遣基本契約書」は、派遣規則第21条第3項において要式と規定される労働者派遣契約(個別契約)とは異なり、派遣元と派遣先との間で、労働者派遣の業務の提供及び受領を一定の期間継続して取引するため署名捺印を、その取引の安全のために裏面にし、取り交わしたものに過ぎないから、基本契約書における当事者名義として標示されたシルバークン連合の実施事業所の区域と、現に派遣の業務を提供する場所や区域が異なる場合が生じたときであっても、派遣法に違反するものではないと考えます。ただし、ご質問のように、基本契約において当初に約定された派遣業務の提供場所とは異なる場所を追加的に加えるような場合は、基本契約書における実施事業所名義の標示ととの関係上、追加、変更等を含めて派遣先と協議して判断、決定されることをお勧めします。

No	受付日	分野	質問内容	回答
			センターがその会員に支払う配分金には、消費税が含まれるとされているのは、どのような法的根拠によりですか。また、国又は全シブから、指導や通知はありますか。	「シルバー人材センター事業会計・経理の実務手引(改定第2版)」の404頁の「4 免税事業者」の③によると、「活動拠点が契約した仕事を、会員に請負又は委任の形で提供する場合は、活動拠点から役務の提供を受けることとされ、当該役務の提供の対価として活動拠点から会員に支払われる配分金は「(消費税の)課税仕入れに係る支払い対価の額」に該当します。つまり、活動拠点の会員各人は、活動拠点から再請負により仕事を請負、又は再委任を受けるため、消費税上の個人事業者とみなされるわけです。したがって、会員は活動拠点から支払われる配分金の105分の4相当額を消費税、105分の1相当額を地方消費税として納付することとなるが、活動拠点の会員が年間1,000万円を超える課税売上高があるケースはほとんどのと考えられるので、免税事業者となり実際に納付を要しません(消費税法第9条)。しかし、(その会員が、)他の事業、例えば、個人で商売をしている場合又は事業用不動産賃付など課税売上高が配分金を加えた額が1,000万円以上の場合、納税事業者となり消費税の確定申告を要するので、注意が必要です。」とされ、また④において、免税事業者に該当する場合には、税務署に申しも申告する必要はありません。」とされています。
71	25 8	9 関係法令		また、ご質問に関して、国からの通達等としては、平成元年3月30日付け高雇発第11号「シルバー人材センター」に係る消費税の取り扱いについて「労働者職業安定局高齢者雇用対策課長発出の通達(別添)がありま(消費税法第2条第1項第12号)に該当するものであること。このため、当該役務の対価としてシルバー人材センターから会員に支払われる配分金は、「課税仕入れ」に該当すること。(以下省略)」と示されています。
72	25 9	5 関係法令	有料職業紹介研修で、届出をする責任者が職業紹介責任者講習会を未受講の場合でも、受講する予定があれば可とあったが、どの程度まで許されるのか。	届け出た紹介責任者が急きよ変更(退職等)になった場合は、近いうち具体的な受講が決まっていれば可とされるが、タイミング(期間の長さ)については、具体的な相談として労働局に確認すること。予め相談すれば、多少の遅れも配慮してもらえらると思う。
73	25 9	5 関係法令	有料職業紹介研修で、上限手数料を採用し、その率が10.5%とされたが、上限手数料の10.5%はどこに書いてあるか。	有料職業紹介における手数料は、「有料職業紹介事業の手引」12ページの(4)手数料に記載している。安定法第32条の3第1項第1号にある手数料のことで、安定法第20条に定められている。
74	25 9	5 関係法令	有料職業紹介事業の実施事業所となるべきセンターの定款変更が4月までに間に合わないときは、4月の有料の届出をしないことで、総会承認の後に改めて届出をすることよいか。	その通りである。一斉の届出に間に合わないときは、有料の届出を遅らせて構わない。ただし、一斉の有料職業紹介届出の際、3月31日付けでその実施事業所の廃止届をすること。

分野	質問内容	回答
関係法令	一宮市センターのある会員(以下「会員」という。)は、ペンギン塗装の就業中に負傷し、その治療のため保険医療機関で一部負担金を支払って療養の給付を受けたところ、その後、保険者である中央建設国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)から、「本件負傷の原因たる事故は、業務上のものであるから、労災保険の給付を受けなければならない」とし、一部負担金を除く療養の給付相当額の全額を返還するよう文書で通知(整理番号23-1050)(別添)があり、この返還請求に対して会員は、「センターで働いて怪我をしたなら、国保の保険証が使えないのというのは納得がいかない」と不満を訴えています。センターと連合会はどのように対処すべきでしょうか。 また、この返還請求に係る処分は、現在、行政事件として係属する高額療養費等返還請求事件との関係や健保法の改正(平成25年10月1日施行)の影響が考えられますか。 なお、会員本人は、返還請求は、シルバー会員手帳に記載されている事項(労災でなく国保で治療できる旨)に反し、不当であるとして、国保組合あて手帳の記載箇所を複写したものを送付し、抗議したとのこと。 (注)会員には、シルバー傷害保険による保険金の支給は行われているとのこと。	相談事案について、被保険者である一宮市シルバー人材センターの会員が加入する中央国民健康保険組合がした療養の給付(国保法第36条)相当額の返還請求に係る処分につき、全シ協から厚生労働省保険局国民健康保険課国民健康保険組合係を經由し、同国保組合の管轄官庁である東京都国民健康保険課に、相談、確認し、同保険課から同国保組合に確認したところ、同国保組合がした当該返還請求処分(平成24年2月2日付け「整理番号23-1050」)は、法令上の根拠を欠く誤った処分であったとされ、取り消される旨の連絡がありました(千葉県連合及び一宮市センターに連絡済み)。 追って、同国保組合は、被保険者である会員に対し、この取消を文書により通知することです。
関係法令	法人法第11条に規定する一般社団法人が定款で定めることを要する事項(定款の記載又は記録事項)のうち、「社員の資格の得喪に関する規定」(同第5号)につき、公益社団法人であるセンターの定款において、「センターは、年齢等の入会資格を有する高齢者が、センターに入会を希望する場合は、入会説明会を受け、所定の入会申込書により入会を申出て、かつ、所定の期間内に会費を納入した場合に承認する。会員は、原則として、センターに、退会届を提出することにより退会の申出をした場合は、退会する。」旨を規定し、理事会の決議事項と規定しないときは、理事会の承認の手続きを経なくても、有効に会員の入退会を承認することができずか。	ご質問のように定款で定められた場合は、別段に理事会の承認を経なくても、その入退会(社員の資格の得喪)は、有効であると考えますが、入退会の承認は、会員とセンターの権利義務に関する重要な事項であるので、定款において理事会の承認を経る旨規定することをお勧めします。

受付日	分野	質問内容	回答
25 9 17	関係法令	1 シルバー連合が行う有料職業紹介事業について、職業紹介事業者たるシルバー連合が、求人者に対してする手数料の請求事務は、シルバー連合の実施事業所がすることができますか。 2 有料職業紹介事業の実施事業所の名称は、「有料職業紹介事業所 ○○県シルバー人材センター連合会 ○○事務所」のように、「有料職業紹介事業所」の字句を冠しなければなりませんか。 3 有料職業紹介事業の事業届出書「シ様式第1号」において、⑥の「取り扱うべき職業紹介の範囲」欄には、具体的などのような内容を記載すべきですか。	1 シルバー連合が有料職業紹介事業を行う場合、連合本部が、センターに有料職業紹介事業の実施事業所を設置し、その業務の部分を実施事業所に行わせる場合において、その業務「紹介先の(手数料)の請求事務」につき協定書等の取り交わしにより実施事業所に委任したときは、受任したセンターは、当該連合本部の実施事業所の名義により当該請求事務を行うことができます。 2 「職業紹介事業の業務運営要領」(平成25年厚生労働省職業安定局)の「有料職業紹介事業許可基準」によれば、3の③の口の(ハ) (11頁)において、「事業所名(愛称等も含む。)」は、利用者にとって、職業安定機関その他の公的機関と認識を生ずるものでないこと。」とされていますが、実施事業所の看板などに表示するときには、ご質問のように実施事業所の名称に、「有料職業紹介事業所」の字句を冠することが望ましいと考えます。 3 シ様式第1号の裏面の記載要領によれば、⑥の「⑥取り扱うべき職業紹介の範囲」の欄には、特に有料の職業紹介事業の取扱い範囲(取り扱う求人職種、取り扱う対象者の範囲等)を定める場合に、その取扱い範囲を明示して記入することがとされています。シルバー連合が行う有料職業紹介では、職種、対象者の範囲等は定めないで行うことが望ましいと考えられることから、記入を要しません。
25 9 17	関係法令	有料職業紹介の研修で、上限手数料を採用すると聞いたが、上限手数料は賃金の支払い日以降に手数料を徴収する(職業紹介事業の業務運営要領)とあるが、紹介に関する基本契約書例の請求日(契約月末)との違いはどうか。	上限手数料は賃金が支払われた後の徴収となる。複数月の契約の場合は、確定賃金毎月次で徴収して構わない。ただし、請求先と必要な清算の措置を講ずることを契約に入れておけば、求人を受理した以降で徴収することが可能となる。その場合、予定の賃金により事前に徴収し、確定した賃金で手数料の過不足を精算することになる。 基本契約の例は、届出手数料の例示であるため、事前の請求の場合は清算する旨付記する必要がある。また、事後請求の場合は、その旨改めて記載する必要がある。 なお、この質問は山口連合からもあり、同様の回答を行った。
25 9 18	関係法令	平成26年4月1日に届け出て有料職業紹介事業を開始する場合、その実施事業所における職業紹介責任者に選任予定の者が、平成20年度の全シ協主催の無料職業紹介責任者講習会を受講していれば、職業紹介責任者に係る職業紹介責任者講習会の受講の要件を満たしていると考え差し支えないですか。	「職業紹介事業の業務運営要領」(平成25年厚生労働省職業安定局)の「有料職業紹介事業許可基準」によれば、(2)「職業紹介責任者に関する要件」のハの(イ)において、「職業安定局長に(中略)確認された団体が実施する「職業紹介責任者講習会」を受講(許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前5年以内の受講に限る。))とした者であること。」とされているから、届出による有料職業紹介であってもこれに準じて、その届出の受理の日前5年以内に受講する必要があると考えます。ご質問の場合、全シ協主催の無料職業紹介責任者講習会の受講日が、事業開始の届出の受理の日前の5年以内の日であれば、受講要件を満たすものと考えます。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
			①厚生労働省の定めがない期間を6か月以内の雇用契約にし た理由は？ ②6か月を過ぎた場合は、再契約についてどうなるのか？ ③手数料の10.5%で、消費税の増額への対応はどうか？ ④求人手数料で1件当たり670円の徴収はしてよいのか？ ⑤手数料表は、手数料の額を全て0円でもよいのか？ ⑥登録免許税の9万円は、開始月の初回11回だけか？ ⑦全シ協が行う職業紹介責任者講習の受講は今後5年に1回 でよいのか？ ⑧拠点ごとに個人情報適正管理規程を作成する必要がある か？ ⑨労働局や行政の監査が、年に1回あるのか？ ⑩施設等の設置条件は、多目的室でもよいのではないのか？ ⑪職業紹介事業専門委員会は、他事業との合同会議でよい か？ ⑫雇用条件確認書は、様式が添付されていたが、労働条件明 示書はどうなっているのか？ ⑬拠点によってはホームページがない所があるが？ ⑭収入が90円でも収支計算書等に収支欄を設ける必要がある か？	①厚生労働省に相談し、以下の理由で6か月以内の契約とする。 1) 高齢者の臨時的かつ短期的又はその他軽易な業務の目安を6か月としたこと 2) 高齢者の健康状態、体力の衰退を考慮し、長期の契約によるリスクを回避する 3) 公平な就業機会提供の見地から期間の目安(6か月)を定めた 4) 上限手数料は手数料徴収が最長6か月となること ②引き続き、新たな求人がある場合は、新たな求職者を募集し、紹介することにする。(それまで雇用されてい た者も、健康状態に問題なければ候補者になり得る) ③上限手数料は消費税込で上限とされている。 ④上限手数料を採用していれば、求人受付手数料を1件当たり上限670円の徴収は可能。ただし、シルバー運 合の職業紹介に当たっては、手数料徴収を簡便化するため、上限手数料のみの徴収を指導している。 ⑤手数料表(シ様式第3号)は手数料を届出手数料にする場合にのみ作る。届出手数料にする場合に0円を届 けることはないと考え。 ⑥登録免許税は、有料職業紹介事業開始の届出をしたときのみ9万円課税される。 ⑦職業紹介責任者講習会は今後5年ごとに受講すること。 ⑧個人情報適正管理規程は連合として作成します。各実施事業所はその写しを持つことになる。 ⑨労働局の定期調査は職業紹介事業者の数が多く、頻回には毎年行われていない。数年に1回になる。 ⑩ここでも多目的室がどのような施設かわからないが、面接等が適切に行われ、プライバシーが守られれば 専用の施設である必要はない。 ⑪派遣事業専門委員会同様、合同の会議で差し支えありません。 ⑫求人者が採用予定者に発行する法定帳票である就業条件明示書に対し、求人者がシルバー運合(含む突 施事業所)に採用決定の通知をするのが雇用条件確認書である。シルバー側はこの書面により採用を確認す る。手数料を請求する際、月々の賃金を確認する通知は別途必要になる。 ⑬ホームページがない場合は、事業所に備え付けること。 ⑭有料職業紹介事業者は収入の有無にかかわらず事業報告書が必要になる。その際、収支計算書の添付が 必要となる。
80	25 10 1	関係法令		
81	25 10 7	関係法令	シルバー事業において、センターは、発注者から、「仕事の受注 のための具体的経費を受注者負担の形で配分金、材料費とは 別に「事務費」として徴する(事業運営の手引291頁)」とされて いますが、この「事務費を徴する」ことにつき制度上訴審する旨 を示した関係法令あるいは国の通達等はありませんか。	センターが仕事の受託に際して、発注者に請求できる金額のうち、「事務費」を設定し、徴することについては、 昭和55年5月2日付け企発第12号労働省職業安定局失業対策部企画課長発出の通達(別添)において示選 されているところである。この通達は、シルバー事業(当時の高齢者労働能力活用事業)の実施に際して予想 しうる種々の問い合わせ内容を設定し、回答するという想定問答の形式を採りますが、その「問5 仕事の引き 受けに際して発注者からどの程度の額を徴収することが適当か」に對する「答1」において、「仕事の引き受け と提供との結合に要する経費等(事務費に相当)として徴収することが適当である」旨が示されています。
82	25 10 10	関係法令	センターが、発注者が所有する土地とその隣家の土地の境界 線上に板塀を作成して設置することを請け負い、完了した後に その代金を請求したところ、発注者が支払い拒んでいる場合に ついて、当該発注者と話し合いをしても折り合いがつかないこと からやむを得ず訴訟による代金の回収を行うことになりました。 そこで、訴訟の目的の価額が60万円以下であるから少額訴訟 による審理及び裁判を求める旨の申述をするときは、その申述 は最初にするべき口頭弁論の期日までにすることになりますか。 また、支払督促を申立てるときは、支払督促の仮執行の旨が 付された後に、適法な督促異議の申立てがあったときは、支払 督促の効力は失われることになりますか。	少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならぬとされています(民 訴法第388条第2項)。管轄の簡易裁判所に確認してください。また、支払督促は効力を失わず、執行力も停止されません。この 仮執行宣言後の督促異議により差止めは効力を失わず、支払督促は効力を失わず、執行力も停止されません。この 場合、仮執行の宣言による執行力を停止するには、執行停止の裁判を得る必要があります(民訴法第398条 第1項第3号)。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
83	25 11	6 関係法令	厚生年金保険の適用事業所である当センターに、先般、管轄の年金事務所による調査が行われた際に、当該年金事務所の担当者から、「センターの理事長(年齢61歳)は、当然被保険者に当たると、速やかに所定の手続きをして保険料を納付するよう」指示されましたが、事業所の役員であり使用者に当たるセンターの理事長が、厚生年金保険の保険料を納付する義務はありますか。	厚生年金保険法第9条(被保険者)によれば、「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されています。また、厚生年金保険の適用事業所には、その事業所から経常的に対価として報酬を受ける者(交通費等の実費弁償にすぎないもののみを受ける者を除く。)が、その事業所における理事、理事長等の役員であっても、当該法人たる適用事業所から対価として報酬を受ける者として、70歳未満にあるときは、厚生年金保険の当然被保険者として保険料の納付が課されます(通達:昭和24年7月23日付け保発第74号)。
84	25 11	15 関係法令	①国民健康保険の被保険者等である派遣労働会員が、当該市区町村において実施する国保の特定健康診断あるいは会員個人負担で人間ドック等(以下「国保の健診等」という。)を受診している場合は、労働安全衛生法で規定される定期健康診断を受診していることとみなすことはできますか。 ②上記①に関して、国保の健診等を受診した派遣労働会員が、その受診結果を事業主に提出する場合において、その受診結果に基づき当該実施事業所が保管、管理するときは、その原本でなくとも、複写で差し支えありませんか。	ご質問に至る前提として、貴シルバー連合の派遣の実施事業所が、労働安全衛生法施行規則第44条(定期健康診断)により規定される「事業者」(派遣元事業主)に該当するか当該実施事業所を所轄する労働基準監督署に確認して見ましょう。 シルバー事業における派遣労働会員の派遣就業については、高齢法等の定めるところにより、臨・短・軽の範囲で、ローテーション就業をすることが原則となっていることから、実際の労働日数は、個々の派遣労働会員により異なり、常態的には派遣先で就業していない場合、すなわち「常時に労働者を使用しているとはいえない」場合が多いと考えられます。そこで、シルバー連合の派遣の実施事業所が、同規則第44条等の規定が適用される「常時使用する労働者」を使用する事業者」に当たるかが問題となるのですが、このことは、やはり所轄の労働基準監督署による労働の実態に基づいた判断にゆだねることが妥当です。 上記を踏まえ、次の①、②(質問の番号に該当)の回答内容は、所轄監督署において同施行規則等が適用される事業所と判断された場合に参考としてください。 なお、厚生労働省で実施する「賃金基本統計調査」における用語の説明として、「常用労働者」等の定義が示されていますので、併せて参考としてください。 ① 国民健康保険等による健康診断の受診項目が、労働安全衛生規則第44条の規定による定期健康診断の健康診断項目と一致するものである場合は、それに代えて差し支えないものと考えますが、念のため、所轄労働基準監督署に問い合わせてください。 (労働安全衛生規則第44条の規定による定期健康診断の健康診断項目 11項目 省略) ② ご見解のとおり、健康診断の受診結果については、複写で差し支えないものと考えます。
85	25 12	3 関係法令	センターにおける仕事の請負契約の成立が、改正消費税法(以下「改正法」という。)の施行日の前であっても、当該請負業務の完了日が、改正法施行日の以後にあるときは、消費税法上の資産の譲渡等に該当するとされる請負は、課税取引として、改正法による新たな税率の適用を受けるものと考えて差し支えありませんか。	多少の例外があるものの、原則として、ご質問におけるご見解のとおりであると考えます。 請負は、その完成した目的物の引き渡しを要するものと、請負業務の遂行など引き渡しを要しないもの(民86第77条)に区分できますが、改正法による新たな消費税率の適用を受ける時点としては、いずれにおいても請負契約成立の時ではなく、原則として、前項にあっては、目的物が完成し、引き渡した時であり、後者にあっては、その役務の全部が完了した時であると考えられています(消費税率基本通達9-1-5)。 なお、例えば、平成26年3月1日に、同日から目的物の引き渡しを要しない請負契約を、その契約期間を1年間として締結し、その請負代金を前受けにより受領している場合において、役務の提供が完了したとされる日は、平成27年2月28日となり、改正法施行日以後であるから新たな税率の適用を受けること、その契約又は履行により、1年間分の対価を受取ることとしており、請負人たる事業者が継続して当該対価を受取したときには、会計処理上の収益に計上しているときは、施行日の前日(平成26年3月31日)までに収益に計上したものにについては、改正前の税率を適用して差し支えないとされています(注)ので、該当する場合は、最寄りの税務署にご確認ください。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
86	25 12 18	関係法令	1 センターは、消費税法の改正に伴って消費税払調負代金を引き上げて徴算し、発注者に当該代金を請求して受領したとします。この場合において、受領した消費税払調負代金の消費税の引き上げ相当分に当たる3パーセントに相当する額のうち、2パーセント相当する額を受取配分金とし、その余1パーセント相当する額を受取事務費として会計処理することは、許されますか。 2 公益法人であるセンターにおいて事業に関する委員会を開催し、当該委員会出席者に屋敷用の弁当を提供したとします。この場合において、弁当の購入に要した費用をセンターが負担することは、認定法第5条等において「特定者への利益の供与」に当たり不適当といえますか。	1 ご質問のような分配をすることは、その請負代金の請求書に記載した内訳額と会計帳簿上の額が一致しないことになり、不適切と判断します。 2 一人当たり1000円程度の簡素な弁当の提供であれば、認定法第5条等において「特定者への利益の供与」に当たるとまではいえないが、念のため行政庁に確認してください。 ご質問の委員会の出席委員に提供する屋敷用の弁当購入に要する費用を支出する場合の負担額についてみると、国家公務員倫理規程における同様の経費回答例を参考とすれば、その一人当たりの費用が1000円程度であれば、認定法第5条第3号や「公益法人認定基準ガイドライン1-3」等において「社会通念に照らし合理的な範囲を欠く不当な利益の供与」をしていないと考えられるところ、当該委員会の出席者に日当等が支払われている場合は、不相当な利益の供与と判断される可能性も排除できませんので、念のため行政庁に確認することをお勧めします。
87	25 4 11	会計等事務	独自事業でいたけを栽培して販売していましたが、原発事故の影響でいたけが出荷できなくなり、東京電力から賠償金(942,843円)が支払われました。 これをセンターでは預り金で受けて、就業した会員の配分金や材料費の支払いに充てました。残りが491,710円となりましたが、これを法人会計の受取賠償金で処理したいと思っています。この処理は適切ですか。 独自事業に関するもので、公益目的事業で処理すべきですか。	本来、受取賠償金は経常外収益に計上すべきなのですが、会員の配分金の支払等の経常費用に充てておくべきものも含められていますので、経常収益の受取賠償金に計上します。また、これは独自事業に関するものなので、法人会計ではなく、公益目的事業会計に計上します。【農目公認会計士事務所原氏回答を参考に説明】賠償金として支払われた金額が必要経費(配分金、材料費)をかなり上回っている理由を質問したところ、賠償金の積算根拠はいたけが全部売れた収入として入ってくるであろう金額とのことだったので、本来、しいたけを売って入ってきた収入は、材料費、事務費を差し引いて会員へ全額配分すべきであり、今の当該事業の配分金の支払い方(金額の決定方法)に問題があるのではないかと指摘しました。運合からこの点について指導するように要請しました。
88	25 4 7	会計等事務	受取材料費等と支払材料費等の補正予算を組む場合の考え方について、当センターの収支予算書では、「収支予算を上回って支出する特例として、事業収入の増加に連動する支出(配分金支出、材料費支出)に限り、予算額を超えて執行することができると旨記載していますが、一部予算に不足が生じたため、補正予算を編成し、受取材料費、支払材料費等についても補正によることを考えています。 そこで、例えば、当初予算において受取材料費100,000円、支払材料費等100,000円で計上していたところ、決算見込が受取材料費200,000円、支払材料費等150,000円である場合は、補正予算の補正額は、決算見込額の多い方の額に合わせた100,000円を追加補正とし、予算現額をそれぞれ200,000円とするか、あるいは、支払材料費等の決算見込額に合わせ50,000円を追加補正とし、予算現額をそれぞれ150,000円とするのか、いずれが適切であるか教えてください。	ご質問の場合、いずれが適切であるかという判断は一概にはできないのですが、現状の数値に合わせた予算に変更することが考えられるところ、シルバー事業における材料費は、目的達成に必要な費用に限られることが原則ですから、そもそもそれに収支に大きな差が生じることは問題であることを留意しておきましょう。 他方、公益法人における会計的観点に立てば、収支差額のある予算を編成することは、その法人の事業運営として、当該差額が生じることをあらかじめ容認するということにもなり、公益認定に影響が生じるのではありませんかと懸念されます。 したがって、このことを踏まえ上で十分検討し、最終的には、貴センターで判断することとさせていただきます。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
89	25 4 17	会計等事 務	1 当シルバー運合における平成24年度の決算報告書作成に当たって、前年度の財務諸表に対する注記(別紙)の「5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の「貸借対照表上の記載区分」の運営補助金(交付者は国及び県)又は全シ協助成金に該当する欄には、補助金の名称において交付者が国である運営費補助金については、「流動負債」と記載され、それ以外の欄には棒線となっているが、このことについて教えてください。 2 同じく注記の「3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の「特定資産退職給付引当資産」科目には、「当期末残高」及び「(うち負債に対応する額)」にその金額を括弧記載し、「(うち一般正味財産からの充当額)」には「(0)」と記載するものと考えますが、どうですか。	1 ご質問の「貸借対照表上の記載区分」の運営補助金(交付者は国及び県)においては、活動拠点交付分国庫補助金については、補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で一時的に支払われた場合であって、補助金等の未使用額を翌年度に第三者に交付する義務を負担する場合には、当該未使用額は「預り補助金等」として処理されます。その場合には、補助金等の増減を記載した上で、貸借対照表上の記載区分欄に「流動負債」と表示することとされています。 2 ご質問におけるご見解のとおり、当該科目には、「当期末残高」及び「(うち負債に対応する額)」に、その金額を括弧で記載し、「(うち一般正味財産からの充当額)」には「(0)」と記載することが適当であると考えます。
90	25 4 22	会計等事 務	1 財務規程に規定されている「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」と「投資活動及び財務活動に関する見込み」の違いは何ですか。また、それぞれの実質は作成する必要がありますか。 2 「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」の中にある「重要な設備投資」の定義はありますか。	1 「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」は、新公益法人へ移行した団体が行政庁(青森県連合)の場合は青森県へ提出する定期書類です。この書式は別紙1の通り定められており、定款の規定に基づき作成し、理事会の決議を経て総会に報告します。これに関する実質は作成する必要がありません。また「投資活動及び財務活動」に関する見込み(別紙2参照)は、収支予算書に添付する注記の一部であり、収支予算書と同様の取扱いとなります。この実質は「投資活動及び財務活動に関する実質」(別紙3参照)となり、収支予算書に対する注記となります。 2 「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」の中にある「重要な設備投資」とは、法人の資金規模が同一ではないので、一律に金額で基準は示されていません。この件に関しては、公益認定を実施している青森県にご確認下さい。
91	25 4 22	会計等事 務	決算書類の中の「財務書類に対する注記」の中の「重要な会計方針」に、退職給付引当金の計上方法を規定しているセンターが、財政事情の悪化により、24年度決算で年度末時点での要支給額を引当できない状態になっています。重要な会計方針として定めていることが実行できない場合、どのように対応したらよいですか。	センターが自ら重要な会計方針として定めていることが、やむを得ず実行できない場合は、重要な会計方針を変更するしかありません。しかし、重要な会計方針として定めている会計処理の原則は、継続性の原則によりみだりに変更してはならないこととなっていますので、その扱いは慎重に行ってください。 重要な会計方針を変更する場合は、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額を注記する必要があると考えます。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
92	25 4 22	会計等事 務	(全シ協が都道府県連合に示している)財務規程においては、「経理責任者は、予算額を超える支出を行ってはならない(§13)」、また、「既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を編成し、総会の議決を得なければならぬ(§14)」とされています。 当シルバー連合会が、各センターの最終の収支計算書を確認していたところ、あるセンターにおいては、予算額を越えて経費執行(収支計算上の差異額がマイナス)があり、そのことを問い合わせたところ、そのセンターでは、財務規程から「予算の遵守」と「補正予算」部分を先に削除した上で執行したから、法律上問題はない旨の回答を受けたところです。 そこで、センターが言う当該事項を削除してから、あるいは、最初から設定をしなければ、予算額を超える支出を行い、マイナスのまま最終補正をしないで決算を終えても、法律上、その他の規則等に照らして特に問題はないということになるのでしょうか。この場合、補正予算の編成を不要とすることは、予算自体の意味が失われるとも考えられるのですが、どうでしょうか。	質問の場合、センターにおける財務(会計処理)規程(以下「規程」という。)において、「予算の遵守」、「補正予算」を設定することにつき法律上の制限はありません。したがって、設定は、法人自治の観点から、センターの判断に委ねられることとなります。 なお、公益法人においては、都道府県庁の検査があった際、公益法人として求められる経理的基礎要件や予算算案主観に基づき、適正な予算の編成及び執行が行われているか確認されますから、収支の差が著しく大きい場合は、指摘を受ける可能性がありますので、注意してください。
93	25 5 1	会計等事 務	センターにおける消費税の申告に関して、什器備品を購入した場合の費用については、消費税法に基づく仕入れ税額の控除をすることができそうですか。	事業会計・経理の実務手引によると、第2章(消費税)の5(仕入れ控除)の⑤において、センターにおける種々の「課税仕入れ」について、仕入れ控除等の可否に係る具体的な事例については、同じく第5節「課税・非課税の区分とその取扱い」の(1)「センターにおける課税・非課税等の区分とその取扱い」の記載にあるとおりされ、510頁の「投資活動支出」の「固定資産取得支出」の「什器備品購入支出」は、消費税法上の課税、非課税等の区分、課税仕入れ等の区分が「可」とされているから仕入れ税額の控除をすることができると考えます。
94	25 5 7	会計等事 務	長崎県連合では、24年度まで連合本部が派遣事業に関する経理処理をすべて行っており、口座も連合本部が管理していました。(派遣会員への資金の支払いも連合本部が実施していました。) 25年度から、派遣事業の実施事業所である〇〇市シルバー人材センターに連合の〇〇市事業所名義の口座を開設し、各センター単位で派遣で就業した会員への資金の支払い等の経理処理をすることになりました。そこで、事業が軌道に乗るまでは、各事業所(センター)単位で会員への資金の支払のための資金不足が予想されます。その場合に、連合本部から各事業所へ貸し付ける(同一法人内での会計間の借入)のがよいのか、センターから連合の〇〇市事業所へ貸し付ける(別法人からの借入)がよいのか、判断に迷っています。 センターから〇〇市事業所へ貸付をする場合、どのような手続きを採る必要がありますか。	センターから〇〇市事業所へ貸付をすると、センターが資金業者のようになり、貸付を行うこと自体問題となります。また、資金調達の見込みに記載しないといけない事業になります。(他県で、問題になったことがあるようです。) したがって、派遣事業実施に関する資金については、連合本部が各事業所に貸し付ける方法をご検討下さい。

No	受付日	分野	質問内容	回答
95	25 5 8	会計等事 務	シルバー人材センターでは、消費税については消費税込処理をしているのでしょうか。	消費税が課入された時に、全シ協でその取扱について検討した結果、センターの売上(収入)のほとんどが配分金であり、仕入れ(支出)のほとんども配分金であるため、消費税に係る勘定科目を設定すると煩雑になるとの理由で、税込処理が採用されたようです。(シルバー人材センターが行う会計、経理の業務手引 平成9年改訂版発行 参照)
96	25 5 9	会計等事 務	計算書類である「財務諸表の注記」に「7.補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の欄があり、県内各センターと同様、補助金の名称を「運営補助金」、交付者を「国」「市」として記述しています。しかし、企画提案方式事業は運営費補助ではないことを考えると、運営補助金に含めてよいのか、迷っています。 また「正味財産増減計算書」には補助金として「連合交付金」、「市補助金」の記載がありますが、「財務諸表の注記」である以上、「正味財産増減計算書」の記載と整合性をとる必要があるのではないかと考えています。 この場合、「注記」は、名称を「連合交付金」「市補助金」とし、交付者を「連合」「三条市」とするのが正しいのでしょうか。	センターが作成する計算書類の中の「財務諸表の注記」の補助金に関する記載については、「正味財産増減計算書」における記載と整合性をとることが望ましいと思われま。従って、「補助金等の名称」の欄には、「連合交付金」と「市補助金」と記載し、交付者は「新潟県シルバー人材センター連合会」と「三条市」と記載します。 企画提案方式事業に関する補助金は、全シ協が作成した科目標準において、連合交付金に含まれて交付されるものとなっております(科目標準は厚生労働省に承認していただいております)ので、それに従うと、運営補助金と区別して処理する必要はありません。連合交付金に含まれているものとして処理して下さい。
97	25 5 17	会計等事 務	次の①から⑭に挙げる項目は、公益社団法人であるセンターが、自動車を購入した場合に要するとされる費用等に係る項目です。 これらを会計処理する場合、「固定資産取得支出」の「車両運搬具購入支出」として計上できるものは、どれでしょうか。また、「車両運搬具購入支出」には当たらないとき、それは、どのような勘定科目で会計処理することになりますか。 【税金】 ① 自動車税、② 自動車取得税、③ 自動車重量税 【保険料】 ④ 自賠責保険料 ⑤ 車庫証明手数料代行費用、⑥ 検査登録手数料代行費用、⑦ 下取車庫証明代行費用、⑧ 納車費用、⑨ 下取車庫証明代行費用、⑩ 新車検査登録法定費用、⑪ 下取車庫証明代行費用、⑫ 公正証書作成費用、⑬ 印紙税 【購入自動車付属用品等】 ⑭ CD/USBチャージャー、⑮ オーディオエッジ、⑯ フロアマット、⑰ バイザー(日除け)、⑱ スタッドレスタイヤ	「車両運搬具購入支出」として計上できるものは、原則として、車両を購入するために要した費用です。 ①から③の税金関係は、いずれも計上することができず、計上しないこととします。また、⑭から⑱の附帯用品等は、計上することができずと判断できますが、⑱のスタッドレスタイヤについては、計上の可否につき判断、見解が分かれています。 ④の自賠責保険料は、「長期前払費用」に当てることはできません。また、⑦、⑨及び⑫は、「下取車庫証明代行費用」であるから、計上することはできません。 ⑤及び⑩は、計上することができず、計上しないこととします。 ⑥の「検査登録手数料代行費用」、⑧の「納車費用」及び⑪の「新規登録手数料法定費用」は、必ず計上しなければなりません。 ⑬及び⑭は、支出の目的が判然としないから、計上の可否の回答はできません。下取車庫証明関係であれば、計上することはできません。 なお、本回答は、全国公益法人協会に相談し、回答(江田公認会計士)を得た内容によります。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
98	25 5 21	会計等事 務	1 公益社団法人である当シルバー運合において有形固定資産(車両)を取得する場合の会計処理について、次の設例の場合、経費外収益/固定資産売却益/車両運搬具売却益として計上するときは、後記①から③のいずれによるのが適当ですか。 【設例】 旧車両(帳簿上の価額を1円とします。)を下取りに出し、新車両を購入します。 なお、旧車両の下取価額は50,000円であり、そのリサイクル預託金として6,350円の負担があります。 下取りに関連する費用の総額は5,750円(下取査定料が5,250円、車両預りに係る法定費用及び下取車登録手続きに要する法定費用は500円とします。)です。 この場合の「車両運搬具売却益」に計上する方法及び計上額は、 ① 50,000円(「下取りに関連する費用」は、事業費から支出)－1円＝49,999円 ② 50,000円－5,750円(下取りに関連する費用)－1円＝44,249円 ③ ①、②の以外の方法により計上、算出します。 2 公益社団法人である当シルバー運合における予算計上について、減価償却費以外は、千円単位で切り上げて計上して差し支えありませんか。	1 ①が適当です。ご質問のような場合の会計仕訳は、旧車両の下取り、当該下取預託金の返還及び新車両の購入の3つに分けて行うようにしてください。 なお、設例に関する別添の参考資料を参照してください。 2 切り上げて計上して差し支えありません。 (参考)平成20年基準版公益法人会計基準の解説 江田寛[著]114頁～117頁 省略
99	25 5 21	会計等事 務	平成15年度の全シ協個別指通における指通・要望事項(別添)について、「配分金は、期中(年度中)は予算現額を超えて支出することが「弾力条項の承認」で認められているが、決算では予算額を超えることはできないので必ず補正を行うこと」旨の指導事項は、現在も適当と考えてよいですか。	認定法の施行に伴い、公益社団法人が、収支予算書に計上した予算につきその変更が生じるときは、その変更は、定款の定めにより、理事会の承認を経て補正することにより行うことができます(認定則第37条 事業運営の手引137頁 力 決議)。 他方、認定法施行前は、社団法人であるセンターは、予算において変更が生じる場合は、その変更は、社員総会の議決による必要とされていたため、当該センターにおいて、総会の後に、配分金の支出が予算現額を超えたとときのの変更は、収支予算書に弾力条項の注記を付して定めることにより行うことができたとされていましたが(質問の指通書き箇所)。 したがって、現行の法制度においては、公益社団法人であるセンターは、その定款の定めるところにより「理事会の承認」をもって「予算の補正を行う」ことにより行うことが望ましいと考えます。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
100	25 8 20	会計等事務	当センター(公益社団法人)では、未収金の回収についてのマニュアルを作成中ですが、未収金が最終的に回収できない状態となったときの会計処理等に関する次の事項について、教えてください。 ①公益社団法人においても、「貸倒引当金」を計上することはできますか。 ②未回収債権の会計処理については、どのような会計処理になりますか。	①公益法人会計基準(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)の第2-3(2)によると、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。」と規定されており、公益法人における債権に関しては、回収不能により将来発生する貸倒引当額を算定し、貸倒引当金として債権から控除する形で貸借対照表に計上することとされています(平成20年基準版 公益法人会計基準の解説88頁 江田寛(著)全国公益法人協会)。 ②センターにおいて、未収状態にある債権を、最終的に回収不能債権の対象とするためには、まず、センターは、常に債権の状況を管理、把握し、請求(請負等代金の請求書の発行)についても遅漏はなく、また約定の納入期限経過後にあって弁済がないものについては、督促を行うことを怠らないように努めるなど、回収不能債権にしないための未然の防止策を講じ、履践していることが前提となります。 このように努めているもなお、不測の外部的要因により、回収不能債権が生じることがありますが、どのような事実が発生した場合に貸倒支出を計上することが定まられるのか、また、その回収不能債権の対象となる金額の範囲は、どのようなものか、については、事業会計の手引の133頁(図)に図示、説明されているので、参照してください。 上記を踏まえ、未回収債権の会計処理については、同じく事業会計の手引132頁から133頁(別添)を参照し、処理するようになっています。
101	25 8 22	会計等事務	① 消費税の取扱いについて 例えば、配分金1,000円、事務費10%の場合、配分金は税込となっているので、発注者への請求は税込で1,100円となり、また、会員の配分金も1,000円(税込)となります。今般、役場との契約で消費税が外税の契約となったため、配分金1,000円×事務費10%×消費税5%=1,155円を役場へ請求しますが、この場合の配分金及び事務費の会計処理はどのように処理するのが適切ですか。外税で請求する消費税相当額をすべて事務費に計上したいのですが、何か問題はありますか。(請求書上は消費税外税で表記しますが、センターの会計処理は税込処理のままです。) ② 固定資産を購入するにあたり、財政運営資金を取崩して購入するつもりです。購入する固定資産は、従事割合で公益目的事業と法人会計にわたるが、財政運営資金はすべて公益目的事業となっています。この場合、どのように処理すればよいでしょうか。	① 請負代金を請求書上、外税表記とした場合、その消費税相当額は、受取配分金と受取事務費のそれぞれの額に応じて計上することとなります。受取配分金に係る消費税相当額をすべて受取事務費に計上したとしても、請負事業の対面である配分金は消費税法で課税の対象となっており、資産の譲渡等に該当し、その支払は課税仕入れの対象となります。配分金に対する消費税相当額を受取事務費に計上することは、発注者の同意のないまま、事務比率を上げることと同様の結果になりかねませんので、適切な処理とは言えません。 ② 財政運営資金で固定資産に購入することは、特定預金の目的外使用になりますので、理事会でその趣旨、必要性を十分説明の上、承認を得る必要があります。特定預金の目的外使用については、理事会の承認が得られたとしても、公益目的事業に資するための積立預金を他の目的で使用する(一部を法人会計に計上する)ことの是非は、公益法人の監督している岡山県庁にお問い合わせ下さい。
102	25 9 3	会計等事務	シルバー運合本部(公益社団法人)は、派遣事業に係る手数料のうち、労働者派遣収益を、法人会計に振替処理することは、許されますか。	内閣府の公益法人FAQの問VI-1-③によると、公益目的事業のみ行う法人は、その法人の運営上必要な管理業務についても公益目的事業を行うための業務と評価できるから、公益目的事業から生じる対価収入(派遣事業収入など)が、認定法第5条第6号によりその実施に要する適正な費用を償う額を超えない(収支相償)範囲で、当該法人の管理業務に係る会計(法人会計)に、充てることができるものとされています。 公益目的事業の対価収入を、法人会計に充てる(割り振る)際の経理の方法については、公益目的事業会計から法人会計に他会計振替の方法により処理するのではなく、法人会計の経常収益に直接計上し、その残余を公益目的事業会計の経常収益に計上する方法により処理するとされていますので、注意してください。 なお、この計上処理は、決算時に行うことが妥当です。

No	受付日	分野	質問内容	回答
103	25 9 4	会計等事 務	有料職業紹介事業の金の流れは、手引の概念図によれば、運合に支払われ、そこから拠点へ支払われるようになっているが、そうか。	概念図は基本的(原則的)な表記になっている。運合の名義であれば各実施事業所の取扱いでも構わない。シルバークレジットと同様の扱いでよい。
104	25 9 24	会計等事 務	センター(公益社団法人)の職員が、センターが所有する自動車、業務上、誤って損壊させ、その修理をするためにセンターが費用を支出した場合、その後、センターが加入する車両保険により、当該修繕に要した費用を填補する保険金の支払を受けたときは、修繕費用の支出から保険金の収入までの運合の会計処理について、最も適切な方法を教えてください。	車両修繕に要した費用の支出については、その損壊が法人職員の業務遂行に因る場合であって、かつ、その額が多額でないときは、「管理費」の「修繕費」で処理することが妥当です。また、その後、車両保険による保険金の受領については、その保険金の額が多額でないときは、経常収益の「雑収益」に「受取保険金」などの勘定科目を設定することにより処理することが妥当です。
105	25 11 15	会計等事 務	職員の退職金を支払う場合の会計処理において、「退職給付引当資産取崩収入」は、不課税収入とされるところ、不課税収入のうち「特定収入」又は「その他の収入」のいずれに計上処理することが適当ですか。	ご質問の件については、不課税収入のうち「その他の収入」に計上することが適当です。
82			平成20年度公益法人会計基準による経常外費用の車両運搬具売却損、過年度損益修正などの勘定科目は、消費税の確定申告の対象となりますか。	まず、「車両運搬具売却損」については、「売却損」消費税の課税、非課税の目的ではなく、その「売却収入(課税価額)」が「課税売上」として消費税の課税の目的となります。例えば、帳簿価額が15万円の車両を、10万円で売却した場合は、その売却収入である10万円が、消費税の課税売上となります。 (借方) 現金 100,000 / (貸方) 車両 150,000 売却損 50,000
106	25 11 15	会計等事 務		したがって、売却損そのものは、消費税の税額算定には関係しないものとなります。 次に、「過年度損益修正」については、「過年度損益修正(損)」として修正処理することになった取引が、どのような取引であるかによって取扱いは異なるものと解されます。例えば、「過年度損益修正(損)」として修正処理することになった取引が、消費税法上の課税仕入に該当するとして、その課税仕入である経費12万円の支払いにつき過年度に科目不明で「仮払金」として処理していたとすれば、次のような会計仕訳になります。 (借方) 過年度損益修正(損) 120,000 / (貸方) 仮払金 120,000 ただし、当該課税仕入に係る仕入税額控除は、実際に、その課税仕入がされた時期にしかできません。また、実際に、その経費を支出した事業年度の消費税の申告内容が違っていたことになるから、当該事業年度の申告について、「更正の請求」(消費税法第56条)をすべきこととなります。

No	受付日	分野	質問内容	回答
107	25 11 27	会計等事務	当センターにおいて現在導入する業務用システムを、次年度から別の会社(以下「新業者という。」)の業務用システムに切り替えることが決定し、そのための当該システムに係る業務委託契約等の解約をするときは、センターは、契約解除料や解約手数料(以下「解約手数料」という。)の名目で負担が発生することとなるのですが、新会社は、サービスの 일환として、この解約手数料を支払うとしています。 そこで、新会社が、この解約手数料相当額をセンターに支払う場合において、その受入に係る勘定科目は、どのようなになりますか。 また、これにより、センターが現在の業者に解約手数料を支払う際の会計経理上の処理に係る勘定科目は、「支払手数料」になると考えますが、どうですか。	ご質問の場合において、新業者が、センターに、解約手数料相当額を振込入金等の方法により支払うときは、センターは、その受入に係る会計仕訳上の勘定科目については「雑収益」として処理することが妥当です。 また、解約手数料を業者に支払う場合には、ご見解のとおり、支払手数料として差し支えありません。
108	25 11 27	会計等事務	センターにおける以下の経理処理について、正しく処理するにはどうしたらいいですか。 ＜事例1＞枝葉粉砕機を所有しているSセンターでは、請負で行っている剪定作業等の枝葉等処分について、一般処理場の処分料と同等の処分料を徴し、センターが借り上げている土地に搬入している。(この処分に係る費用を材料費として発注者に請求している。) ＜事例2＞枝葉粉砕機の修理費用については、処分料として材料費で請求した中の一部を使っている。そのため、費用計上する科目は材料費となっている。(運営の手引にそのような記載あり。) ＜事例3＞指定管理業務を受託しているが、その施設の清掃業務をセンターの会員が請負で実施できるようにするため、センターからセンターへ清掃業務を発注し、会員へ配分金を支払っている。 一定量の枝葉等がたまったら、枝葉粉砕機を使って粉砕するが、その時センターがセンターへ請負事業を発注する形をとり、それで就業した会員に配分金を支払っている。 (仕訳については別紙参照)	＜事例1＞枝葉等の処分に關して会員が就業する材面については、材料費として発注者に請求し、収益計上するのではなく、年間の枝葉等処分に必要な金額を算出し、それを年間の剪定業務受注件数で割って1受注あたりの負担額を「配分金」として発注者に請求してください。発注者から入金がある時点と実際に枝葉等処分の作業に就業する時期がずれると思いますが、センターからセンターへ受託業務を発注する今の形は適切な処理ではありません。 1受注あたりの処分に關する負担金を算出するのが難しい場合は、処分に係る会員の作業をボランティアとして無償とするか、粉砕処理してできたチップ材を今は無料で市民に提供していますが、それを有料として配分金を捻出するようにして下さい。 ＜事例2＞運営の手引 P.291にあるように、受託事業で使用する機材の保守料については、材料費として発注者に請求し、負担を求めることが出来ます。補修費用が発生した場合は、材料費として費用計上することになりますので、センターの処理は適切です。 ＜事例3＞指定管理業務については、従来の配分金、材料費以外にも費用計上する科目が想定されますので、その場合は内容に応じて適切な科目を使用します。会員の就業に対する配分金の支払については、指定管理受託料で収益計上した中から、支払配分金で費用計上します。このセンターが行っているセンターからセンターへ仕事を発注して配分金を支払うという処理は適切ではありません。

No	受付日	分野	質問内容	回答
109	25 12 18	会計等事務	1 センターにおいて諸負等代金の回収が困難となった場合に備えて、あらかじめ「貸倒引当金」を見積り、会計処理することはできますか。 2 センターにおいて次の事業年度に職員に支払う予定の賞与に充てるべき費用を確保することを目的として当該事業年度に「賞与引当金」を見積り、会計処理をすることは許されますか。	1 シルバー事業における「仕事の受注のあり方」を踏まえ、センターが「貸倒引当金」を見積り、回収不能債権を会計処理することは適当とはいえません。 シルバー事業においては、その公益的業務趣旨を踏まえ、「諸負等代金の回収が困難となるような仕事については受注しない」ことを前提としており、したがって「貸倒引当金」のように諸負等代金債権が回収不能となることに備えた会計処理は行わないこととしています。 なお、受注した仕事に係る諸負等代金の回収が、予期しない事情等により困難となった場合でも、センターは、当該債権の回収に最大限に努めるべきものとされ、その回収が確定的に不能となり、そのことを理事会で承認された場合にあっては、「雑収」又は「回収不能額」として会計処理することとなります。 2 センターの職員に支給する賞与の財源が補助金であるときは「賞与引当金」として準備することは不適当といえます。 センターの多くは、国と地方公共団体からの補助金を中心に財政が運営され、職員に支給する賞与もこれを財源としています。 このことを前提にすると、補助金は事業年度内で精算することが原則であるから、次の事業年度における職員賞与として支出する予定額を当該事業年度の補助金から「賞与引当金」として準備することは不適当であるといえます。
110	25 4 10	法人改革	公益社団法人である当シルバー連合において、総務行政庁である都道府県から、平成24年度における「行政機関から受けた指導等」に対する措置状況」による報告が求められたときは、それが一般労働者派遣事業に係る実施事業所における都道府県労働局からの指導票の交付によるものにあつては、当シルバー連合本部が報告するものとの考えで差し支えありませんか。	質問の場合は、ご見解のとおり、貴シルバー連合本部が報告するものとの考えで差し支えありません。 公益法人は、行政庁から認定法第27条第1項の規定により報告を求められたときは、報告書を出さなければならぬ(認定法第45条第1項)とされており、シルバー派遣に関する都道府県労働局からの指導票の交付による指導も「行政機関から受けた指導等」に該当するので、その措置状況等の報告を要するものと考えます。 なお、請負、委任による受託事業に係る指導については、当該指導を受けたセンターが報告することになります。
111	25 4 22	法人改革	公益社団法人であるセンターの理事会を非公開としたいが、この場合の法的な根拠等があれば教えてください。	一般(公益)社団法人の理事会を公開あるいは非公開とする旨を定めることについて、関係法令において、その可否を直接に規定するものはないが、法人法の第97条に規定する理事会設置一般社団法人が備え置きを要するとされる議事録等の公開(開覧又は謄写請求)を、社員(会員)又は債権者が請求をしようとするときは、その請求には一定の理由が必要とされ、かつ、裁判所の許可を得なければならぬとされているから、この条文の法意を根拠として、その一般(公益)社団法人の業務執行の決定を行う機関である理事会を非公開とする旨を定めても、社会通念上特に大きな問題はないものと考えます。
112	25 5 2	法人改革	1 センターの定款に「理事の任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。」と定めた場合、理事の任期は後任者の就任時まで延長するので、死亡や資格喪失の場合を除き、その退任による変更の登記については、後任者の就任日を退任日とすることができませんか。 2 センターの定款に「代表理事がその職務を行うにつき不法行為を行った場合でも、センターに過失があったときでなければ、センターは責任を負わない。」と定めることは有効となりますか。(社団法人役員賠償責任保険に関連する質問)	1 法人法又は定款で定められた理事の員数が欠けた場合において、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する(法人法第75条第1項)とされており、理事の任期は定款によっても延長されることができない(法人法第66条ただし書)から、退任した理事の任期が後任者の就任日まで延長されることはなく、本来の退任日に退任することになります。 2 法人法第78条によれば、一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負うと規定され、この規定は、法人が不法行為能力を有することを前提に、法人自身の不法行為責任を規定したものであり、本条の規定は強行規定であると解されることから、定款をもってその適用を排除することはできないものと考えられます。

No	受付日	分野	質問内容	回答
113	25 5	7 法人改革	公益社団法人であるセンターの監事は、法人法第124条第1項、認定法施行規則第33条第2項の定めによる監査の対象となる書面を受領したときは、法人法施行規則に規定する事項を内容とする監査報告を作成しなければならぬとされているが、この場合、当該監査報告の書面の日付(事業運営の手引164頁にある監査報告(例)の右側上部の日付)は、監査した旨を報告する定時総会の日とするのは妥当ですか。	ご質問の監査報告の書面の日付は、当該センターに監査報告をする定時総会の日ではなく、当該監事が監査を実施した日とすることが適当であると考えます。
114	25 5	8 法人改革	センターが事業報告書を作成するに際して、法人法第34条第3項においては、「事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない」と規定されているところ、「補足する重要な事項」とは具体的にどのような事項をいいますか。 また、事業報告に「補足する重要な事項」に該当する事項がないときは、それ自体を記載しなくてよいのか、あるいは、なかった旨を記載すべきか、いずれが適切ですか。	法人法施行規則第34条第3項で規定する「事業報告」においては、「記念事業」などが相当すると考えられ、当該法人が記念事業を行った後にその事業報告をする場合において、それを事業報告の本文に記載すれば、文書量が多くなることが避けられないが、重要な報告事項と判断するときには、その重要事項を付属明細書として別に作成、報告することになります。 また、上記具体例にもあるように記念事業などが事業年度ごとにあることは通常考えにくいですが、このことは法定事項であるから、事業報告すべき年度において、重要な事項がなかったときであっても、事業報告の最後に『平成〇〇年度事業報告には、法人法施行規則第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、事業報告の付属明細書は作成しない。』のように記載するようにしてください。
115	25 5	21 法人改革	当センターは公益社団法人であり、本年度の定時総会の開催に際して、その定款により、定時総会において書面による議決権を行使する方法を認める旨の定めに従って、社員である各会員に対し、定時総会招集通知と併せて代理権を証明する書面及び議決権行使の書面を送付しているところ、同一の会員が、代理権を証明する書面も、議決権行使の書面も提出しているときは、両者は同時に成立し得ないと考えられるから、この場合、書面による議決権行使が代理人による議決権行使に優先するとの考えで差し支えありませんか。	代理人によって議決権を行使する場合は、当該代理人は、社員総会において議決権のみならず社員である会員本人が有する権利を行使することができず、 他方、書面による議決権の行使は、社員である会員が社員総会に出席できない場合の議決権の行使であるから、書面による議決権の行使がなされていても、当該会員が出席した場合は、既に提出された議決権行使は無効となります。 同様に、書面による議決権の行使がなされていても、当該会員の代理人が出席したときは、既に提出された議決権行使は無効となり、代理人による議決権行使が優先されることとなります。
116	25 5	24 法人改革	公益社団法人であるセンターで調整する財務諸表について、収益事業を行う場合で、貸借対照表及び正味財産増減計算書は、両方ともその内訳表の作成を要しますか。 なお、当該内訳表は、収益事業は、公益目的事業ではなく収益事業とされているため、独自事業を行うセンターは、原則として収益事業を行っています。	平成20年基準において、公益法人の会計書類における財務諸表については、貸借対照表及び正味財産増減計算書につきそれぞれその内訳表が準備され、公益法人である場合は、正味財産増減計算書の内訳表は、常に作成を要するとされているものの、貸借対照表のそれは、収益事業から公益目的事業に利益の50パーセントを超えて繰り入れられる場合についてのみ要するとされているから、収益事業から50パーセントを超えないで繰り入れられる場合及び収益事業が存在しないときは、任意とされています。 しかし、収益事業からの利益の繰入は、当該事業年度が終了し、収益事業等の事業結果が確定してからならざるものであるから、収益事業を行う公益法人であるセンターは、貸借対照表の内訳表も作成することをお勧めします。
117	25 5	27 法人改革	公益社団法人であるセンターにおける定時総会において、理事の選任に係る議案を採決する場合は、候補者各別に決議するのではなく、一括して採決することは許されますか。	内閣府公益認定委員会の「留意事項」IIの4の(考え方)②によれば、「社員総会又は評議員会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採るべきと望ましく、(中略)理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決(決議)することを一時的に許容する旨の定款上の定めを設けることは許されない」とされているが、これはあらかじめ定款上の定めを設けることが許されないということであり、社員総会の議場において、議長が理事の選任につき一括採決を提案し、その同意があったときは、議長の議事進行権限の範囲内の事項として許容されることとなります。 (参考)公益法人「一般法人の運営実務(公益財団法人公益法人協会編)21頁 省路

No.	受付日	分野	質問内容	回答
118	25 6	7 法人改革	公益社団法人であるセンターは、認定法第22条の規定により、毎事業年度の経過後三か月以内に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等(定款を除く。)を行政庁に提出するときは、当該調製された提出書については、理事会の承認を受けることを要しますか。	ご質問の都道府県に提出する法定書類(提出書)を調製するためには、既に理事会の承認を経て総会で決議されているもの(法人法第124条第3項)であるから、更に理事会の承認を受ける必要はないものと考えます。
119	25 7	22 法人改革	1 センターが公益法人となった場合、その構成員である会員を目的とする福利厚生事業を行うことができないとされるのは、どのような法的根拠によりますか。 2 全国のセンターうち、労働組合があるセンターの数を教えてください。	1 公益目的事業とは、認定法第2条第4項に定めるところにより、学術、技術、慈善、その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいい、また、公益社団法人とは、同第4条に定める行政庁の認定を受けた一般社団法人をいいます。 ご質問の構成良好たる社員(会員)を対象とする福利厚生事業は、原則として、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに当たるとはいえないから、公益目的事業として行政庁の認定は受けることができないと考えられます(シルバー人材センター事業運営の手引 176頁 参照)。この件については、平成25年6月3日、内閣府FAQ問DX-③(別添)において、公益的な事業であっても、条件付きで、公益目的事業として認められる場合もあり得る旨の改正がなされているので、確認するとともに、必要に応じて、公益認定を行った都道府県当局に相談されることをお勧めします。 2 当協会では、全国のセンター等において、会員あるいは職員を組合員とする労働組合の結成状況については、把握していません。
120	25 9	6 法人改革	1 当連合会が有料職業紹介事業を行う旨を定款の目的とするため、それを変更するときは、公証人の認証を受けることを要しますか。 2 センターにおいて社員総会で理事を選任した場合には、理事の就任による変更の登記の申請書には、その定款及び社員総会議事録並びに理事が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければなりませんか。	1 法人法第155条で規定する公証人の認証を要する定款とは、原始定款をいい、成立後に定款を変更(法人法第146条)するにあつては、その認証を要しないとされています。 2 一般社団法人の理事は、社員総会の決議によって選任され(法人法第83条第1項)、理事の就任による変更の登記の申請書には、「社員総会議事録」及び「理事の就任承諾書」を添付すれば足り、定款の添付を要しません(法人法第317条、同第320条第1項)。
121	25 9	5 法人改革	1 社団法人役員賠償責任保険に関連して、公益社団法人であるセンターと理事との利益が相反する事項については、監事がセンターを代表することになりますか。 2 公益社団法人であるセンターの代表理事がした職務権限外行為が、外形からみてその職務行為に属するものと認められる場合であっても、その行為が代表理事の職務行為に属しないことを知らなかったことにつき取引の相手方に客観的に重大な過失があるときは、センターは、その行為について、損害賠償責任を負わないと考えようですか。	1 理事と法人であるセンターとの利益が相反する行為(利益相反取引)をする場合、理事は、センターの理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならぬとされており(法人法第84条第1項第3号)、監事が法人であるセンターを代表するものではありません。 2 ご質問における見解のとおり、センターは、代表理事の職務行為に属しないことを知らなかったことにつき取引の相手方に客観的に重大な過失があるときは、損害賠償の責任を負わないものと考えます(法人法第78条、第197条)。 なお、法人法第78条にいう「職務を行うについて」とは、外形上、代表者の職務行為と認められる行為であれば足り、その行為が法人の有効又は適法な行為であることを要しません(最判昭37.9.7)。
122	25 10	23 法人改革	公益社団法人であるセンターの理事長が死亡した場合において、代表理事である副理事長があれば、次の事業年度の定時社員総会まで新たに理事長を選任しなくても問題ありませんか。	2人の代表理事のうち一方が欠けた場合であっても、副理事長である代表理事があれば、その定款で定められた代表理事が欠けたことには当たらず、次の事業年度の定時社員総会において、理事長となるべき者を役員として決議、選任の上、その理事会において代表理事である理事長を選任すれば特に問題はありません。 なお、理事の欠員について、その定款で定められた員数が欠けた場合若しくは員数の定めがないときであつて理事の員数が法所定の3人未満になった場合又は2人の代表理事がいずれも欠けたときは、法令、定款に違反する状態となるから、このような場合は、適法な状態とするため、臨時社員総会を招集し、理事を選任する必要があります(があります)。

H25 質問・相談・苦情等一覧表

№	受付日	分野	質問内容	回答
123	25 4	17 その他	改訂5版「シルバー人材センター事業」運営の手引の、212ページの、上から2行目の次の記述に関する質問。 「職業紹介事業を継続する場合は、施行日より2年経過するまで(平成26年9月30日)に有料職業紹介事業者の届出をする必要があります。」 移行措置の2年間は無料職業紹介事業を実施した後に空白期間があって、その後有料職業紹介事業を実施すること自体が、不可能か。 逆に言えば、今後有料職業紹介事業を予定している場合、この移行期間2年間の間だけが、受付期間という制約があるか。手引きを読むと、そのように理解するが、正しい理解か。	移行措置期間が終了するまでに有料職業紹介事業の開始届をしなければ、無料職業紹介事業の廃止届を提出しなければならぬ。廃止の理由が問われるが、後日改めて有料職業紹介事業を開始する理由と整合性が取られれば問題ない。 ただし、公益法人であるシルバー連合が行う職員・委任(シルバー事業)、シルバー派遣事業、職業紹介事業のうち、一定期間ひとつの事業ができない状態になることが、会員や地域の高齢者に対する就業機会を提供するサービスへの低下に繋がる懸念がある。 以上のことから、2年間の移行措置期間中に有料職業紹介事業の開始届をすることを勧める。
924	25 4	25 その他	質問1 派遣通知書(様式9号)及び派遣労働者一覧表(様式9号別添)の新書式に「派遣会員の雇用期間」又は「派遣労働者の雇用期間」に付いての記述が追加されましたが、出力内容の「シ様式外5号」は6月1日現在の実績記載を含むA4 2頁書式です。 統計資料の「シルバー人材センター等一般労働者派遣事業報告書」の最前掲の書式の提供をお願い致します。弊社保持資料「シ様式外5号」は6月1日現在の実績記載を含むA4 2頁書式です。 質問2 統計資料の「シルバー人材センター等一般労働者派遣事業報告書」の最前掲の書式の提供をお願い致します。弊社保持資料「シ様式外5号」は6月1日現在の実績記載を含むA4 2頁書式です。 対象契約の雇用期間の意味なのか？ 会員の数は異なる複数の契約内容は同一となり、契約の際には派遣労働者一覧表は全て同一との理解です。 お教えください。	質問1について 様式9号の「派遣会員の雇用期間」には、派遣会員との雇用契約期間を記載し、「派遣期間」と運動します。 質問2について 厚生労働省から平成24年10月1日付け職第1001第19号で示されている「様式5号」を使用してください。なお、統計資料ではありませんのでご留意のほどお願い致します。
125	25 4	10 その他	25年3月版「運営の手引」P291質疑応答集19「材料費等の考え方」のA③について 植木剪定等の残材処分に関する各種手数料等とあるが、通常、残材は重量によって金額が決まるが、「各種手数料等」とは具体的にどのようなものが考えられるか。 (要望として) Q&Aを作成すると聞いているが、今回の内容に限らず、より具体例をあげたQ&Aがあれば、電話等による質問をせずに済むと思われるので作成時には配慮願いたい。	材料費としての各種手数料等とは、残材の焼却費やチップ加工業者への支払いなどの処理費用をさしております。 要望の件は、Q&Aを作成する際にはできる限りお応えしたい。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
126	25 6	19 その他	当県では、シルバー人材センター・未設置市町村がある。県から未設置市町村に対して、直接、当該市町村の首長に設置の働きかけ(例:県から直接、文書を出してもらったとか、電話をいただいた)という例はあるか? また、センターを設置した際には、当該センターは連合に加入することといった働きかけはあったか?	県から直接、未設置市町村に文書を出してもらったという例は今のところないが、ある県では、県及び労働局が未設置市町村に対して説明会を実施し、働きかけを行っている(連合は設置に係る事務手続を説明)。併せて、連合からは、①県及び未設置市町村に対して財政支援の働きかけ、②シルバー事業に係る資料及び情報の事前提供(未設置市町村から連合への照会が増加することが予想されるため)、③センターへの要望の把握(耕作者不足への対応をしてほしい等)と要望に対応するための検討等を行っている。 また、連合への加入についても、県から未設置市町村、当該センターへ文書等を発出している例はなかったが、センター設立時点から連合が助言を行っているのも、設立後はスムーズに連合に加入している。
127	25 6	12 その他	市の担当者から、市が市民あてに発出した「あき地(土地)管理のお願い」文書中、「除草等が自分で困難な場合は、〇〇市シルバー人材センター等にご相談ください。」との文言を載せたところ、市民から、特定の企業名の表示をすることは問題があるのではないかとの意見が寄せられたが、問題があるかとの問いの答えを聞いたがどうか。	地方公共団体が発出した文書の内容の可否についてコメントする立場ではないが、センターにとつてはありがたい配慮である。 文書中のシルバーについて記載については、高齢法40条の「国及び地方公共団体の講ずる措置」からみて、問題はないと考える。 「高齢法第40条」 (国及び地方公共団体の講ずる措置) 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高齢退職者の職業生活の充実その他の福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第1項の容易な就業に係る就業を希望するこれらの者に対し、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を作成し、その他の就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
128	25 7	12 その他	1 9割以上の会員は、振込手数料のかからない銀行を利用しているが、一部の会員が他行にこだわっている。受益者負担として本人から振込手数料を徴収できるか。 2 事務費率は、旧手引きによると「法人税が課税されないの(中略)・当面上限を10%とすることが妥当」とあったが、新引では、「運営に要する適正な費用を償う額で理事会で定める」とあるが、法人税云々は考える必要はないのか。 3 消費税を外税方式とすることに問題はあるか。また、外税としている県はあるか。	1 振込手数料も含め、諸経費を見込んで経費や会費を徴しており、配分金も多額ではないことから、全シ協としては、振込手数料はセンター側の負担とするよう指導している。 2 公益法人となったことから法人税は課税されないで、事務費率についてはシルバー事業・法人運営に要する適正な費用を償う額を超えなければ、各センターで適切に算定し理事会で決定すれば変更は可能となる。 3 消費税の経理処理については、現在の全システムが税込方式となっており、税抜方式にすることによって事務が煩雑になることが考えられるので、当協会としては税率引き上げ以降も税込方式が適当と考えている。また、表示方法については、内税表示・外税表示のどちらを選択しても差し支えない。税抜方式としている県は把握していない。情報があればお伝えする。
129	25 8	2 その他	無料職業紹介における様式第3号「シルバー人材センター、シルバー人材センター事業報告書」(別紙①参照)の記載の仕方について 雇用期間が1ヶ月間で、その間に週2日就労するという求人(1人)に対して、職業紹介して、その実績を報告書へ記入する場合には、⑤求人延数、⑥就職延件数はどのように記載したらよいですか。	無料職業紹介における様式第3号「シルバー人材センター、シルバー人材センター事業報告書」(別紙①参照)の記載については、統計年報の入力要領(別紙③)と同様に数字を計上して下さい。(厚生労働省倉永祐佐確認済) ⑤求人延数には、求人数×雇用予定期間の日数(上記の例の場合、30人日) ⑥就職延件数には、就職件数に就労日数を乗じた数(上記の例の場合、9人日)をそれぞれ計上します。 (今回、奈良県連合で実施していたもののうち、期間の定めのない職業紹介がありましたが、それについて厚生労働省からそれはシルバー連合で実施できるのかどうか懸念が示されたということは説明しました。)

No.	受付日	分野	質問内容	回答
130	25 12 25	その他	①要綱がないので不明ですが、例えば500万円(人件費250万円、事業費250万円)の職員の雇い入れを1年最長とすると、残期間の事業はどうするのでしょうか？ ②雇入れにおいて、必ずしもハローワークによる公募でなくともよいのでしょうか？ ③自治体要請は12月25日以降にすることとなっておりますが、報告が1月6日な為、市担当者との協議が実質3日しかなく、十分な協議、予算確保が出来ないのではないのでしょうか？	①基金事業の規定としての縛りが、最長1年・更新なしとなっているためです。自前財源での雇用継続は自由です。なお、センターが地域人づくり事業で目指す雇用拡大は、職員の雇い入れよりむしろ、「開拓した継続的な就業機会」を主要目標とすることを想定しています。 ②ハローワークへの求人申込みを推奨します。 ③1月6日までの報告は、全シ協が費センターの提案予定の有無を把握するためのものであり、自治体との調整後であることは求めています。地方自治体への要望は、連合本部と連携のうえ、12月25日以降であれば、都道府県への情報収集及び要望等を行っていただいて結構です。

No	受付日	分野	苦情内容	回答又は報告
1	25 11	1 団体運営	不適切な経理処理事件や独自事業の失敗など数々の不祥事により管轄行政(市)の指導によりその再生計画の下に運営されることとなった特別民営法人であるセンターにおいて、次年度からセンターの事務局長の職に任命される者を当該市の職員から派遣(在籍出向)による場合は、現在、市当局との協議では、その者の給与については市の負担とするものの、その一部をセンターの自主財源で負担するとするときは、その支出に係る会計仕訳上の勘定科目はどのような科目が妥当ですか。 なお、一部負担の支払は、その就任した事業年度の期末(最後の月)に、就任月から期末の間に支払われる給与総額の一部に相当する額を、市に支払うことによりすることとなります。	センターの事務局長の職に就く予定の者を、センターを管轄する市の職員の派遣による場合、その者に支払うべき給与相当の負担については、センターは、当該市との協議において、そのことによりセンターの円滑な財政運営に支障を来すことのないよう、その全額を行政(市)負担とするか、又はその人件費相当分を地方公共団体(市)単独の補助金として上乗せするよう申し入れ、合意しておく必要があります(事業運営の手引 260頁 (3) 派遣職員の給与 引用)。 したがって、センターが、その自主財源をもって当該派遣職員の給与の一部負担を前提とした協議を進めることは、不適当であると考えます。 なお、公務員の派遣については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の第6条第1項において、「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。」と規定されるものの、同法第6条の第2項においては、「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補充若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」と規定されていることから、センターに派遣される地方公共団体(市)の職員に係る給与は、当該地方公共団体の負担に帰することが法律上認められています。
2	25 11	7 団体運営	「シルバー人材センターの植木の剪定業務の請負料金が、私遣植木業者を営む者の常識から外れて非常に安い設定となっており、その結果、私遣業者の仕事が大幅に減少しています。私は、幾度となくセンターに電話で問い合わせ、料金を受当な設定にするよう訴えたが、電話に出た者は「上の者に相談する」の一点張りで、何らの変化もなく帰りが明きません。 については、植木業者を営む区内一般業者として、公益的法人であるセンターは、市内又は近隣区内の植木業者と同様な代金を設定に改めるよう苦情します。 また、私は、市内の植木の剪定状況を逐一把握していますが、把握しているもののうち、シルバーが剪定した植木は、丸坊主状態で見るに堪えません。あんなにいい加減な仕事振りで庭木の剪定を称して代金を取ることは到底許されないと思います。」	匿名であり、苦情内容に具体性が乏しいものの、センターの植木料金等が、地域の同種同業者が設定する料金に比して、著しく差異がないか等を運営を経由して確認します。 (運合報告) SCの苦情について(25.11.11) 11/7にもSCに連絡があった。この方からは2年前から苦情の申し立てがある。しよちゅう連絡が来るわけではなく、忘れたころの連絡がはいる程度 運合や他団体に連絡せよというところは一切言っていない。匿名で問い合わせがくる。この方には「身分を明かしてくれれば対応する」と伝えているが、自分の身分は明かしてくれない。今年、議会にも意見があった。自民党の議員から照会があったので、対応しており、その後は特に問い合わせはない。身分は分からないが、この方は個人事業主の業まりの方のような。仕事が奪われたとの意見なので、そのお客様を教えてください。SCに発注した経緯をお客様に問い合わせると伝えたが、この点についてはうやむやにされています。 ①SCの仕事については ・高木など危険な業務はやらない ・安全の面から複数人で就業しており、会員の配分金は少ない 等々 SCは自ら仕事の範囲を制限しており、かつ道園業者と業務がかぶらないようにしている。 ②仕事については、積極的にPRを行っておらず、リピーターや口コミのお客様である。 この方に、①②について再三説明しているが、理解を得られない。SCでは植木の就業会員は増えていないし、今後もこの業務をさらに拡大しようという考えはない。

No	受付日	分野	苦情内容	回答又は報告
3	25 11	14 入会関係	厚生労働省から、入会説明会に参加した方(70歳・女性)から「専務理事の発言や態度が差別的で上から目線であり、怒って途中で退席するなどの状況がみられた」と苦情を受けたので、確認依頼があった。	1 当日の専務理事の説明内容を事実確認と次について連合に確認を依頼。 ① 事実であれば、入会説明会の内容が市民の方に不快な内容となっているので、改善策と対応 ② 発言内容からすると、2年前から70歳以上の方には様々な案件を了解してもらった上での入会を求めているように思われるが、現在、70歳以上の会員に就業機会を提供するため、どのような取組、努力を行っているのか。 ③ 就業機会を提供する際に、70歳以上の方に対して、年齢を理由に差別的な取扱いを行っていないか(ローテーション就業を行う際に70歳という年齢だけで排除していないかなど) ④ 就業開拓の取組状況 2 後日連合から報告あり。厚労省に報告した。
4	25 12	2 入会関係	入会申し込みをしようとした市民から「先日、入会説明会に参加したところ、今日、証明書(住民票か?)を持っていくようにとのことだったので、持参した。窓口で提出しようとしたところ、コピーを持ってきたようにとのことだったので、コンビニでコピーをして再度持参したところ、今日の受付は終了したと言われた。補助金で運営されている団体なのにおかしいのではないか。」との苦情が厚労省にあった。厚労省から確認依頼あり。	該当SCに事実確認及び報告を依頼。 後日、連合から報告あり。厚労省に報告した。
5	25 12	2 入会関係	発注者から厚労省及び全シ協に下記の苦情があったので、事実確認のうえ、発注者に連絡を依頼。 ① ハウスの撤去作業を依頼したが、自分の了承もなしに、撤去後のハウスをセンターの職員と会員が持ち帰った。これはおかしいのではないかと、納得のいく説明を求める。この件は、契約不履行であり、弁護士にも相談している。※電話のみの契約とのこと。契約書なし。 ② プライバシーの侵害を受けている(弁護士にも相談している)。※内容は不明 その他にも、 ③ センターに仕事を依頼しても断られる ④ 同じ就業場所に同一会員が長期就業している ⑤ 補助金は国と市で500万円交付されている 等、センターの事業運営についても、厚労省に対して問題を提起したとのこと。	連合に対応を依頼。発注者は苦情を繰り返している方とのこと。

No.	受付日	分野	苦情内容	回答又は報告
6	25 12 25	入会関係	センターの入会説明会に参加して、センターの職員の対応に疑問を感じて電話した。 20名程度の入会希望者の説明会で、「入会前に会費を納入すること、仕事は半年、1年待ってもないかもしれない。」と言われた。リーフレットの「会員は、公平な就業機会を得るため、通常、ローテーションにより就業します。」を実践すれば、そんなに待たされることはないと思われるのに理解できない。 説明会から1ヶ月半して、突然センターから面接をするということで呼び出され、1対4で高圧的な面接を受けた。同じく参加していた女性入会希望者も怖がっていた。理事長は穏やかな方だが、事務局の対応は横柄で、上から目線の態度で不愉快だった。(疑問に思うことを質問したら、時間が無いことを理由に答えずに強制終了させられた。	どこのセンターが教えていたのかないと、指導できないことを伝えたと、県内の某センターとのこと。 県運合に伝えて、運合全体の指導にすることで納得をした。
7	25 9 18	就業関係	苦情の内容は、「シルバー人材センターのある会員が、「ニホンザル監視追い払い業務」(以下「本件業務」という。)を、他の会員とともに就業していたところ、ある日、センター事務局から、就業中止の連絡を受けました。会員は、その理由を事務局に尋ねたところ、「(会員の)本件業務に係る就業期間が長期間に及んでいることから、センターで定める「就業期間」に関する要綱」(以下「要綱」という。別添)に基づき行った」とのことであり、また、本件業務に就業する会員6名のうち私たち2名が選ばれた理由について尋ねると、単に「年長者であるから」ということでした。要綱で決められたことであれ、事務局は、私たち会員には、事前に何の相談もしていない上、唐突に就業中止を指示され、また年長者から先に仕事を取られ、大変不誠実で憤慨にもとめる行為であり、許せません。」とのこととです。	県運合に苦情の旨を連絡、同運合から市センターに対応等を依頼、同センターの職員から次のような経過、対応の報告がありました。 「センターは、本件業務に就業する特定の会員に対する一連の対応につき不誠実な部分があったことを認め、所長(事務局支所長)が、会員と面会して直接謝罪しましたが、納得してもらえないことから、理事長が、再度謝罪しました。また、今後、同様に就業期間により会員に就業中止を検討すべき事案が生じたときは、センター事務局は、その業務に就業する全ての会員を集めた上で説明を行い、仕事を引き継ぐ後任の会員の選定を含め、十分な話し合いをもつことを約し、再発防止に努める旨を伝え、納得してもらいました。」との報告を受けました。
8	25 12 12	就業関係	「市センターの会員である私は、今年の春に、今年の春に、ある民家(以下便宜上「発注者」という。)の屋根を修補する仕事を引き受けて就業中に足を滑らせ、誤って天井に穴を空けてしまいました。私は、穴を空けた旨をセンターに報告しました。そして、天井の穴を塞ぐため、自分で材料等を用意して穴を塞ぐ作業を施しました。このことについて、センターは、発注者に対して屋根修補の仕事については、発注者に迷惑をかけたということで代金は請求しない旨、さらに、お詫び料を支払うという示談をし、私に対しては、その仕事についての配分金の支払いをしてくれません。私は、配分金が受けられないことが、どうにも納得がいきません。」	センターは、このことについて発注者に了解を得て、後日改めてお答えすることとし、センターに戻ってから会員を呼んで話し合いを行い、次の①～④により対応することを決定し、追って発注者に対してはその旨を伝えて了解を得た。 ①発注者には、屋根修補に係る料金を請求しないこと、②発注者には、損害賠償相当として、その請求する金額(3万円)をセンターが負担することとすること、③会員は、本件仕事と屋根修補に係るすべての配分金等に相当する金銭請求権を放棄すること及び④上記により、センターは、その付保するシルバー賠償責任保険に係る保険金の支払いの請求を行わないこと その後、数ヶ月経過の後、会員は、上記③につきその了解を翻し、センターに当該屋根修補の作業料金に係る配分金を支払うよう連絡してきたが、センターは理由がないと断った。そうすると、会員は、今度は、市役所、運合会などに電話をして、この旨の苦情を訴えるようになった。そして、全シ協からのこの苦情に係る報告をした後、センター(事務局長)は、当該会員と連絡を取り、再度、話し合いをしたい旨を打診したが、会員は、話し合いを拒んでいる。 【12月17日】運合会事務局長から「会員から電話があり、『このことについては、一切を取り下げる。全シ協等にも、もう電話はしない。』旨センター事務局長に連絡があった。」との報告

No.	受付日	分野	苦情内容	回答又は報告
9	25 4 30	受注関係	都内のセンターに昔から大工仕事、草刈、剪定の仕事を依頼していたが、最近はや望に添えてくれないようになったが、どうか、何かいい方法はないか相談。	大工など専門的技術者が高齢となって、そのセンターに登録している会員が極端に減っていることも考えられる。定年延長等の影響もあり、60歳という比較的若い会員が入ってこないのも原因の一つだ。そのセンターの周辺市区町村のセンターにも声をかけてもらうためには、東京ごと財団に相談してほしい。電話番号を知らせた。
10	25 8 18	受注関係	シルバー人材センターに育児支援の仕事を発注した者から、会員が仕事のために訪問した際、その接遇等、対応が悪いと苦情がありました	運合に苦情の旨を連絡、対応を依頼し、その後、同センターから別系のとおり報告等がありました。 同センターは、この苦情の報告を連合から受けた後、苦情の原因を調査し、当該苦情者である発注者にお詫びをした後、今後の対策として次の①から③の対策を講じて再発の防止に努めるとのことです。 ① 事務局職員として、発注者及び会員への対応は、常に相手の立場になり、感情的にならず親切・丁寧な接遇を心掛けることを徹底し、再発防止に努めます。 ② 急な仕事の依頼等で、日時に制約がある場合でも、確認が必要な事項は、発注者に対し、可能な手段(電話等)で事前に確認を取る。 ③ 身なり、服装については、相手に不快感を与えないよう心掛ける。
11	25 11 20	受注関係	シルバー人材センターに、駅前でのピラ配りの駐車場関連の内容)の仕事を依頼しようと思って電話したところ、最初に電話に出た女性職員の対応が悪く、説明しても要領を得なかったもので、上司に对应してほしいと頼みました。電話に出てきた人の応対も悪く、特に明確な理由の説明もなく、仕事の依頼を断られました。 以前、県内のシルバー人材センターに、同様の仕事を依頼したことがありますが、たいへん丁寧な対応をしてもらい、仕事もちゃんとやってくれました。 シルバー人材センターは、それぞれ独立した法人だということで、他のセンターができる仕事を市シルバー人材センターは明確な理由の説明もなく、断りました。シルバー人材センターは、高齢者に就業の機会を提供するために存在しているはずで、危険・有害な仕事でもないのに、なぜ仕事の依頼を断るのか、その対応に納得がいきません。 また、市シルバー人材センターの職員の電話での接客態度が横柄で、たいへん不愉快な思いをしました。仕事を頼もうと思ったのに、こんな思いをすることになり、とても憤慨しています。	ピラ配りの仕事を受注するにあたっては警察の許可が必要になるかもしれないので、それについて確認したところ、センターは仕事を受注するのが当たり前というような態度だったので、今後のトラブルを避けるために依頼を断ったのは事実です。 また、電話対応については、今後は的確に対応できるように受注の可否の判断基準の整理を進めていきたいと思っています。

No	受付日	分野	苦情内容	回答又は報告
12	25 12 10	受注関係	「市センターに、当方が賃貸する共有建物の共用部分の清掃及び蛍光灯の交換作業を、必要に応じて依頼していましたが、先日、同じ作業を依頼しようとして電話したところ、応対者(センター職員)の態度が非常に悪く、乱暴な口調でいきなり電話を切られました。その後、再度、当方から電話をしたところ、今度は、前回と同じ内容の仕事であるにもかかわらず、約1.5倍の代金を見積もられ、その理由を尋ねても判然としません。蛍光灯の交換だけでも早急に依頼したいのですが、なんとかありませんか。」との苦情が全シ協にありました。	苦情された方が早急に取次ぎ対応を求めていることから、当協会は、直ぐに市センターの事務局長に電話して苦情内容を伝え、適切な対応をするよう依頼しました。また、このことについて、適正就業の観点から見積書等の発行がなかったことについても確認するようお願いしました。 その後、事務局長から電話があり、次のような対応状況の説明がありました。 「先方には、私から電話をかけ、一部職員の電話対応が悪かったことについてお詫びし、仕事については、直ぐに手配をするつもりになりました。また、センター職員の電話での対応、接遇態度が悪かったことについては、職員全員に十分注意を促しました。諸員代金が高くなったとの指摘については、この方との以前の同様の仕事の受注時には、就業できる会員が一人しか確保できなかったのでも、やむを得ず臨時にセンターの事務局職員を補助者に充ててました。この時は、会員一人分の就業に係る諸員代金を請求しましたが、今回の受注に際しては、やはり二人の会員で就業することが受当であると判断したため、二人分の就業に相当する代金を見積額としたことによります。このことも、先方に説明して了解を得ました。見積書や諸書を作成していなかったことについては、当該受注に継続性がなかったことから、口頭のみによる契約としていましたが、今後は、適正就業の推進の観点からも、できる限り見積書等の発行をします。」
13	25 12 24	適正就業	シルバー会員の苦情 シルバー派遣事業が、月10日程度以内、週20時間以内の就業に限られているのは何故だ。どこに規定されているのか。納得がいけない。	シルバー派遣事業は、従来のシルバー事業と同様に「臨時的・短期的又はその他軽易な業務にかかる就業」になっており、高給法に関する厚生労働省の通達(H16.11)により規制されていることを通達を読み上げて理解をいただいた。 なお、当該会員は、公益法人移行時にも、「センター」による互助会への助成金廃止は全シ協の運営の手引で指導しているからだ。」と言いがかりをつけてきており、当方が幾度となくこの件は、埼玉県認定委員会の見解に従っているだけである。」と回答しても埒が明かず、センター、連合ともに対応に苦慮している人物である。
14	25 10 1	関係法令	1. 求職者の範囲は届出をすれば会員に限定することができるはずであるのに、全シ協の解釈でできないというのは承服できない。 2. 上限手数料と届出手数料は紹介先が同一でなければ併用は可能ということだが、職種ごとという解釈は成り立たないか。 3. センターの定款変更について規定しなければならぬ理由を教示願いたい。	1. 求人・求職について取扱いの範囲を定めて届出るのは「取扱いをする職種」のことであり、連合が主張する求職者の範囲(会員であるか否か)を指してはいない。取扱をする職種の範囲を超えた求職者の求職票は受け付けないという意味で、求職者の範囲という表現をしている。 2. 一般的に届出制の手数料を徴収する事業者は上限手数料を下回る料率を設定することは考えられないが、取扱業務に応じてスキルの高い求人、極めて困難な求人等は届出手数料にし、それ以外の求人には上限手数料を採用すると考えられる。しかし、紹介先が同一であれば、どちらかの手数料(現実としては届出手数料)を選択することになる。 3. 都道府県シルバー人材センター連合会と、その従たる事務所を置くシルバー人材センターの間で、職業紹介事業に関する協定を結び、実際の職業紹介の実務を担うセンターが、職業紹介事業を実施する能力を有しているのであれば、当該センターの定款に職業紹介事業を行う旨規定しておくべきだとの見解である。

No.	受付日	分野	苦情内容	回答又は報告
15	25 5 30	その他	シルバー人材センターに、2008年頃に宛名需きの仕事を依頼したことがありますが、その後、3カ月に一回ぐらいのペースで、「駐輪場の仕事をしませんか」という内容の電話が私の携帯にかかってくるようになりました。 仕事を依頼した際に、名前、住所、電話番号(携帯電話番号)をセンターに伝えましたが、私はセンターの会員になったこともなく、なぜ仕事のあっせん電話がかかってくるのか、分かりません。 間違い電話がかかってくるたびに、「私はセンターで駐輪場の仕事なんかしませんよ。」と断ってききましたが、あまりにも間違い電話が繰り返したので、2012年にシルバー人材センターへ電話して、「私の携帯になぜ間違い電話がいつまでもかかってくるのか、センターでは個人情報管理はどのようにしているのか」と苦情を言ったことがあります。 しかし、それにもかかわらず、先週(5月21日10時54分頃)、また同様の電話(担当者名不明から発信あり)がかかってきました。一体、私の携帯の番号はどのように管理されているのでしょうか。外部に漏らされたり、他の目的に使用されているのではないかと心配しています。シルバー人材センターへは一度苦情の電話をしたのに、何も改善されなかったもので、直接連絡してほしくありません。なぜ、このように間違い電話が繰り返しているのか、また私の携帯の番号を含む個人情報管理の管理体制はどのようにしているのかを調査して下さい。	センターからの回答は以下のとおり。 ① 間違い電話がかかるようになった経緯 当センターに苦情者と同名の会員がおり、携帯番号を誤って会員の携帯番号として入力したものだと思われる。会員は駐輪場勤務である。 ② 2012年に苦情者はシルバー人材センターへの苦情の電話をしたと言っているが、その対応記録が残っているか。あればその際の対応等はどのようにしたか。 苦情については、当時電話をお受けた担当者が承知しており、苦情を頂いた直後に誤った会員情報を修正し、駐輪場現場の業務連絡用の書類等も訂正した。 しかしながら、駐輪場で会員の同僚であった某会員は自分の携帯電話に登録してあった電話番号は修正せず、誤ったままの電話番号で利用した。 ③ 発注者及び会員の個人情報管理体制 会員個人票は保管箱で保管(職員のみ取扱い)し、退会者の個人票は溶解処分している。また、受注票は5年程度保存し、保存年数が経過した受注票は溶解処分している。 ④ 駐輪場の仕事をすする会員を心配しているのか(リストを使っている場合、そのリストは誰がどのように作成しているのか、また更新はどのようにされているか) ・センター事務局は会員手配にどのように関与しているか等 駐輪場に限らず、仕事の手配は職員が行うこととなっている。ただし、グループ就業の場合は、会員同士で業務連絡等を行うこともあり、そのリストは基本的に事務局で作成・更新している。 以上を苦情者に電話で説明したが、なぜ最初に「OO」という会員の携帯番号として自分の携帯番号が登録されたのか、納得がいかなかったこと。詳細については、SCから説明したいとの申し出があると伝えたら、直接説明してほしいとのことだったので、連絡経路でSCへ対応を依頼した。 5月31日にSCから苦情者へ説明し、納得していただいたとの報告あり。

平成25年度 実地指導援助結果

(第2四半期)

区 分	都道府県	特記事項（好事例）
高年齢者雇用の啓発（事業主団体に対する啓発）	埼玉県	事業主団体への訪問に際し、業界の求人情報などを聴き取るとともに、傘下企業に対し、面接会への参加及び求人の確保など地域SP事業への協力を求めるため、(財) いきいき埼玉理事長と事業主団体会長との連名による面接会への参加勧奨を行っている。
企業・高年齢者のニーズ把握	愛知県	愛知県下の事業所等に対して、高年齢者の雇入れについてのアンケートを実施して、求人に係る情報を求人開拓等に活用して高年齢者の雇用・就業に資することを目的に、「高年齢者の雇用・就業ニーズに関するアンケート調査」を実施している。
	熊本県	極力、SP講習終了時期に合わせ、講習開催地を中心に、SP講習関連業種、高年齢者が取り組みやすい業種を重点的に、高年齢者を雇用できるかどうか、事業所あてにアンケートを実施している。
	神奈川県	平成25年度SP技能講習設定の活用のために、各ハローワーク及び事業主団体を訪問の上、聴き取り調査を実施している。
	石川県	受講者の就職先の開拓と地域人材ニーズの収集に資するため、アンケートを実施し、企業・事業主団体・福祉施設等のニーズ把握に努めている。 平成25年度調査結果は、実施総数693事業所、うち回答総数151事業所（回収率約22%）となり、回収のあった151事業所の基礎データ（社名、住所、業種名、担当者等）を整理・保存し、求人開拓や技能講習開発の足掛かりとしている。
求人・求職者に対する地域SP事業の周知・広報	徳島県	① 当県の周知・広報の特徴は、リーフレットやパンフレットの配布時点から受講申込みを開始するといった方法とは違い、先ずは、パンフレット等で講習毎の募集広告予定日及び受講申込開始日を周知しておき、実際の募集は徳島新聞への折込チラシにて案内することとしており、新聞への折込チラシ配布の翌日から3日間ハローワーク等で受講申込受け付けを行っている。 ② 新聞掲載では、どこに技能講習の募集記事が載っているのか分りづらいとの受講者アンケート結果をうけ、今では上述①のとおり、新聞への折込チラシ（目立つように黄色）により受講者募集を行っている。 なお、新聞販売店に新聞への折込チラシの挿入作業を依頼する際、折込手法の優先順位として、第一はその日のチラシ全体を

		まとめる「第1、第2はチラシ全体の「一番上」、第3は「一番下」というように、極力人目に付きやすくなるよう配慮がなされている。 技能講習チラシの表題「講習修了後3ヶ月以内の就職を目指します！」とし、応募者への就職支援の姿勢を前面に押し出しているチラシである。
	島根県	パンフレットやチラシといった広報媒体のほかに、NHKテレビ、ラジオ放送、新聞販売店コミコミ紙を活用した無料の広報媒体により、効果的な周知・広報が行われている。 また、マスコミへプレスリリースを送付してニュースとして取り上げられるよう積極的な働きかけが行われている。
	熊本県	
	埼玉県	ホームページにおいて、技能講習の案内や技能講習申込みのほか、「求職者専用ページ」と「企業向けページ」を設け、企業の求人情報や求職者情報を掲載するなど、広く求人・求職者に対する周知が行われている。
技能講習受講希望者に対する導入支援の実施	徳島県	受講申込みの受付について、徳島市・名西郡で開催する講習は、徳島県連合会で受付を行うが、他の地域は全て各実施地域を管轄するハローワークで受付を行うこととしている。 講習受付期間は3日間とし、この期間は10時から15時までSP推進員、補助員、就業機会開拓推進員及び技能講習運営員といったSP担当職員全員体制でハローワークに出向いて受付・面接相談を実施しており、まさしく高齢求職者の居住に近い場所での導入支援が行われている。
技能講習の業務（カリキュラムの作成）	新潟県	平成24年度に実施した受講者アンケート結果や求人・求職二重調査及び事業主団体等からの聞き取り調査等により、雇用形態や地域間、産業間における不均等、具体的な求人と求職の間には技能・知識・経験等の面からミスマッチがみられたため、本年度については、技能講習で技能・技術を習得するほか、職場体験等で職務内容・雇用形態等の職業への理解が得られるようなコース設定とカリキュラムの作成が行われている。 未経験の高年齢者がより効果的に技能習得できるよう、“座学で習得した基本知識を実技で復習する形式”で確実に習得できるよう工夫し、また、カリキュラムの日程調整に際しては、協力事業主団体及び県内ハローワークとの連携の下、各地域の求人バラツクス（時期）を調査の上、雇用につながるよう開催時期を見極め、カリキュラム作成の資としている。 （例）整備員として働くための講習

		警備業の初任者研修カリキュラムにプラスして、職場体験を実施し、より具体的に警備業について理解できるようカリキュラムを設定した。
技能講習の業務 (関係者による 講習事前会議等 の開催)	徳島県	技能講習の事業活動の充実を図るため、「技能講習事務連絡会」を設置している。 その連絡会は、講習開催市町村センター事務局職員、事業主団体連絡調整員、運合会事務局で構成され、技能講習開催内容・スケジュール、受講者就業意向調査及び技能講習取扱事務等に関することを協議するなど、技能講習の円滑な実施に向けた取組がなされている。
	石川県	S P 校討推進委員会のほかに、高年齢者のニーズと企業等の人材ニーズとをマッチングする再就職支援を図ることを目的に、「S P 地域事業推進連絡会議」を設置し、意見交換を通じて幅広い情報収集に努めている。
技能講習受講者 に係る就職支援	秋田県	講習修了未就職者がハローワーク窓口で就職相談を受ける際には、秋田県シルバー人材センター連合会が発行する「技能講習受講証明書」を提示することにより、就職相談がスムーズに実施され、ハローワークの支援の下で間接的に就職促進の増進が図られている。

改善事項		
活動記録の作成		雇用・就業機会確保推進員、技能講習運営員の活動記録の作成がなされておらず、委託事業への就労実績については、明確に把握できずよう活動記録の整理を整備する必要がある旨、指導。
講習受講対象者の選定基準		技能講習受講者の選定要領について、その内容が不適当であったため、受講動機や面談などの結果などを点数化する評価方法を導入する必要がある旨、助言。

(第3四半期)

区 分	都道府県	特記事項（好事例）
求人・求職者に対する地域SP事業の周知・広報	長野県	果樹栽培・剪定講習の受講生募集に際し、長野県SC連合会と協力団体（中野市農業再生協議会、長野県北信農業改良普及センター、中野市農業協同組合及びハローワーク飯山）との連名によるチラシにより周知・広報しており、受講応募者に対する本講習の信頼性を高める工夫が行われている。
技能講習受講希望者に対する導入支援の実施	香川県	講習開始前の説明会において、今後の就職相談に役立てることができるよう、全受講者を対象に、ハローワーク協力の下、独自に作成した「あなたの就職準備は・・・」と題する検査を実施し、本人の就職に対する意識の高揚に繋げている。 また、ハローワーク協力の下、「倉庫業務を遂行するための能力評価（自己評価）」、施設介護サービスマスター業務を遂行するための能力評価（自己評価）を独自に作成し、フォークリフト運転技能講習修了者及び介護職員初任者研修過程修了者に自己評価を行わせ、本人の弱点を認識させるなど就職喚起に寄与することとしている。
	鹿児島県	技能講習受講者の選定に際し、緊要度や就職意欲の高い者を優先的に受講させることが必要であることから、応募者全員に適性検査を実施し、その結果により受講者を選定している。 検査結果が仮に趣味に繋がることが見られた場合、たとえ講習定員に満たない場合であっても、その者は不合格にしている。 なお、適性検査のツールは、鹿児島県SC連合会職員（キャリア・コンサルタント）と外部の上級キャリアコンサルタントとの間で作成したものである。
講習設定前の求人開拓（地域ニーズの把握）	沖縄県	（地域ニーズの把握） 地域が抱えている課題等を通じ、高齢者の雇用に結びつける契機を探るため、地方自治体を訪問し、実施地域におけるニーズ把握に努め、技能講習コース設定の検討に供することとしている。

改善事項	
活動記録の作成	雇用・就業機会確保推進員及び技能講習運営員の活動記録の作成がないため、SP運営の手引で示している「地域SP専業業務月報」により管理するよう指導した。
講習受講対象者の選定基準	受講者選定要領において、一部不適当な内容（現在お仕事やお勤めの方は受講できない。年度内に複数の講習受講は認めない。）が見受けられたので、その表現を見直すよう指導した。

平成25年度 全シ協による主な連合改善指導

順位	指 導 事 項	件数
1	実態として偽装請負と受け取られそうな契約は、労働者派遣契約か適正な請負契約などに改善すること	9
1	個人情報保護体制を強化するための職員研修を毎年定期的に行うこと	9
1	就業機会の拡大と会員の拡大について、調査研究、研修、指導助言等の支援を行い、管内のシルバー事業の底上げを図ること	9
4	機能強化推進事業は、拠点が抱える諸問題の解決にとって重要であるので、拠点に対し指導助言すること	8
5	高齢者に適正な就業機会を提供するためには、シルバー派遣事業の取組が不可欠であるため、シルバー派遣事業の届出拠点を整備すること。	7
6	シルバー事業全般に関する種々の問題の調査や計画を円滑に遂行するためにも、拠点の職員等をその構成員とした目的別の「ワーキンググループ」を設置するようにすること	6
6	ここ数年死亡事故が連続して発生しているため、拠点における安全対策を徹底すること	6
8	派遣法等法令を遵守し、適正な労働者派遣を実施すること	5
9	適正に事業を評価するためにも、地域ニーズに沿った就業開拓や会員拡大等の目標値を盛り込んだ中長期計画を早急に策定すること	4
9	拠点が行う独自事業の事例等の情報を把握、収集及び選別し、それらを全ての拠点に還元することにより、就業機会の拡大等を目的とする同事業の推進を図るよう努めること	4
11	公益法人における会計事故防止のための適正なけん制体制を確立するためには、規程に沿った責任者等を選任、任命するようにすること	3
11	会計事故防止のためのけん制体制を確立するためには、経理責任者が出納責任者を兼任することは不適當であるから、財務規程に基づき選任すること	3

白土 仁 氏

平成25年度 連合本部の活動拠点への指導実施状況

(平成26年1月14日現在)

連合名	連合加入団体数(H 25. 4. 1現在)	個別指導計画数	個別指導実施団体数 (実施数)	個別指導未実施団体数 (未実施数)	改善指摘事項の有無 (団体数)
北海道	42	9	9	0	9
青森県	19	4	0	4	
岩手県	27	6	6	0	6
宮城県	29	6	6	0	6
秋田県	22	4	4	0	4
山形県	25	6	6	0	6
福島県	43	10	10	0	10
茨城県	42	10	0	10	
栃木県	26	8	8	0	
群馬県	31	5	5	0	5
埼玉県	61	21	12	9	12
千葉県	46	19	5	14	6
東京都	60	58	0	58	
神奈川県	39	7	7	0	7
新潟県	22	7	7	0	7
富山県	15	5	0	5	
石川県	18	6	6	0	6
福井県	16	5	0	5	
山梨県	9	3	0	3	
長野県	21	3	3	0	3
岐阜県	40	9	6	3	6
静岡県	37	11	0	11	
愛知県	57	18	14	4	14
三重県	25	10	0	10	
滋賀県	19	5	0	5	
京都府	22	6	0	6	
大阪府	42	10	0	10	
兵庫県	39	9	6	3	6
奈良県	28	9	0	9	
和歌山県	17	5	0	5	
鳥取県	15	6	0	6	
島根県	10	3	3	0	2
岡山県	21	6	1	5	1
広島県	22	6	6	0	
山口県	14	5	5	0	
徳島県	24	8	0	8	
香川県	15	5	5	0	5
愛媛県	17	6	0	5	
高知県	20	7	0	7	
福岡県	44	5	1	4	1
佐賀県	20	10	0	10	
長崎県	17	6	5	1	4
熊本県	39	16	3	13	1
大分県	13	3	0	3	
宮崎県	20	6	0	6	
鹿児島県	34	9	7	2	5
沖縄県	16	5	0	5	
合計	1,299	405	156	249	131

注) 個別指導未実施団体数欄には実施済みで未報告団体数を含む

福岡 25年度

平成 26 年度 連合本部定期指導予定

対象連合本部	前回指導年度
宮城県連合	23 年度
秋田県連合	24 年度
福島県連合	23 年度
埼玉県連合	23 年度
富山県連合	23 年度
石川県連合	23 年度
愛知県連合	24 年度
三重県連合	23 年度
兵庫県連合	23 年度
奈良県連合	24 年度
鳥取県連合	23 年度
島根県連合	23 年度
愛媛県連合	23 年度
長崎県連合	23 年度
宮崎県連合	23 年度
鹿児島県連合	23 年度

シルバー派遣届出状況一覧(連合加入団体)

(平成25年12月20日現在)

都道府県	届出年月日	連合本部の実 施事業所として の届出の有・無	連合加入 団体数	届出活動 拠点数	届出率	届出活動拠点名
北海道	H21.3.31	無	42	4	9.5	夕張市、苫小牧市、江別市、千歳市
青森県	H21.3.26	無	19	13	68.4	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、おいらせ広域、つがる市、平川市、中部上北、中泊町
岩手県	H21.4.27	有	27	22	81.5	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、矢巾町、紫波町、山田町、一戸町、岩泉町、金ケ崎町、大槌町、八幡平市、滝沢村、雫石町
宮城県	H20.12.19	無	29	26	89.7	仙台市(2)、石巻市、塩釜市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、大河原町、亶理町、白石市、松島町、七ヶ浜町、利府町、柴田町、加美町、富谷町、南三陸町、丸森町、美里町、栗原市、登米市、東松島市、涌谷町、大崎市
秋田県	H21.3.31	有	22	11	50.0	秋田市、能代市、横手市、大館市、由利本荘市、男鹿市、湯沢市、大仙市、鹿角地域、北秋田地域、仙北市
山形県	H21.4.10	無	25	19	76.0	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄・最上地域、寒河江市、上山市、村山市、長井・西置賜地域、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、東置賜、庄内町、三川町、遊佐町
福島県	H20.12.18	無	43	23	53.5	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河・西郷広域、南相馬市、喜多方市、そうま広域、二本松市、三春町、国見町、伊達市、本宮市、鏡石町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、棚倉町、小野町、玉川村、田村市、須賀川市
茨城県	H19.3.30	無	42	32	76.2	水戸市、日立市、土浦市、石岡地方広域、筑西市、龍ヶ崎市、下妻地方広域、常総市、常陸太田市、ひたちなか市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、東海村、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、阿見町、笠間市、行方市、稲敷市、結城市、板東市、茨城町、美浦村、かすみがうら市、つくばみらい市、境町、守谷市、古河市
栃木県	H21.3.31	無	26	24	92.3	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、茂木町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、上三川町、下野市、那須烏山市、市貝町、岩舟町、さくら市、那珂川町、那須町、佐野市
群馬県	H21.3.30	無	31	13	41.9	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吉岡町、みどり市、太田市
埼玉県	H18.3.1	無	61	52	85.2	川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、朝霞地区、新座市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉見町、長瀬町、寄居町、白岡市、吉川市、東松山市、戸田市、伊奈町、ふじみ野市、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、神川町、上里町、杉戸町、松伏町、皆野町、美里町、さいたま市
千葉県	H21.4.14	無	46	26	56.5	千葉市、市川市、木更津市、松戸市、野田市、香取市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、君津市、浦安市、四街道市、船橋市、匝瑳市、印西市、富里市、白井市、銚子市、山武市、多古町、酒々井町
東京都	H18.3.17	無	60	3	5.0	荒川区、葛飾区、東久留米市
神奈川県	H18.4.1	無	39	27	69.2	横浜市(6)、川崎市(2)、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市(2)、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、藤沢市、愛川町、海老名市、大磯町

シルバー派遣届出状況一覧(連合加入団体)

(平成25年12月20日現在)

都道府県	届出年月日	連合本部の実 施事業所として の届出の有・無	連合加入 団体数	届出活動 拠点数	届出率	届出活動拠点名
新潟県	H18.1.18	無	22	22	100.0	新潟市(2)、長岡市、三条市、柏崎市、新発田地域、小千谷市、加茂市、十日町地域、見附市、村上地域、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡、上越市、魚沼市、南魚沼、妙高市、弥彦村、阿賀野市、阿賀町
富山県	H20.6.5	有	15	14	93.3	富山市、高岡市、射水市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、入善町、上市町、立山町、朝日町、南砺市
石川県	H17.3.1	有	18	18	100.0	金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、野々市市、輪島市、津幡町、志賀町、穴水町、能登町、かほく市、七尾市、白山市、宝達志水町、能美市、中能登町、内灘町
福井県	H17.3.24	有	15	8	53.3	福井市、若狭、勝山市、鯖江市、坂井市、若狭町、越前町、高津町
山梨県	H21.7.27	無	9	2	22.2	東部広域、峡中広域
長野県	H20.10.21	無	21	9	42.9	長野、松本地域、上田広域、岡谷下諏訪広域、飯田広域、伊那広域、中野広域、北アルプス広域、佐久
岐阜県	H21.3.3	無	40	19	47.5	岐阜市、大垣地域、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、関ヶ原町、大野町、揖斐川町、海津市、中津川市、下呂市、本巣市、郡上市、飛騨市
静岡県	H21.3.23	無	37	11	29.7	浜松市(3)、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、牧之原市、静岡市(2)、伊豆の国市
愛知県	H17.3.23	無	57	53	93.0	名古屋市(4)、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、長久手町、北名古屋市、扶桑町、蟹江町、愛西市、武豊町、幸田町、みよし市、東郷町、豊山町、清須市、大口町、あま市、大治町、弥富市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、東栄町、田原市
三重県	H21.1.22	有	25	11	44.0	津市、四日市市、松坂市、桑名市、伊賀市、名張市、亀山市、東員町、志摩市、川越町、いなべ市
滋賀県	H17.8.1	有	19	17	89.5	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、日野町、竜王町、多賀町、愛荘町、野洲市、高島市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市
京都府	H21.1.22	無	22	18	81.8	京都市(3)、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、与謝広域、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、京田辺市、南丹市、久御山町、精華町、京丹後市
大阪府	H17.3.31	無	42	38	90.5	大阪市(4)、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町
兵庫県	H20.6.3	有	39	39	100.0	神戸市(6)、姫路市、尼崎市(2)、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生・上郡広域、豊岡市、加古川市、たつの市・太子町広域、赤穂市、西脇・多可、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、加西市、三田市、加東市、加古郡広域、中播磨広域、佐用町、養父市、朝来市、丹波市、篠山市、猪名川町、宍粟市、美方郡広域、南あわじ市、淡路市、小野市

シルバー派遣届出状況一覧(連合加入団体)

(平成25年12月20日現在)

都道府県	届出年月日	連合本部の実 施事業所として の届出の有・無	連合加入 団体数	届出活動 拠点数	届出率	届出活動拠点名
奈良県	H17.3.7	有	28	13	46.4	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、斑鳩町、磯城郡、広陵町、上牧町、香芝市、桜井市、葛城市、平群町
和歌山県	H17.3.25	無	18	11	61.1	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、白浜町、有田川町、みなべ町、串本町
鳥取県	H19.10.1	無	15	5	33.3	鳥取市、倉吉市、境港市、南部広域、米子広域
島根県	H19.7.30	有	11	8	72.7	松江市、浜田市、出雲市、益田市、奥出雲町、安来市、江津市、雲南市
岡山県	H17.3.16	無	21	7	33.3	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、浅口市、早島町、真庭市
広島県	H19.3.7	無	22	20	90.9	広島市(2)、呉市、竹原市、三原市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、江田島市、北広島町、尾道市、神石高原町、世羅町、安芸太田町
山口県	H19.11.15	無	14	13	92.9	下関市、宇部市、山口市、萩広域、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井広域、美祿市
徳島県	H19.3.30	有	24	12	50.0	徳島市、阿南市、藍住町、鳴門市、勝浦町、北島町、三好市、小松島市、吉野川市、美馬市、つるぎ町、阿波市
香川県	H17.11.1	有	15	11	73.3	坂出市、仲善広域、東かがわ市、宇多津町、多度津町、綾川町、三豊市、さぬき市、丸亀市、高松市、観音寺市
愛媛県	H17.3.23	無	17	3	17.6	松山市、新居浜市、四国中央市
高知県	H21.1.6	無	20	1	5.0	高知市
福岡県	H20.7.15	有	44	43	97.7	北九州市(2)、福岡市(2)、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川地区、柳川市、嘉麻・桂川広域、朝倉市、八女広域、筑後市、大川市、中間市、小郡大刀洗広域、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、那珂川町、古賀市、福津市、岡垣町、宮若・小竹、行橋市、豊前・上毛、新宮町、遠賀町、筑前町、うきは市、苅田町、粕谷町、築上町、みやこ町、みやま市、志免町、篠栗町、大木町、須恵町
佐賀県	H21.3.30	無	20	7	35.0	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、鹿島市、武雄市、小城市
長崎県	H21.2.25	無	17	12	70.6	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、長与・時津、西海市、雲仙市、南島原市、波佐見町、壱岐市
熊本県	H18.1.4	無	39	6	15.4	熊本市、八代市、長洲町、菊陽町、合志市、玉名市
大分県	H19.12.25	無	14	12	85.7	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼津地域、宇佐市、豊肥地域、国東市、由布市、豊後高田市、杵築市
宮崎県	H19.11.20	有	20	5	25.0	宮崎市、都城市、小林市、えびの市、国富町
鹿児島県	H18.9.22	有	34	28	82.4	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、伊佐市、南さつま市、霧島市、西之表市、南九州市、日置市、さつま町、姶良市、曾於市、志布志市、大崎町、徳之島町、和泊町、知名町、指宿市、湧水町、肝付町、南大隅町、錦江町、垂水市
沖縄県	H17.3.25	無	16	7	43.8	那覇市、うるま市、糸満市、西原町、北谷町、豊見城市、名護市
合計	届出47	15	1,302	798	61.3	

()は支部実施分を含めた数

シルバー派遣届出状況一覧(国庫補助対象団体)

(平成25年12月20日現在)

都道府県	届出年月日	連合本部の実 施事業所として の届出の有・無	国庫補助 団体数	届出活動 拠点数	届出率	届出活動拠点名
北海道	H21.3.31	無	37	4	10.8	夕張市、苫小牧市、江別市、千歳市
青森県	H21.3.26	無	13	13	100.0	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、おいらせ広域、つがる市、平川市、中部上北、中泊町
岩手県	H21.4.27	有	19	19	100.0	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、矢巾町、紫波町、一戸町、金ヶ崎町、大槌町、八幡平市、滝沢村
宮城県	H20.12.19	無	27	26	96.3	仙台市(2)、石巻市、塩釜市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、大河原町、亘理町、白石市、松島町、七ヶ浜町、利府町、柴田町、加美町、富谷町、南三陸町、丸森町、美里町、栗原市、登米市、東松島市、涌谷町、大崎市
秋田県	H21.3.31	有	12	11	91.7	秋田市、能代市、横手市、大館市、由利本荘市、男鹿市、湯沢市、大仙市、鹿角地域、北秋田地域、仙北市
山形県	H21.4.10	無	17	17	100.0	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄・最上地域、寒河江市、上山市、村山市、長井・西置賜地域、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、東置賜、庄内町
福島県	H20.12.18	無	28	22	78.6	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河・西郷広域、南相馬市、喜多方市、そうま広域、二本松市、三春町、国見町、伊達市、本宮市、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、棚倉町、玉川村、小野町、田村市、須賀川市
茨城県	H19.3.30	無	36	31	86.1	水戸市、日立市、土浦市、石岡地方広域、筑西市、龍ヶ崎、下妻地方広域、常総市、常陸太田市、ひたちなか市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、東海村、銚田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、阿見町、笠間市、行方市、稲敷市、結城市、板東市、美浦村、かすみがうら市、つくばみらい市、境町、守谷市、古河市
栃木県	H21.3.31	無	26	24	92.3	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、茂木町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、上三川町、下野市、那須烏山市、市貝町、岩舟町、さくら市、那珂川町、那須町、佐野市
群馬県	H21.3.30	無	16	13	81.3	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吉岡町、みどり市、太田市
埼玉県	H18.3.1	無	59	52	88.1	川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、朝霞地区、新座市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉見町、長瀬町、寄居町、白岡市、吉川市、東松山市、戸田市、伊奈町、ふじみ野市、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、神川町、上里町、杉戸町、松伏町、皆野町、美里町、さいたま市
千葉県	H21.4.14	無	39	26	66.7	千葉市、市川市、木更津市、松戸市、野田市、香取市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、君津市、浦安市、四街道市、船橋市、匝瑛市、印西市、富里市、白井市、銚子市、山武市、多古町、酒々井町
東京都	H18.3.17	無	60	3	5.0	荒川区、葛飾区、東久留米市
神奈川県	H18.4.1	無	31	27	87.1	横浜市(6)、川崎市(2)、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市(2)、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、藤沢市、愛川町、海老名市、大磯町

シルバー派遣届出状況一覧(国庫補助対象団体)

(平成25年12月20日現在)

都道府県	届出年月日	連合本部の実 施事業所として の届出の有・無	国庫補助 団体数	届出活動 拠点数	届出率	届出活動拠点名
新潟県	H18.1.18	無	22	22	100.0	新潟市(2)、長岡市、三条市、柏崎市、新発田地域、小千谷市、加茂市、十日町地域、見附市、村上地域、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡、上越市、魚沼市、南魚沼、妙高市、弥彦村、阿賀野市、阿賀町
富山県	H20.6.5	有	14	14	100.0	富山市、高岡市、射水市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、入善町、上市町、立山町、朝日町、南砺市
石川県	H17.3.1	有	18	18	100.0	金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、野々市市、輪島市、津幡町、志賀町、穴水町、能登町、かほく市、七尾市、白山市、宝達志水町、能美市、中能登町、内灘町
福井県	H17.3.24	有	15	8	53.3	福井市、若狭、勝山市、鯖江市、坂井市、若狭町、越前町、高浜町
山梨県	H21.7.27	無	9	2	22.2	東部広域、峡中広域
長野県	H20.10.21	無	21	9	42.9	長野、松本地域、上田広域、岡谷下諏訪広域、飯田広域、伊那広域、中野広域、北アルプス広域、佐久
岐阜県	H21.3.3	無	23	19	82.6	岐阜市、大垣地域、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、関ヶ原町、大野町、揖斐川町、海津市、中津川市、下呂市、本巣市、郡上市、飛騨市
静岡県	H21.3.23	無	33	11	33.3	浜松市(3)、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、牧之原市、静岡市(2)、伊豆の国市
愛知県	H17.3.23	無	55	53	96.4	名古屋(4)、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、長久手町、北名古屋市、扶桑町、豊江町、愛西市、武豊町、幸田町、みよし市、東郷町、豊山町、清須市、大口町、あま市、大治町、弥富市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、東栄町、田原市
三重県	H21.1.22	有	18	10	55.6	津市、四日市市、松坂市、桑名市、伊賀市、名張市、亀山市、東員町、志摩市、いなべ市
滋賀県	H17.8.1	有	17	17	100.0	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、日野町、竜王町、多賀町、愛荘町、野洲市、高島市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市
京都府	H21.1.22	無	21	18	85.7	京都市(3)、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、与謝広域、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、京田辺市、南丹市、久御山町、精華町、京丹後市
大阪府	H17.3.31	無	37	37	100.0	大阪市(4)、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、熊取町
兵庫県	H20.6.3	有	39	39	100.0	神戸市(5)、姫路市、尼崎市(2)、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生・上郡広域、豊岡市、加古川市、たつの市・太子町広域、赤穂市、西脇・多可、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、加西市、三田市、加東市、加古郡広域、中播磨広域、佐用町、養父市、朝来市、丹波市、篠山市、猪名川町、宍粟市、美方郡広域、南あわじ市、淡路市、小野市

シルバー派遣届出状況一覧(国庫補助対象団体)

(平成25年12月20日現在)

都道府県	届出年月日	連合本部の実 施事業所として の届出の有・無	国庫補助 団体数	届出活動 拠点数	届出率	届出活動拠点名
奈良県	H17.3.7	有	22	13	59.1	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、斑鳩町、磯城郡、広陵町、上牧町、香芝市、桜井市、葛城市、平群町
和歌山県	H17.3.25	無	13	11	84.6	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、白浜町、有田川町、みなべ町、串本町
鳥取県	H19.10.1	無	12	5	41.7	鳥取市、倉吉市、境港市、南部広域、米子広域
島根県	H19.7.30	有	9	8	88.9	松江市、浜田市、出雲市、益田市、奥出雲町、安来市、江津市、雲南市
岡山県	H17.3.16	無	17	7	41.2	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、浅口市、早島町、真庭市
広島県	H19.3.7	無	21	20	95.2	広島市(2)、呉市、竹原市、三原市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、江田島市、北広島町、尾道市、神石高原町、世羅町、安芸太田町
山口県	H19.11.15	無	13	13	100.0	下関市、宇部市、山口市、萩広域、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井広域、美祢市
徳島県	H19.3.30	有	12	12	100.0	徳島市、阿南市、藍住町、鳴門市、勝浦町、北島町、三好市、小松島市、吉野川市、美馬市、つるぎ町、阿波市
香川県	H17.11.1	有	11	11	100.0	坂出市、仲善広域、東かがわ市、宇多津町、多度津町、綾川町、三豊市、さぬき市、丸亀市、高松市、観音寺市
愛媛県	H17.3.23	無	9	3	33.3	松山市、新居浜市、四国中央市
高知県	H21.1.6	無	13	1	7.7	高知市
福岡県	H20.7.15	有	43	43	100.0	北九州市(2)、福岡市(2)、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川地区、柳川市、嘉麻・桂川広域、朝倉市、八女広域、筑後市、大川市、中間市、小郡大刀洗広域、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、那珂川町、古賀市、福津市、岡垣町、宮若・小竹、行橋市、豊前・上毛、新宮町、遠賀町、筑前町、うきは市、苅田町、粕谷町、築上町、みやこ町、みやま市、志免町、篠栗町、大木町、須恵町
佐賀県	H21.3.30	無	10	7	70.0	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、鹿島市、武雄市、小城市
長崎県	H21.2.25	無	14	12	85.7	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、長与・時津、西海市、雲仙市、南島原市、波佐見町、壱岐市
熊本県	H18.1.4	無	16	6	37.5	熊本市、八代市、長洲町、菊陽町、合志市、玉名市
大分県	H19.12.25	無	12	12	100.0	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、日津地域、宇佐市、豊肥地域、国東市、由布市、豊後高田市、杵築市
宮崎県	H19.11.20	有	13	5	38.5	宮崎市、都城市、小林市、えびの市、国富町
鹿児島県	H18.9.22	有	29	28	96.6	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、伊佐市、南さつま市、霧島市、西之表市、南九州市、日置市、さつま町、姶良市、曾於市、志布志市、大崎町、徳之島町、和泊町、知明町、指宿市、湧水町、肝付町、南大隈町、錦江町、垂水市
沖縄県	H17.3.25	無	13	7	53.8	那覇市、うるま市、糸満市、西原町、北谷町、豊見城市、名護市
合計	届出47	15	1,064	789	74.2	

()は支部実施分を含めた数

横領・不正経理等事件一覧表
(平成 22 年 4 月～平成 25 年 12 月)

平成 26 年 12 月 27 日作成

1 秋田県・某 S C

- ・ H 2 2 . 3 . 2
- ・ 前事務局長 (55 歳)
- ・ 平成 14 年 4 月～平成 21 年 11 月に受託作業の収入など 800 万円を着服していた。
- ・ 受託作業の収入を毎月、委託者から現金で集金。帳簿で未収扱いとなっていることがたびたびあったが、ほかの職員が指摘した直後に入金されるなど不自然な点が多かったことから昨年 10 月に調査を実施し、前事務局長に確認したところ認めた。自分の借金の返済などに充てていた。
- ・ 同センターは退職金で弁済させた。
- ・ センターは、元事務局長に約 2,766 万円の損害賠償を求め地裁に提訴 (22 年 9 月 18 日)
- ・ 秋田地裁は同センター元事務局長 S 被告に対し、懲役 3 年 6 カ月 (求刑懲役 4 年) を言い渡した (23 年 4 月 6 日)

2 滋賀県・某 S C

- ・ H 2 2 . 9 . 1 3
- ・ センター元職員
- ・ 平成 18 年から平成 20 年にかけて、請負した剪定業務の枝葉ゴミ処分の運搬業務を職員 (既に退職) 自ら行い、その就業報告書の氏名をセンター会員名で報告し、その会員の口座に振り込まれた配分金を、会員から受領していた。
- ・ 関係者に対する処分 (平成 22 年 8 月 31 日付け)
 - 現理事長 役員報酬 1 割 2 カ月返上
 - 現事務局長 戒告
 - 元職員 既に退職しているので処分出来ないが、退職金 (555,200 円) の自主返納
 - N 会員 厳重注意処分

3 新潟県・某 S C

- ・ H 2 3 . 3 . 2 2
- ・ センター職員 (32 才)
- ・ 平成 19 年 4 月から平成 22 年 11 月にかけて、受注した独居老人家事サービス業務の請負代金を、休日等時間外を利用して集金担当者回収前に当該職員自ら回収し、会計担当者に納入せず着服した。11 月に会計担当、集金担当職員から理事長に相談があり、横領が発覚した。
- ・ 横領総額 : 7,395,025 円 (H23.2.7 損害金全額回収済)
- ・ 横領動機 : 消費者金融借入、新車購入ローン等多重債務を主因とし、日々の資金繰

りに困窮して横領を繰り返した。

- ・処分：H23.3.25 付 本人を懲戒解雇処分
事務局長等処分は保留（臨時理事会）
- ・新潟県への報告：H23.4.12 不正経理問題指示事項の報告
H23.4.22 再発防止策の報告
- ・労働局への対応：H23.3.23 会計監査 新潟労働局職業対策課・需給調整事業室
H23.3.24 報告要求
H23.4.4 報告書提出

4 山形県某 SC

- ・H21.3.9（H23.5 新聞報道により報告）
- ・センター業務担当囑託職員
- ・平成 20 年 3 月から平成 21 年 3 月までの 1 年間に顧客の未収金を回収し着服した。未収金の確認を頻繁に行ったところ、当該職員が自ら着服を認めた。
- ・着服金額：24 件、193 万円となった。
- ・動機：夫が失業中、義父・義母が高齢で病気がちで生活に困窮していた。
- ・返済：3.17 着服金全額返済
- ・処分：解雇
- ・公表：小さい集落であり、公表すれば本人が特定され、これからの生活が困難になる可能性ありと、未公表。
- ・再発防止策：経理担当を増員し、2 名体制でダブルチェックと内部けん制を図った。
- ・山形県への対応：理事長・事務局長会議を開催し、報告予定。

5 山形県某 SC

- ・H23.5.6
- ・センター臨時職員
- ・平成 22 年 10 月から平成 23 年 5 月までの間、代金回収を自ら行い着服した。発注者の再度就業依頼があり、未収金督促で既払いが判明。事務局長の事情聴取により当該職員が着服を認めた。
- ・着服金額：18 件 合計 102 万円
- ・動機：夫が病気で生活費に困っていた。
- ・返済：5.30 全額返済
- ・処分：5.31 理事会を開催し、本人は懲戒解雇処分、理事長以下課長まで減給
刑事告訴は見送り
- ・再発防止：経理事務担当者を増員し、相互チェック体制をとる。現金・預金・領収書の取扱者を限定し、遵法意識醸成の研修を実施する。
- ・山形県への対応：理事長・事務局長会議を開催し、報告。

6 群馬県某 SC

- ・ H 2 3 . 1 1 . 2 5
- ・ センター某事務所長 (53 歳)
- ・ 23 年度より所長自ら未収金を回収し、私的流用していた。23 年度より未収金件数の増加傾向が見られたため、所長に説明を求めたところ、「督促し、回収に努める。」との回答があったが、回収が進まないため、再度説明を求めたところ、不正を認めた。
- ・ 着服金額 : 21 件 1,894,111 円 (12 月 2 日全額返済)
- ・ 処分 : 本人 職員就業規則第 4 条、第 11 条、第 47 条の規定により懲戒免職
事務局長 職員就業規則第 47 条 (監督責任) により戒告処分
- ・ 再発防止 : 現金收受の場合、その都度センター本署に受領簿を Fax にて報告することにより、チェックの強化を行う。週に 1 度は事務所を巡回し、未収金状況と収受処理のチェックを実施する。
さらに、職員への法令・規則の遵守について研修を実施する。
- ・ 行政への報告 : 平成 23 年 11 月 28 日市福祉部長、介護高齢課長に報告

7 奈良県某 SC

- ・ H 2 3 . 1 2 . 2 7
- ・ センター経理担当者
- ・ 事情聴取により当時の経理担当者が法人名義預金から 4,770,600 円着服したことを認めた。H 2 4 . 1 . 1 7 臨時理事会を開催。
- ・ 着服金額の弁済 : 1/20 4,770,600 円全額を当該職員が弁済する。
- ・ 調査委員会 : 経理事件調査委員会の開催 3 回
- ・ 会計士調査 : 臨場調査 2 回
- ・ 労働局調査 : 臨場調査 2 回
- ・ 処分、1/26 当該職員を懲戒解雇処分
- ・ 再発防止 : (1) 職員の人事交流
(2) 経理事務体制の改善
 - ① 銀行印保管場所の改善
 - ② 出金の随時妥当性検証
 - ③ 預金通帳と、銀行公印簿の定期的な照合
 - ④ 現金出納簿・郵券管理簿・収入印紙管理簿の定期的残高照合

8 愛媛県某 SC

- ・ H 2 3 . 2 .
- ・ センター事務局長 (H19.9~H23.2 72 歳)
- ・ 事務局長は在職中の 3 年 5 カ月にわたり、勤務中にセンター受託の業務に従事し、

配分金を不正に受給していた。会員からの投書により発覚し、理事長らの事実確認により、不正を認め（不正受給：47件 318,309 円）、全額を返納し、2月末辞職した。

センターはこの件につき、正会員の会（H23.4.30）、理事会、総会（H23.5.30）において報告したが、会員からの前事務局長の処分や、会員への報告内容に不満が残り、H24.5.24 付新聞報道となった。

- ・処分：5.30 臨時総会を開催し、理事、監事全員が引責辞任した。
- ・再発防止：理事長をはじめ役員等の管理体制を強化する。

9 愛知県某 SC

- ・ H25.1
- ・ センター事務局長補佐（S54 年採用 54 歳）
- ・ H22 年 6 月に取引事業者と共謀し、ごみ袋などの虚偽の請求書 3 通を作成し、納品させずに、合計 45 万 7 千円あまりを事業者名義の口座に振り込ませ、着服した模様。センターが H25.1.10 付けで警察署に被害届を提出し、同 16 日に逮捕された。翌日新聞・テレビで報道された。その後の捜査で、2 月 6 日別件の詐欺 28 万 4 千円で再逮捕となった。（センター内の調査では被害額は 130 万円）
- ・ 犯行の直接の動機は不明。
- ・ 3 月 25 日の理事会で、事務局長補佐の懲戒解雇、退職金不支給を決議し、同日付けで本人に通知した。
- ・ 経理処理体制について：当該事件にかかる経理処理は、発注から納品確認に至るまで、当事者一人によるものであった。チェック機能がかからない状況での犯行であった。
- ・ 再発防止策：今回の不祥事の原因を究明して再発防止策の遂行を徹底し、綱紀粛正及び服務規律の確保に努める。
- ・ 愛知労働局、愛知県への報告は済

10 岐阜県某 SC

- ・ H24.10
- ・ センター前事務局長
- ・ 事務局長職にありながら、H15 年度から動物死体回収業務・野生動物死体処理を他の会員 2 名と実施。H16 年からは単独で回収を行い、9 年間にわたり配分金 951 万 8 千円あまりを不正に受給した。センターと本人の協議により H23 年 11 月 30 日に全額返金された。
- ・ 平成 21 年～23 年にわたり、緊急雇用創出事業（17 事業）の受託に際し、一部について就業実態のない会員等に不正に配分金を支給したほか、職員の残業手当等に充てた。新聞報道では不正受給は 1000 万円になるとしている。
- ・ H24.3.31 事務局長を辞職し、センターの監事に就任したが、同年 9 月の理事会で

辞任した。

- ・現在調査中

11 埼玉県某 SC

- ・ H25.1
- ・ センター事務局次長(56)、業務担当(44)
- ・ 平成 24 年度の市発注の除草業務 2 件について、一部就業実態のない会員に配分金 154 万円あまりを不正に支給した。
- ・ センターは調査の結果、8/27 新聞発表し、同日次長を 4 か月停職、業務担当 2 か月停職処分としたが、次長は依願退職した。
また、監督を怠ったとして、前事務局長が 50%、理事長が 40%、全副理事長が 10% の給与を返還する。
なお、不正に支給した配分金については会員に返還を求める。
- ・ 再発防止策：適切な事務処理ができるよう、チェック体制を見直す。

12 岐阜県某 SC

- ・ H25.3
- ・ センター
- ・ H24 年度にセンターは行動費名目で代表理事に 35 万円、費用弁償として理事 9 人に約 65 万円、特別手当として複数の会員に 11 万円支給しており、市の監査委員会から不適正とされた。
- ・ 市は当該年度の補助金 600 万円の返還請求を行った。

147

不正経理・不正受給事件防止のための対策

平成26年1月16日

摘要	不正の内容	不正防止策
役員・職員による不正	配分金不正受給 架空の会員を就業させたり、水増しや過払いを返却させたりして着服	会員登録管理の厳格化(架空会員の排除、就業状況の管理) 配分金支出事務の厳格化(請求書、領収書等の照合チェック) 口座振り込みの徹底 (受取配分金、支払配分金の収支一致の原則)→※決算では一致
	現金、預金の着服	毎日の現金残高確認、月末預金残高照合(出納責任者、経理責任者) 印鑑、通帳等を別保管、管理
	役員報酬、職員給与等の不正受給	支払請求書と振込金額のチェック 出勤簿、超過勤務命令簿等の照合チェックによる支給
	不正支出による着服 領収書の偽造、改ざんによる不正	支払同による決裁徹底 契約書、納品書、請求書、領収書(連番付予)と書損書類管理の徹底 固定資産台帳、備品台帳の整備と棚卸照合
	売上代金着服 売上代金を現金で回収し、経理担当者へ引き継がずに着服	現金回収の原則禁止、口座振り込みの励行 領収書発行の一元化、厳格化(連番、控の管理) 未収金督促の励行(納付期限の厳守) 代金回収担当者以外の回収禁止
会員による不正	配分金の不正受給 配分金の水増し、架空就業による不正受給	配分金支出事務の厳格化(請求書、領収書等の照合チェック) 口座振り込みの徹底
	売上代金の着服 駐輪場等代金を不正に着服	会員による売上代金受領の原則禁止 整理券、利用券等のチェック、日々の領収書原符と売上額の照合チェック
	個人就業による着服 センターを介さず、個人で請負い代金を着服	会員への周知徹底(罰則規程) 顧客サービスの徹底(注文勧奨)

連合本部より全シ協に報告していただく事項

	報告事項 (通知年月日)	報告様式	報告時期
1	訴訟事例報告 (平成 22 年 8 月 9 日)	様式 添付資料	随時
2	是正指導報告 (平成 22 年 8 月 9 日、平成 23 年 5 月 20 日)	是正指導を受けた写し等書類	随時
3	民業圧迫事案報告 (平成 23 年 1 月 12 日)	様式 添付資料	随時
4	会計検査受検情報報告	任意	随時

【担当】 全国シルバー人材センター事業協会
 業務部 指導課
 TEL : 03-5665-8015
 FAX : 03-5665-8021
 E-mail : zsk@sjc.ne.jp

添付書類

1. シルバー人材センターの訴訟事例等の調査の実施について (平成 22 年 8 月 9 日)
2. シルバー人材センター事業に係る労働局による指導に関する報告について (平成 23 年 5 月 20 日)
3. シルバー人材センターにおける民業圧迫事案への対応について (平成 23 年 1 月 12 日)

22 全シ協第 81 号

平成 22 年 8 月 9 日

各都道府県シルバー人材センター連合会

事務局長 殿

社団法人 全国シルバー人材センター事業協会

事務局長 末竹 正男

シルバー人材センターの訴訟事例等の調査の実施について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当協会の運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全シ協ではシルバー人材センター事業における訴訟事例等の実態を事務局長会議を始め、各種研修等の場を通し紹介し、再発防止に努めているところです。

そこで今般、再発防止の一助とするため、全国で発生している訴訟事例の実態を調査させていただくことにいたしました。

つきましては、平成 19 年度以降の事例を（継続事例も含む）を別紙「訴訟事例」にご記入のうえ、平成 22 年 8 月 27 日（金）までにご報告いただきますようお願いいたします。調査対象団体は、連合加入団体といたします。

また、事例が無い場合でもお手数ですがご報告下さい。

さらに、今後、訴訟事例、労働局からの是正指導等を受けた事例等がありました場合は、その都度、指導課にご報告いただきますようよろしくお願いいたします。

訴訟事例は、別紙「訴訟事例」の様式で、是正指導書は、原本の写しをご報告願います。

【担当】全シ協 指導課

TEL：03-5665-8015（直通）

FAX：03-5665-8021

電子メール：zsk@sjc.ne.jp

訴訟事例 () 連合

提訴年月日	センター名	原告	被告	事故/訴訟内容	損害賠償請求額	結果(判決等)日	結果/途中経過(裁判所名、判決等)
例：H●●●●	●●シルバーク人材センター	会員	発注者とセンターと代表者理事	機械で鉄板を折り曲げる作業中に、操作を誤り左手指を切断。危険性の高いと認められる仕事を受注しており、安全配慮義務、安全保護義務で訴訟される。	各●●万円 計●●万円	H●●●●●●	センターは●●●●万円で和解。(シルバーク人材センターは発注者に先払いの慰謝料●●万円と●●万円の損害賠償額の支払となった。)

23 全シ協発第 40 号

平成 23 年 5 月 20 日

各都道府県シルバー人材センター連合会

事務局長 殿

社団法人全国シルバー人材センター事業協会

事務局長 末 竹 正 男

(公 印 省 略)

シルバー人材センター事業に係る労働局による指導に関する報告について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から当協会の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全シ協ではシルバー人材センター事業における訴訟事例等の実態や是正指導事例など、事務局長会議をはじめ各種研修等で紹介し、違法事案等の再発防止に努めているところです。

平成 22 年 8 月 9 日付 22 全シ協発第 81 号「シルバー人材センターの訴訟事例等の調査の実施について」にて調査を依頼した際に、その後の訴訟事例、労働局の是正指導事例の発生の都度報告をお願いしたところですが、残念ながら、最近全国の労働局が派遣業への指導強化の関係から、各シルバー人材センターに立ち入り調査を行い、違法就業等の是正指導を実施していますが、迅速な報告をいただいております。

つきましては、今後のシルバー人材センター事業の早期の適正化を図るため、労働局からの指導の情報がより次第報告していただくとともに、是正指導の都度、全シ協指導課あてご報告（是正指導書等）いただきますよう再度お願いいたします。

【担当】全シ協 指導課

TEL : 03-5665-8015 (直通)

FAX : 03-5665-8021

電子メール : zsk@sjc.ne.jp

152

No.	受付日	分野	質問内容	回答
1	25 4 9	団体運営	1 公益社団法人であるシルバー連合が全シ協の社団法人役員賠償責任保険(以下「役員保険」といいます。)に当該年度の当初から加入する場合において、被保険者となる理事が当該年度の5月末の定時総会において交臂することが明らかであっても、その者を被保険者として申し込むことになりましたか。 2 役員保険において、加入申込後、加入期間満了までの間に理事の数が増えたときは、保険料又は保険金支給の額に変更はありますか。 3 保険事故が発生し、保険金の支給が可能であるときは、当該保険金を請求できる期間に制限はありますか。 4 役員保険において、被保険者である理事が、加入者法人の債務不履行を放置して債権者に損害を与えたことに起因する賠償は、法人法第117条に規定する第三者に対する賠償に当たるから保険金支給の対象となるのかと考えてよいですか。	1 役員保険における被保険者は、加入申込時に加入者法人の理事又は監事若しくは管理職従業員の職にある者が対象となるとされています。 2 加入者法人は、加入後において被保険者である理事等が退任、交臂したとき、又は理事等の人数が増え、若しくは減ったときであっても、特段の手続き等を要することはなく、また、それを原因として保険料又は保険金の額にも変更を生じません。 3 普通保険約款第30条の規定により、保険金請求権は、保険金の請求ができる日として保険約款で定める日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅するとされています。 4 加入者法人の債務不履行につき当該法人の理事としてなすべき対応を怠ったことによることが明らかな損害に係る賠償については、法人法第117条に抵触することを認識しながら行った行為として、普通保険約款第5条の③「法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断される合理的な理由がある場合を含む。)行った行為に因る損害賠償請求」に該当することから、保険金は支払われないとされています(引受保険会社回答による。)
2	25 4 12	団体運営	総会の招集通知と一緒に送付する委任状の書式例が、新しい運営の手引P.55に出ています。次席者が権限を委任できるのは、正会員となっています。当センターでは、以前から委任状に「議長を代理人として、権限を委任する」とあらかじめ印刷したものを会員に送付していますが、これには問題がありますか。議長に権限を委任できない場合、理事長に委任してもよいですか。	議長に代理権を委任することについては、総会における議長の議決権行使の取扱いが問題となると考えられます。議長の議決権行使については、法律等で制限されているものではありませんが、議長の職務権限の中心をなすのは議事整理権であり、中立・公平な立場で議事進行を行うべき責務を担っていることから、それを認めない取扱いが適当であると考えられています。 また、理事長への代理権の委任については、理事長が総会における議案を提案する立場になるため、代理権を委任する相手としては適当ではないと考えられます。
3	25 4 22	団体運営	県内のセンターで、地方公共団体の議員の現職をセンターの役員にしてよいか相談があったが、どうか。	地方自治法92条の2は、地方自治体の事務執行の適正と議会の公正を確保するために、議員個人が当該地方自治体と利害関係に立つことを禁止しています。当該地方自治体から請負をしている法人について、一定の場合には取締役等になることを禁止しています。 では、どの程度の量の請負関係が禁止されるかというと、法文上は明確な基準は規定されておりませんが、最高裁判例によれば、役員である法人(団体)の全体の業務量の半分を超える量を当該地方公共団体との取引が占めている場合は、それだけで法人(団体)は「主として同一の行為をする法人」に該当します。また、法人(団体)の業務量の半分を超える場合でも、業務の主要な部分を占めている場合には該当すると判断されることもあります。 したがって、確実な基準はありませんが、センターの受注に対し当該地方公共団体からの受注が40%以上になると、議員をセンターの役員にすることは難しいと考えられます。 また、全体の業務量の40%にはなっていない場合でも、公益法人の観点からは、特定の地方公共団体の議員が役員になることは控えたほうがよいと考えられます。

22 全シ協発第 169 号

平成 23 年 1 月 12 日

都道府県シルバー人材センター連合
事務局 長 殿

(社)全国シルバー人材センター事業協会
事務局 長 末 竹 正 男
(公 印 省 略)

シルバー人材センターにおける民業圧迫事案への対応について

標記について、厚生労働省高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用事業室長から別添のとおり通知があったので、了知願うとともに、傘下のシルバー人材センター（以下「センター」という。）へ通知願います。

民業圧迫事案は、厚生労働省の調査結果のとおり、民業圧迫に関する苦情等の件数は過去 5 年で 66 件、民間事業者等と競合した事例件数は過去 5 年で 127 件と、毎年 300 万件を超える受注件数からみれば、ごくまれなケースではあるが、行政刷新会議事業仕分け等の場において、大変厳しい批判を受けたところです。

つきましては、センター並びに都道府県シルバー人材センター連合本部（以下「連合本部」という。）は、民業圧迫の事案が生じた場合は、下記により速やかな対応をお願いします。

記

1 事案の報告

下記の事案が生じた場合、報告すること。

(1) センターに対し、苦情や抗議等があった場合

- ① センターにおいて、苦情・抗議等の内容及び経緯について事実関係を把握のうえ、別紙によりとりまとめ、連合本部に速やかに報告する。
- ② 連合本部は、別紙報告を受けたときは、センターと共同して事案に対処し、その内容をとりまとめ、(社)全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）業務部指導課に報告する。

153

(2) 連合本部に対し、苦情や抗議等があった場合

連合本部は、苦情及び抗議等の内容及び経緯について事実関係を把握のうえ、別紙によりとりまとめ、全シ協業務部指導課に報告する。

なお、事案への対処は上記(1)の②によること。

2 是正措置

(1) 報告

①センターは連合本部の助力を得て、是正措置を速やかに行う。

②是正措置を行ったときは、センターは連合本部に、連合本部は全シ協に報告する。

(2) 事案の解決に至らなかった場合

連合本部は、解決に至らなかった要因等を含め、全シ協に報告する。

(3) 全シ協が(2)の報告を受けたときは、当該連合本部と協議を行い、高齢者雇用事業室長事務連絡 記の2の協議会を設置し、事案の解決にあたるものとする。

3 事案の未然防止及び事案の解決にあたっては、事案が生じる(生じた)検証等を行い、室長事務連絡 記の3の事項を踏まえ対応すること。

「民 業 圧 迫」 事 案 報 告

連合名

発生 年月日	年 月 日	センター 名	
申立 者	外 名 連絡先	所属団体	
申立 方法	来 所 ・ 電 話 ・ 投 書 ・ その他 ()		
申 立 内 容			

対 応 者	役職名 氏 名 外 名	対応 場所	
対 応 ・ 交 渉 経 緯			

平成 25 年度全国事務局長会議資料

是 正 措 置 ・ 内 容	※是正措置が行われた後、記入
---------------------------------	----------------

No	受付日	分野	質問内容	回答
1	25 4	9 団体運営	1 公益社団法人であるシルバー連合が全シ協の社団法人役員賠償責任保険(以下「役員保険」といいます。)に当該年度の当初から加入する場合において、被保険者となる理事が当該年度の5月末の定時総会において交臂することが明らかであったも、その者を被保険者として申し込むことになりましたか。 2 役員保険において、加入申込後、加入期間満了までの間に理事の数が増えたときは、保険料又は保険金支給の額に変更はありますか。 3 保険事故が発生し、保険金の支給が可能であるときは、当該保険金を請求できる期間に制限はありますか。 4 役員保険において、被保険者である理事が、加入者法人の債務不履行を放置して債権者に損害を与えたことに起因する賠償は、法人法第117条に規定する第三者に対する賠償に当たらないから保険金支給の対象となるのかと考えてよいですか。	1 役員保険における被保険者は、加入申込時に加入者法人の理事又は監事若しくは管理職従業員の職にある者が対象となるとされています。 2 加入者法人は、加入後において被保険者である理事等が退任、交臂したとき、又は理事等の人数が増え、若しくは減ったときであっても、特段の手続き等をする必要はなく、また、それを原因として保険料又は保険金の額にも変更を生じません。 3 普通保険約款第30条の規定により、保険金請求権は、保険金の請求ができる日として保険約款で定める時の翌日から起算して3年を経過した場合、時効によって消滅するとされています。 4 加入者法人の債務不履行につき当該法人の理事としてなすべき対処を怠ったことにより、明らかに損害に係る賠償については、法人法第117条に抵触することを認識しながら行った行為として、普通保険約款第5条の③「法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断される合理的な理由がある場合を含む。)行った行為に因る損害賠償請求」に該当することから、保険金は支払われないこととされています。(引受保険会社回答による。)
2	25 4	12 団体運営	総会の招集通知と一緒に送付する委任状の書式例が、新しい運営の手引P.55に出ていますが、欠席者が権限を委任できるのは、正会員となっています。当センターでは、以前から委任状に「議長を代理人として、権限を委任する」とあらかじめ印刷したものを会員に送付していますが、これには問題がありますか。議長に権限を委任できない場合、理事長に委任してもよいですか。	議長に代理権を委任することについては、総会における議長の議決権行使の取扱いが問題となると思われます。議長は、議長の議決権行使については、法律等で制限されているものではありませんが、議長の職務権限の中心をなすのは議事整理権であり、中立・公平な立場で議事進行を行うべき責務を担っていることから、それを認めない取扱いが適当であると考えられています。 また、理事長への代理権の委任については、理事長が総会における議案を提案する立場になるため、代理権を委任する相手としては適当ではないと考えられます。
3	25 4	22 団体運営	県内のセンターで、地方公共団体の議員の現職をセンターの役員にしてよいか相談があったが、どうか。	地方自治法92条の2は、地方自治体の事務執行の適正と議会運営の公正を確保するために、議員個人が当該地方自治体と請負関係に立つことを禁止しています。当該地方自治体から議員をしている法人について、一定の場合には取締役等になることを禁止しています。 では、どの程度の量の請負関係が禁止されるかというと、法文上は明確な基準は規定されておりませんが、最高裁判例によれば、役員である法人(団体)の全体の業務量の半分以上を当該地方公共団体との取引が占めている場合は、それだけで法人(団体)は「主として同一の行為をする法人」に該当します。また、法人(団体)の業務量の半分以上を超えない場合でも、業務の主要な部分を占めている場合には該当すると判断されることもあります。 したがって、確実な基準はありませんが、センターの受注に対し当該地方公共団体からの受注が40%以上になると、議員をセンターの役員にすることは難しいと考えられます。 また、全体の業務量の40%にはなっていないとしても、公益法人の観点からは、特定の地方公共団体の議員が役員になることは控えたほうがよさそうです。

156

No	受付日	分野	質問内容	回答
			質問1 シルバー人材センターが収益事業を展開していく上で、理論武装をし、事業に取り組んでいくにあたり、合法的な考え方を教えてください。 質問2 収益事業を実施する場合、会計上は、区分経理となるのか。	そもそも、独自事業は、高齢法第42条第1項第1号の業務に含まれるので、受託事業と同じ位置付けがあるし、また収支相抵にも影響を与えない収益であり、公益目的事業として認められるべきもので、再度、公益目的事業として認められないか、県と協議することも検討してください。 公益認定法上、収益事業等(収益事業、共益事業)は、当該事業の実施により公益目的事業の実施に支障を及ぼさなければ、実施可能である(認定法第5条第7号)。しかし、センターで収益事業を実施する場合、実施しようとする事業の内容によって、センターの業務として行う場合と公益法人として行う場合に分けられるので、留意が必要。 ① センターの業務として収益事業を行う場合 公益法人移行時に一部の都道府県の審議会等の判断により、事業規模が大きい等のため、収益事業として整理された事例があるが、この場合であっても、会員の就業機会の提供のためにに行っていることには変わりはないので(例:介護保険事業)、この位置付けで喫茶店事業を申請し、変更認定を受け、就業機会の確保・提供を行うことも可能であるが、収益事業を起こした場合、法人会計に事務費を割り振ることができないので、注意が必要(内閣府FAQ問VI-1-②、③)。 ② 公益法人として行う場合 実施しようとする収益事業が会員の就業機会と全く結びつかない内容であったり、シルバー事業の仕組みと異なる場合は(例:センター職員(会員を雇った場合を含む)だけで会館の管理事務や喫茶店を行う)、センターの業務としてではなく、公益法人として行うこととなる。これらの経費は国庫補助対象外として整理されるので、注意が必要。また、定款に規定している事業で認めるかどうかも問題となる。 質問2について 公益認定法では、収益事業等に関する会計は、公益目的事業から区分して各収益事業ごとに特別の会計として経理しなければならない(認定法第19条)。公益法人が収益事業等を実施することは可能であるが、公益目的事業費率の計算や収益事業等の利益の少なくとも50%の公益目的事業への繰り入れ義務などがあり、そのため区分経理が求められている。
4	25 8 12	団体運営	センターの会員が任意に仕事の開拓を行い、その獲得した仕事についてセンターに受注しようとしている場合は、当該仕事が高齢者の就業の安全を損ねると判断できる内容を包含しているときは、センターは、その仕事の受注の可否については、どのような根拠に基づきることができますか。	センターは、その定める規約に基づいて高齢者である会員に対して就業の機会を提供するに当たっては、社会通念上当該高齢者の健康(生命身体)の安全)を害する危険性が高いと認められる作業を内容とする仕事の提供を避ける。もって当該高齢者の健康を保護すべき信義上の保護義務(健康保護義務)を負っている(判例:横浜地裁平成15年5月13日)のであるから、会員が任意に就業開拓をして獲得した仕事であっても、この信義上の保護義務により、場合によっては受注をしないと判断する権限を有すると考えます。
5	25 12 2	団体運営	税務署が、その管轄するセンターに対し、国税通則法に基づき関係税法に関する質問検査を行う場合、その取引に関する関係書類の開示を求めたときは、センターは、その質問検査に協力するために、前記関係書類等の関係書類を提出するときであっても、発注者との関係契約書類を提示すれば、その仕事の付託を受けて就業した会員の氏名、住所等の個人情報については、提示しなくても差し支えありませんか。	税務署がセンターに対し、国税通則法の第7章の二(国税の調査)による質問検査権に基づき検査が行われ、協力する場合において、センターは、その協力に当たっては、当該検査の目的として税務当局が提示又は提出を求めている内容が、センターと発注者の受注取引に関するものであると判断できるときは、その受注取引に係る仕事の遂行を付託されて就業した会員の個人情報等までも開示、提供することについては、個人情報保護法の観点から、できるだけ慎重に判断してください。 (参考)国税通則法 第7章の二(抜粋) (当該職員が所得税等に関する調査に係る質問検査権) 第74条の2 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税関の当該職員(税関の当該職員員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。)は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第2条第1項第11号(定義)に規定する課税貨物)をいう。第4号イにおいて同じ。)又はその帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第74条の6まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。 (以下省略)
6	25 12 5	団体運営		

No	受付日	分野	質問内容	回答
7	25 12 17	団体運営	1 消費税改正に伴う全シ協通知(平成25年11月8日付け25全シ協発第162号)を受けて、センターは、消費税引き上げに伴う配分金単価を引き上げ改定するときは、これが消費税転嫁対策特別措置法にいう「転嫁カルテル」に該当すると考えられるから、公正取引委員会に所定の届出が必要となりますか。 2 会員は消費税配分金を受領しても当該消費税を納税することが免れられており、これは「益税」であるといえるから、発注者に、請負代金のうち配分金相当額についてののみその消費税相当額を請求しないとすることは、許されますか。	1 「転嫁カルテル」に該当せず、届出を要しません。 「25全シ協発第162号」は、改正消費税法の施行に当たり、センターにおける消費税転嫁の考え方や消費税を適切に配分金単価に転嫁する場合の方法を説明しているに過ぎず、センターがこれの通知に従って配分金単価等を改めたとしても、それがご指摘の「転嫁カルテル」に該当するものではなく届出も要しないと考えます。 2 税配分金相当額のうち消費税相当を発注者に請求しないことは、不適当といえます。 会員は、請負就業により配分金を受けるとは、消費税法の規定によって事業者が課税取引(課税資産の譲渡等)をすることにより、当該請負業務の発注者に対しては消費税が課される一方、消費税配分金を受領した事業者である会員にあってはその課税売上高が一定額以下である場合には、当該事業者である会員は小規模事業者(課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である者)とされ、消費税の納税が免除されることとなります(消費税法第9条)。しかし、これは、発注者に課された消費税をも免除する趣旨ではなく、「会員に支払われる消費税が益税であるから発注者に請求しない」と判断することは、不適当であり税法上も許されないと考えます。
8	25 12 17	団体運営	市長は、公益法人であるセンターの理事を兼職することは、法令上許されますか。 また、法令上兼職が許される場合は、実務的にはどのような点を留意すべきでしょうか。	地方公共団体の長が企業等の法人の役職を兼職することについては、地方自治法第142条及び同法施行令122条により規定され、その解釈につき判例により追補されています。 これによると、「市長は、当該市に対し仕事の受注契約をする主として同一の行為をする法人(当該市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人以外の法人(地自令第122)であつて、当該市から当該法人の全体の業務量の半分を超える仕事を受注している法人又は全体の業務量の半分を超える場合であっても、当該受注する仕事が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれ類型的高いと認められる程度に達しているような事情がある法人(「主として同一の行為をする法人」につき：十分条件説：最判昭62・10・20判時1260号3頁))の理事となることができない」とされています。 したがって、これに照らし、資セーターが当該市から公共事業等の業務を受託している場合、その業務量の割合を検証することにより、兼職の可否が決まるものと考えられます。 もっとも、兼職が許される場合であっても、その承認手続きや報酬受領の可否等について、市がルールを設定している可能性があるため、そのようなときは、当該市の担当部局との間で、どのような手続が必要となるのかを事前に調整しておく必要があるものと考えられます。 なお、法人に対し市の補助金の交付を受けているかについては、該当要件とはされていません。 (参照条文等) 地方自治法第142条、地方自治法施行令第122条、省令、最判昭62・10・20判時1260号3頁、地方自治法第142条にいう「主として同一の行為をする法人」の「主として」の要件に該当するか否かについては、「当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において『主として同一の行為をする法人』に当たるといふべきものである」とされ、さらに、「当該請負量の当該法人の全体の業務の半分を超える場合であつても、『当該請負が当該業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれ類型的高いと認められる程度に達している』ような事情があるときも該当する」とされています(十分条件説：最判昭62・10・20)。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
9	25 4 8	組織運営	公益社団法人であるセンターが、その会員組織である地域班の班長として選任された者に対して班長手当を支払う場合、どのような点に留意すべきでしょうか。	センターが、その公益目的事業に関する会員の組織活動(班組織等)に要する実費相当経費を一部助成(組織活動助成費)することは差し支えありませんが、事業運営の手引(175頁中「班活動」に対する助成)によれば、この助成の目的は当該組織活動を啓発するためのものであり、「班」に対してするものであるから、班長等「個人」に対する手当とならないよう留意する必要があるとされています。
10	25 5 15	組織運営	①センターの役員が常勤かどうかの判断基準として、「週3日以上出勤する」かどうかを示されていると思いますが、それはどこに規定されていますか。 ②代表理事の定義を教えてください。他の団体から報酬を得ていても、センターの代表理事になることはできますか。	①「常勤」とは、週3日以上出勤することである」との定義は、特例民法法人から公益法人へ移行認定を申請する場合の「申請の手引き」に記載があります。(別紙参照) ②代表理事については、法人法77条に定義がありますが、公益法人を代表し、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。(別紙参照) 代表理事は他の団体から報酬を得てはいいけないという制限は特にありません。
11	25 9 4	組織運営	有料職業紹介の紹介先との基本契約は、連合本部長でなければならぬか。	有料職業紹介における紹介先との基本契約は、連合の実施事業所単位で締結して差し支えない。実施事業所単位が多くなると思われる。契約内容で、取り決める手数料も実施事業所ごとに選んでも差し支えない。
12	25 11 8	組織運営	シルバー連合が行う有料職業紹介事業において、職業紹介事業者となるシルバー連合は、その実施事業所に当該事業を行うために必要な所定の要員を置く際に、「紹介責任者」とその代行者を選任することとされていますが、選任する「代行者」についても、全シ協の行う紹介責任者講習会を受講しなければなりませんか。 なお、紹介責任者として選任予定の者につき経理責任者を兼務する事務所長とし、その代行者として選任予定の者に「出納責任者」を兼務させることを考えていますが、問題ありませんか。	平成24年10月1日付け職発1001第19号都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知によれば、その第1の5のイの(ロ)「紹介責任者」において、「シ様式1号(事業開始届)中、「紹介責任者」の欄は、全シ協が行う講習の受講者等、職業紹介事業を行うに適切な者を実施事業所の専属の者として定め、その者の氏名及び職歴を記入するものとすること」とされており、紹介責任者は、全シ協が行う講習の受講者等とされている一方、その代行者については、特に示されていません。 紹介責任者の代行者は、紹介責任者が欠けた場合などに、当該紹介責任者の職務を代わって行うものである以上、それに際しては、職業紹介事業に関する一定の知識が求められることとなります。当協会では受講することを勧めしています。 また、紹介責任者である事務所長が経理責任者を兼務するときは、それとは別に、出納責任者の選任が必要となりますが、出納責任者に「その代行者」を兼務させて差し支えないものと考えます。 なお、シルバー連合は、これら要員の設置及び選任は、あらかじめ定めるシルバー連合の関係規程に基づいて行うようにしましょう。
13	25 4 8	入会関係	センターの定款において、正会員は「〇〇〇に居住する者」と規定しているところ、住民票を有しない者が入会の申込みをした場合の対応方法について教えてください。 また、事業運営の手引286頁では、「住民票の有無は入会の要件ではない旨」が示されているが、この「入会の要件ではない旨」の主旨は、その居住の証明につき「住民票以外の公的証明書(保証証、住民票、免許書)でもよい」ということなのか、あるいは「本人の申告があれば足り、証明書等の提示は不要」ということなのか、いずれを指すのか教えてください。 なお、このことについて、弁護士に相談したところ、「居住地の確認は、公平を期すために、公的証明書(健康保険証、住民票、運転免許証)による確認が妥当である旨」の見解を受けています。	事業運営の手引(286頁)で示されているとおり、「〇〇〇に住所を有する者」をいい、住民票の有無は入会要件とされません。ご質問の場合、入会申込者が、何らかの理由により住民票を有していない場合でも、当該センターが存する市区町村に住所を有することが確認できれば居住要件を満たすこととなりますが、その確認方法は、各センターの判断に委ねられます。 なお、シルバー派遣における実施事業所において登録(雇用)する場合は、派遣元事業主としての使用者責任(民法第715条第1項)の観点から、シルバー連合が、当該会員に対して、その現在住所を確認できる公的証明書の提示を求めて身元の確認をすることは差し支えないものと考えます。

No	受付日	分野	質問内容	回答
14	25 4	15 入会関係	センターの管轄区域内にある株式会社(センターとの取引関係はないものとします。)の役員であって役員報酬を受けている60歳以上の高齢者が、センターに入会を希望する場合、センターは、その者が定款で規定する正会員の入会要件(管轄区域市区町村に居住する60歳以上の健康で働く意欲のある者)を満たすときは、その入会承認につき特に問題はないと考えますが、どうですか。	ご質問の入会希望者が、現に株式会社役員報酬を受ける役員としての地位を有するときは、センターの定款における正会員としての入会要件に適合しているときであっても、シルバー事業が高年齢退職者を対象として就業機会確保事業である高齢者の趣旨を踏まえれば、役員として報酬を受けながらセンターの会員となつて就業し、配分金を受けることは他の会員との公平性等の観点から問題があると考えられますので、ご理解をお願いします。
15	25 12	6 入会関係	横浜市のセンターの会員が、横浜市内以外の伊東市に別の居住を有し、季節的に両方の居住先を反復移動している場合は、伊東市に居住中にあっては、横浜市のセンターを退会することなく、伊東市のセンターの会員になることはできますか。	ご質問のように季節的に両方の居住先を反復指導している場合であっても、横浜市のセンター会員である以上、同時に、それ以外の市区町村のセンターの会員になることは、センターにおける会員管理等の観点から問題があると考えられます。 現に二つのセンターの会員となっていることが明らかとなるときは、主たる居住以外の市区町村センターからは退会してもらったことが適当でしょう。
16	25 4	8 就業関係	センターにおいて清掃業務に就く会員の親族から、当該就業先は要介護状態にあって健康状態に不安があるので就業を中止させて欲しい旨連絡があったところ、センターとしての対応方法や留意すべき事項があれば教えてください。 なお、要介護状態につき「要支援1」であり、若干の認知度の低下があると推測されるものの、それ以外は不明であるとのこと。	センターは、就業会員の最新の健康状態を必要範囲で把握するよう努めなければならないとされています(事業運営の手引220頁)。 ご質問の場合、センターは、当該就業会員に対して、その親族を交えて面談を行い、できるだけ速やかに医療機関で医師の診察を受けるよう説明、指示し、現在の健康状態につき就業継続の可否等の所見が付記された医師の診断書の提出を求めることが必要です。診断書が提出された際は、その所見等に基づきセンターとして就業継続の可否を判断する必要があります。 ここで留意すべき点は、当該会員に対して要受診を告げる際は親族を交えた面談により行うことが望ましいこと、受診は必ず会員本人の了解を得ること、面談において、診断結果によっては安全就業の観点から就業中止もやむを得ない旨をできるだけ丁寧な説明すること、受診に要した費用は全てセンターが負担すること等が考えられます。
17	25 5	8 就業関係	市役所から公園管理の仕事を年間で受託しており、それを今年度は派遣事業で対応することになりました。市役所とは年間契約を締結していますが、派遣する会員との雇用契約は6ヶ月で一旦切り、締めて6ヶ月の契約を交わします。これは派遣される会員に有給休暇を発生させないためで、連合会からの指導によりそのようにしています。このようにすれば、本当に会員に有給休暇を与えなくてよいのでしょうか。(基準監督署に他の手続きで行った時に確認したところ、有給休暇が発生するので、適切に対応するようにと言われています。)	会員が派遣事業のために、6ヶ月間雇用された場合、有給休暇が発生する(基準監督署のご指摘とおり)ので、会員に有給休暇を付与し、適切に対応して下さい。

No	受付日	分野	質問内容	回答
18	25 5 13	就業関係	シルバークレーン連合の乗務員が、派遣による仕事を遂行中、過失により他人の身体、財物への損害を与えた場合の賠償を、当該乗務員が賠償されるセンターが現在加入するシルバークレーン連合の賠償責任保険(以下「賠償責任保険」といいます。)により、分担、担保することができず、また、この場合、センターの賠償責任保険によって、分担、担保ができないことが明らかとなった。賠償責任保険は、これに備えて新たに、派遣就業に係る賠償責任保険に加入する必要があると考えられますが、どうですか。	派遣労働者が派遣先で就業中、誤って第三者の身体や財物に損害を与えた場合、その賠償責任は、民法第715条の使用人責任として第一次的には被用者である派遣労働者の使用者に当たる派遣元(シルバークレーン連合)が負うこととなるが、当該賠償の原因となる損害につき派遣先の指揮監督権等の行使に帰属性が認められるときは、その賠償責任は、派遣元が負うべき賠償責任が過失相殺されることとなります。 このことを踏まえ、派遣元であるシルバークレーン連合の使用者責任を賠償責任保険により分担、担保することについては、実施事業所が設置される各センターが現在加入する賠償責任保険が受託事業のみを目的とする場合は、派遣事業も含まれるよう契約を改め、対応できるようにすること(各センターで加入する保険会社に問い合わせて確認する必要があります。)、あるいは、シルバークレーン連合において、新たに一般の使用者賠償責任保険等に加入することにより対応すること、が考えられますが、シルバークレーン連合の実施事業等(保険料の負担、手続等)を考慮すれば、現状では、まず前者による検討を行うことが妥当であると考えられます。
19	25 6 28	就業関係	会員の就業途中における交通事故について 前項による就業形態で、会員が就業先に向かう途中、交通事故が発生してしまいました。センターが所有の車で交通事故を起こした場合はセンターが加入している自動車任意保険で対応、また会員が自分の車で交通事故を起こした場合、会員が加入している自動車任意保険で対応するものであるという認識ですが、 ・会員が無保険であり、偶然事故を起こしてしまった。 ・事務局は本人の申告を信じて、保険証書等の確認をしていない。 ・賠償金額が多額であるため、無保険である会員に支払い能力はない。代わりにセンターが賠償すべきである。 → 就業途中に発生した事故のためセンターの責任も否定できないと相手先からセンター側に賠償しろと訴えられた。(センターは保険加入の有無について確認が甘かった) 質問① 同様のケース又は似たケースが全国のセンターで発生し、トラブルとなった事例はあるのか。その場合、どのように解決に至ったか。 質問② センターが相手先から訴えられることがないよう、センターで未然に防止する何かよい方法はあるか。 質問③ 交通事故でトラブルが発生した場合、役員の賠償責任にまで及ぶことはあるのか。	① 同様のケース等については、当協会では具体的に把握しておりません。 ② 就業に関連して、会員所有の車を使用する場合は、必ず任意保険の加入を確認することを徹底すべきです。(徹底するためには、保険証等の写しを求めるといった方法が考えられます。) ③ 事例によって条件が異なってくるので、一概には言えませんが、通常の場合であれば役員にまで責任が及ぶことは少ないと考えられます。

No	受付日	分野	質問内容	回答
			健康保険法の改正があったが、共済保険の被扶養者等については、どうなるか。	共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済)員の被扶養者を前提にお答えします。 例えば、国家公務員の被扶養者は、国家公務員共済組合法に基づき、病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する保険給付が行われることになっていきますので、健康保険法の改正とは関係なく、この法律により給付が行われると考えます。健康保険法とは別の法律なので、健康保険法が改正されたからといって自動的に取扱いが変わるわけではありません。
20	25 7	9 就業関係		【国家公務員共済組合法】 第1条 この法律は、国家公務員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に關して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。
21	25 10	4 就業関係	複数の会員が同じ場所で車列り就業中、一方の会員が誤って他方の会員に草刈機を接触させ、負傷させた場合において、負傷した会員に対する賠償を、シルバー賠償責任保険(以下「賠償責任保険」といいます。)の保険金で充てようとする請求したところ、保険会社から、「賠償責任保険」による保険金は、会員がセンターから請負等契約に基づいて付託された仕事の遂行又はその結果において、「他人」の身体、財物の賠償事故が生じたときに支払われるが、この「他人」には、会員は該当しないため、保険金は支払えない旨の回答がありました。この場合、会員が他人に当たらないとされる理由は、どのような根拠によるものと考えられますか。 なお、負傷した会員には、シルバー賠償責任保険による保険金は支払われています。	ご質問の内容について、東京海上日動火災保険に問い合わせたところ、「シルバー人材センター特別約款」(保険約款)(別添)の第2条(用語の定義)において、「被保険者とは、記名被保険者及びその役員並びに記名被保険者の正会員」と規定されており、受働した会員は、「記名被保険者の正会員」に該当するから、同約款の第1条の「事故の定義」における「他人」には当たらないと解釈、運用されているとのことですが、 これを踏まえると、同じ場所で複数の会員が共同で就業中に会員相互間で傷害事故が生じた場合、加害会員が被害会員に対して負うべき民法第709条による民事上の損害賠償につき、センターが付保したシルバー賠償責任保険又は賠償責任保険によるときは、被害会員の治療費、入院費等の「積極的損害」については、原則として、その全部又は一部をシルバー賠償責任保険によることとなるが、「消極的損害(逸失利益)」及び「慰謝料」については、上記のとおり、賠償責任保険の保険約款上、保険金の支払いの対象外の運用とされていることから、保険金で填補できない損害賠償債務は、最終的には加害会員本人が直接負うことになるかと考えられます。
22	25 4	26 受注関係	1 センターで、高齢者の家庭の清掃、整理作業を請け負う場合、それに付帯する作業として、清掃、整理に伴い生じた粗大ごみを、自動車を使用して廃棄物処理場まで運搬することを請け負うことはできますか。 なお、センターでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第7条の規定に基づき、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者が、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長に対して許可(以下「許可」といいます。)は受けていないものとします。	1 センターは、植木せん定の請負作業に伴い生じた枝葉ごみを回収して定められた廃棄物処理場まで運搬することを「許可」なくして行えます。これは、センターが自らの事業活動により発生したごみを廃棄物処理場に運搬すること(自己持込み)に当たると解釈されています。これを踏まえ、ご質問の運搬の目的となる粗大ごみが、センターが請け負う清掃、整理作業により生じたものであれば、センターはそれを自らの事業活動により生じたものとして、廃棄物処理場に運搬することを「許可」なくして行うことができると考えられます。 2 センターで請け負って差し支えないと考えます。
23	25 5	16 受注関係	小金井市シルバー人材センターが歴史に關する本を販売する仕事の依頼を受けています。この仕事には売上のノルマもなく、本が売ればその金額に応じて一定の手数料が支払われる仕組みになっています。本の在庫管理や代金の回収等は業者が行うことになっており、センターの会員は特にリストに基づいて営業活動をするわけではなく、口コミ等により本の売り込みをするだけです。ただし、本が売れなければ何の報酬も得られません。 このような仕事をセンターで受託することに問題はありますか。	本が売れないと何の報酬も得られない仕事については、それを受託するメリットがセンターにも会員にもあまりないように思われます。 さらに、会員が口コミ等により知り合いに本を売り込むことになると、知り合いやセンター会員へ本を売り始めることが予想されます。つまり、業者は仕事の依頼とセンターへ説明していますが、そのあたりは会員やその知り合いに本を売ることにあるようにも見えます。そうすると、本の売買等に絡んでトラブルが発生する可能性があります。ありますので、今回の依頼は引き受けられない方が賢明な判断であると思われる。

No	受付日	分野	質問内容	回答
24	25 5 23	受注関係	市の所有であって自治会がその助成を受けて管理運営していた共同浴場(いわゆる銭湯)について、市が提示する諸条件(別添資料)に基づき、当センターが包括的に受託することは適当であるか相談します。 なお、当該業務を公益目的事業として行えるか、について管轄庁である兵庫県公益法人課に照会(シルバー連合を介して照会)したところ、「赤字とはならないこと」を要件として収益事業として認められるとの回答を受けています。また、当該業務は、市の意向により、地方自治法第244条の2以下で定める「指定管理権限」により、市の定める条例に基づいて行政処分を受けて行うものではないものとしします。	相談事業である共同浴場の管理・運営業務を、貴センターが、収益事業として包括的に受託することは、後記の理由から不適当であると判断します。なお、当該共同浴場の運営管理者となる事業者から清掃等の個々の業務を受託するのであれば、特に問題はないと考えますので、申し添えます。 (理由) (1) センターは、高齢者の就業機会の確保・提供を目的とする公益法人であるから、市の特別の助成金を受けて行う共同浴場の運営が、この目的に資する事業であると位置付けるには難があり、また、公益法人が市から特別の助成金を受けて公共浴場の運営をすることは、同種事業の一般の民間事業者から、いわゆる民営化などの指摘、批判を受ける可能性が懸念されます。 (2) 貴センターが兵庫県連合会を経由して公益法人の管轄庁である兵庫県公益法人課に問い合わせた相談結果によると、現状のままの共同浴場の運営事業は、「収益事業」として取り扱う必要があるとされ、当初から赤字になることが予測される事業は、収益事業としても認められない等、と回答されています。 (3) そこで、当該公共浴場の運営、経営状況等について、現在まで運営をしている団体が市に報告した利用者の実績、収支状況をみると、ここ数年間における当該共同浴場の利用者は減少の一途をたどり赤字状態となつています。このような状況において、センターが運営を引き継いだとしても、早期の黒字転換は困難であることが予測できます。 (4) 他方、シルバー事業における独自事業とは、「事業運営の手引」によれば、その実施に伴う収支は均等することが原則であり、公益法人であるセンターが多大な利潤を得ることも、赤字経営となることも許されないといわれています(210頁)。 (5) これらを踏まえ、センターが共同浴場を適切に維持・運営するための種々の負担は、相対的に大きなものとなることが想定できるから、本来の公益目的事業(就業機会確保・提供事業)の円滑な運営に支障を来すおそれがあると考えられます。
25	25 7 2	受注関係	センターで受託する業務が委任契約による場合、委任契約は、第三者による義務の履行を禁止する規定はないので、受任者であるセンターは、請負契約と同様に、その旨を契約書等に明示することなくして当然に、当該センターの会員をして委任業務を有効に処理させることができるかの考え方がよいですか。	対人的な信任・信頼関係を基礎に置く委任(準委任)においては、受任者は、原則として、自ら委任業務を処理することを要する(自身義務の原則)とされており、民法上、直接に規定はないものの、当然に第三者をして委任業務が許されるわけではありませぬ。したがって、シルバー事業においても、受託する業務が委任契約によるものであるときは、その契約の締結に際し、単なる受任書ではなく委任契約書に、当該受任者であるセンターの就業会員をして委任業務を処理させる旨を明示し、取り交わしておくことが望ましいでしょう。 他方、請負においては、請負人の負う債務は仕事の完成であるから、その完成に要する役割は、必ずしも自ら提供することとするものではなく、原則として、第三者をして請け負わせる(下請負、再請負)ことができるものと解されています。
26	25 8 19	受注関係	センターが、会員に、仕事の発注に係る見知り等だけでなく、請負契約の締結についても付託することは可能ですか。可能であるときは、どのような点に留意すべきでしょうか。	センターは、仕事の経験が豊かで、知識に優れた会員に対し、発注に係る見知り等を委託することがあります。 見知りは、一定の事実の通知行為に過ぎませんが、契約の締結は、センターの権限において許される法律行為であるから、センターは、それを会員に付託しようとするときは、正式に代理権を付与する必要があると考えます。 この場合、その代理権の範囲を明確にするため、基本代理権等を記載した書面により委任することが適切であり、会員は、その代理権限内において当該センターの代理人となつて契約締結を行うことになることを留意します。かかる請負契約成立の効力は、センターに帰属することになります(民法第98条)。 なお、見知り等をした会員に対する報酬については、「シルバー人材センター事業運営の手引」(198頁の「力会員の働き方とその報酬の取扱い」(Dの(3))が該当します。)、及び290頁の「17-1 会員による下見、見知り」を参照してください。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
27	25 8 30	受注関係	東京都内に本社のあるバイク便の事業者から、当シルバー連合のセンターに、「事業所の活動状況の調査」の仕様の依頼がありました。事業の内容は、会員は、あらかじめ、当県の市内にある株式会社等の複数の事業所(以下「調査対象事業所」という。)の名称及び所在地が記載された一覧表に基づき、現地に外向いてもらい、その場所に、名称とおりの事業所が現存するか調査するということです。具体的には、調査対象事業所が、その外形上、活動していると確認(看板等でその名称が表示されており、かつ、人の出入りも確認できること)できたときは、調査は完了するものとし、外形上の確認が困難であるが事業場として何らかの活動している様子がうかがえる場合は、当該調査対象事業所を訪問し、調査依頼をした事業者の名において、その名称の確認をするというものです。受注するとした場合、どのような点に留意すべきでしょうか。	仕事の内容が、事業所の活動状況についての外形的な調査にとどまり、民間リサーチ会社等との競合にも留意した後であれば、受注することには、特に問題はないと考えますが、会員が、調査対象事業者の事業所に訪問し、名称等の確認をするといった関わり調査の業務が含まれるときは、調査対象の事業者とトラブルになる危険性は否めませんので、受託に際しては、依頼されている業務の範囲、仕事の内容を慎重に精査した上で、判断、対応するようにしてください。 なお、受託する場合であって、就業会員が訪問調査をするときは、ご質問の「調査依頼をした事業者の名において」は、「調査依頼をした事業者から正式に委任されたシルバー人材センターである」ことを、調査対象の事業者にも、伝える必要があると考えます。
28	25 8 21	受注関係	市から家庭ごみ(粗大ごみ)の収集を受注するにあたり、収集車(パッカー車)を市から借りて請負として受注できるか。 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集・運搬を行う場合は、許可は必要ない。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条但し書き及び同施行規則2条1号)	受注にあたっては、運転者の提供ばかりでなく、車両の整備及び修理全般、燃料・油脂等の購入、給油、備品の購入、任意保険への加入や事故処理全般等についても受託し、自動車等の管理全体を行い、受託業務の範囲を契約書に明記することは可能ですが、車の運転業務は、万一の事故等を考えると、センターの責任負担の重い業務であるとともに、粗大ごみ等の収集・運搬作業は、一般の作業と比べ重労働と考えられ、高齢のシルバー会員が就業するには不適当な業務であると考えます。
29	25 10 23	受注関係	センターが、太陽光発電機の運搬、設置業務を請け負う場合、適正な受託事業の観点から留意すべき事項を教えてください。 なお、発電機の運搬については、軽乗用車を使用して、区域内にある発電機の製造元からその設置場所まで運び、組立、設置については、発注者が作成した組立図により手動式ドライバー等の簡易な資機材を使用します。 また、自動車を使用するの運搬作業について、あらかじめ管轄の陸運局に相談し、請け負うことに特に問題はない旨の回答を得ています。	ご質問の仕事センターが請負により受注する場合の留意点は、適正な請負の観点から、業務遂行に当たり請負人である就業会員の自主性を担保するため、 ・ 発注者従業員が作業現場に立ち会ったときは、就業会員との混在就業とならないよう方策を図ること ・ 発注者所有の資機材を使用寛借しないこと ・ 発注者から就業会員に対し従属的指揮監督関係が生じることのないようにするため、作業方法や手順について詳細かつ具体的な仕様書を作成し、会員はこの仕様書等に基づき自らの判断で仕事を遂行できること(仕様が適当でない場合、発注者の指示がない限り、就業会員がその場で指示をしなければ作業遂行ができないような場合は、発注者と当該就業会員との間に従属的指揮監督関係が成立すると判断される可能性があります。) などが考えられます。 また、自動車を使用して仕事をする際の留意点としては、任意保険の加入など「事業運営の手引」の294頁を参照してください。

No	受付日	分野	質問内容	回答
30	25 10 25	受注関係	(1)センターで発行する会報の袋詰め等の作業を、約60人の会 員に、請負により依頼しようとするときは、当該作業を受託する 者は、当該仕事を請け負った個々の会員、あるいは、センター のいずれとなりませうか。 (2)センターの事務所の清掃作業を、会員に、1年間の契約期間 で請負により依頼しようとするときは、当該作業を受託する者 は、当該仕事を請け負った個々の会員、あるいは、センターの いずれとなりませうか。 (3)当センターの新しい事務所に完成したので、その引っ越し作 業を、会員に、依頼しようとするときは、この作業が指揮命令を 伴うことから、シルバークリスタルにより、センターが、県連合会の派 遣の実施事務所(当センター)に、発注することになりますか。	1 質問事項の(1)及び(2)の仕事(センター発行の会報の袋詰め作業及びセンター事務所の清掃作業)につい ては、当センター内で発生する業務として、センターが発注者となり、会員である高齢者に請け負わせること が妥当です。この場合、請負契約が成立し、センターは、当該作業を請け負った会員に対し、仕事の完了後に その報酬として請負代金(配分金)を支払い、センターは、当該作業を請け負った会員に対し、仕事の完了後に また、当該報酬の支出に係る会計処理上の勘定科目は、「謝金」又は「委託費」で支出し、その支払いの際に、 所得税の源泉徴収を要します。 2 質問事項の(3)の仕事(センターの新しい事務所に引っ越しの際の引っ越しに係る作業)については、当該作 業が数日ないし一週間程度で完了する一時的なものであると考えられること、また、その作業の遂行に際し発 注者(センター)による指揮命令が生じることを考慮し、センターは、当該作業について、その仕事を希望する 会員である高齢者を、その会員の資格を失わせることなく、雇用期間(その業務が完了することにより終了す る)の定めのある臨時職員として採用し、行わせることが妥当です。この場合、労働契約が成立し、センター は、当該業務作業を担った会員に賃金を支払います。 また、当該報酬の支出に係る会計処理上の勘定科目は、「臨時雇賃金」で支出し、その支払いの際に、所得税 の源泉徴収を要します。 3 上記の請負及び労働契約は、いずれも、センター内の業務を他者(この場合はセンターの会員)に遂行させ るものであるから、シルバークリスタルセンター事業における事業実績とすることはできません。
31	25 11 18	受注関係	寺院境内の清掃を目的とする請負において、その従事する作業と して境内で飼育する家兎の飼育小屋の清掃及び給餌並びに家 兎が死んだときの死骸の処理をすることは、「動物の愛護及び 管理に関する法律」などの関係法令に照らし、問題ありませ んか。	寺院境内の清掃を請負の目的とし、併せて従事する作業として家兎飼育小屋の清掃とその副次的で恒久的な作 業としての給餌にどまる内容であれば、「動物の愛護及び管理に関する法律」による規制に抵触しないことと考 えます。 しかし、家兎の死骸の処分については、「廃棄物処理法」等の関係法令に抵触する可能性がありますので、そ れも受注しようとする場合には、事前に市区町村や最寄りの保健所に相談した後、その指示に従うようにしてく ださい。 なお、この場合、請負契約書の作業内容あるいはその仕様内容(仕様書等)には「給餌作業」とは記載せず、 「家兎飼育小屋の清掃等業務」とするほうがよいでしょう。
32	25 12 2	受注関係	当センターは、現在、当市の広報誌等を、その所有する自動車 を使用して、地区区長の居室に配布する業務を受託しています が、今後は、運輸局に自動車運送事業者として使用自動車に 係る営業用ナンバーを申請、取得すれば、貨物自動車運送事 業法等の関係法令上適法に業務を受託することができませうか。 なお、運送の手引(平成6年3月31日初版発行)の123頁(4)の ウにおいては「前記郵便物の…(略)…センター所有の車に広 報誌を積んで配布先まで運ぶことは、運送は請け負ったわけ ではないので、問題はない。」と記載されていますが、現在でもこ の見解に変わりありませんか。	ご質問の「広報誌等を自動車を使用して、地区区長の居室等に配布する業務」は、貨物自動車 運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業に該当しないし相当する業務と考えられますが、運輸局に 現在の受注内容について相談することをお勧めします。地域の運輸局によっては、別様の申請等を受けないと 判断している事例もありますので、センターは、相談の際には、シルバークリスタル事業の趣旨等も十分説明しておくほう がよいでしょう。 一方、ご承知のとおり、センターは、会員を労働者として雇用している事業者ではありませんから、いわゆる自 動車運送事業者として、使用自動車に係る営業用ナンバーを申請、取得し、仕事を請け負うことは避いといと考 えます。 したがって、当協会としては、ご質問のような業務を、現在、センターを受注している場合は、受注形態を「運転 業務」について労働者派遣契約又は「職業紹介」による方法に切り替えることをお勧めしています。 なお、ご指摘の運送の手引きの該当箇所「…広報誌を積んで配布先まで運ぶことは、運送は請け負ったわけ ではないので、問題はない。」は、改訂5版(平成25年3月31日)では削除されています。削除の理由は、配布 先が特定されていると、貨物運送自動車運送事業法に抵触する可能性があるからです。

No.	受付日	分野	質問内容	回答
33	25 4	8 契約関係	センターへ受託事業を発注している財団法人が、公益財団法人へ移行しました。公益移行に伴い、受託事業に関する契約書の印紙を貼付しなくてもよいことになる(非課税になる)と言っていますが、公益財団法人は印紙税非課税となるのでしょうか。	印紙税法第5条によると、国、地方公共団体又は別表第2に掲げる者は非課税となるとありますが、その一覧をご参照下さい。その一覧表に当該団体の名称がなければ、公益財団法人になったからといって印紙税法上特別の取扱いはありません。つまり、受託事業の契約書には契約金額に応じた印紙を貼付する必要があります。
34	25 5	1 契約関係	1 シルバー派遣において、労働者派遣個別契約書における実施事業所部分に署名する者を、当該実施事業所の所長でなく、その派遣元責任者とすることが出来ますか。 2 労働者派遣個別契約書の「2. 派遣元事項」に記載する派遣元責任者の「役職」に変更があったときは、当該契約書の変更が必要となりますか。 3 実施事業所の派遣元責任者として選任された者が、当該センターにおける非常勤の職員となったことから、週に数日しか出勤しないときであっても、引き続き派遣元責任者とすることは許されますか。	1 実施事業所部分に署名する者を、当該実施事業所における派遣元責任者として任命された者として差し支えありません。 2 派遣元責任者に選任された者が、当該実施事業所であるセンターにおける役職を変更された場合であっても、労働者派遣契約の契約事項を変更することに当たらないから、契約書の変更をする必要はないものと判断します。 3 常勤でない者を派遣元責任者として選任することにつき法令上の制限はありませんが、派遣元責任者として法令上求められる職務の遂行に支障を来すことのないよう、その者以外に、更に1名の派遣元責任者を選任しておくことをお勧めします。
35	25 5	20 契約関係	当センターでは、配分金額は、消費税を含まない額を最低賃金法に定める地域別最低賃金を下回らないようにしてきたが、次年度から消費税率が上昇することとなり、そうなれば、受託に係る契約額が大きくなることから、それを理由に受注件数が減ることを懸念しているところですが、今後は、配分金はそもそも請負代金であり賃金ではなく、また、会員が配分金を受領後、消費税を納付することはないと考えられるから、この際、配分金に消費税を含めた額を、最低賃金額と同額以上とする考え方に変更したいが、全シ協の見解を伺いたく相談します。	地域別最低賃金の改定や消費税率の引き上げは、もとより受託契約当事者間の問題ではなく、法制上、税制上の問題であるから、その改定等を発注者との契約額の上昇すべきではありません。 したがって、消費税率の引き上げに伴い契約額も上昇することが、発注者の理解を得にくいという理由から、貴センターの現在の配分金の考え方を變更(配分金に消費税額の含めた金額を地域別最低賃金額との比較対象とする変更をいいます。)することは、結果的に、税制上の問題を根拠に、配分金の額を最低賃金の水準以下に引き下げることにもつながりかねず、問題は多いと考えられます。 これらことを踏まえ、センターは、発注者と契約額について交渉するときは、会員が受ける配分金は地域別最低賃金の水準であり、消費税率等の税制上の問題を契約額の交渉事案とすべきではないこと、また、センターが就業会員の労働力等を低廉な価額で提供することを目的とする団体ではないこと、を説明し、理解を得よう努めることが大切であると考えます。
36	25 6	7 契約関係	シルバー派遣において、派遣先事業者がその基本契約で約した支払期日までに派遣料金を支払わないときは、派遣元であるシルバー連合は、当該料金を回収するために、どのような基準により、どのような方法ですることになりますか。この場合、派遣料金の督促は、当該支払期日から3か月を経過した後に行うことは適当ですか。 また、回収不能に相当すると判断される派遣料金については、シルバー連合本部と実施事業所であるセンターとの間であらかじめ協定書等で定めた割合で按分負担することとして差し支えありませんか。	派遣料金請求権は金銭債権であるから、この場合、シルバー連合は、受託事業におけるセンターが注文者に対して行うべき履行遅滞状態(未納状態)にある請負等代金債権の回収等の方法に準じた方法により行うことが適当であり、そのことについては、当協会の「会計・経理の実務手引」131頁以降に記載されているので、これを参考にしてください。 なお、未納状態にある派遣料金の支払督促を「当該支払期日から3か月を経過した後」とするのは不適当であり、当該派遣料金の債権が確定的に履行不能となることを避けるために、当該支払期日経過後、未納であることが確認できたときは、速やかに督促、請求をすべきです。 また、回収不能となった派遣料金の負担等につきあらかじめ協定書等で定めているときは、質問のように按分することとしても差し支えないと考えますが、これは派遣元であるシルバー連合内部の問題であるから、当該シルバー連合は、原則として、このことを第三者はもとより相手方である派遣先にも対抗することはできないことを留意してください。